

# 共通対策編

第1章	総則	P 1
第2章	災害予防計画	P 17
第3章	災害応急対策計画	P 61
第4章	災害復旧計画	P 197



# 第1章 総 則

## 第1節 計画作成の目的

### 1 目 的

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、大山町の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、大山町区域内の公共団体、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動を総合的かつ計画的に推進し、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

#### 【「災害」の定義】

〔災害対策基本法第2条第1号〕

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害

〔災害対策基本法施行令第1条〕

政令で定める原因：放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故

### 2 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき大山町防災会議が作成する「大山町地域防災計画」の「共通対策編」である。

大山町地域防災計画は、本編のほか「震災対策編」、「津波災害対策編」、「風水害対策編」、「大規模事故対策編」からなる。なお、「資料編」を別に定める。

### 3 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の責任を明確にするとともに、総合的、かつ、計画的な災害対策の整備並びに推進を図るものであり、計画の作成及び推進にあたっては下記の諸点を基本とする。

- (1) 災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づく災害対策の推進
- (2) 自主防災体制の確立
- (3) 町、県、防災関係機関及び住民それぞれの役割と連携
- (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進
- (5) 災害に強いまちづくりの推進
- (6) 関係法令の遵守
- (7) 女性、高齢者、障がい者、乳幼児などの災害時要配慮者の多様な視点を生かした対策の推進
  - 具体的には、次に掲げる項目に配慮するものとする
    - ア 実施体制について、どちらか一方の性別に偏ることなく、両性の意見が十分反映できる構成とすること。
    - イ 意思決定、住民ニーズの把握などを行なう場合は、対象となる被災者についてどちらか一方の性別に偏ることなく、被災者の声、意見、要望など十分反映すること。
    - ウ 災害時の応急対策や避難所等での救援対策について、病気や障がいの有無、性別による違いなどを十分反映した対策とすること。

#### 4 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

この計画は、「鳥取県地域防災計画」及び「大山町総合計画」の諸施策と整合性を図りながら策定する。

また、他の法令に基づいて作成する計画と抵触することがあって、かつ避けることができないと認められるときは、防災会議において調整を図るものとする。

#### 5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

#### 6 計画の周知徹底

町及び防災関係機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めなければならない。

## 第2節 町の概況と災害の記録

### 1 町の概況

#### (1) 自然的条件

##### ア 位置

大山町は、鳥取県西部に位置し、東部は琴浦町、西部は米子市及び伯耆町、南部は江府町と接し、北部は日本海に面している。県庁所在地である鳥取市は東へ約80km、西部の商都米子市は西へ約20kmの地点にある。

##### ■地域全体の位置

方位	地名	極限経緯度
東端	大山町田中	東経 133度 36分 24秒
西端	大山町保田	東経 133度 25分 45秒
南端	大山町大山	北緯 35度 20分 45秒
北端	大山町御崎	北緯 35度 31分 55秒

##### イ 地勢

地形は、南北21km、東西16kmであり、北は日本海から南は中国山地の最高峰大山に至る範囲となっている。北部は大山の裾野がゆるやかな傾斜を描きながら日本海に向かって広がり、南部は丘陵と谷間で形成され大山山頂に至る山地となっている。河川は大山山系を分水嶺として、東部に甲川、西部に阿弥陀川が日本海に流れている。

総面積は189.83Km<sup>2</sup>で、鳥取県の総面積の5.4%を占めている。

##### ■地目別面積

(単位：Km<sup>2</sup>)

	山林・原野	農地	宅地	雑種地	その他	計
面積	55.49	46.23	5.93	2.37	79.81	189.83
割合	29.2%	24.4%	3.1%	1.3%	42.0%	100.0%

(資料：H28固定資産概要調書)

■主な河川

河川名	延長 m	流域面積 Km <sup>2</sup>	備考
甲 川	13,130	16.4	支川 三谷川
下市川	5,400	19.8	支川 くずくし川、後谷川
宮 川	3,300	7.4	
真子川	2,500	5.0	支川 寺谷川
名和川	4,100	19.8	支川 東谷川、蛇の川
阿弥陀川	11,000	36.9	支川 坊領川、飯戸川
江東川	8,600	6.2	支川 江東川水路
谷 川	1,920	2.4	
妻木川	4,500	6.8	
精進川	4,200	19.3	佐陀川水系 支川

ウ 気 象

本町の気象状況は、海岸部から中国山地最高地までを含んでいるため、かなり大きな差異が見られる。平坦部では夏の最高気温が30℃を超過するのが普通であるのに対し、大山山頂では20℃前後となっている。また、冬の最低気温は平坦部では氷点下となることはまれであるが、大山山頂では氷点下10℃を下回ることもある。

降水量は山陰型の気候であるため、冬期と梅雨期に多く、積雪量は平坦部で20～30cm、山間部で1m前後、スキー場のある付近では2mを超過することもある。

エ 地 質

地質は、大山の影響によって大山ローム層、火山砕屑物、凝灰岩質岩石礫、砂礫で構成されている。河川流域と平野部には、肥沃な大山ローム層が堆積し、生産力のある水田が開けており、火山灰土の覆う台地は果樹園や普通畑として利用されている。

(2) 社会的条件

ア 人 口

本町は、平成17年3月28日に中山町、名和町、大山町の3町が対等合併し、新しく町制を施行した。平成27年（2015年）の国勢調査（確定値）による人口は16,470人であり、平成22年から平成27年の5年間に1,021人減少している。当該5年間の減少率は5.8%となっており、依然高い割合で推移している。

■人口の推移

(単位：人)

	H2	H7	H12	H17	H22	H27
大山町	21,508	20,563	19,561	18,897	17,491	16,470
鳥取県	615,722	614,929	613,289	607,012	588,667	573,441

※H12以前の大山町の人口は旧中山町、旧名和町、旧大山町を合算した値。

(資料：国勢調査)

■人口増減率の推移

	S60-H2	H2-H7	H7-H12	H12-H17	H17-H22	H22-H27
大山町	△ 3.2%	△ 4.4%	△ 4.9%	△ 3.4%	△ 7.4%	△ 5.8%
鳥取県	△ 0.0%	△ 0.1%	△ 0.3%	△ 1.0%	△ 3.0%	△ 2.6%

(資料：国勢調査)

また、本町の平成27年の世帯数は5,300世帯で、平均世帯人員は3.1人/世帯であり、核家族化が更に進行している。

■世帯数・平均世帯人員の推移 (単位：世帯、人)

		S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
大山町	世帯数	5,437	5,417	5,436	5,466	5,515	5,338	5,300
	平均世帯人員	4.1	4.0	3.8	3.6	3.4	3.3	3.1
鳥取県	世帯数	173,211	179,829	189,405	201,067	209,541	211,964	216,894
	平均世帯人員	3.6	3.4	3.2	3.1	2.9	2.8	2.6

※H12以前の大山町の人口は旧中山町、旧名和町、旧大山町を合算した値。

(資料：国勢調査)

■年齢階層別人口

	年齢階層別人口 (人)				年齢階層別人口割合		
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	計	15歳未満	15～64歳	65歳以上
大山町	1,822	8,440	6,203	16,465	11.1%	51.2%	37.7%
鳥取県	73,685	326,301	169,092	569,078	13.0%	57.3%	29.7%
全国	15,886,810	76,288,736	33,465,441	125,640,987	12.7%	60.7%	26.6%

※大山町値には年齢不詳(5人)、鳥取県値には同(4,363人)、全国値には同(1,453,758人)を除いて算出。(資料：国勢調査)

イ 産 業

本町の産業別就業人口の構成割合をみると、第1次産業は27.9%、第2次産業は19.6%、第3次産業は52.2%（平成22年国勢調査）となっており、第2次産業が減少し、第3次産業の就業者が増加する傾向がある。さらに、本町の就業者数の割合を大分類でみると、サービス業が28.6%と最も高く、次に農業26.8%、卸売・小売業13.9%、製造業11.8%、建設業7.8%となっており、これらで、全体の約90%を占めている。

ウ 交通及び通信

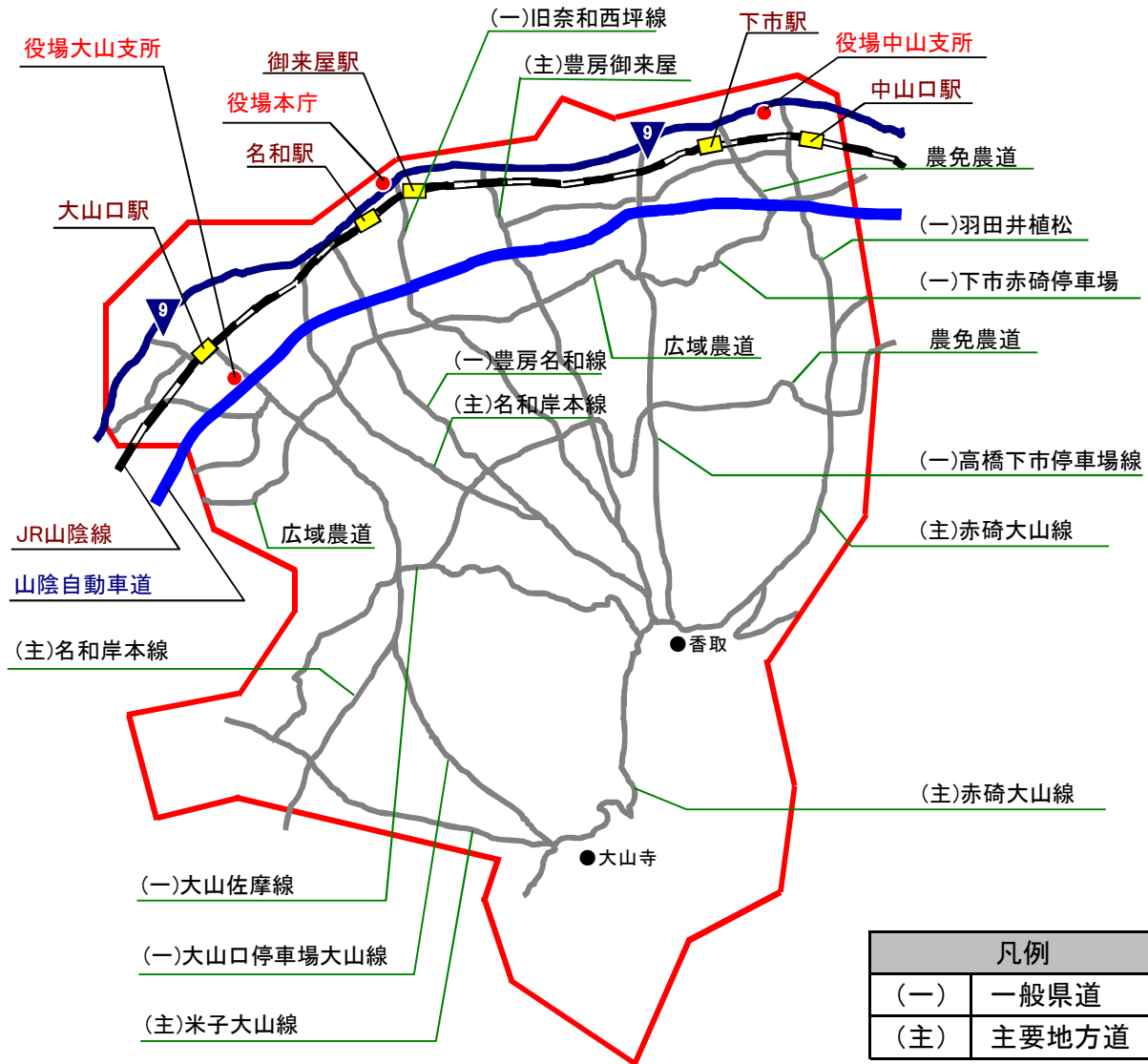
道路はJR山陰本線と並行して北側に国道9号、南側に山陰自動車道が走っており、その南側や中央部に県道下市赤碕停車場線、広域農道が走っている。また、町内を南北に県道、主要地方道等が走っている。道路整備状況を改良率と舗装率でみると、改良率は70.5%、舗装率は93.9%となっている。鉄道をみると、町内をJR山陰本線が日本海沿いに東西に走っており、中山口駅、下市駅、御来屋駅、名和駅と大山口駅が設置されている。

■町道の実延長・改良率・舗装率 (単位：m)

	実延長	改良済延長	舗装済延長	改良率	舗装率
大山町	375,055	264,550	352,183	70.5%	93.9%

(資料：平成28年度道路施設現況調査)

■町内の主要道路



通信網については、電話の普及や各集落での有線放送の設置、さらには防災行政無線施設や町内全世帯に個別受信機が配置され、町の広報活動や災害時の緊急放送、農業情報に活用されており、情報通信体制は一応整備されている。

また、光ファイバーが全町域に敷設され、平成19年度からは、ケーブルテレビやインターネット等の高速通信が利用できる基盤が整備されている。

2 災害の想定と災害の記録

(1) 災害の想定

本町に発生する災害は、異常な自然現象による台風、大雨を要因とする風水害及び大雪による雪害、大規模な火災、爆発等の人為的要因により生ずるものと大別することができる。

災害の想定にあたっては、大山町の地理的条件を考慮し、過去において被った災害、あるいは、近年全国各地で発生した災害のうちから最も頻度の高い風水害、すなわち、台風、集中豪雨による高潮被害、洪水被害、地すべり、がけ崩れ等を想定し、火災、爆発等による被害については、前述の想定の中に含まれるものとして取り扱う。

(2) 過去の災害の記録

本町における過去の災害記録は、資料編資料1のとおりである。

### 第3節 防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承計画

#### 1 目的

この計画は、町及びその他の防災関係機関等が、その職員及び住民に対し住民の防災意識の高揚及び災害の予防又は災害応急措置など防災知識・技術の普及を図り、災害教訓を伝承していくことで、より効果的な災害対策の実施を図ることを目的とする。

#### 2 実施方針

##### (1) 実施責任者

町及び防災関係機関は、住民及び各々の組織の職員に対し、災害予防及び応急対策に万全を期するため、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承を図るものとする。

##### (2) 実施方法

###### ア 防災関係職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、災害時の応急対策に万全を期するため、職員に研修会、講演会等により必要な防災教育を実施する。

また、災害発生時の初動体制についてのマニュアルを習熟し、職員が迅速かつ的確に行動できるよう努めるものとする。

###### イ 学校における防災教育

町は、児童・生徒を対象として、自らの身の安全を守る行動や地域の安全に役立つ行動についての学習、防災や自然災害等について知識・理解を深める学習等を実施するものとする。

###### ウ 防災研修会、防災講習会等の開催

町は、県及び防災関係機関と連携して、防災研修会や防災講演会等を開催し、防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚に努める。

###### エ 住民に対する防災知識の提供

町は、町ホームページ、広報だいせん、CATV等を活用して住民等に対して効果的な広報等を行い、防災に関する知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るものとする。

###### オ 体験型施設等の活用

町は、災害体験型施設等を活用して住民等に自然災害（地震や台風など）の怖さ、備え方などを効果的に伝え、防災意識の高揚を図るものとする。

##### (ア) 県内の体験型施設等

###### a 県保有起震車（愛称 グラットくん）

(a) 震度1から震度7まで9つの震度階の揺れを再現可能

(b) 関東大震災等の過去の大地震の再現に加え、近い将来発生するとされている東海地震等を想定した揺れを再現可能

###### b 鳥取県西部地震展示交流センター

(a) 鳥取県西部地震をはじめ災害に関する各種資料や写真等を展示するとともに、同地震の教訓を後世に伝承

##### (イ) 近県の体験型施設

###### a 人と防災未来センター（兵庫県）

###### b 宍粟防災センター（兵庫県）

###### c 徳島県立防災センター（徳島県） など

###### カ 消防団及び自主防災組織との連携

町は、消防団及び自主防災組織が自ら開催する防災研修会・訓練等の機会をとらえて防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るとともに、消防団及び自主防災組織に防災研



修会・訓練等の開催を積極的に働きかけ、消防団と自主防災組織とが連携した態勢の構築を促進するものとする。

キ 避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

町は、避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚については、それぞれに適した方法により行うものとする。

(7) 視覚障がい者 点字パンフレット、音声読み上げ機能に配慮したホームページ作成、音声教材等

(イ) 外国人 外国語版パンフレット等

ク 男女共同参画の視点を入れた普及啓発

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した普及啓発に努めるものとする。

ケ 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

コ その他普及を要する事項

(7) 町地域防災計画の概要

(イ) 災害予防措置

- a 水害、震災予防の知識と心得
- b 食糧等必要な物資の最低限の備蓄
- c 地震に強い家屋の知識等
- d がけ崩れなどの災害危険箇所
- e 火災予防の知識と心得
- f 台風襲来時の家屋の保全方法と器具、備品等の整備
- g 異常降雨時の避難に関する知識と心得
- h 農作物の災害予防のための事前措置
- i 船舶等の避難措置
- j その他必要事項

(ウ) 災害応急措置

- a 町の防災体制の概要
- b 災害報告の調査及び報告の要領、連絡方法
- c 防疫の心得、医薬品の整備、消毒方法、清潔方法等の要領
- d 災害時の心得
  - (a) 気象、警報等の種別と対策
  - (b) 適切な避難場所、避難路及び携行品
  - (c) 避難に関すること
  - (d) 被災世帯の心得
- e その他必要事項

(エ) 災害復旧措置

- a 被災農作物に対する応急・復旧措置
- b その他必要事項

### 3 実施の時期

普及の内容により、イベントは過去に大きな風水害、地震等が発生した日や各種の防災週間・月間などの最も効果的のある時期を選んで行うものとする。

例えば、春・秋の火災予防運動の期間においては、防火意識の啓発を図り、台風シーズンの前には、台風に関する防災知識の普及等に努めるものとする。

その他、河川愛護運動、防災の日、安全の日など防災関係行事を通じて各種関係団体等の協力のもとに普及を図る。

また、内容に応じて年間を通して計画的に実施するものとする。

	各種防災週間等	期 日
1	防災の日	毎年 9月 1日
2	防災週間	毎年 8月30日から 9月 5日まで
3	水防月間	毎年 5月 1日から 5月31日まで
4	土砂災害防止月間	毎年 6月 1日から 6月30日まで
5	山地災害防止キャンペーン	毎年 5月20日から 6月30日まで
6	防災とボランティアの日	毎年 1月17日
7	防災とボランティア週間	毎年 1月15日から21日まで
8	鳥取県西部地震発生の日 (平成12年10月 6日発災)	毎年10月 6日
9	鳥取地震発生の日 (昭和18年 9月10日発災)	毎年 9月10日
10	雪崩防災週間	毎年12月 1日から 7日まで
11	津波防災の日	毎年11月 5日

## 第4節 防災訓練計画

### 1 目 的

この計画は、防災訓練を実施することにより、町及び防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価・実行性の検証、相互協力の円滑化、日常の取組みの検証、評価を行うとともに、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図ることを目的とする。

### 2 基本方針（防災訓練を実施する場合の指針）

#### (1) 実践的、効果的な訓練の推進・評価

##### ア 準備段階

- (ア) シナリオ（状況設定、被害想定、応急対策事項）をより実践的に作成
- (イ) 防災関係機関、住民の役割を確認
- (ウ) 問題点等の抽出発見に努め、防災体制の実効性の検証を実施
- (エ) 想定される事態の発生頻度や被害規模等に配慮して効率的に訓練を実施

##### イ 訓練方法

実動訓練、図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式で実施

##### ウ 訓練終了後

- (ア) 問題点の取りまとめ（シナリオ作成途上で判明したもの、参加者からの意見徴収等）
- (イ) 訓練の客観的な分析・評価（参加者からの意見聴取等による効果測定）
- (ウ) 課題等の明確化
- (エ) 訓練の在り方、マニュアル等の見直しを行い、実効性のある防災体制を維持、整備

#### (2) 広域的な訓練の推進

- ア 消防、警察、自衛隊等と緊密に連携し、広域的なネットワークを活用した訓練の実施
- イ 相互に締結した協定等に基づく応援訓練の推進

(3) 広報の充実・住民参加型訓練の工夫・充実

- ア 住民が積極的に参加できるよう訓練内容を工夫・充実する。
- イ 各種広報手段を活用し、防災訓練の広報の充実
- ウ 住民に対する防災に関する知識取得、意識啓発の機会となるよう工夫

(4) 計画的訓練の推進

次の計画的訓練の実施により、組織的な体制作り並びに防災担当者の災害対応能力の向上を図る。

- ア 各種図上訓練等による計画的な訓練の実施
- イ 日ごろからの自己研鑽・自己啓発
- ウ 防災担当者不在時のバックアップ体制整備（各業務ごとに担当者不在を想定）

(5) 訓練後の評価等

町及びその他防災関係機関は、各訓練の実施結果について検討・評価を行い、課題等を明らかにし、今後の防災体制の改善に反映させるものとする。

3 訓練の種別

実施する防災訓練には、実動訓練及び図上訓練がある。

実動訓練にあつては、総合防災訓練、水防訓練、消防訓練、避難救助訓練、情報伝達訓練、非常通信訓練、非常招集訓練、救急医療訓練、避難所運営訓練、その他防災に関する訓練とする。

また、図上訓練にあつては、災害警戒本部・災害対策本部（現地災害対策本部）運営訓練、簡易型災害図上訓練（DIG）、その他の訓練とする。

4 訓練計画

訓練の企画立案並びに実施にあつては、国、県、隣接市町村、その他関係機関と共同又は町単独で実施するが、いずれの場合についても、地域の特性や季節的な要因等を考慮し、これらの防災関係機関と緊密な連携をとるとともに、地域住民の参加を得て、より実践的なものになるよう努めるものとする。

各種計画の要旨は、次のとおりである。

(1) 総合防災訓練

ア 訓練の意義

災害発生時の初動体制を直接に担う町が関係防災機関、住民、事業所等との連携、協力を得て、地域の防災体制が十分その機能を発揮することができるよう、総合防災訓練を実施するものとする。

(ア) 自衛隊、海上保安庁等の関係機関と協力

(イ) 自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等と相互に適切な役割分担

イ 地域の実情に応じた訓練

(ア) 過去の災害履歴等を踏まえ、特に訓練の必要性が高い災害を想定

(イ) 地域の実情に即して訓練を実施

ウ 住民が防災を考える機会の提供

(ア) 地域住民の意見、提案等が反映されるよう努める（計画作成、結果分析、評価）。

(イ) 訓練内容、住民参加、広報の方法や形態について工夫（住民が災害発生時の行動の在り方について考える機会となる。）

エ 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進（地域防災力の向上）

(ア) 幅広い層の住民が参加する訓練の普及に努める。

(イ) 地域の防災拠点（学校等）における訓練実施の推進

(ウ) 事業所、ボランティア等が実施する訓練に住民や他の関係機関が参画

オ 防災知識の普及・災害に強いまちづくりの推進

(ア) 地域の自然的・社会的条件に関する正しい知識の普及（過去の災害の教訓を伝承）

- (イ) 家屋の耐震構造の強化等について積極的に周知
  - カ ボランティア団体等との連携  
訓練への参加を求め、可能な連携に努める。
  - キ 集中豪雨時等における情報伝達及び避難行動要支援者の避難訓練
    - (ア) 集中豪雨発生時等の情報収集、避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）の発出及び住民に対する情報伝達
    - (イ) 高齢者等の避難行動要支援者への情報伝達、避難支援、救出
  - ク 緊急地震速報を取り入れた訓練の実施  
訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等により、地震速報を受けて適切に行動できるよう訓練する。
  - ケ 実施要領の策定  
実施に当たり、災害の想定、実施場所、日時、実施種目等を示した「総合防災訓練実施要領」を策定
- (2) 災害警戒本部、災害対策本部（現地災害対策本部）運営訓練  
町及び防災関係機関は、災害発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、情報収集、分析等本部の運営を適切に行うため、災害警戒本部、災害対策本部（現地災害対策本部）運営訓練を実施する。
- (3) 水防訓練  
町は、町の主催により、住民の防災意識の高揚と普及啓発及び出水時における警戒、予防等水防体制の万全を期するため、各関係機関及び住民の協力を得て、年1回水防訓練を実施するものとする。実施時期、実施方法についてはその都度定めるものとし、その訓練項目は水防計画に定められているものを主体とする。  
また、県主催で年1回実施される水防訓練についても積極的に参加、協力するものとする。
- (4) 消防訓練  
消防機関及びその他防災関係機関は、災害時において消火、救助活動に当たる消防機関の消防戦術上における活動を円滑にするため、次の内容からなる消防訓練を実施するものとし、自衛消防についても随時消防訓練を行うよう指導し、必要に応じて町の消防機関も協力するものとする。なお、訓練は消防機関とその他の消防団体が行うものとに区分し、実施時期等については、それぞれの機関において年次計画を樹立し、随時行うものとする。
- ア 消防機関が行うもの
    - (ア) ポンプ操法
    - (イ) 放水訓練
    - (ウ) 礼式規律訓練
    - (エ) 消防戦術
    - (オ) 警備救助活動
  - イ その他の消防団体が行うもの
    - (ア) 通報訓練
    - (イ) ポンプ操法
    - (ウ) 消火訓練
    - (エ) 避難訓練
- (5) 避難救助訓練  
町、消防機関及びその他の防災関係機関は、それぞれの計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、必要に応じて警察、消防等関係機関の協力を求め、避難救助訓練を水防、消防等の防災訓練及びその他の災害防御活動と併せて、又は単独で実施するものとする。図上訓練の実施にあたっては、避難場所、避難経路の確認、誘導方法等の訓練を実施するものとする。  
なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、事業場、旅館等不特定多数の者が出入りする施設

にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難についての設備を整備し、各事業所等で作成する消防計画に基づき訓練を実施する。

(6) 情報伝達訓練

町及びその他防災関係機関は、災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実に伝達されるように、各設備及び機器等の習熟を図り、災害時を想定して情報の伝達訓練を行うものとする。訓練を実施する時期は、町及びその他防災関係機関が調整を図って行うものとする。

(7) 非常通信訓練

町及びその他防災関係機関は、災害発生による有線通信の途絶、電力線の故障等の場合を想定し、非常通報を迅速、確実に伝送することに習熟するため、非常通信協議会において非常通信訓練を年1回以上実施する。訓練時期は、台風、雪害等の発生が予想される前に実施するものとするが、中央、地方協議会において実施される非常通信訓練との調整を図って実施するものとする。

(8) 非常招集訓練

町及びその他の防災関係機関は、災害対策活動の従事者が有事に際し、短時間に参集し、災害対策に対処できるようその体制を整えることを目的にして行う。

なお、次の項目に留意して、非常招集訓練を実施するものとする。

ア 平素における非常招集措置の整備

- (ア) 招集対象者の住所、居所及び連絡方法等
- (イ) 招集の基準及び区分
- (ウ) 非常招集命令伝達、示達要領
- (エ) 非常招集の命令簿、非常招集記録簿
- (オ) 非常招集の業務分担、配置要領
- (カ) 待機命令の基準
- (キ) その他非常招集のために必要とする事務処理

イ 非常招集命令の伝達・示達

災害の緊急性から、最も早く到着する方法を講ずべきものであり、加入電話、防災行政無線、ファクシミリ、電報及び口頭による伝達も迅速正確を期すること。

ウ 集合の方法

第一義的には、迅速に行うべきものであるが、訓練においては、交通渋滞、公共交通機関の停止、通常の通路が崩壊等により交通不可能などの被害を想定して実施すること。

エ 確認及び記録

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是正の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

- (ア) 伝達方法、内容の確認点検
- (イ) 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- (ウ) 集合人員の確認点検
- (エ) その他必要事項の確認点検

オ 訓練後の措置

訓練後は実施効果の検討を行い、非常招集の的確な実施のため改善是正を行うよう努め、訓練記録を記載しておくものとする。

(9) 救急医療訓練

災害時における救急救命措置を必要とする者に対して行う、心肺蘇生法の習得等を目的とした訓練を実施するものとする。

また、救急医療訓練が広域的に実施される場合は、積極的に参加するものとする。

(10) 簡易型災害図上訓練（D I G）

町は、地域（自主防災組織、消防団、町内会、自治会等）、職域（学校、病院、事業所等）に対して、防災意識の高揚及び地域防災力向上のために、災害発生時を想定して対応・対策等を考える簡易型の災害図上訓練を推進し実施するものとする。

(11) 避難所運営訓練

町は、災害時の避難所（二次避難所）の円滑な開設、運営を図るため、関係機関や地域住民等の協力を得て避難所運営訓練を実施するものとする。

(12) 自衛隊の派遣要請に係る通信連絡訓練

災害が激甚な場合には、速やかに情報収集と応急対策が不可欠であり、自衛隊の出動要請も極めて重要な要素の一つとなる。

(13) 訓練後の評価

町及びその他防災関係機関は、各訓練の実施結果について評価を行い、課題等を明らかにし、今後の防災体制の改善に反映させるものとする。

5 訓練実施

訓練の実施にあたっては、次の基準を目安に計画的に行うものとする。

- |                  |       |
|------------------|-------|
| (1) 総合防災訓練       | 年 1 回 |
| (2) 水防訓練         | 年 1 回 |
| (3) 消防訓練         | 年 2 回 |
| (4) 避難救助訓練       | 年 2 回 |
| (5) 非常招集訓練       | 年 1 回 |
| (6) その他の消防に関する訓練 | 必要の都度 |

第5節 住民の防災活動及び防災教育

1 目的

この計画は、住民が「自助」「共助」の考え方にに基づき、災害による被害を少しでも軽減し、又はなくすために様々な取組みを実施することを目的とする。

また、児童及び生徒等（この節において以下「児童等」という。）が、自然災害等の危機について正しく理解し、自らの判断のもとで防災・減災に繋がる行動がとれるよう、学校における防災教育の取組みを積極的に推進することを目的とする。

2 防災及び危機管理の基本的な考え方

防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、住民、事業者、町、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うことが基本であり、住民もその役割を果たすことが被害の軽減に繋がる。

- (1) 自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。）、共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。）及び公助（町、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。）の取組みを総合的に推進すること。
- (2) 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組みを積み重ねていくこと。
- (3) 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

3 住民の責務

災害対策基本法により、防災関係機関のみならず住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動

への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならないこととされている。

また、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例において、県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄その他の自助の取組み及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組みを推進すること、及び、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとされている。

具体的には、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、次のような行動を期待するものである。

(1) 日頃の備え

ア 気象、地震・津波災害等の基礎知識を身につけておく。

(ア) 本町の自然条件等について正しく理解し、風水害や地震・津波災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得する。

(イ) 気象等の特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報並びに緊急地震速報、津波警報等の発表時に適切な行動が取れるよう、発表内容の意味を理解する。

イ 家族でする防災

(ア) 家の中で危険なところを確認しておく。(家屋の耐震診断・改修や、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の安全対策もしておく。)

(イ) 防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。(浸水、土砂災害、揺れやすさ、液状化危険度、孤立危険度など)

(ウ) 避難場所や安全な避難ルートを確認しておく。

(エ) 災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。

(オ) 災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。(体験利用等を通じて定期的に確認する。)

(カ) 家族一人ひとりの役割を話し合っておく。

(キ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、飼い主によるペットの同行避難や避難所での飼養についての準備等をしておく。なお、万が一、災害時にペットが逃亡し、行方がわからなくなった場合に備え、ペットへのマイクロチップ挿入や所有者名等を記した首輪等を装着することにより、ペットが保護された際にその所有者が確認できるようにすることが望ましい。

(ク) 備蓄にあたっては、各自のニーズに配慮する。(特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。)

ウ 地域でする防災

(ア) 自主防災組織を結成し、参加する。

(イ) 消防団に参加する。

(ウ) 防災訓練や研修会に参加する。

(エ) 救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。

(オ) 町と連携して、災害時における避難行動要支援者の把握に努め、避難支援体制を構築する。

(2) 災害が起こりそうなとき

ア 家族でする防災

(ア) 町、県やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。特に、夜間等に災害が発生するおそれがあるような場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に避難勧告等の情報を入手できるようにしておく。

- (イ) 災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
- (ウ) 危険な場所に近づかない。
- (エ) 危険が迫ってきたら、町長の発出する避難勧告等による避難、又は自ら自主的に避難する。
- (オ) 定められた場所に安全に避難する。（切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる。）
- (カ) 避難は、自家用車は使わず原則徒歩で行う。

イ 地域でする防災

- (ア) 情報の収集・伝達、住民の避難誘導をする。（特に避難行動要支援者に配慮する。）
- (イ) 異常があれば、すぐに町又は琴浦大山警察署等関係機関に通報する。

(3) 災害が起こったとき

- ア 初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。（ただし、自分の身を守ることを最優先する。）
- イ 家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。（地震被災建築物の応急危険度判定）
- ウ 避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 住民及び事業者

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として大山町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 町

町は、大山町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、大山町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

5 地区防災計画の計画提案の手続

(1) 計画の作成・提案

地域住民等は、共同して行う防災活動に関する地区防災計画を作成し、大山町防災会議に対し大山町地域防災計画に定めるよう提案することができる。

大山町防災会議は、提案があった場合、地域の自主的な防災活動に関する計画の内容を尊重し、必要に応じて大山町地域防災計画にその一部または全部を定める。

(2) 作成・運用の支援等

町は、災害に強いまちづくりに際し、地域住民等による計画作成の促進を図る。また、地域住民等から計画作成及び計画に基づく訓練等の相談を受けた場合、助言等を行うものとする。

6 防災教育の実施

(1) ねらい・効果

防災教育は、児童等一人ひとりが次に掲げる能力を身に付け、「生きる力」を涵養し、能動的に防災に取り組むことができる人材を育成するために行うものである。

- ア 自然災害などの危機から自らの身を守るための行動ができる能力
- イ 生命を尊重し、進んで周囲の人々や地域の安全に貢献する能力
- ウ 自然災害発生のメカニズムをはじめ、それぞれが暮らす地域の自然環境、災害や防災について理解する能力



(2) 基本方向

ア 学校における児童等に対する防災教育の充実

児童等が防災対応能力を培うことを目的として、学校の教育活動全体を通じて、総合的、体系的に防災教育を推進する。更に、大地震を経験した鳥取県として、地震に関する体系的な防災教育の普及、津波に関する体系的な防災教育の普及、身近な防災教育として、土砂災害、風水害に関する防災教育の普及も進めていく。

イ 防災対応能力を有する教職員の養成

学校における防災・危機管理を担い、児童等への防災教育に対して指導的役割を果たすことができる教職員を養成する。

ウ 家庭・地域社会との連携

学校における防災教育に家庭や地域社会の参加・協力を得ることと合わせ、家族や地域社会の一員であることの自覚を持った人材を育成するため、さまざまな場面を通じて家庭や地域社会との連携を図る。

(3) 推進方策

ア 児童等を対象とした施策

(ア) 児童等の発達段階に応じた形で、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動における教育内容に防災や危機管理の視点を取り入れ、学校における教育活動の全体を通じて防災教育を総合的かつ体系的に推進する。

(イ) 県土整備部が実施している土砂災害、風水害についての学習メニュー教材等を各小学校に普及させていく。

(ロ) 児童等が実践的な災害対応能力を身に付けられるよう、専門家の指導・助言を受けるなどして、学校の防災訓練の充実化を図る。

(ハ) 学校の授業に、地域の災害史や危険箇所マップづくり、地域防災活動の実践者や被災者による講話などを取り入れることにより地域社会との連携を深める。また家族で災害発生時の対応を話し合うことや地域の防災訓練へ参加することなどを促進する。

イ 教員を対象とした施策

(ア) 教員を対象とした防災研修会や、その他関係機関が実施する研修等の機会を活用し、防災教育の実施について具体的な手法を提示するとともに、災害発生時の指示や誘導、初期消火、応急手当等が的確に行われるよう、専門的な知識・技能の習得及び向上を図る。

(イ) 防災教育に活用できる教材や資料を配布し、各学校の教育目的と児童等の発達段階に応じた、教職員による防災教育の実施を促進する。



## 第2章 災害予防計画

### 第1節 通 則

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するために平素から、防災に関する施設の整備、予防思想の普及、防災訓練等の計画をたて、その実施を図るものとする。

### 第2節 防災体制の整備計画

#### 1 目 的

この計画は、あらかじめ防災関係機関の防災体制に関する整備を行い、災害予防対策及び災害応急対策活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

#### 2 大山町防災会議

災害対策基本法第16条及び大山町防災会議条例（平成17年大山町条例第15号）に基づき、大山町の地域における防災行政を総合的に運営するため、組織として大山町防災会議が置かれている。

その組織及び所掌事務等は、次のとおりである。

##### (1) 組 織

ア 会長（大山町長）

イ 委員

- |   |     |
|---|-----|
| (ア) 指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者             | 1人  |
| (イ) 鳥取県の知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者            | 2人  |
| (ウ) 鳥取県警察の警察官のうちから、町長が任命する者               | 1人  |
| (エ) 町長がその部内の職員のうちから、指定する者                 | 若干人 |
| (オ) 教育長                                   |     |
| (カ) 消防団長                                  |     |
| (キ) 鳥取県西部広域行政管理組合大山消防署の職員のうちから、町長が任命する者   | 1人  |
| (ク) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから、町長が任命する者 | 若干人 |
| (ケ) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、町長が任命する者  | 若干人 |

##### (2) 所掌事務

ア 町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

イ 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

ウ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

エ 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

##### (3) 大山町防災会議委員等の状況

大山町防災会議を構成する委員及び関係機関の状況は、資料編資料2のとおりである。

##### (4) 大山町防災会議の運営

大山町防災会議条例の定めるところによる。資料編資料3を参照。

#### 3 大山町の防災組織

大山町の地域において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため、必要があると認めるとき、町長は大山町災害対策本部条例（平成17年大山町条例第16号。資料編資料4を参照）に基づく大山町災害対策本部及び大山町災害警戒本部等の組織計画を定めるものとする。詳細は、第3章第4節「組織体制計画」に定めるところによるものとする。

(1) 避難勧告発令などの発令代行の順位

町長が不在等の場合の避難勧告等発令代行の順位は次によるものとする。

- 第1位 副町長
- 第2位 総務課長
- 第3位 その場における最高責任者

4 防災体制の整備

(1) 組織体制の強化

町は、防災分野での活動を統括するため、総務課に防災を担当する人員を配置するとともに、夜間及び休日等の勤務時間外においても迅速かつ的確な初動体制がとれるよう体制整備に努めるものとする。

(2) マニュアル等の整備

町は、防災体制が円滑かつ有効に機能するよう、各種のマニュアルを整備し、防災訓練等を踏まえて随時見直しを行うものとする。また、完成したマニュアルは広く関係職員に周知するものとする。

(3) 防災関係機関の体制

ア 関係機関の連携体制

災害時に防災関係機関相互が円滑に連携した対策を実施するため、平素から防災関係機関情報交換会や実務者会議等を通じて交流を図るとともに、相互の連携体制を整備し、防災に関する情報共有を図るものとする。

イ 関係機関の長等の連絡体制

災害時に迅速な連絡調整や協議が可能となるよう、町、県、消防署、消防団、警察等の間でホットラインを確保する等、各防災関係機関相互で、平時から各機関の長又は幹部同士の連絡ルートを確立しておくように努める。

5 応援協定の充実化

町が有する防災力だけでは対応しがたい応急対策を円滑に実施し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害時に備えて行政機関や企業、職種団体等とあらかじめ応援協定等を締結することにより、人的・物的な支援を求め、支援を行う体制を構築する。

(1) 町が締結する応援協定等

町において締結している防災に関する協定等及び締結先は、資料編資料5のとおりである。

(2) 町が締結する応援協定の維持管理及び注意事項

ア 応援協定等の維持管理

(ア) 締結した応援協定については、主管課において応援内容、物資の調達能力、要請方法、連絡先等を定期的に確認するものとする。

(イ) 災害発生を想定した支援要請訓練を定期的実施し、災害時の連絡ルート及び活動体制を確認するなど、協定の実効性の確保に努めるとともに、災害発生時に事業活動を継続することができるよう、事業継続の取組みを推進するものとする。

(ウ) 協定の締結にあたっては主管課を定め、関係各課と随時必要な調整を図り情報共有するとともに、業務の分担をあらかじめ明確にしておくものとする。

(エ) 応援協定に基づく物資輸送等に当たり、必要性が見込まれる場合には、あらかじめ緊急通行車両の事前登録を行うよう調整を図るものとする。

イ 応援協定等の注意事項

(ア) 応援協定等の締結は、原則として主管課及び総務課が行うものとする。

(イ) 災害発生時に必要となる物資等が、現在の備蓄物資や応援協定に基づく流通備蓄で充足するかを随時検討し、必要に応じて協定等の拡充を行うものとする。

- (ウ) 協定等拡充の必要性については、応援要請から実際に応援が行われるまでに要する時間や、物資の供給能力等を協定の相手先ごとに勘案し、判断するものとする。
- (エ) 地理的な条件等を勘案し、災害に即応できる地元企業・業種団体等、同時被災のおそれが低い遠隔地の企業等とを組み合わせる等、多様なケースに対応できる体制を整備するものとする。
- (オ) 食糧及び生活関連物資の調達先については、発災後なるべく早い段階で、できるだけ地元企業との応援協定に基づいて調達を行う等、地元経済の復旧・復興にも配慮するよう努めるものとする。

## 6 町の防災拠点等の確保及び整備

### (1) 災害対策本部の設置

災害対策本部は、「町役場本庁舎」に設置する。ただし、庁舎が被害により使用不能となった場合は、「保健福祉センターなわ」又は「中山支所」若しくは「大山支所」に設置する。

### (2) 災害対策本部及び現場災害対策本部の活動拠点の整備

災害対策本部及び現場災害対策本部の活動拠点として、本庁舎及び各支所について、対災害性（耐震化・浸水対策・停電対策など）を確保し、災害情報を入手した場合の職員等に周知するシステムの整備、職員対応マニュアルを作成する。

### (3) 物資の備蓄用拠点の整備

防災物資・資機材は各地区ごとに分散備蓄するものとし、備蓄倉庫は既存の町有施設の利用を基本に整備する。

地区	施設名	備考
中山地区	中山支所	備蓄品
名和地区	水防倉庫	備蓄品、防災資機材
大山地区	大山支所	備蓄品
	水防倉庫	防災資機材

## 第3節 配備及び動員体制の整備計画

### 1 目的

この計画は、災害時における被害の拡大を防ぎ、早期復旧・復興を図るとともに、住民生活や経済活動への支障を減らすため、平素から災害発生時に実施することが必要な非常時優先業務に関する配備及び動員体制を確立し、非常時優先業務を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

### 2 配備・動員体制の整備

- (1) 町及び各防災関係機関は、あらかじめ災害時の配備基準を定めておくものとする。
- (2) 非常時優先業務を迅速かつ的確に実施するため、関係機関は、平時から災害時における動員体制を確立しておくものとする。動員体制の整備については、職員の居住地等も考慮の上、夜間や休日であっても十分な参集職員や体制が確保できるよう配慮するものとする。
- (3) 町は、業務継続や発災後の円滑な応急対策、復旧・復興のため、退職者の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努めるものとする。

### 3 業務継続の取組みの推進

#### (1) 業務継続の基本方針

町は、災害から住民の生命、身体、財産を保護する責務を有することから、災害発生時は応急対策業務に万全を尽くすものとする。また、優先度の高い通常業務についても、住民生活や経済活動への支障を最小限に止めるため、継続・早期再開を行うものとする。これらの非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材等の資源を確保するとともに、非常時優先業務以外

の通常業務については、積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

(2) 業務継続計画の策定

- ア 町は、優先的に継続すべき通常業務の継続体制を定める業務継続計画の策定に取り組むものとする。
- イ 業務継続計画策定後は、発動時に計画どおり実施できるよう、全職員への周知を徹底し、意識の向上に努めるとともに、定期的に訓練等を実施し、見直しを行うことにより、実効性を高めるものとする。

4 町の動員体制の整備

(1) 防災行動マニュアルの修正

災害時初動対応マニュアル、防災計画職員マニュアル等各種防災行動マニュアルについて、防災訓練を通して問題点等を洗い出し、随時修正を行うものとする。

(2) 防災連絡責任者の配置

各課ごとに災害発生又は災害発生の恐れがある場合の動員に係る総括責任者として防災連絡責任者を置く。防災連絡責任者は、資料編資料6のとおりである。

5 平時から職員が講じておくべき対策

(1) 災害時における役割の把握

職員は、災害時初動対応マニュアルにおける各自の役割を把握し、災害時における各自の行動を理解し、必要な対策を平時から講じておくものとする。

(2) 家庭等で被災しないための対策

職員は、それぞれが非常時優先業務を行うべき重要な責務を担っていることを理解し、災害時においても必要に応じて確実に登庁できる体制を平時から整えるため、災害時に職員やその家族が被災しないよう次のような対策をあらかじめ講じておくものとする。

- ア 住宅の耐震化
- イ 家具等の転倒防止対策
- ウ 家庭内での備蓄（非常用食料、飲料水、非常用持ち出し袋、携帯トイレなど）
- エ その他、鳥取県危機管理局ホームページの「日頃の備え」に記載されていることを参照とした取組み

(3) 災害発生時の家族等との連絡方法の確認

職員は、災害発生時に業務に専念できるよう、災害用伝言ダイヤル等の災害時の家族との安否確認の方法を平時から把握確認しておくものとする。

(4) 登庁経路の危険度の把握

職員は、登庁経路における危険度（土砂崩れ、ブロック塀倒壊、液状化など）を把握し、災害時の通行経路や登庁手段等を検討しておくものとする。なお、災害時は、登庁経路における被災状況の把握に努めるものとする。

**第4節 職員派遣体制の整備計画**

1 目的

この計画は、災害時に応急対応を実施する人員及び被災市町村等を応援する人員の確保及び派遣について定めることを目的とする。

2 職員派遣要請等の整備

(1) 県及び他市町村等への職員派遣又は応援要請体制の整備

町が有する防災力だけでは対応しがたい応急対策を円滑に実施し、災害応急対策を迅速かつ

的確に実施するため、災害時に備えて県及び他市町村等への職員派遣又は応援要請体制を構築する。

(2) 他市町村、県からの派遣職員の受入れ体制の整備

災害時において、他市町村、県からの派遣職員を円滑に受入れ、災害応急対策を実施するため、防災訓練等を通じ、受入れ体制の整備・検討を行うものとする。

(3) 災害時の他市町村への職員派遣体制の整備

ア 災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識、経験を有する職員の把握

町は、大規模かつ重大な災害が発生した場合に県又は被災市町村からの職員派遣要請に対応するため、必要な技術等を有する職員等をあらかじめ把握しておくものとする。

イ 資機材の整備

町は、被災市町村への派遣に際して必要となる衣服、作業資機材の整備に努めるものとする。

ウ 通信機器の整備

町は、被災市町村に派遣する職員が使用する通信手段として、IP無線及び情報収集端末等の通信機器を整備するとともに、使用方法について訓練等を通じて周知徹底するものとする。

## 第5節 気象情報等の収集伝達体制の整備計画

### 1 目的

この計画は、気象情報等の災害対応に必要な情報を迅速かつ的確に収集伝達する体制を整備することを目的とする。

### 2 気象情報等の収集伝達体制の整備

(1) 情報の収集体制の整備

町は、平素から能動的に気象情報や自然災害等の防災・危機管理情報を収集・整理し、県と情報共有を図るとともに、住民に必要な情報を適時に提供する体制を構築するものとする。

(2) 各種防災情報システムの整備

ア 町、県及び防災関係機関は、水位情報・雨量情報その他の災害対応上必要な情報について、監視・観測するシステム、これらの災害関連情報を各機関が共有し、メディアなどを通じて住民に伝達するシステムを整備、運用するものとする。

イ 町が利用できる主な防災情報システム

(ア) 鳥取県災害情報システム（県）（発災時の災害情報の共有・伝達等）

(イ) 防災情報提供システム（気象庁）（特別警報・警報・注意報、地震・津波情報等）

(ウ) 川の防災情報（国土交通省）（雨量、水位等）

(エ) 全国瞬時警視システム（消防庁）（緊急地震速報、国民保護情報等）

(オ) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（文部科学省）（被ばく線量予測）

ウ システムの整備運用にあたっては、以下の事項に配慮するものとする。

(ア) メールを利用した災害対応要員、住民等への通知

(イ) ホームページ、データ放送等を利用した住民等への情報公開

(ウ) 鳥取県災害情報システムからのLアラート（公共情報コモンズ）を利用したメディアを通じての住民等への災害関連情報の伝達

(3) 情報の共有及び活用体制の整備

ア 町の体制整備

(ア) 町は、町の各課から提供された情報及び県、防災関係機関等から収集した情報を総務課において整理、分析し、災害が発生または発生する可能性があるかと判断された場

合は、関係課と協議する等により町の体制を警戒体制等に移行し、相互に連携して災害発生に備えるものとする。

(イ) 町の各課は、次に掲げる事項について、災害対応に必要な情報を入手した場合の活用体制をあらかじめ整備しておくものとする。

- a 総務課、関係機関等への伝達方法及び伝達経路
- b 職員配備の具体的な基準
- c 夜間休日等の参集要員及び参集方法
- d 住民への伝達方法
- e 避難勧告の発出等の対応の判断基準

(ウ) 情報共有・活用体制の整備にあたっては、夜間及び休日等の待機体制、職員参集・情報提供システム及び鳥取県災害情報システム等を活用するものとする。

(エ) 緊急地震速報については、情報の性質上、地震による強い揺れが始まる数秒～数十秒前に発表される情報であることに鑑み、瞬時に伝達できる体制の整備に努めるものとする。また、緊急地震速報の正しい理解と発表時に取るべき行動について周知を図るものとする。

(4) 住民への情報伝達体制の整備

ア 町及び県は、津波警報、気象警報、緊急地震速報等で即時に住民に伝える必要がある情報については、直接かつ即時に住民へ伝達できる体制を整備するよう努めるものとする。この場合においては、障がい者、外国人等多様な者にも情報が確実に伝わるよう、音声と文字を用い、わかりやすい表現や表記によって情報提供するよう努めるものとする。

イ 町及び県は、一般財団法人マルチメディア振興センターが運営するLアラート（公共情報コモンズ）により、災害情報や避難勧告等の防災情報を適時にメディアを通じて住民等へ情報伝達を行う。

ウ 町及び県は、災害時等緊急時において町民へ幅広く迅速に情報を伝達するため、携帯電話会社が運営する緊急速報（エリア）メールサービスを利用して、被害等が予想される地域にいる携帯電話利用者へ緊急情報を配信する。

エ 町及び県は、緊急地震速報を病院、学校等、町又は県が所有する施設の利用者に周知するシステムを整備するよう努めるものとする。

オ 町及び県は、医療機関、学校等、地震対策が必要又は有効な機関において緊急地震速報の伝達体制が整備されるよう、緊急地震速報の周知広報に努めるものとする。

(5) 津波監視体制の整備

ア 町においては、津波注意報・警報発表中に海面の状態を監視する組織体制を整備するものとする。

イ 町においては、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任するものとする。

## 第6節 防災通信体制の整備計画

### 1 目的

この計画は、町及び災害時に防災通信網を所管する機関が、災害に強い通信網の整備に努め、災害時の通信の確保の方法をあらかじめ定めることにより、被災状況等に応じた適切な通信手段を選択し、災害時における各種通信を迅速確実にを行うことを目的とする。

### 2 町における防災通信体制の整備

町においては、効率的な防災通信設備体制の整備に努めるとともに、適宜訓練を実施して応急対策に万全を期するものとする。

(1) 通信設備被災時の代替手段を確保するものとする。



- (2) 停電対策、浸水対策の充実させるものとする（無停電電源装置等の非常用電源の確保等）。
- (3) 庁舎等が被災した場合に情報の孤立化を防止するため、県・各関係機関との災害に強い通信手段を確保するものとする（衛星携帯電話等）。

### 3 町防災行政無線システムの整備

町は、災害時において住民への情報伝達、関係機関、防災拠点施設等の情報収集、町本部内並びに消防団との通信や災害現場等との通信を確保するため、防災行政無線施設（固定系）やIP無線を整備している。

通信施設の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用を図るため、通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

また、町内8箇所に再送信子局、52箇所に屋外拡声子局を設置しているが、定期的に保守点検を行い、故障したものについては、修理、交換等の適切な措置を講じる。

本町の防災行政無線施設（同報系）は、資料編資料7のとおりである。

### 4 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、町は災害発生時に町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめ町役場、学校、公民館等の電話を災害時優先電話として登録している。本町の災害時優先電話の登録状況は、資料編資料8のとおりである。

### 5 携帯電話の活用

携帯電話によるメールは、比較的支障なく使用できるといわれている。災害時に携帯メールを活用するため、平素から次の措置をとり、体制を整えておくものとする。

- (1) 町職員や消防団、自治会長等のメールアドレスをあらかじめ把握しておくものとする。
- (2) 町災害対策本部から必要な相手に一斉にメールを発信できるよう、システムの整備を図っておくものとする。

### 6 通信訓練等の実施

通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制（災害時優先回線モードへの切り替え）や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的な通信訓練を防災訓練に取入れ、定期的実施する。

### 7 非常通信体制の整備

- (1) 町は、非常通信協議会に参加し、県、他の市町村等の参加機関と共同し、非常災害時の各種通信回線の輻輳や途絶えに備え、非常通信体制の整備に努めるものとする。
- (2) 非常通信は、各種法令及び非常通信規約等に従って行うこととし、平素から非常通信ルートの策定、訓練の実施、ルートの見直しを行うものとする。
- (3) 携帯電話等の通信端末については、通常の電話機能以外の付加機能についても有効に利用するものとする（メール機能・写真添付、動画添付メール機能等）。

## 第7節 広域防災拠点の整備計画

### 1 目的

大規模な災害が発生した場合、建物の倒壊・浸水及び焼失等により災者が数多く発生し、また、道路、ライフライン等においても大きな被害を被るおそれがある。

災害時に迅速かつ的確な災害応急的活動を行うため、防災拠点を整備し、災害応急活動体制の確立を図る。

### 2 広域防災拠点の整備

災害発生時に情報の収集・伝達、物資の備蓄、応援部隊の集結、救援物資の集積・配分、医療等の災害応急活動を行う前線拠点として、広域拠点の整備を図る。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策の中核拠点として、町役場本庁舎に災害対策本部を設置する。なお、当該施設が被災等の理由により使用できない場合には、保健福祉センターなわ又は中山支所若しくは大山支所を代替施設として使用する。

(2) 物資の備蓄用の拠点の整備

防災物資・資機材は町防災倉庫に備蓄しているが、避難所指定施設、各地区単位等での分散備蓄を図っていくものとする。

(3) 受援用の拠点の整備

応援部隊（緊急消防援助隊、自衛隊等）が町内で活動するための拠点や他市町村等からの応援物資の集積・配分するための拠点を順次整備する。

## 第8節 物資・資機材等の整備計画

### 1 目的

この計画は、災害に際し、必要な物資・資機材の現状把握や緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

町、県及び防災関係機関は、それぞれ防災物資・資機材の整備に努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、災害時にいつでも有効に活用できるよう準備しておくものとする。

### 2 防災資機材等の整備

(1) 町は、災害時の応急活動用資機材の整備充実を図るとともに、災害時には県、防災関係機関等と相互に連携して資機材を補完する体制を整えるものとする。

(2) 町は、大山町消防団に必要な応急活動用資機材の整備充実を図る。

(3) 町は、防災上必要な資機材の整備充実を図るものとする。

なお、町の整備状況は、資料編資料9のとおりである。

(4) 町及び大山消防署、中山出張所は、水害時の人命救助、物資の輸送に必要なボートの整備充実に努める。

### 3 備蓄体制の整備

#### (1) 町の備蓄

町の備蓄の状況並びに整備計画については、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に基づき実施し、資料編資料10のとおりである。

#### (2) 災害時の応援

ア 災害時に備えて、町及び県は相互に連携して物資を補完する。

イ 被災市町村を応援する場合は、原則として県が調整して決定するため、町は県から指示を受けた場合には、速やかに被災市町村へ物資を輸送する。

#### (3) 連携備蓄の状態保持

ア 定期的に点検を行い、良好な状態の保持に努める。

イ 消費期限、耐久期限のある品目は、期限到来前に更新する。

#### (4) 備蓄倉庫の整備

町は、町備蓄倉庫に防災資機材等の備蓄を行っているが、備蓄倉庫自体が被災した場合、また、避難所開設時における物資の配布効率等を考慮のうえ、適当な施設を確保して分散備蓄に努めるものとする。

### 4 調達体制の整備

#### (1) 資機材

ア 町は、消防団、西部広域行政管理組合、県、中国地方整備局等の所有する資機材（排水

ポンプ、投光器、ボート、通信機械等)の能力及び数量を把握しておき、必要に応じ応援を得られるような体制を整備するものとする。

イ 町は、緊急時における建設機械等の調達について、県及び県内市町村等と「災害時の相互応援に関する協定書」を締結しているが、このほかにも町内建設業者等とあらかじめ調達順位、調達手段及び費用負担等について協定を定める等協議しておくものとする。

(2) 食料、生活関連物資

町は、緊急時における食料、生活関連物資の調達について、県及び県内市町村等と「災害時の相互応援に関する協定書」を締結しているが、このほかにも町内販売業者等とあらかじめ調達順位、調達手段及び費用負担等について協定を定める等協議しておくものとする。

## 第9節 広域応援体制の整備計画

### 1 目的

この計画は、町、県、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の防災関係機関間における広域的な連携体制について整備し、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

### 2 広域応援体制の整備に向けての留意事項

#### (1) 応援協定の締結による体制づくり

町及び関係機関は、災害時の応援要請又は相互応援に関する協定を締結するとともに、協定の具体化に向け、実施要領（マニュアル）等の整備及び周知を図り、応援の円滑な実施に努める。

なお、町が締結している応援協定は、資料編資料5のとおりである。

#### (2) 県外市町村との相互応援協定の締結推進

被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、できるだけ多くの県外市町村との災害時応援協定の締結に努める。特に、大規模災害等で相互応援協力を結んだ地方公共団体との同時被災を避けるため、遠方の地方公共団体との協定締結に努めるものとする。

なお、協定を締結した場合は、下記に留意する。

ア 発災時に受援側の窓口が早期に立ち上げることができる体制整備

イ 平素から実践的な訓練の実施（相互に物資輸送の方法・ルートの確認等）

#### (3) 訓練や会合等を通じた防災情報の共有化

災害時における円滑な連携を期するため、町は協定締結機関等と平時から防災訓練や「防災関係機関情報交換会」をはじめとする各種会合等を通じて、情報共有化や災害時の協力体制・手順の確認に努める。

#### (4) 応援体制の準備

町は応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、応援計画を定め、その計画に基づく派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備しておくものとする。

#### (5) 受援体制の整備

町は、災害の規模や被災地ニーズに応じて円滑に他の市町村、県、関係機関等から応援を受けることができるよう、受援計画を定め、その計画に基づく応援・受援に関する連絡・要請手順、応援機関の活動拠点等について事前に準備しておくものとする。

## 第10節 消防計画

### 1 目的

この計画は、火災予防思想の普及徹底を図るとともに消防施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を災害による火災又はその他の災害から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

## 2 組織

### (1) 大山消防署

常備消防として、2市7町村で構成される鳥取県西部広域行政管理組合消防局が設置されており、町内には大山消防署及び同署中山出張所が設置され、本町における消防、救急業務を行っている。

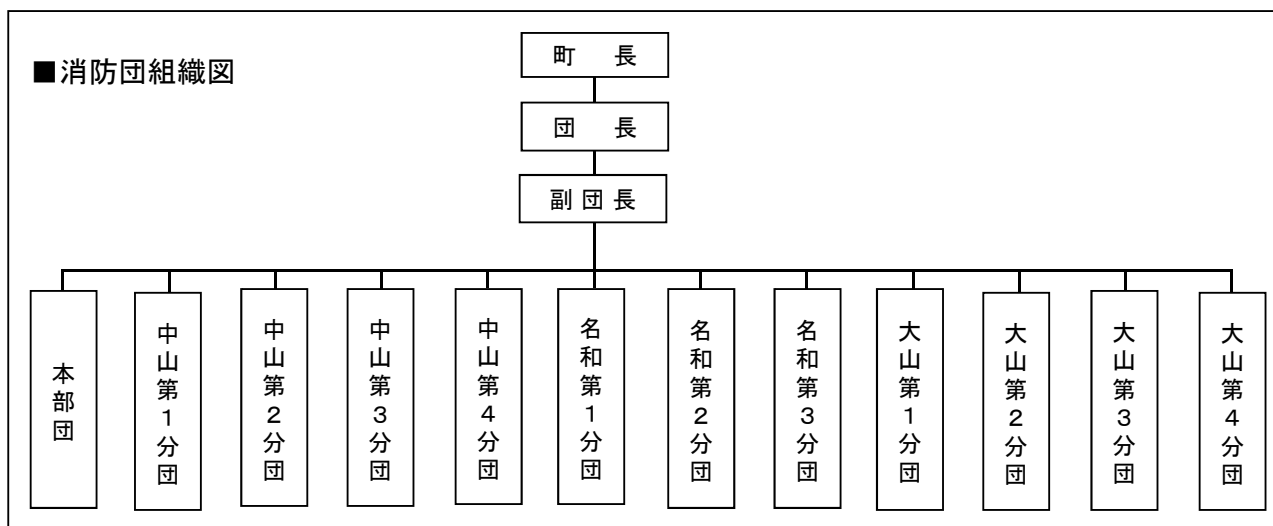
### (2) 大山町消防団

常備消防体制が確立された今日においても、町の消防団は、火災予防、消火活動、遭難者捜索等に活躍しているほか、林野火災、風水害、地震等の大規模災害時には多数の警防要員を必要とすることからも活躍が期待されており、その役割も大きい。しかし、近年消防団員数は減少傾向にあり、また、その年齢構成も高齢化の傾向をみせている。また、就業構造の変化による昼間における消防力の低下、社会認識の稀薄化による士気の低下が問題となってきている。

そこで、消防団を地域防災の中核として位置づけ、組織を整備、増強していくとともに、その活性化を図っていく。

本町における消防団の組織は、資料編資料11のとおりである。

大山町における消防に関する組織は次のとおりである。消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、消防団員の確保、組織の整備等に努める。



### (3) 自主防災組織（自衛消防組織）

火災の公共危険性に鑑み、町は集落を中心とする自主防災組織や、職場自衛消防組織の強化を推進し、指導するものとする。

自主防災組織の状況は、資料編資料12のとおりである。

## 3 消防団出動計画

### (1) 出動の基準

#### ア 平常出動

非常出動に至らない段階で、その災害の態様により消防団長の指示する方法によって消防活動を行う場合。

#### イ 非常出動

災害の規模の拡大にともない、強力な対策を実施するため、団員全員によって消防活動を行う場合。

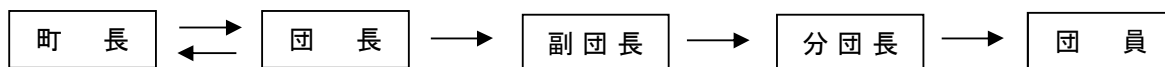
### (2) 招集方法

団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災、その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに

従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

招集の連絡にあたっては、電話、携帯電話、電子メール、防災行政無線の利用、サイレン、警鐘等迅速、的確な方法をもって行う。

連絡系統は次図によるものを原則とする。



#### 4 消防団活動計画

##### (1) 出火防止及び初期消火

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

##### (2) 大山消防署及び同中山出張所との相互協力

消防活動は、被害を最小限にとどめるため、火災その他の防御の基本として、大山消防署、中山出張所及び消防団は一体となって活動するものとする。

##### (3) 救助及び救急措置

要救助者の救助及び救出の措置と負傷者に対しては、止血その他の応急処置を行い、病院、医院又は安全な場所へ搬送を行う。

##### (4) 避難方向の指示

避難の指示、勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

#### 5 消防組織及び施設の整備充実対策

##### (1) 消防施設

###### ア 点検

火災発生の際ただちに出動し、行動できるよう「消防訓練礼式」により次の点検を行うものとする。

- (ア) 通常点検
- (イ) 特別点検
- (ウ) 現場点検

なお、上記点検のほか、消防用機械器具の異常の有無を早期に察知し、火災出動に万全を期するため、軽易な点検を随時行うものとする。

保管場所ごとの点検責任者については、資料編資料 1 3 のとおりである。

###### イ 消防施設の現況及び整備計画

町は、消防庁から示された「消防力の整備指針」等に基づき、消防機械（消防ポンプ）、消防用水利（防火水槽）及び救助資機材等の消防施設について整備を行っているところであるが、引き続き年次的にこれら施設の整備に努め、消防力の充実を図るものとする。

町の消防施設の現状については、資料編資料 1 3 及び資料編資料 1 4 のとおりである。

##### (2) 消防組織

近年、地域防災力の中核的存在である消防団員が過疎化、高齢化、サラリーマン団員の増加等により減少傾向にあることから、町は、消防団員定数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取り組みを積極的に推進するものとする。

###### ア 消防団の人員確保

- (ア) 女性消防団員の加入促進
- (イ) 公務員、農協職員及び郵便局職員等への加入促進
- (ウ) 民間企業の従業員等が勤務地の消防団に加入できる仕組みづくり

イ 消防団員の活動環境の整備

- (7) 地域住民、被雇用者、女性が参加しやすい活動しやすい活動環境づくり
  - a 地域の実態にあった消防団組織・制度の多様化
  - b 被雇用者団員の活動環境の整備
- (4) 地域住民・事業所の消防団活動への理解と協力の推進
  - a 地域の防災体制に関する検討・協議する場の設置
  - b 効果的な広報の展開
  - c 地域の各防災組織との連携強化

6 火災警報の伝達

(1) 火災警報の伝達

鳥取県西部広域行政管理組合消防局長が発令した火災警報は、次の系統図により、一般住民及び関係機関等に周知するものとする。



(2) 火災警報の発令

火災警報は、次表の各号のいずれかに該当し、鳥取県西部広域行政管理組合消防局長が必要と認めたとときに発令する。

種 類	発 令 基 準
火災警報	1 実効湿度が60パーセント以下で最少湿度が40パーセント以下となり、最大風速毎秒7メートルを超える見込みのとき。 2 平均風速毎秒10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。降雨、降雪中は通報しないこともある。

7 火災予防の徹底

火災警報が発令された場合あるいは通常の場合においても、火災の発生及び被害の拡大を防止するため、特に必要と認める場合には、町及び消防団はその管轄区域内の次の事項について、火災予防の徹底を行うものとする。

(1) 防火教育・広報の推進

火災予防運動週間等を通じ、広報紙、町ホームページ、CATV等の広報媒体を活用し、防火教育・広報活動を行い、住民の防火思想の普及と防火意識の高揚を図ることとする。

(2) 火気使用制限

火災警報が発令された場合においては、下記事項において速やかに一般住民に周知するものとする。

- ア 山林、原野等において火入れをしないこと。（田畑における火入れには届出が必要）
- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近では喫煙しないこと。
- オ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

8 林野火災予防対策

(1) 広域的、総合的消防防災体制の確立

ア 町、大山消防署及び同中山出張所等防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の

発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保と県土の保全を図ることとする。

イ 町は、林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、消防防災ヘリコプターを活用し、林野火災に対処することとする。

(2) 出火防止対策

町、消防団及び大山消防署及び同中山出張所は、林野火災の出火原因の大部分が失火であることに鑑み、失火防止に関する啓発広報の促進、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図るものとする。

9 消防相互応援協定等による応援要請

町長は、災害の状況により町の消防力が不足すると判断したときは、鳥取県西部広域消防協定の締結市町村への応援要請を行う。

なお、緊急非常の場合は、「鳥取県下広域消防相互応援協定」により締結市町村へ応援要請を行う。

10 緊急消防援助隊に係る体制の整備

町は西部広域行政管理組合消防局と連携し、緊急消防援助隊の派遣・受入について「緊急消防援助隊鳥取県応援・受援計画」の定めるところにより、応援及び受援体制を整えるものとする。

第11節 避難体制の整備計画

1 目的

この計画は、町が適切な時期に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）を発出するための計画をあらかじめ定め、住民を適切に避難させる体制を整備することを目的とする。

2 町等の避難の計画の整備

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、次の事項に留意し、あらかじめ避難の計画を定めておくものとする。

(1) 町

- ア 過去の災害の発生状況
- イ 災害の発生危険箇所
- ウ 避難勧告等を行う基準及び伝達方法
- エ 避難勧告等に係る権限の代行順位
- オ 避難所等の名称、所在地、収容人員
- カ 避難所等への経路（避難路）及び誘導方法
- キ 避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

(2) 特定の施設の管理者

学校、病院、事業所等の多数の者が出入又は勤務・居住している施設の設置者又は管理者は、施設内にいる者の避難を迅速・確実かつ安全に行うため、あらかじめ具体的な避難計画を定め、町長、消防機関、警察機関等と緊密な連絡を取り、関係者への周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

3 避難勧告等の発出体制の整備

(1) 避難勧告等についての事前周知

ア 町は、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、住民に対して避難勧告等の意味及び発出時に取るべき行動並びに避難行動の種類について、町ホームページ、広報誌、CATV等各種の広報媒体により日頃から十分な周知を図るものとする。また、町は、一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなとき

に、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取組を行うものとする。

i) 立退き避難型の安全確保行動（その場から移動する）

【三類型の避難勧告等一覧】

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や現在の切迫した状況</li> <li>・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・人的被害が発生した状況</li> </ul>	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動（下表(ii)参照)

ii) 屋内待避型の安全確保行動（その場にとどまる場合を含む）

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	自宅等の屋内に留まる、建物の2階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）

イ 町は、避難準備・高齢者等避難開始について、避難勧告等の発出において制度的に位置付けるとともに、住民への周知を図るものとする。

ウ 町は、避難勧告等発出時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、次に掲げる事項について日頃から周知するものとする。

(ア) 避難場所、避難路の事前確認

(イ) 避難勧告等発出時の自主避難

エ 町は、住民の迅速的確な避難行動を確保するため、夜間等に災害が起こるおそれがある場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に避難勧告等の情報が入手できるような行動をとることについて、平常時から住民への啓発を行うものとする。

(2) 避難勧告等の発出基準の策定

ア 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定

(ア) 町は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難勧告等を適時・適切に行うために、下記の事項について記載したマニュアルを早急に整備するものとする。



【避難勧告等の判断基準設定の手順（避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成29年1月内閣府（防災担当）改定）】

(1) 対象とする害の特定	水害	土砂災害	津波災害
(2) 避難勧告等対象とする区の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>各河川の洪水ハザードマップの浸水想定区域</li> <li>山間部等の川の流が速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより家屋の流失をもたらす可能性のある河川については立ち退き避難が必要であり、具体的な区域（対象家屋）を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域</li> <li>その他の場所</li> </ul> ※早期の立ち退き避難が必要だが、土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物で土砂が到達するおそれがない上階の場合は屋内安全確保も考えられる。	次の①～③のそれぞれで避難対象区域を設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>①大津波警報の発表時</li> <li>②津波警報の発表時</li> <li>③津波注意報の発表時</li> </ul> ※できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立ち退き避難が必要
(3) 避難勧告等命令の判断基準設定	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）のそれぞれについて判断基準を設定 ※立ち退き避難が必要な場合を想定して設定	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）のそれぞれについて判断基準を設定 ※立ち退き避難が必要な場合を想定して設定	避難指示（緊急）について判断基準を設定
(4) 避難勧告等伝達方法	ア 伝達分の内容の設定 イ 伝達手段、伝達先の設定（情報伝達手段の整備状況、地域の防災体制）		

- (イ) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル策定にあたっては、災害の特性と住民に求められる避難行動（事態の切迫した状況下では、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。
- (ウ) 避難勧告等の発令基準の策定にあたっては、土砂災害警戒情報、降雨量や河川の水位などの具体的かつ客観的な数値基準を用い、対象地域を細分化して、危険度が高い地域や場所などを明確にした実効性の高い判断基準を策定するものとする。

【避難勧告等の判断・伝達マニュアル】

1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

水害、土砂災害について、浸水想定区域、土砂災害危険箇所、過去の災害実績等を基に、住民の避難を要する災害について、災害の種類、災害の原因となる自然現象の特性、災害の原因となる現象が発生し、警戒を要する区間・箇所（破堤、越水等により影響を受けることが予想される区間・箇所等）等を特定すること。

なお、自然現象の特性、警戒を要する区間等の特定にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

水害（外水氾濫、内水氾濫）	土砂災害
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上流に降った雨が町に到達するまでの時間や災害発生の危険の高まる降雨量等、対象とする河川の特性を十分把握すること。</li> <li>・ 上流の河川で氾濫した水が居住地側（堤内地側）から流下してくる場合等、被害の広域性にも留意すること。</li> <li>・ 堤防の弱部や周囲に比べて低い箇所、橋りょうの形状（水位上昇時に流水を阻害することとなりうる橋りょう等）、外水氾濫の原因となりうる施設の状況を把握すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地形や地質から、土石流、がけ崩れ等の発生しやすい箇所を把握するとともに、過去の実績からどの程度の雨量になれば土石流等の発生の危険があるかを把握すること。</li> <li>・ 過去に発生した土砂災害の種類とそのときの雨量状況、被害状況を整理する際は、その周辺地域の状況も把握すること。</li> <li>・ 災害発生の危険性の違いを把握するため、砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の土砂災害防止施設や治山施設の整備状況も把握すること。</li> </ul>

## 2 避難すべき区域

前記1で定める区間及び箇所から、人的被害の発生するおそれのある地区を避難勧告等の想定対象区域とする。

避難勧告等の想定対象地区の特定においては、次の事項に留意して行うものとする。

水害	土砂災害
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川管理者等から氾濫水の到達時間や流速に関する情報が提供されている場合もあることから、以下のような区域の特定にあたっては、それらの情報や過去の災害実績なども参考にすること。なお、これらの区域における避難勧告等の種別と発令のタイミングに注意すること。</li> <li>・ 軒下まで水没する区域、浸水時の水位上昇速度が極めて速い区域・浸水深や流速により、浸水時の歩行が難しい区域・氾濫水の勢い（流体力）によって家屋の損壊・流失、住民等の生命又は身体への被害が生ずるおそれがある区域</li> </ul>	<p>避難すべき区域の特定にあたっては、土砂災害警戒区域（又は危険区域）を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）をあらかじめ設定すること。その際、河川等の浸水予想区域、他の土砂災害警戒区域、避難路等の被害による孤立が懸念される箇所、自主防災組織や町内会等、避難施設の状況等を勘案して設定すること。</p>

## 3 避難勧告等の発令の判断基準・考え方

避難勧告等の用語の意味合いについては、前表の【三類型の避難勧告等一覧】のとおりであるが、対象とする自然災害ごとに、どのような状態になれば住民が避難行動を開始する必要があるかについて、町が収集した情報、関係機関から提供される情報等に基づき避難勧告等発令の判断基準（具体的な考え方）を整理する。

なお、判断基準（具体的な考え方）の策定にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 判断基準（具体的な考え方）については、できるだけ具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うものとする。
- (2) 住民が避難するためには、避難勧告等を町長から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難場所等へ移動する時間が必要であり、防災行政無線等の整備状況や避難所等の位置等から必要な時間を把握すること。

## 4 避難勧告等の伝達方法

### (1) 避難勧告等の伝達内容

伝達内容については、次の項目や状況に応じたその他の項目から、住民が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理しておく。

伝達内容例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発令日時</li> <li>・ 発令者</li> <li>・ 対象地域及び対象者</li> <li>・ 避難すべき理由</li> <li>・ 危険の度合い（河川や堤防等の状況や、発災時期、予想される被災状況等についての説明）</li> <li>・ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の別</li> <li>・ 避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）</li> <li>・ 避難場所</li> <li>・ 避難の経路（あるいは通行できない経路）</li> <li>・ 住民のとるべき行動や注意事項</li> <li>・ 担当者、連絡先</li> </ul>

(2) 避難勧告等の伝達手段・伝達先

伝達手段については、避難勧告等の種類ごとに以下の手段や地域特性に応じたその他の手段を含めた複数の手段を組み合わせ、伝達先と合わせて具体的に定めておくこと。

- ア 町防災行政無線を利用して伝達
- イ 広報車、消防車両により伝達
- ウ 消防団に対して対象地域の住民への伝達を依頼
- エ 自主防災会長、町内会長等を通じた地域コミュニティ間での声かけ
- オ 町ホームページへの掲載
- カ 電子メールによる伝達
- キ C A T Vによる放送
- ク テレビ、ラジオ等への放送機関への依頼

(3) 避難勧告等の発令・伝達体制の整備

町は、迅速・的確な避難が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備するものとする。

- ア 町長不在時の発令代行順位
- イ 発令の判断に必要な情報の確実な入手体制の整備
- ウ 災害種別に応じた避難場所・経路の事前選定
- エ 障がい者等多様な者に確実に伝達できる方法、受信確認や複数の手段による伝達など確実な伝達方法
- オ 町長自身による呼びかけや命令口調での伝達等、わかりやすく普遍的な（ユニバーサルな）表現での伝達等、緊急性や危機感を住民へ正しく伝える伝達方法の整備
- カ 国又は県に必要な助言を求めるための連絡調整窓口、連絡方法の取り決め、連絡先の共有の徹底等

4 ハザードマップの配布等

町は、以下の事項を記載したハザードマップを作成し、印刷物の配布、インターネットの利用その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。

区分	項目	根拠法令等
土砂災害警戒区域 (法定)	土砂災害警戒区域図、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導體制 等	土砂災害防止法 第8条
土砂災害特別警戒区域 (法定)	土砂災害特別警戒区域図、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導體制 等	土砂災害防止法 第8条
土砂災害危険箇所	土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導體制 等	
地震・津波の危険性	想定震度、液状化の危険性、津波浸水想定区域、津波警報等の伝達方法、津波発生時の避難場所 等	

## 5 住民主体の地域防災力の向上の促進

町は、住民自らが地域で発生するおそれのある災害の危険性について理解し、その危険性を踏まえた避難場所、避難経路及び災害発生が切迫している状況での応用行動（予測が可能な災害で、安全に避難ができる場合、できるかぎり早い段階で危険な場所からの立ち退き避難を行うことが重要だが、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命・身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、次善策として2階以上の階で斜面等の危険箇所から離れた部屋への屋内退避を行う等、屋内での退避等の安全確保措置も有効であること）を理解する取組を進めるものとする。

## 6 児童・生徒等の集団避難体制の整備

### (1) 各学校への連絡網の整備

町教育委員会は、教育長の各学校への通報・連絡が迅速かつ確実に行われるよう、あらかじめ連絡網を準備しておくものとする。

### (2) 各学校の避難計画

学校長は、概ね次の事項を計画しておくものとする。

ア 災害の種類別、程度、場所に応じた避難指示等の伝達方法

イ 避難場所の選定

ウ 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等

エ 災害種別に応じた児童・生徒の携行品

### (3) 校舎における確認事項

学校長は、校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。

### (4) 保護者への引渡しルールの策定

町教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを策定しておく。

### (5) 児童、生徒への連絡網の整備

ア 学校長は、児童、生徒が家庭にある場合における連絡網を整備するよう努めるものとする。

イ 学校長は、登下校中に災害が発生した場合の、児童、生徒の状況把握方法についてあらかじめ整備しておくものとする。

### (6) 避難訓練等の実施

学校長は、災害の種類別に応じた避難訓練を毎年2回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡体制につき平時から全教職員へ理解を深めておくものとする。

### (7) 保育園（所）における避難体制の整備

町は、保育園（所）における避難体制及び保護者への連絡体制等について、学校に準じて整備を行う。

## 7 広域一時滞在

町は県と連携して、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結等、発災時の具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

## 第12節 避難行動要支援者対策の強化

### 1 目的

この計画は、高齢者や障がい者等自力避難が困難な、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対し、災害時に迅速、的確な対応を図るための体制を整備することを目的とする。

### 2 避難行動要支援者の実態把握と安全確保体制の整備

町は、避難行動要支援者について、自治会（自主防災組織）等の範囲ごとに把握しておく。

また、自治会（自主防災組織）、町社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員、ボランティア団体等の協力により、安否確認の方法を決めるとともに、避難時の自治会や隣近所との協力体制づくりなど、避難行動要支援者の安全確保が図られる体制を整備する。

### 3 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

#### (1) 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等（要配慮者）のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々をいう。

#### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

イ 町は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難行動要支援者名簿（以下、本節において「名簿」という。）を作成するものとする。作成にあたっては、防災担当課（総務課）と福祉担当課（福祉介護課）との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握するものとする。

ウ 町は、避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた関係機関（避難支援等関係者）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、名簿等を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

エ 町は、個人情報保護条例に基づき、個人情報保護審査会の同意を得る等、情報共有及び利用に当たっての体制整備に努めるものとする。

#### (3) 名簿の作成方針等

##### ア 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、次に掲げる者とする。

大山消防署、琴浦大山警察署、民生児童委員、町社会福祉協議会、自治会（自主防災組織）、避難支援者等

##### イ 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、町内の居住生活者で、次のいずれかに該当する者とする。

(7) 同居している者がすべて65歳以上の者

(イ) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める要介護認定要介護状態区分3から5までである者

(ウ) 身体障害者手帳1級または2級、療育手帳Aまたは精神障害者福祉保健手帳1級または2級のいずれかの交付を受けている者

- (エ) 妊産婦・乳幼児で、母子台帳に登録がある者
  - (オ) 難病患者で、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）により、町が支給決定をした障がい者福祉サービスを受給している者
  - (カ) 5歳未満の未就学の幼児で、母子台帳に登録がない者
  - (キ) その他、災害時に避難をするために支援することが適当と町長が認めた者
- ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 名簿の作成に必要な個人情報は、災害対策基本法第49条の10第2項の規定により、次に記載するとおりとする。
- (ア) 氏名
  - (イ) 生年月日
  - (ウ) 性別
  - (エ) 住所又は居所
  - (オ) 電話番号その他の連絡先
  - (カ) 避難支援等を必要とする事由
  - (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- また、個人情報の入手方法は、対象者本人から聞き取りするほか、名簿の作成に必要な範囲で、庁内関係課及び民生児童委員等から収集するものとする。
- エ 名簿の更新に関する事項
- 地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、随時名簿を更新するものとする。
- オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置
- 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置は、次のとおりとする。
- (ア) 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
  - (イ) 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体的名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること
  - (ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
  - (エ) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること
  - (オ) 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
  - (カ) 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導すること
  - (キ) 名簿情報の取扱状況を報告させること
  - (ク) 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること
- カ 要配慮者が円滑に避難のために立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 町が避難勧告等を発出した場合、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発出及び伝達にあたっては、次の点等について特に配慮するものとする。
- (ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
  - (イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
  - (ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと
- キ 避難支援等関係者の安全確保
- 災害時の避難支援等にあつては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を確保することが大前提であることから、町は、避難支援等関係者等が、可能な

範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。

また、その旨を避難支援等関係者及び、名簿掲載者へ周知するよう努める。

(4) 避難支援プランの策定

町は、県の策定した「災害時要援護者避難対策推進指針」を参考に具体的な避難支援プランを早急に整備するものとする。

ア 避難支援プラン・全体計画に規定する主な項目

項目	内容
避難行動要支援者の範囲	対象者の基準
情報の収集・共有・提供に係る方針・取扱い	情報収集項目、情報収集方法、情報共有方法、避難行動要支援者情報の管理
個人情報の取扱方針	情報共有の範囲、守秘義務の確保
避難行動要支援者への主な情報伝達体制・手段	避難行動要支援者への情報伝達、支援者への情報伝達、関係機関間の情報伝達
避難行動要支援者の避難に係る基準（地区単位）	避難を判断する情報、具体的な数値基準、発令の範囲
避難支援者の設定方法	避難支援者の決定・周知、具体的な避難支援の実施計画
その他必要な事項	避難行動要支援者支援に係る訓練、避難支援プランの周知、啓発や訓練の実施計画

イ 避難支援プラン・個別計画に規定する主な項目

項目	内容
避難行動要支援者の基本情報	氏名、住所等
避難に必要な情報	障がいの程度等、避難に必要な手段、連絡先、家族・縁戚等支援可能な者の情報 等
避難の基準	
避難支援者又は避難支援者の有無	
情報伝達手段	電話番号、FAX、メールアドレス、その他緊急連絡手段等
必要な避難手段	
その他避難に必要な情報	

(5) 避難支援プラン策定にあたっての留意事項

ア 町は、避難行動要支援者支援班を設置し、防災関係課、福祉関係課等が横断的に連携した避難支援業務に取り込む。

イ 町は、消防団、自主防災組織等、また、平時から避難行動要支援者と接している町社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を図り、既存のネットワークを活用する。

ウ 町は、避難行動要支援者の一人ひとりの状態を踏まえ、障がいの種類や程度等による伝達機器の選定、支援者による声かけ等、的確に情報が伝達できる具体的手法を定める。

エ 町は、個人情報の保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者情報を防災関係課、福祉関係課等と共有するとともに、さらに避難支援者と平時から共有しておくことが重要である。

オ 災害時において、事前に収集した個人情報の目的外利用や第三者への提供が本人の利益になる場合には、情報を受ける側の守秘義務を確保することで、本人の同意なしにこれを行うことが可能であるので、積極的に取組むものとする。

カ 町は、避難勧告、避難指示（緊急）のほか、避難準備・高齢者等避難開始を発出する判断基準をあらかじめ定め、当該情報の発出時に避難行動要支援者及び支援者が避難行動を開始できるよう平時から周知を図る。

キ 特に外国人に対しては、文化・習慣の違いから、多様な言語による情報伝達や避難誘導、避難所での支援体制が必要となることから、町は県と連携して国際交流員や通訳ボランティア等の広域的な派遣体制の整備に取り組む。

(6) 支援に当たっての留意事項

支援にあたっては平等・公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応するものとする。

(7) 要配慮者利用施設における体制整備

ア 町は、平時から、社会福祉施設などの主として要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。

(ア) 災害時の応援協定の締結

(イ) 福祉避難所としての指定

(ウ) 災害時の連絡経路及び支援体制の確立

(エ) 施設利用方法等を確認

(オ) あらかじめ施設利用対象者を把握（把握後は避難方法を定める）

イ 町は、県及び施設管理者と連携して、要配慮者利用施設の防災設備・資機材の整備、施設職員の防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実を図るものとする。

ウ 施設管理者は、県が作成した「災害時要援護者利用施設避難対策指針」を参考に、町と連携して各施設の避難計画を作成するものとする。

### 第13節 指定緊急避難場所・指定避難所の整備計画

#### 1 目的

この計画は、災害時の適切な避難のため、指定緊急避難場所や指定避難所をあらかじめ整備することを目的とする。

#### 2 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

##### (1) 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

各地域の実態に即した指定緊急避難場所・指定避難所・避難路等の整備を推進するものとする。また、わかりやすい案内板等の設置を行い、日ごろから場所の周知に努めるものとする。

##### (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

町は、公民館、学校等の公共的施設等から、その管理者の同意を得たうえで、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に応じ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、町は、指定避難場所及び指定避難所を指定した場合、県へ通知するものとする。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

##### ア 指定緊急避難場所

町は、災害ごとに、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、町は、指定緊急避難場所の指定に当たり集落全体が土砂災害計画域内に含まれる地区については、同区域外の避難場所を指定し、早期の避難勧告等の発出に努めるものとする。



イ 指定避難所

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

一般の避難所では、生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

本町の指定緊急避難場所・指定避難所及びその対象地域等については、資料編資料15のとおりである。

(3) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定基準

区分	災害種別	指定基準
指定緊急避難場所	地震以外の異常現象	①管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること ②立地条件 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること ③構造条件 指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効スペースなどがあること
	地震	①管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること ②当該施設が地震に対して安全な構造であること ③場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと
指定避難所		①規模条件 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること ②構造条件 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること ③立地条件 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること ④交通条件 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること ⑤福祉避難所関係 専ら要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や解除等の支援体制等を有すること

なお、上記に加え、指定にあたっては、アスベストは地震等の影響により飛散する可能性があるため、アスベストが使用されていない施設であることについて留意するものとする。

(4) 指定避難場所以外の施設の活用

指定避難所として指定されていない公共施設や、協力が得られる民間施設等も積極的に活用し、災害の態様に応じて十分な避難所が確保できるよう整備するものとする。

(5) 応援機関の受援施設との調整

ア 県が策定する「自衛隊受援計画」、「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」などで、応援機関の活動拠点として指定されている施設については、原則として、指定避難所として指定しないものとする。

イ 既に指定された指定避難所が応援機関の活動拠点として指定が必要となった場合には、県と調整のうえ、指定の見直しを検討すること。

ウ ただし、当該地域の事情により他に適当な施設がない場合は、避難者の生活と応援機関の活動拠点としての利用が相互に支障がないよう、利用方法等を調整しておくものとする。

(6) 施設管理者との事前協議

町は、指定避難所として指定する予定の施設の管理者と使用方法、連絡体制について事前に協議し、災害対策が円滑に行われるようにしておくものとする。

(7) 学校の指定

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

なお、学校施設は夜間は施錠されているため、非常時の避難所開設に必要な事項（鍵の管理、緊急時の連絡先等）について、あらかじめ該当校と調整を図っておくものとする。

(8) 指定管理者との調整

ア 指定避難所の指定にあたって、指定管理者により管理されている施設については、施設を管理する主管課は、あらかじめ指定管理者と必要な調整を行うものとする。

イ すでに指定避難所に指定された施設が、指定管理者による管理施設となったときも、同様に必要な調整を行うものとする。

3 指定避難所の設備及び物資等の配備又は準備

(1) 町は、指定避難所における避難の実施に必要な施設・設備の整備（連携備蓄を含む）に努める（換気、照明等の設備、給水施設、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等、テレビ、ラジオ、LPガスの常設等）とともに、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

(2) 避難生活に必要な物資等は、なるべく指定避難所や、その近傍に地域完結型の備蓄施設を確保のうえ、備蓄することに努める。（食料、飲料水、常備薬、毛布、携帯トイレ、炊き出し用具等）

(3) 町は、「特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定」に基づき、災害時の被災者等の通信の確保を目的とした特設公衆電話を設置する。

特設公衆電話の設置場所は、資料編資料16のとおりである。

(4) 町は、避難所となることが想定される学校等について、避難所となることを想定した施設のバリアフリー化、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。

4 避難路の確保・指定

町は、避難活動にあたって困難な事態が予想されるので、あらかじめ避難場所・避難所への避難路を指定し、必要な施設等の整備に努めるものとする。

- (1) 避難路は、水路沿いやがけ地付近などを極力避けて選定するものとする。
- (2) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。
- (3) 災害時における混乱を防止し避難を容易にするため、琴浦大山警察署は関係道路について、駐車禁止等の交通規制を実施する。

#### 5 一時的な施設の借り上げ等の準備

町は、多数の住民避難により避難所が不足する場合及び避難が長期化した際の要配慮者等の避難先として活用する場合を考慮し、民間賃貸住宅の借り上げや、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の事業者とあらかじめ協定を締結することによる一時的な施設の借上げ等多様な避難所の確保に努める。

#### 6 指定緊急避難場所・指定避難所等に関する広報

町は、的確な避難行動をとることができるようにするため、次の事項につき、平素から防災マップ・ハザードマップ等の活用や訓練、また、広報だいせん、町ホームページ、CATV等の広報媒体の利用により、住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (1) 指定避難所の所在等
  - ア 指定避難所の名称及び所在位置
  - イ 指定避難所への経路（避難路）
- (2) 避難方法等
  - ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を発出する基準及びその伝達方法
  - イ 避難収容後の心得（避難場所の運営管理のために必要な知識等）

#### 7 避難所運営体制の整備

##### (1) 避難所機能・運営基準等の策定

町は、避難所運営を円滑に実施するため、鳥取県防災対策研究会が策定した「鳥取県避難所機能・運営基準」を参考とする等にして、次の事項に留意した避難所機能・運営基準等をあらかじめ策定するものとする。

- ア 指定避難所の規模に応じた受入規模
  - イ 夜間・休日等における開設手順
  - ウ 配置職員規模
  - エ 避難者等の協力を含めた運営体制
  - オ プライバシーの確保
  - カ 要配慮者への配慮
  - キ いわゆるエコノミークラス症候群対策
  - ク 老若男女のニーズの違いを踏まえた配慮
  - ケ 女性や子育て家庭のニーズを踏まえた対応
  - コ 女性の悩み、暴力被害者支援等の窓口の周知等
  - サ 避難所での備蓄整備（水、食糧、毛布、電球など）
  - シ 備蓄物資及び支援物資の配分計画
- (2) 避難所の運営組織の調整及び決定
    - ア 避難所開設時の避難者等の協力を得て運営する際の運営組織としては、自治会又は自主防災組織等が想定される。なお、運営組織役員への女性の参画に努めるものとする。
    - イ 町は、あらかじめ、避難所開設時の運営組織及び町との役割分担を調整し、定めておくものとする。
  - (3) 避難所運営訓練の実施
 

町は、地域住民や避難所運営協力者等と連携した避難所運営訓練等を実施するものとする。

## 第14節 孤立予想集落対策計画

### 1 目的

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が予想される集落について、その対策を図ることを目的とする。

### 2 孤立集落

#### (1) 孤立集落及びその発生原因

孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域などの集落において、人の移動、物資の流通が困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となった集落をいう。孤立集落の具体的な発生原因としては、以下の要因が挙げられる。

- ア 地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- イ 地震、風水害等に伴う土砂崩れ、落石、雪崩等の恐れがある箇所に対する事前通行止め
- ウ 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積 等

#### (2) 孤立予想集落の特定

町内の孤立予想集落の状況は、資料編資料17のとおりである。

### 3 孤立防止対策

水害、地震による土砂崩落や、積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間へき地の集落等においては、食糧、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想される。

本町では、孤立が予想される集落が3集落あり、孤立が生じた場合には、孤立集落との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。

#### (1) 物理的な孤立の防止

ア 積雪、雪崩についての対策については、風水害対策編第2章第4節「雪害予防計画」による。

#### イ 孤立予想集落等の特定

陸路の寸断により物理的に孤立した場合、空路による人員・物資の搬送が有効となる。

町は、孤立が予想される集落をあらかじめ特定しておくとともに、当該集落付近のヘリコプター離着陸場を定めておくものとする。

なお、ヘリコプター離着陸場は、資料編資料18のとおりである。

【緊急用ヘリコプター離着陸候補地の条件】 ※県消防防災ヘリコプターの場合

- ・着陸場所として5m四方の平坦な接地面が確保できること
- ・接地面周囲（半径20m程度）に立木や電線、建物等の障害物がないこと

候補地の例：道路交差点、堤防、田など

#### (2) 情報の孤立防止

物理的な孤立をもたらす土砂崩落等が発生した場合、電話線等の切断により、情報の孤立が併発する恐れがある。

この場合、情報の入手（孤立集落への情報提供）及び発信（孤立集落からの救援要請）の双方が不可能となるおそれがあるため、町は、孤立が予想される集落内において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を配備しておくよう努めるものとする。

また、町は、孤立集落内の情報通信設備の配備場所及び機器の使用方法について住民に周知しておくとともに、平時から機器の維持管理を自ら行う、又は地域住民に行わせるものとする。

### 4 孤立災害発生時の応急対策

町は、物理的な孤立をもたらす土砂崩落等が発生した場合における復旧が完了するまでの間の救援方法等の応急対策について、あらかじめ定めておくものとする。

## 第15節 帰宅困難者対策の強化

### 1 目的

この計画は、災害等により交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達の発生による混乱の防止を図ることを目的とする。

### 2 帰宅困難者対策の推進

町は、ＪＲ西日本大山口駅・名和駅・御来屋駅・中山口駅、下市駅で発生が予想される帰宅困難者に対して、必要な対策を推進するものとする。

#### (1) 帰宅困難者の定義

「通勤、通学、買い物等の目的で周辺地域から流入、滞在している者のうち、公共交通網が被災した場合に帰宅が困難になる者」を帰宅困難者と定義する。

(参考：帰宅困難者の設定例)

ア 自宅までの帰宅距離が10km以下の人は、全員の徒歩帰宅が可能

イ 自宅までの帰宅距離が10～20kmの人は、帰宅距離が1km増えるごとに10%ずつ帰宅者を逡減

ウ 自宅までの帰宅距離が20km以上の人は、徒歩帰宅は困難

エ 妊産婦、幼児、身体障がい者等は、自宅までの帰宅距離が10km以下であっても徒歩帰宅は困難

#### (2) 帰宅困難者に対する基本的な対策

ア 帰宅困難者を発生させないための対策

町は、住民が帰宅困難者とならないよう、及び帰宅困難者となったときに混乱しないよう、以下の対策を講ずるものとする。

(ア) 災害発生時には「むやみに行動を開始しない」という基本原則を、住民に対して周知徹底する。

(イ) 住民に対して、日ごろから次のような取組みを行うよう啓発する。

- a 正確な情報収集をするためのラジオの携帯
- b 地図、懐中電灯の準備
- c 簡易食料（ビスケット、キャラメルなど）、飲料水、スニーカー等の準備
- d 家族との連絡手段・集合場所についての話し合い
- e 安否確認方法（災害用伝言ダイヤルなど）の確認
- f 歩いて帰る訓練の実施
- g 季節に応じた冷暖準備（雨具、防寒服、手袋など）

イ 事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等においては、従業員や生徒の一時保護施設の整備や非常用食糧の備蓄などの対策を推進するとともに、帰宅困難者が発生した場合の安否確認体制や、ＪＲ西日本の各駅等への職員派遣体制を整備するものとする。

#### (3) 帰宅困難者を支援する対策

ア 情報収集・提供の体制整備

町は、ＪＲ西日本米子駅・日本交通・日興タクシーと協力し、帰宅困難者が発生すると予想される大山口駅、名和駅・御来屋駅・中山口駅・下市駅における情報収集・提供体制を整備し、帰宅困難者が必要とする情報の迅速な収集・提供に努めるものとする。

イ 帰宅支援の協力体制の整備

町は、県が帰宅困難者支援協定を締結しているコンビニエンスストア及び外食事業者の協力店舗である「災害時帰宅支援ステーション」（以下「支援ステーション」という。）の位置を住民に周知する。また、町内の店舗業者と帰宅困難者に対する飲料水やトイレ、交通情報の提供などを行うための協定締結に努めるものとする。

ウ 妊産婦、幼児、障がい者等の収容体制の整備

町は、妊産婦、幼児、障がい者等の距離を問わず帰宅が困難な者の健康面等を考慮し、一時的受入可能施設、支援内容等の情報の優先的な提供体制の整備を推進するものとする。

**第16節 医療（助産）救護体制の整備計画**

1 目的

この計画は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失うことが十分予想されることから、町、県、その他関係医療機関が医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保し、被害の軽減を図るようあらかじめ医療（助産）救護体制を整備することを目的とする。

2 医療（助産）救護体制の整備

町、県、その他関係医療機関は、災害に備え、次のとおり医療（助産）救護活動体制を確立するものとする。

(1) 町

- ア 町内医療機関の非常用電源の確保に努めるとともに、負傷者の搬送体制を整備する。
- イ 救護所の指定及び整備をするとともに、住民への周知を図る。
- ウ 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。
- エ 自主防災組織の活用方法を検討する。

(2) 県

「鳥取県保健医療計画」及び「鳥取県災害医療活動指針」に基づき、体制を整備する。

(3) 日本赤十字社鳥取県支部

日赤鳥取県支部は、赤十字病院の医療救護班の編成体制及び後方医療機関としての整備充実を図る。

また、日赤鳥取県支部は、こころのケア指導者の養成など、こころのケア対策の充実を図る。

(4) 病院（災害拠点病院）

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として県は次のとおり地域災害拠点病院及び基幹災害拠点病院を指定している。「地域災害拠点病院」は、所在する二次医療圏内の被災地の医療確保、被災地への医療支援等を行い、「基幹災害拠点病院」は被災地への医療支援等を行うとともに、「地域災害拠点病院」の後方支援病院として、災害時における県下の中心的役割を担う。

本町域における災害拠点病院は、次のとおりである。

区分	指定病院	所在地	電話番号
地域災害拠点病院 (県内に3か所)	鳥取大学医学部付属病院	米子市西町36-1	(0859) 33-1111
基幹災害拠点病院 (県内に1か所)	鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	(0857) 26-2271

(5) 鳥取県西部医師会

- ア 鳥取県西部医師会は、救護班の編成体制について整備する。
- イ 医療機関の被害、患者の収容状況について整備する。

(6) 鳥取県西部歯科医師会

鳥取県歯科医師会は、救護班の編成体制について整備する。

3 医薬品等の備蓄体制

災害のため、医薬品等が不足することが予測されることから、町は、救護所及び後方医療機関として必要な医薬品等を備蓄し、円滑な供給体制を確立する。

#### 4 DMA T（災害派遣医療）の要請

町は、鳥取DMA T運営要綱に基づき、DMA Tの要請方法について習熟に努める。

### 第17節 搜索、遺体処理及び埋葬体制の整備計画

#### 1 目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の搜索、遺体の処理及び埋葬を行うための体制を整備することを目的とする。

#### 2 行方不明者の搜索体制の整備

- (1) 災害のケースごとに搜索体制は大きく異なると考えられるが、町は、災害時に速やかな搜索が実施できるよう、あらかじめ事象に合わせた搜索体制の構築について検討を行うものとする。
- (2) 町は、あらかじめ消防団、自主防災組織等との搜索協力体制の構築に努めるものとする。

#### 3 遺体の処理

##### (1) 検視体制の整備

- ア 町は、県と連携し、あらかじめ納棺用の棺、遺体収容用の毛布、納棺時の供花、線香、ドライアイス等について調達体制の整備に努めるものとする。
- イ 町及び県は、検案医師及び看護師について県外から応援要請を行うことを想定し、あらかじめ支援要請体制の整備に努めるものとする。
- ウ 町は、死者が多数に及ぶことを想定して検視・遺体収容場所を指定し、検視活動の施設整備に努めるものとする。

#### 4 応急的な埋葬体制の整備

町は、棺その他埋葬に必要な物品について、あらかじめ調達体制の整備に努めるものとする。

### 第18節 緊急輸送体制の整備計画

#### 1 目的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

#### 2 緊急輸送道路等の指定

県は、陸、海、空のあらゆる交通手段を活用した緊急輸送網として、道路、輸送拠点施設等を含めた緊急輸送道路等を指定している。

##### (1) 緊急輸送道路

県は、県庁、広域防災拠点、町災害対策本部、物資受入港等及び隣接県の主要路線と接続する路線を緊急輸送道路に指定しており、本町域における指定路線は次のとおりである。

ルート名	指定路線	区域
第1次ルート	米子自動車道 国道9号	大山町安原727番地先～八重783番7地先 大山町保田203番1地先～田中949番1地先
第3次ルート	一般県道下市赤碕停車場線 大山第1農免広域農道	大山町下市844番85地先～田中10番1地先 大山町長田1470番地先～松河原845番55地先

(注) 緊急輸送道路の設定の考え方

- ・第1次ルート：県庁及び県内外の地方中心都市を連絡し、それらと重要港湾、空港を結ぶ道路
- ・第2次ルート：第1次ルートと市町村役場及び主要な防災拠点を連絡する道路（災害医療拠点、ヘリコプター離着陸場、港湾、物流拠点（物資の集配施設）、各市町村を結ぶルート）
- ・第3次ルート：第1次・第2次ルートの代替機能を有する道路

(2) ヘリコプター離着陸場

空路を用いた輸送拠点としては、第一に鳥取空港及び米子空港の利用が考えられるが、円滑な輸送体制推進のため、県は、ヘリコプター離着陸場を指定しており、本町のヘリコプター離着陸場指定施設は、資料編資料18のとおりである。

(3) 町緊急輸送路等の指定

町は、地域内における緊急輸送を確保するため、県の指定する緊急輸送道路との補完性、代替性などに配慮し、緊急輸送道路及びヘリコプター離着陸場の指定をするものとする。

3 緊急輸送道路等の整備

(1) 交通施設の整備・耐震化

県緊急輸送道路について、災害の発生による施設の破損を防ぐため、道路、港湾施設、交通安全施設などの整備、耐震化を県に要請するとともに、町緊急輸送道路についての整備、耐震化に努めるものとする。

(2) 代替経路の確保

町は、県等の関係機関と連携し、「鳥取県地震防災調査研究報告書」（平成17年3月）における幹線道路の寸断の可能性の指摘などを踏まえ、主要幹線道路寸断時の代替経路の確保に努めるものとする。

4 輸送体制の推進

(1) 輸送に係る情報収集、連絡調整体制の整備

ア 町は、災害時、速やかに管理する施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報収集、提供及び応急復旧を実施することができるよう、平素から体制を整備するものとする。

イ 町、県及び防災関係機関は、災害時、速やかに緊急輸送道路等に係る情報を共有し、その使用、交通規制、応急復旧等について連絡調整を行うことができるよう、平素から情報収集及び共有の体制を整備するものとする。

(2) 輸送手段の確保

ア 町は、災害時に迅速に連携協力が実施できるよう、平素から県及び町内運送業者等と連絡調整を行うものとする。

イ 関係機関相互においては、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、応援協定の締結や運用計画の作成等により、平時から連携を図るものとする。

(3) 輸送の支援体制

ア 物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用する体制整備に努めるとともに、輸送拠点となる物資の集積場において物資在庫管理等を効率的に行うため、物流関係の業種団体等に対して物流専門家の派遣を要請できる体制の確保に努めるものとする。

イ 各種の輸送にあたっては、荷下ろし・荷さばき等の人員を確保するよう配慮するものとする。

第19節 交通施設の災害予防計画

1 目的

この計画は、道路構造物の老朽化等による崩壊を防止するとともに、道路への土砂崩落や積雪等による影響を最小限とすることによって、交通手段及び移送手段を確保することを目的とする。

2 交通路線の確保

(1) 交通施設の災害予防

ア 道路及び橋りょうの整備による災害予防

道路、橋りょうの整備は、水害をはじめ各種災害における避難、救援等に対する輸送路



の確保のため必要なものであり、これらの整備を図ることにより、災害対策の円滑な遂行に資するものである。

- (ア) 緊急輸送道路及び避難路等の道路上の橋りょうについて耐震補強等の交通確保対策を優先的に講じるよう、また、定期的に点検を行い、補修等による長寿命化を図るよう、道路管理者に要請していくものとする。
- (イ) 道路上における路側、法面などの崩壊を未然に防止し、交通の確保を図るため、次のような道路災害防除事業を行うよう、道路管理者に要請していくものとする。
  - a トンネル補修（クラック、漏水、空洞対策等）
  - b 路側法面崩壊防止（擁壁工、法面工等）
  - c 浪害防止（浪返し擁壁）
  - d 地すべり対策（山腹段状切付工、くい打ち工、地下水排水工）
- (ウ) 上記のほか、特に異常気象時において通行の危険が予想される箇所については、「異常気象時における道路事故防止要領」に定める異常気象時道路通行規制区間を指定し、交通の安全と円滑化を図るものとする。

また、道路施設等が地震や風水害等により被災し、迅速な災害応急対策実施のための妨げとなったり、道路の途絶に伴い孤立集落が発生することがないように、必要な整備に努めるものとする。

#### イ その他の交通施設の整備による災害予防

鉄道・港湾等の交通施設についても、各種災害における避難、救援等に係る輸送路の確保のため、これらの施設について耐震補強等の整備を図るよう要請するものとする。

### 3 除雪による交通路の確保

本町内の国道及び主要な県道については、国、県、市町村その他関係機関で構成する鳥取県除雪対策協議会の計画に基づき除雪が行われるが、町道、農免農道の一部については、大山町除雪計画に基づき、除雪及び凍結防止を実施し、一般交通の確保に努める。

## 第20節 交通規制体制等の整備計画

### 1 目的

この計画は、交通の混乱の防止、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険箇所の通行による二次災害の防止を目的として、公衆用道路の通行の禁止、制限等について定めることを目的とする。

### 2 交通規制体制等の整備

#### (1) 広域的な交通規制に係る連携

町は、大規模な災害発生時の広域的な道路状況について、平素から訓練を通じての連携の確立等、国、県及び警察本部・琴浦大山警察署との連携体制の確立に努めるものとする。

#### (2) 道路状況に係る情報提供手段の周知

町は、災害時の交通規制等情報の提供方法（ホームページ掲載など）について、あらかじめ住民への周知に努めるものとする。

## 第21節 緊急通行体制の整備計画

### 1 目的

この計画は、応急活動に必要な緊急通行の確認体制の整備について定めることを目的とする。

### 2 緊急通行車両の事前確認制度の活用

町は、災害時の応急対策に必要となる車両については、必要に応じて「鳥取県緊急通行車両確認事務要領」に基づく事前確認をあらかじめ行い、災害発生時の事務手続を軽減するものとする。

第2.2節 ヘリコプター活用体制の整備計画

1 目的

被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送等について各機関のヘリコプターを有効に活用するための体制を整備することを目的とする。

2 ヘリコプター活用体制の整備

(1) ヘリコプター活用に係る連携

町は、大規模災害発生時のヘリコプターの活用方法について、各ヘリコプター管理者等と平素から訓練等を通じて連携を確立しておくものとする。

(2) 県内を常時カバーするヘリコプター

鳥取県内を常時カバーしているヘリコプターは下記のとおりである。

所属機関	基地	備考
鳥取県消防防災航空隊	鳥取空港	
鳥取県警察航空隊	鳥取空港	
第八管区海上保安本部美保航空基地	米子空港	
公立豊岡病院組合	公立豊岡病院	関西広域連合による運用
島根県	島根県立中央病院	県中西部をカバー

(3) ヘリコプター離着陸場の整備

本町内のヘリコプター離着陸可能な場所は、資料編資料18に示すとおりである。

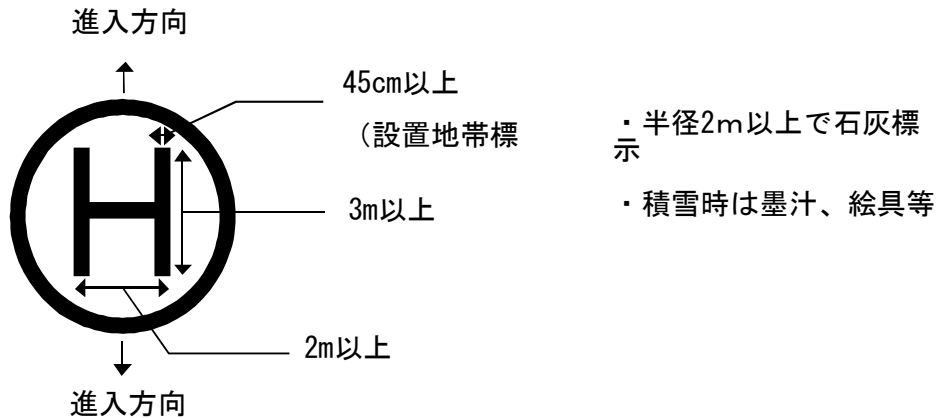
(4) ヘリコプター離着陸活用資機材等の整備

ヘリコプターによる災害対策活動を的確に実施するため、下記の資機材を整備する。

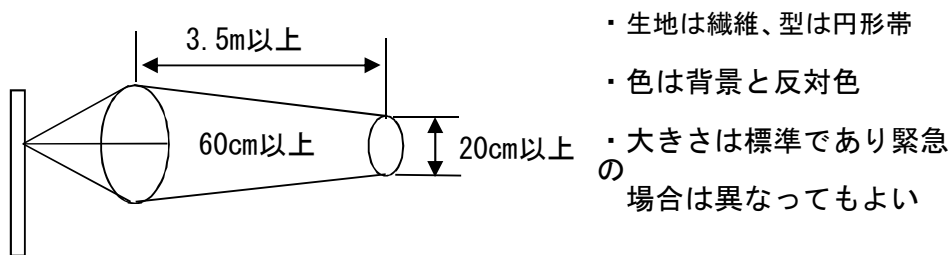
ア 公共施設及び避難施設の屋上又は屋根に表示する、対空表示（ヘリサイン）を整備する。

イ 着陸場所を示す記号を表示するための資機材等を整備する。

(7) 記号の基準



(イ) 吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合は吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

## 第23節 物資の備蓄及び調達体制の整備計画

### 1 目的

災害発生時に備え、食料、生活物資等の備蓄を進める。

なお、必要となる物資については、震災対策編第1章第4節「被害想定」等を踏まえ、必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。

### 2 備蓄の種類及び実施者

応急対策に必要な物資は、以下の種類ごとに町・県がそれぞれ備蓄を行う。

#### (1) 連携備蓄

町と県で連携して実施（第3項を参照）

#### (2) 流通備蓄

多量の確保が必要な物資等、広域的に調達することが適当な物資については、県が業者との協定等を締結することにより確保を図るとともに、町においても個別に業者と協定を締結して早急の物資の確保を図る。

#### (3) 町備蓄

町は、連携備蓄以外に、町職員の個人備蓄を推進するとともに、住民が災害時に必要とする物資等について備蓄を行う。

#### (4) 県備蓄

県は、広域的に整備することが適当な物資について備蓄する。

ア 医療品等

イ 災害救助基金による備蓄物資（毛布）

ウ 水防活動用備蓄物資

エ 流出油処理用備蓄物資

### 3 町と県の連携備蓄

#### (1) 連携備蓄の概要

ア 「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に基づき実施。

イ 町と県との役割分担を明確にし、物資、資機材を連携して備蓄。

ウ 町と県との分散備蓄により経費及びリスクを分散し、被災時に適切な物資供給を行う。

エ 各種の応援協定による流通備蓄の調達や、他県等からの応援物資の供給が見込まれる時期までは、主として連携備蓄物資により被災者支援を実施。

#### (2) 町の備蓄

あらかじめ定めた品目につき、人口に応じた数量を備蓄する。

連携備蓄現況については、資料編資料10のとおりである。

#### (3) 県の備蓄

大型の資機材（仮設トイレ、ストーブ、発電発電機、投光器等）を重点的に備蓄を行う。

#### (4) 災害時の応援

ア 災害時には、町と県相互に連携して物資を補完する。

イ 被災市町村に対する応援は、県と町が連携して行う。

ウ 町から被災市町村への物資輸送体制については、確実かつ迅速に届けられるよう、効果的な輸送が行えるよう検討する必要がある。

#### (5) 連携備蓄の状態保持

ア 定期的に点検を行い、良好な状態の保持に努める。

イ 消費期限、耐久期限のある品目は、期限を考慮して計画的備蓄を図るとともに、期限到来前の有効活用及び更新を行う。

ウ 各種の災害対応等により備蓄物資を消費した場合には、速やかに補填する。

4 町の調達体制の整備（食料、生活関連物資、トイレ対策）

(1) 食糧

応急給食を支援するため、町内食料品販売業者と食糧調達に関する協定の締結に努める。

(2) 生活関連物資

町内生活必需品販売業者と物資調達に関する協定の締結に努める。

(3) トイレ対策

ア 防災資材販売業者等と、簡易トイレの調達に関する協定の締結に努める。

イ 町内生活必需品販売業者等と、携帯トイレの調達に関する協定の締結に努める。

(4) 留意事項

ア 町は、物資の種類ごとに、町内販売業者等と応援協定を締結し、調達体制の整備に努めるものとする。

イ 物資の調達体制の整備にあたっては、物資の輸送方法、引受けスペース、一時集積所及びそれらに要する人員配置など、引受体制についても併せて検討する。

5 災害対策活動要員に係る食料備蓄の整備

町は、災害発生時の応急対策活動に従事する職員のローテーション等を考慮して、活動の維持に必要な食糧及び水等の備蓄を確保するものとする。

(1) 職員備蓄の推進

職員は、災害発生時の応急対策活動に従事することを前提とし、初動3日間を対象として、ローテーションを考慮し、2日分（6食）を目標として、自ら食糧及び水等を職場に備蓄するよう努めるものとする。

また職員は、家庭において、家族の3日分の食糧及び水等の備蓄に努めるものとする。

[ローテーションを考慮した職員活動パターンの想定（参考）]

ローテーション	1日目	2日目	3日目	備考
Aグループ	対応（職員備蓄）	対応（職員備蓄）	対応（公的備蓄）	各グループは 全職員の3分 の1
Bグループ	対応（職員備蓄）	対応（職員備蓄）	休み	
Cグループ	対応（職員備蓄）	休み	対応（職員備蓄）	

(2) 公的備蓄

町は、活動要員の備蓄として、職員備蓄で不足する全職員の3分の1の1日分（2食）の食糧及び水等の備蓄を確保するものとする。

6 備蓄の推進に係る普及啓発

町は県と連携し、家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進について、住民及び企業に対し、町ホームページ、広報だいせん等の媒体を利用して、広く普及啓発に努めるものとする。

第24節 トイレ確保体制の整備計画

1 目的

この計画は、災害発生時における被災者のトイレを確保するための体制の整備について定めることを目的とする。

2 町の調達体制の整備

(1) 町は、平素から、簡易トイレの災害時の応急調達ルートの確保、マンホールトイレなどの災害用トイレの整備を図るものとする。そのため、防災資材販売業者及び町内生活必需品販売業者等と簡易トイレの調達に関する協定の締結に努めるものとする。

(2) 町は、県との連携備蓄において、簡易トイレを整備するものとする。

### 3 トイレ対策の留意点

次の点に留意してトイレ対策を講ずるものとする。

#### (1) 公共施設等の整備

学校、福祉施設、公園等の施設整備時は、災害時のトイレ応急対策について、総務課とあらかじめ協議すること。

#### (2) くみ取り体制の整備

災害時にはし尿のくみ取り処理が相当量発生することが予想される。町は、県と協議のうえ、あらかじめくみ取りの体制について西部広域行政管理組合と調整をしておくこと。

#### (3) トイレ利用者への配慮

災害用トイレ製品に際しては、運搬が容易、手入れが不要又は簡易、高齢者、障がい者等でも利用し易いことなどに十分配慮して整備すること。

#### (4) 住民への普及啓発

災害用トイレの使用方法等に関して、平時より訓練や広報などを通じて住民に広く普及啓発を図ることにより、災害時に円滑に使用出来るよう備えるものとする。

また、発災直後においては、住民個々によるトイレ対応が必要とされることから、あらかじめ簡易トイレ・携帯トイレの備蓄に努めるよう住民に対し普及啓発する必要がある。

## 第25節 障害物の除去体制の整備計画

### 1 目的

この計画は、津波、山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれたがれき、土石、竹木等の障害物を除去する体制を整備することを目的とする。

なお、障害物の除去は、道路、河川等にあつてはその本来の機能を発揮させるため、家屋等にあつては被災者の生活再建に資することを目的として行うものである。

### 2 障害物の除去体制の整備

#### (1) 町の体制

ア 県は、社団法人鳥取県産業廃棄物協会ほか他3団体と災害廃棄物の処理に関する協定を締結している。町は、県と協議のうえ、西部広域行政管理組合と連携して、町域内の清掃能力の把握に努めるとともに、災害時の清掃体制、生活ごみの処理方法及び予定場所等についてあらかじめ定めておくものとする。

イ 町は、県西部総合事務所福祉保健局と連携し、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

ウ 町は、災害廃棄物の分別方法をあらかじめ定めておくものとする。特に、収集時に分別を行わない場合については、最終処分に至るまでの行程及び実施責任者について、西部広域行政管理組合と連携し、処理能力（人的及び施設）を踏まえたうえで検討し、具体的に定めておくものとする。

エ また、がれき等の災害廃棄物について、一時的に集積する場所及び最終処分の方法等をあらかじめ定めておくものとする。

## 第26節 民間との防災協力体制の整備計画

### 1 目的

この計画は、民間企業等の防災力の充実及び共助の推進を目的とする。

### 2 民間企業等との防災協力体制整備に向けての取組み

災害時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、NPO及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図る。

(1) 防災協力メニューの明確化

町は、県と連携して、地域の特性や想定される災害の規模・被害を考慮し、民間企業等の防災協力の具体的なメニューを検討・提示することにより、民間企業等の防災活動への参加を推進するものとする。

(2) 防災協力事業所登録制度の推進

町は、県と連携して、他の自治体で取組まれている防災協力事業所登録制度等を参考に、登録制度の導入を推進するとともに、制度を導入した際は、町ホームページや広報だいせん等を活用し周知を図るものとする。

(3) 消防団応援の店登録制度の推進

町、鳥取県消防協会、県は、相互に連携し、消防団協応援の店登録制度を推進する。

(4) 防災協力協定の締結の推進

町は、県と連携し、様々な業種の民間企業等との応援協定の締結を推進し、多様な応急対策を確保するとともに、地域の防災の問題意識を共有する関係の構築を推進するものとする。

(5) 民間企業等と町、県の連携強化

町及び県は、民間企業等との連携を強化するため、情報共有のための連絡会等の設置や交流の推進、災害時の積極的な情報共有などの取組みを推進するものとする。

(6) 効率・効果的な防災協力の推進

町は、県と連携して、防災訓練などへの民間企業等の参加を推進し、平時から防災協力のための体制整備を推進するものとする。

(7) 民間企業等の防災力の向上

ア 民間企業等は、災害時における事業継続の取組みを進めるほか、建物の耐震化や住宅の耐震化の啓発、備蓄資機材の充実や防災訓練の実施、講習会等の防災教育を推進し、自らの防災力の向上に努めるものとする。

イ 町は、県と連携して、民間企業等の防災力の向上を積極的に支援するものとする。

(8) 防災協力活動に対するインセンティブの付与

町は、県と連携して、民間企業等の防災協力活動が十分に評価される機運の醸成に努めるとともに、防災協力を促進させる仕組みを推進するものとする。

## 第27節 ボランティア受入体制の整備計画

### 1 目的

この計画は、災害時のボランティア受入体制の整備を図ることを目的とする。

### 2 ボランティア受入体制の整備

(1) 災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること、並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、情報の収集体制の整備、並びに活動を効率的に進めるうえでのボランティアコーディネーターとの連携強化に努める。

(2) ニーズの把握にあたっては、老若男女の視点による意見が反映されるよう、情報の収集体制の整備に配慮する必要がある。

(3) 町及び町社会福祉協議会は、災害ボランティアの受入体制や、災害時にボランティアが互いに連携した活動を実施出来る体制の整備に努めるものとする。

(4) 町社会福祉協議会による災害ボランティア受入体制の整備

ア 町内の災害ボランティアコーディネーターの養成及び組織化

イ 「災害救助ボランティア活動マニュアル」の作成

ウ 町災害ボランティアセンターの立ち上げ方法等についての研修

エ 災害時ボランティアコーディネーターの養成及び事前登録

- オ 「災害ボランティアバンク」による災害ボランティアの事前登録体制の整備
- カ 災害ボランティアの活動促進及び災害時の支援体制について関係機関で検討協議する場の設置

### 3 医療救護関係ボランティア

被災者の人命救助や負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要がある、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定される。

災害時には、この分野での日赤の活躍が大きく、本町の体制においても日赤の活動を根幹とし、補完的な観点から町独自のボランティア体制整備を図ることとする。

#### (1) ボランティアの構成員

ボランティアの構成員は、概ね次のとおりである。

県内外の医師、看護師、保健師、助産師等医療関係者

#### (2) 活動内容

医療救護関係ボランティアの活動内容は、概ね次のとおりである。

ア 救命措置

イ 応急手当

ウ 巡回診療

エ 健康相談等の実施

#### (3) 活動体制の整備

町は、鳥取県西部医師会、西部総合事務所福祉保健局等からあらかじめ管内及び県内等からの派遣可能人員の把握に努め、災害発生時における医療不足の防止に努める。

### 4 生活支援ボランティア

災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、特定の分野においては、情報の収集体制の整備並びに活動を効率的に進めるうえでのコーディネーターや組織化が必要である。

#### (1) ボランティアの構成員

ボランティアの構成員は、概ね次のとおりである。

ア ボランティア活動団体、青年団体、女性会、土木建築関係団体、商工団体（大山町商工会等）、農林水産団体（鳥取県西部農業協同組合町内各支所等）等

イ 民生児童委員（民生児童委員協議会）、自治会、町内会等

ウ 防災ボランティアとして登録された個人、災害時に駆けつけたボランティア

#### (2) 活動内容

ア 避難所設置以前

避難所設置、被災者の安否確認、被災者のニーズの把握等の支援を行う。

イ 避難所設置以後

(ア) 避難所においては、水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け、避難所の世話等の支援を行う。

(イ) 在宅者については、高齢者、障がい者等の安否確認等、食事・飲料水の提供、移送サービス、建物のビニールシート掛け、貴重品探しの手伝い、生活情報の提供等被災者の支援要請に応じて適宜実施する。

#### (3) 活動体制の整備

町は、町社会福祉協議会の「災害救助ボランティア活動マニュアル」作成にあたり積極的に協力するとともに、災害時における町ボランティアセンターと町災害対策本部との連携体制について、平素より協議を図るものとする。

## 第28節 自主防災組織の整備計画

### 1 目的

地域住民の「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識に基づき自主結成される防災組織は、災害発生時にその被害を防止し、軽減するため防災活動を行う組織である。とりわけ、災害発生直後の要救助者の救出、初期消火等を迅速に行うにあたっては、自主防災組織の活動が極めて重要である。

この計画は、地域の実情に応じて編成された自主防災組織や町内会等の自発的に防災活動を行う組織の整備充実や地域住民の防災意識の高揚を図ることにより、災害に発生することが予想される要救助者の救出及び初期消火等、災害時の防災活動が迅速かつ効果的に実施できる体制を整備することを目的とする。

### 2 自主防災組織の整備

#### (1) 自主防災組織の現況（平成29年1月1日現在）

	集落数	組織数	組織率（％）
大山町	167	120	71.9%

町内の自主防災組織の設置状況は、資料編資料12のとおりである。

#### (2) 地域住民等による自主防災組織等の整備・強化

- ア 自治会、自衛消防団等を基盤として自主防災組織等の結成に努めるものとする。
- イ 自主防災組織等の円滑な活動のため、日ごろの組織活性化に努めるものとする。
- ウ 訓練、研修、その他あらゆる活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努めるものとする。
- エ 消防団、社会福祉協議会、事業所、学校、ボランティア団体等様々な地域の団体と連携することにより、自主防災組織等の活動が継続・発展するよう努めるものとする。

#### (3) 自主防災組織等に対する支援

- ア 町及び大山消防署並びに大山消防署中山出張所は、地域の自主防災組織や職場自衛消防組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、その指導を行うものとする。
- イ 町は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、指導的立場を担う者の育成・確保及び各種資機材の整備充実を図るものとする。
- ウ 大山消防署並びに大山消防署中山出張所は、自主防災組織等が活動するにあたり、その実効性を高めるため、組織からの求めに応じての協力を行うものとする。

#### (4) 日本防災士会鳥取県支部との連携

町は、地域の自主防災組織の組織率の向上や活動の活性化を図るため、日本防災士会鳥取県支部と連携して地域防災力の向上に努めるものとする。

### 3 自主防災組織の編成

#### (1) 自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられる。ただし、具体的な班編成の規模や方法等は、地域の実情に応じて定めるものとする。

- ア 情報班
- イ 救助班
- ウ 消火班
- エ 避難誘導班
- オ 救護班
- カ 給食・給水班

#### (2) 組織の編成にあたっては、次の点に留意することが必要である。

- ア 活動班員については、特定の範囲の住民に偏らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班等）組織の活動に実効性を持たせるものとする。



特に、設立後に継続して活動することが重要なので、消防防災経験者（消防職団員、警察官、自衛隊員、自治体の防災担当部局経験者等）、防災意識の高い者（防災士、防災ボランティア等）、コミュニティ活動を活発にしている者（町内会役員、民生委員、PTA役員、ボランティア活動者等）を活動の中心に据えることが望ましい。

- イ 昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務していて活動要員が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織編成に努めるものとする。
- ウ 地域の防災や消防の活動に、女性の参画が進むよう配慮するとともに、既に女性消防クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組むことに努めるものとする。
- エ 過疎・高齢化が進む現状を踏まえ、地域内の住民の役割分担を明確にする等、災害時の実効性が確保できる防災活動への取組みが重要である。

#### 4 自主防災組織の活動内容

##### (1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識、技術の習得、向上、住民への防災意識の啓発
- イ 地域における危険箇所の把握及び広報（浸水予想区域、崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等）
- ウ 地域における避難経路・避難体制や消防防災施設の把握及び広報
- エ 避難行動要支援者の把握と支援体制
- オ 地域における情報収集・伝達体制、要救助者の救出体制の確認
- カ 避難所・医療救護施設の確認
- キ 簡易型災害図上訓練や防災訓練（情報の伝達、要救助者の救出、災害時要援護者の避難誘導、初期消火訓練を含む）の実施
- ク 防災関係機関、地域団体、隣接の自主防災組織等との連携体制の確立
- ケ 防災資機材の整備・点検、及び使用方法の確認
- コ 地区防災計画の作成

##### (2) 災害発生時の活動

- ア 情報の収集・伝達
- イ 地域住民の安否確認と避難誘導（特に避難行動要支援者に配慮）
- ウ 要救助者の救出
- エ 出火防止と初期消火
- オ 給食・給水

### 第29節 災害時の事業継続体制の取組みの促進計画

#### 1 目的

この計画がその役割を果たすため、災害により被害を受けても重要業務を中断させず、あるいは、中断しても可能な限り短い期間で再開するよう、事業活動の中断が及ぼす影響をあらかじめ把握し、継続すべき重要業務や中断した際の復旧時間等の目標を設定し、「事業継続」の達成に向けた取組みを推進することを目的とする。

#### 2 事業継続に向けての取組みの支援

- (1) 町は県と連携して、事業継続計画の作成が競争力を高め、取引先の信頼を勝ち取り、社会的責任（CSR）を果たすことに繋がって、企業等の価値を向上させることから、事業継続計画を作成するうえで必要な知識を習得する機会の提供やアドバイスの実施、どのような災害リスクを選ぶかの判断材料となる被害予測の提供等、企業等の事業継続に向けた取組みを積極的に支援するものとする。

- (2) 町は県と連携して、事業継続マネジメントシステムの国際規格化の動向等も踏まえながら、契約等の締結に当たって相手方に事業継続計画の作成を求めるなど、事業継続の取組の普及を図るものとする。

### 第30節 建造物の災害予防計画

#### 1 目的

この計画は、風水害、地震、火災等による建築物等の災害を防御するため、防災建築物等の建設を促進し、もって被害の軽減を図ることを目的とする。

#### 2 建築物の現況

本町の場合、木造建築物が多く、鉄骨、鉄筋コンクリート、ブロック等による耐火耐震造りの建築物はわずかにすぎない。

#### 3 公共用建築物の火災予防対策

公共用建築物は、発災時に避難場所とするなど、応急対策上の重要な拠点となるため、また、公共用建築物の従事者及び一般住民に対する危険防止のため、各種設備の安全点検及び適切な配置のほか、耐震調査を実施し改修していくものとし、不燃堅ろう化の推進並びに建築基準法による規制の徹底等を図るとともに、特に町有の公共建築物にあっては、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

#### 4 既存木造建築物に関する対策

風水害、地震等による災害を防止し、被害を最小限に止めるため、建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体と協力して、既存木造建築物について次の事項の普及周知に努めるものとする。

なお、火災予防関係については、本章第10節「消防計画」を参照すること。

(1) 建具類の完全固定

(2) 壁に筋交いを設け、土台、はり、けた、柱等をボルト類の金物等によって補強する。

(3) 軽量の屋根にあっては、角材等で飛散を防止する。

(4) 特に老朽化した建物にあっては、丸太、角材等で補強する。

(5) 石塀、ブロック塀の倒壊防止措置を行う。

#### 5 文教施設の災害予防対策

避難所、給水所等応急対策の拠点ともなる文教施設は、各種施設の安全点検をし、改修にあたっては、計画的に耐震、耐火化を促進するものとする。また、災害が発生した場合における対応やその準備について、各施設ごとに計画を策定しておくものとする。

#### 6 社会福祉施設等災害予防対策

老年人口の増加に伴い、災害弱者への対策が重要性を増しているところであり、施設についての災害時における対応やその準備について計画を策定しておくものとする。また、施設の新設又は老朽施設の増改築にあたっては、耐震、耐火構造に改めるとともに、消防用設備等の設置を促進するものとする。

### 第31節 地震被災建築物応急危険度判定実施体制の強化対策

#### 1 目的

この計画は、地震時において被災した建築物の防災・復旧対策を的確に実施するための「地震被災建築物応急危険度判定」の実施体制を整備することを目的とする。

#### 2 鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル

建築物の防災対策については、県が作成した「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル」に基づき事前に体制を整備するとともに、応急対策等を実施するものとする。

### 3 地震被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

町及び県は、地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定の実施体制を強化するものとする。

#### (1) 県の体制整備

- ア 応急危険度判定制度に関する普及、啓発
- イ 応急危険度判定士の要請、登録
- ウ 県、市町村及び一般社団法人鳥取県建築士会等関係団体との連絡体制の保持
- エ 震前判定計画の整備
- オ 応急危険度判定コーディネーターの養成

#### (2) 町の体制整備

町は、大山町地域防災計画による被害想定等に基づき、被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地状況等を勘案し、倒壊等の被害が大きいと予想される地域をあらかじめ応急危険度判定の要判定地区として想定する等、円滑な判定実施のために必要な事項（判定区域、判定対象とすべき建築物、必要な判定士数等）や実施体制をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

#### (3) 住民への周知

町及び県は、発災時の不安や混乱を招くことのないよう、応急危険度判定制度について日ごろから住民に周知するものとする。

## 第3 2 節 被災宅地危険度判定実施体制の整備計画

### 1 目的

この計画は、災害時において宅地に係る危険性を早期に判定する「被災宅地危険度判定」の実施体制を整備することを目的とする。

### 2 被災宅地の危険度判定の実施体制の強化

町及び県は、地震や降雨等により被災した宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う危険度判定の実施体制を強化するものとする。

#### (1) 県の体制整備

- ア 被災宅地危険度判定制度に関する普及、啓発
- イ 被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む。）の登録、養成
- ウ 県、市町村及び関係団体との連携体制の整備

#### (2) 町の体制整備

- ア 被災宅地危険度判定を円滑に実施できる体制の整備、強化
- イ 被災宅地危険度判定に関する情報を住民に周知

## 第3 3 節 被害認定及びり災証明書の発行体制の整備計画

### 1 目的

この計画は、災害時に被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する「被害認定（り災証明）」を実施し、り災証明書が遅延なく発行できるよう、り災証明書の発行体制を整備することを目的とする。

### 2 り災証明書の発行体制の整備

- (1) 町は、災害時にり災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

- (2) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会の実施等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

### 第34節 応急住宅の確保体制の整備計画

#### 1 目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損により居住できなくなった世帯に対する応急修理の体制及び応急住宅の提供体制を整備することを目的とする。

#### 2 応急仮設住宅の確保対策

- (1) 町は、応急仮設住宅を供与する際には、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸住宅等を借り上げて対応することも可能であるため、民間空き家の利用計画をあらかじめ定めるものとする。

### 第35節 文化財の災害予防計画

#### 1 目的

この計画は、文化財や歴史的に価値がある公文書等を各種災害から保護することを目的とする。

#### 2 文化財の現況

本町の文化財の現況は、資料編資料19のとおりである。

#### 3 文化財の保護管理

##### (1) 保護・管理等の責任

指定又は選定された文化財の保護・管理等は、国指定、県指定ともに当該文化財の所有者又は管理責任者等の責任において行うものとする。

##### (2) 保護・管理等の指導

ア 国の指定又は選定に係るものについては文化庁長官から、県の指定又は選定に係るものについては県教育委員会から保護・管理等について必要な命令・勧告・指示・指導・助言が行われるが、町においても絶えず文化財の保護措置について留意し、所有者又は管理責任者等と協議し、消防訓練の実施等により災害予防体制を整えるとともに破損、腐朽等により早急な修理を要する場合にあっては、その手続き、方法等について適切な指導、管理を行うものとする。

イ 大山町文化財保護条例（平成17年条例第93号）の規定に基づき、町指定保護有形文化財の管理又は修理若しくは復旧につき経費の一部に充てさせるため、町は所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

#### 4 災害予防対策

##### (1) 対象物

防災上留意している文化財の種別は、有形文化財（建造物、美術工芸に属する彫刻、絵画、考古資料等）、有形民俗文化財、伝統的建造物群及び登録有形文化財（建造物）である。

##### (2) 施設整備対策

ア 建造物関係については、破損、腐朽箇所の修理を行い、自動火災警報設備・避雷針・貯水槽等の消防用設備の整備及び消防ポンプ自動車の進入路等の整備を図る。

イ 彫刻・絵画など美術工芸に属するものについては、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的な対策と考えられるので、適宜指導を行う。

ウ 必要に応じて、水損の少ない消火設備の整備を図るとともに、耐震化の措置を図る。

##### (3) 火災予防体制の指導

本章第10節「消防計画」に定めるところによるものとする。

## 5 その他の留意点

災害等によって埋没・水没した有形文化財等については、その歴史的な価値等に応じて可能な限り修復等を行い保存する必要があるので、安易に破棄することがないように平時から周知を図るものとする。

また、これらの有形文化財等が浸水等による損失を防止するために、平時における適切な保管方法や、緊急的な移設の方法等について対策を講じておくよう、併せて周知を図るものとする。

## 第36節 農業の災害予防計画

### 1 目的

この計画は、災害時に農作物に関する被害が発生し、又は発生するおそれがある場合の対策を定め、農業被害を最小限に留め、農作物の安定生産に寄与することを目的とする。

### 2 農業防災体制

気象の長期予報、異常天候早期警戒情報又は警報等に基づき、大規模な農作物災害が発生するおそれがあるときは、鳥取県農業気象協議会、西部総合事務所農林局、農業改良普及所等県関係機関及び各農業関係機関、各種団体の行う技術指導の一元化と総合化を図りつつ農作物等の防災に関する技術対策の樹立と普及徹底に努めるとともに、必要に応じ関係機関を構成員とする農業対策協議会を設置するものとする。なお、農業対策協議会は町長を会長とし、事務局を農林水産課内に置き、次の事項を協議又は実施する。

- (1) 異常気象による農作物、畜産等の防災対策に関すること。
- (2) 各関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) 防災対策の普及浸透措置を講ずること。
- (4) その他必要と認められること。

### 3 農作物の災害予防対策

#### (1) 災害防止の技術指導

災害別農作物の防災技術については、その都度、県農業気象協議会及び県の指示あるいは独自の判断によりその対策を樹立するが、災害多発地帯については、平素から関係農家に対しパンフレットの配布等により災害予防に関する技術指導の徹底を図るものとする。

#### (2) 資機材の確保

台風その他の災害が予想される場合、予防措置が必要と認められるときは、関係機関と協議のうえ、応急対策機材や資材が確保されるよう連絡調整を行い、被害防止に努めるものとする。

## 第37節 被災者支援体制の整備計画

### 1 目的

災害により被災した町民の支援体制の整備について定めることを目的とする。

### 2 被災者支援体制の整備

#### (1) 私人の間における紛争の防止及び調整体制の整備

##### ア 土地建物専門家等の要請・斡旋体制の整備

大規模災害発生後、災害復興時においては、共同住宅の再建、土地境界の移動等、土地・建物に係る私人間の又は自治体と私人間の紛争が多く発生することが想定される。

町は、これらの紛争について原則介入しないものとするが、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等の法律及び土地建物の専門家による調停及び支援が円滑に行われるよう、あらかじめ、これらの専門家等の団体への調整の要請及び斡旋等を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

## イ 地籍調査の推進

町は、災害発生時の境界の元の位置の確認による迅速な復旧及び紛争の軽減のため、地籍調査の実施を推進するものとする。

(7) 地震、土砂崩れ、水害等で土地の形状が変化した場合における、元の土地の境界に関する正確な記録がないことによる復旧の遅れ等を防止する。

(イ) 地籍調査で、個々の土地境界の位置を地球上の座標値と結びつけ、成果を数値的に管理することにより、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することを可能とする。

## (2) 被災児童等の援護体制の整備

町は、西部総合事務所・西部教育事務所と連携して、メンタルケアや保育園（所）の入所枠の拡大等、大規模災害により保護者を失った孤児の保護及び父子家庭・母子家庭になった児童世帯等の支援体制の整備に努めるものとする。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大山町、県、警察本部、消防局、自衛隊等防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて鳥取県の地域に係る防災に寄与するものとする。

災害対策基本法第42条第2項に規定する各機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

##### (1) 町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
大山町	1 大山町防災会議に関する事務
	2 防災に関する組織の整備
	3 防災に関する訓練及び防災思想の普及
	4 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
	5 防災に関する施設及び設備の整備
	6 災害情報の収集及び伝達並びに被害調査
	7 水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置
	8 被災者の救難、救助その他の保護
	9 被災者の医療、助産の実施
	10 避難の勧告又は指示
	11 災害時の文教対策
	12 清掃、防疫その他の保健衛生対策
	13 施設及び設備の応急復旧
	14 緊急輸送の確保
	15 災害復旧の実施
	16 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

##### (2) 県の機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県 警察本部	1 鳥取県防災会議に関する事務
	2 防災に関する組織の整備
	3 防災に関する訓練及び防災思想の普及
	4 防災に関する施設及び設備の整備
	5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
	6 災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査
	7 水防その他の応急措置
	8 被災者の救助及び救護措置
	9 災害時の文教対策
	10 清掃、防疫その他の保健衛生対策
	11 施設及び設備の応急復旧
	12 交通規制及び災害警備
	13 緊急輸送の確保
	14 災害復旧の実施
	15 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西部総合事務所 地域振興局	1 災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査
西部総合事務所 福祉保健局 (西部福祉事務所)	1 災害救助法による救助の実施
	2 福祉施設の災害対策の指導
同上 (米子保健所)	1 災害時における医療防疫等保健衛生措置
西部総合事務所 生活環境局	1 水道施設被災時の応急給水の応援
	2 断水、給水制限時の飲料水の衛生指導
	3 被災水道施設の復旧支援
西部総合事務所 農林局	1 災害時における農林業の総合的な行政及び技術指導
	2 農業用施設の災害復旧
	3 農林業者に対する金融対策
西部総合事務所 米子県土整備局	1 水防及び公共土木施設の防災並びに被災施設の復旧に関する行政及び技術指導
西部県税事務所	1 災害時における県税の減免、納入期限の延長等特別措置
琴浦大山警察署	1 災害時における治安、交通、避難誘導等災害応急措置

(3) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国管区警察局	1 管区内各警察の指導調整
	2 警察庁との連絡・調整及び他管区警察局との連携
	3 関係機関との協力
	4 情報の収集及び連絡
	5 警察通信の運用
	6 津波警報の伝達
中国総合通信局	1 非常の場合の無線通信及び非常事態における有線電気通信の管理
	2 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者に対する貸与要請
	3 災害発生による通信・放送設備の応急電源確保のための移動電源車の貸与
中国財務局 (鳥取財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資
	2 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示
	3 公共事業等被災施設の査定立会
	4 災害時における県、市町村等に対する普通財産の無償貸付
中国四国厚生局	1 独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療の提供）
鳥取労働局	1 労働災害防止についての監督、指導
	2 労働災害に係る補償並びに休業補償の実施及び被災労働者に対する補助、救急措置に関する協力



機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護
	2 農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導
	3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
	4 営農資材の供給指導、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握
	5 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業
	6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資に関する指導
	7 災害時における主要食糧の供給対策
近畿中国森林管理局	1 国有保安林、治山施設等の整備
	2 国有林における予防治山施設による災害予防
	3 国有林における荒廃地の復旧
	4 木材需給動向の把握と供給・緊急輸送の要請
中国経済産業局	1 災害時の物資の供給対策
	2 被災商鉱工業者に対する融資あっせん
	3 被災電気、ガス事業施設の復旧促進措置
中国四国産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保
中国地方整備局	1 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
	2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供
	3 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言
	4 災害に関する情報の収集及び伝達
	5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
	6 災害時における交通確保
	7 海洋の汚染の防除
	8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣
中国運輸局 (鳥取運輸支局)	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
	2 輸送等の安全確保に関する指導監督
	3 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整
	4 自動車輸送事業者に対する運送命令
大阪管区气象台 (鳥取气象台)	1 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予警報等の発表及び通知
	2 津波警報等の通知
	3 恒久的災害対策の気象資料の提供
	4 災害発生時の気象観測資料の提供
	5 その他防災に係る气象台の所掌事項
第八管区海上保安本部 (鳥取海上保安署)	1 情報の伝達・周知
	2 海難救助等
	3 海上における緊急輸送
	4 海上交通安全の確保
	5 治安の維持

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国地方環境事務所 (米子自然環境事務所)	1 大山隠岐国立公園に係る災害情報の収集及び伝達
	2 国立公園内の施設の復旧に係る調整及び支援
	3 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達
	4 災害時における環境省（本省）との連絡調整

(4) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第8普通科連隊)	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 防災に関する訓練の実施
	2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

(5) その他の機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県西部広域行政管理組合消防局 大山消防署 大山消防署中山出張所	1 消防に関する組織の整備
	2 消防に関する訓練及び防災思想の普及
	3 消防に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
	4 消防に関する施設の整備
	5 消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置
	6 被災者の救難、救助その他の保護
	7 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

(6) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (下市・御来屋・大山郵便局)	1 災害時における郵便業務
	2 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い及び災害つなぎ資金の融資
日本赤十字社 (鳥取県支部、大山町中山・名和・大山奉仕団)	1 被災者の医療、助産その他の救護活動の実施
	2 災害時の応援救護班及び一般ボランティアとの連絡調整
	3 義援金の募集及び配分
	4 血液輸送
	5 無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡
	6 救援物資の配布
	7 赤十字奉仕団のボランティア活動の調整
日本放送協会 (NHK鳥取放送局・米子支局)	1 気象予警報、災害情報等の報道
	2 災害時における災害状況の収集及び報道
西日本高速道路株式会社(中国支社)	1 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本旅客鉄道株式会社(JR西日本米子支社)	1 鉄道施設の災害予防
	2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
	3 鉄道施設の応急対策及び災害復旧
日本貨物鉄道株式会社(米子営業支店)	1 災害時における救助物資の緊急輸送
西日本電信電話株式会社(NTT西日本鳥取支店)	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等
	2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
KDDI株式会社(中国総支社)	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等
	2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
株式会社NTTドコモ中国支社	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等
	2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等
	2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
日本通運株式会社(米子支店)	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
中国電力株式会社(鳥取支社)	1 電力施設の災害予防
	2 災害時における電力の供給対策
	3 電力施設の応急対策及び災害復旧
佐川急便株式会社(中国・四国支社)	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
福山通運株式会社	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
ヤマト運輸株式会社(津山主管支店)	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
ソフトバンクモバイル株式会社	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等
	2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
ソフトバンクテレコム株式会社	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等
	2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
独立行政法人国立病院機構(中四国グループ)	1 災害時における医療救護の実施

(7) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日ノ丸自動車株式会社	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
日本交通株式会社	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
日ノ丸西濃運輸株式会社	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取ガス株式会社	1 ガス施設の災害予防
	2 災害時におけるガスの供給対策
	3 ガス施設の応急対策及び災害復旧
米子瓦斯株式会社	1 ガス施設の災害予防
	2 災害時におけるガスの供給対策
	3 ガス施設の応急対策及び災害復旧
株式会社新日本海新聞社	1 災害時における災害状況の収集及び報道
	2 災害時における住民への情報の周知
日本海テレビジョン放送株式会社	1 気象予警報、災害情報等の報道
	2 災害時における災害状況の収集及び報道
株式会社山陰放送	1 気象予警報、災害情報等の報道
	2 災害時における災害状況の収集及び報道
一般社団法人鳥取県トラック協会	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送
株式会社山陰中央新報社	1 災害時における災害状況の収集及び報道
	2 災害時における住民への情報の周知
山陰中央テレビジョン放送株式会社	1 気象予警報、災害情報等の報道
	2 災害時における災害状況の収集及び報道
株式会社エフエム山陰	1 気象予警報、災害情報等の報道
	2 災害時における災害状況の収集及び報道
株式会社中海テレビ放送	1 気象予警報、災害情報等の報道
	2 災害時における災害状況の収集及び報道
公益社団法人鳥取県医師会	1 災害時における医療救護の実施
一般社団法人鳥取県LPガス協会	1 LPガス施設の災害予防及び災害時におけるLPガスの供給対策
鳥取県農業協同組合中央会	1 災害時における食糧調達供給
一般社団法人鳥取県バス協会	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
公益社団法人鳥取県看護協会	1 災害時における医療救護の実施
一般社団法人鳥取県歯科医師会	1 災害時における医療救護の実施
	2 遺体の検視、身分確認及び処理に関する協力に関すること
一般社団法人鳥取県助産師会	1 災害時における医療及び助産活動に関すること
一般社団法人鳥取県薬剤師会	1 災害時における医療救護の実施
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	1 災害ボランティアに関すること
	2 避難行動要支援者避難支援センターに関すること

(8) 公共的団体

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	1 災害時における独居老人、障がい者等への援護活動の実施

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県西部農業協同組合 (大山町内支所)	1 被災農家への融資のあっせん、生活生業資材の確保
香取開拓農業協同組合	1 被災農家への融資のあっせん、生活生業資材の確保
大山町商工会	1 被災商工業者への融資のあっせん、生活生業資材の確保
鳥取県漁業協同組合(中山・御来屋・淀江支所)	1 被災漁家への融資のあっせん、生活生業資材の確保
医療法人佐々木医院	1 被災者等の医療、その他医療活動
大山町国民健康保険名和診療所	1 被災者等の医療、その他医療活動
大山町国民健康保険大山口診療所	1 被災者等の医療、その他医療活動
大山町国民健康保険大山診療所	1 被災者等の医療、その他医療活動
医療法人社団小谷医院	1 被災者等の医療、その他医療活動
キマチリハビリテーション医院	1 被災者等の医療、その他医療活動
医療法人社団菅医院	1 被災者等の医療、その他医療活動
医療法人社団江原歯科医院	1 被災者等の医療、その他医療活動
船木歯科医院	1 被災者等の医療、その他医療活動
国谷歯科医院	1 被災者等の医療、その他医療活動
明石歯科	1 被災者等の医療、その他医療活動
小山歯科クリニック	1 被災者等の医療、その他医療活動
有限会社中山タクシー	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送に関すること
有限会社日興タクシー	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送に関すること

## 2 災害対策基本法による要請等

### (1) 地域防災計画の実施の推進のための要請等（災害対策基本法第45条）

大山町防災会議の会長は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、下記の対象機関等に対して必要な要請、勧告、指示を行うものとする。

- ア 大山町防災会議が要請等を行う主な対象機関等  
町、公共的団体、防災上必要な施設の管理者

(2) 町長の事前措置等（災害対策基本法第59条）

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその被害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示するものとする。

なお、広域にわたって影響を及ぼす場合、本町の区域を越えて行う指示については、一町長の判断に任せるべきではないことから、事前措置の指示権が及ばないものと解させるため、留意が必要である。

第2節 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用

町は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で2に掲げる適用基準のいずれかに該当するときは、速やかに災害救助法の適用申請を県に対して行うものとする。

2 災害救助法の適用基準等

災害救助法及び災害救助法施行令の定めるところによるが、本町における適用基準はおおむね次のとおりである。

(1) 規模

一定規模以上の災害（災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のもの（町で十分な救助等が行えない場合））について、災害救助法による救助が行われる。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、以下のとおり。

適用条項 (災害救助法 施行令第1条 第1項各号)	基準	具体例等
第1号	住家の滅失した世帯数が市町村の人口に 応じ基準数以上であるとき	基準数は、50世帯 (16,470人：平成27年国勢調査)
第2号	県下の滅失世帯数が1,000世帯以上であ って、市町村内の滅失世帯数が基準数 以上であるとき	基準数は、25世帯 (16,470人：平成27年国勢調査)
第3号前段	県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であ って、市町村内の滅失世帯数が多数で るとき	多数・・・5世帯以上
第3号後段	災害が隔絶した地域に発生したもので ある等災害にかかった者の救護を著しく 困難とする内閣府令で定める特別の 事情がある場合で、かつ多数の世帯の 住家が滅失したものであるとき <b>【内閣府令で定める特別の事情】</b> 災害にかかった者に対する食品若し は生活必需品の給与等について特殊の 補給方法を必要とし、又は災害にかか った者の救出について特殊の技術を必 要とすること。	多数の世帯・・・5世帯以上 ・被害世帯を含む被害地域が他の集落か ら隔離又は孤立している等のため、生活 必需品等の補給が極めて困難な場合で、 被災者の救助に特殊の補給方法を必要と する場合。 ・有毒ガスの発生、放射性物質の放出等 のため、被災者の救助が極めて困難であ り、そのために特殊の技術を必要とする 場合。

適用条項 (災害救助法 施行令第1条 第1項各号)	基準	具体例等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水害により、被災者が孤立し救助が困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。</li> </ul>
<p>第4号</p>	<p>多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける恐れが生じた場合として内閣府で定める規準に該当するとき</p> <p><b>【内閣府令で定める規準】</b></p> <p>(1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。</p> <p>(2) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。</p> <p><b>特殊の補給方法</b>：ヘリコプター、船艇等による生活必需品、食料等の補給等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事故により多数の者が死傷した場合。</li> <li>・ 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合。</li> <li>・ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合。</li> <li>・ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合（平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生）。</li> <li>・ 山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合。</li> </ul>

全壊・全焼・流出世帯・・・1世帯

半壊・半焼する等著しく損傷した世帯・・・1/2世帯、

床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯・1/3世帯

## 2 災害救助法の適用手続

町は、災害に際し、本町における災害が「2 災害救助法の適用基準等」のいずれかに該当し、又は該当する見込みのあるときは、直ちにその旨を県に報告しなければならない。

## 3 救助の実施

### (1) 実施機関

#### ア 県

#### (ア) 県による救助の実施

災害救助法を適用する場合の救助は県が行うこととする。

#### (イ) 町に対する救助の委任

##### a 委任の要件

県は、次に掲げる事項すべてに該当するときは、知事の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務の一部を町に行わせることとする。

- ・ 町が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られること。
- ・ 避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等緊急を要する救助、及び学用品の給与等県において困難な救助の実施に関する事務であること。

##### b 委任の手続き

県は、町への委任にあたっては、災害ごとに町へその事務の内容及び実施機関を通知して行うとともに、これを公示する。

イ 町

- (7) 町は、救助の委任を受け、救助の実施に関する事務を適正に実施する。
- (4) 町は、災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

(2) 救助の種類

- ア 避難所、応急仮設住宅の設置
- イ 食品、飲料水の給与
- ウ 被服、寝具等の給与又は貸与
- エ 医療、助産
- オ 被災者の救出
- カ 住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 住居又はその周辺の土石等障害物の除去

第3節 損害補償

1 目的

人的公用負担等に係る損害補償を規定し、損害を受けた者等を補償することを目的とする。

2 災害応急対策活動従事者の損害補償

災害補償は関係法令の規定に従うものとし、関係法令の補償の一例については、次表のとおりである。

公用負担等によらない場合は、労働者災害補償保険、地方公務員災害補償基金等による。

なお、応援協定に基づく従事者については、公用負担とは認められないため、協定条文に盛り込まれた基準等によるものとする。

公用負担等根拠法令	権利者	負担義務者等	負担内容等	補償根拠法令	補償負担者
災害対策基本法第65条第1項、同条第2項、同条第3項	町長ほか	当該町の住民又は現場にある者 (自然人のみ)	応急措置に従事	災害対策基本法第84条第1項	町
災害対策基本法第71条	県知事	土木技術者、土木業者及びこれらの者の従業者ほか	従事命令、協力命令、保管命令による応急措置に従事	災害対策基本法第84条第2項	県
消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員	現場付近にある者	消防作業に従事	消防法第36条の3	町
消防法第25条第2項			消火、延焼防止人命救助に協力		
消防法第35条の10第1項	救急隊員		救急業務に従事		
水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長	水防管理団体の区域内に居住する者又は現場にある者	水防に従事	水防法第45条	水防管理団体



公用負担等根拠法令	権利者	負担義務者等	負担内容等	補償根拠法令	補償負担者
災害救助法第7条第1項	県知事	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務に従事	災害救助法第12条	県（一定額を超える場合は一部国負担）
災害救助法第7条第2項	地方運輸局長（運輸監理部長を含む）	輸送関係者			
災害救助法第25条	県知事	救助を要する者、その近隣にある者			

### 3 民事の損害補償

強風等の災害により住家が破損し、その影響で隣家に被害を生じたような私人間の財産トラブルについては、町は介入しないものとし、簡易裁判所の民事調停等により解決を図るよう勧めるものとする。

## 第4節 組織体制計画

### 1 目的

この計画は、町、県及びその他の防災機関が災害に対し、速やかにその初動態勢を確保し、また、総合的な災害応急対策を実施するための組織の編成、運用を目的とする。

### 2 大山町災害対策本部等

#### (1) 大山町災害対策本部

町長は、大山町の地域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、大山町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

#### ア 本部の組織

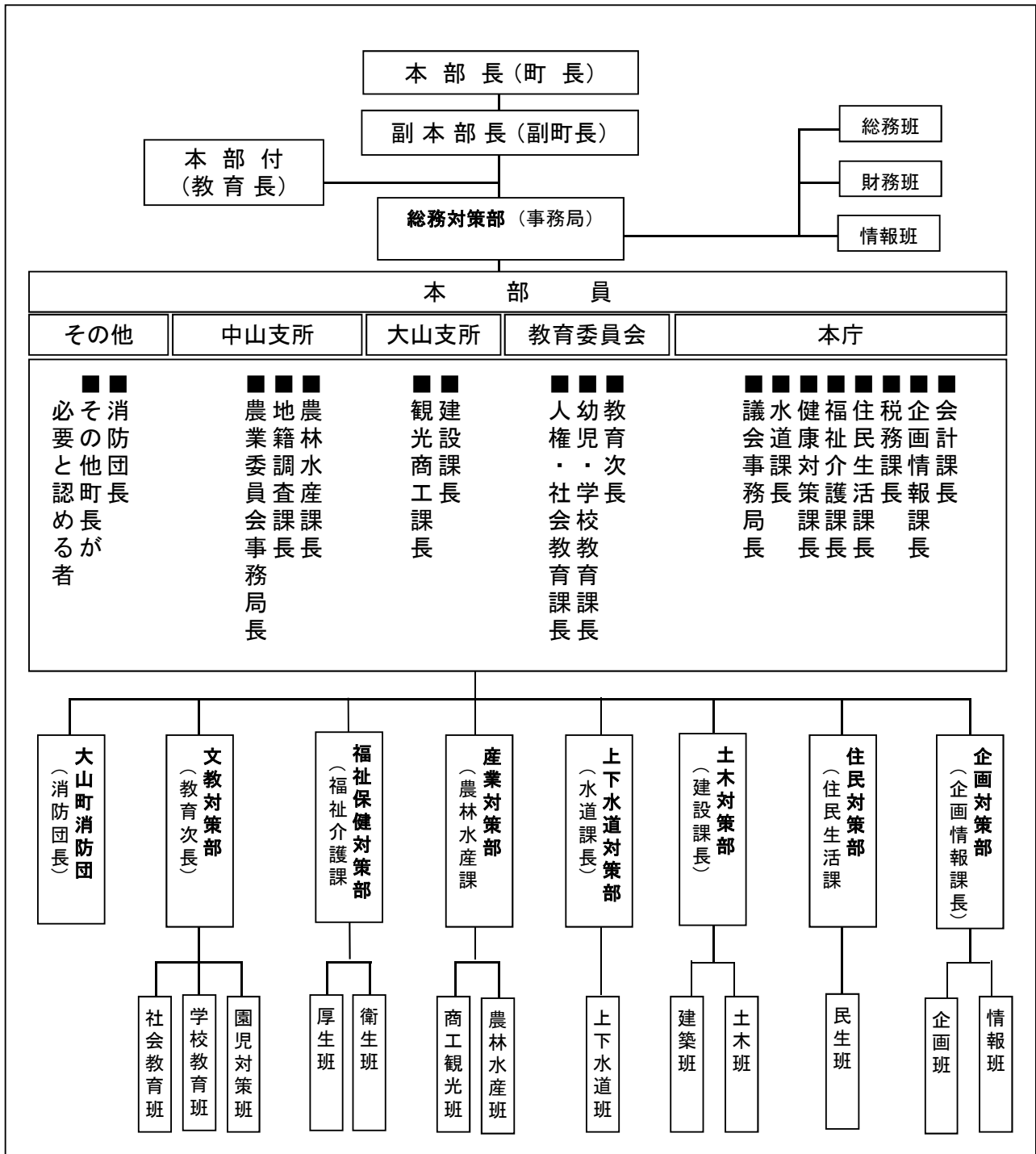
本部に本部長を置くほか、本部会議及び対策部をもって組織する。

なお、本部に事務局を置く。

#### (ア) 本部の組織図

本部の組織図は、別表【本部組織図】のとおりとする。

別表【本部組織図】



(イ) 本部長

- a 本部長は、町長がその任に当たる。
- b 本部長は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- c 町長が不在等における非常時の町長権限委譲順位を次のとおりとする。

第1位：副町長 第2位：総務課長 第3位：その場における最高責任者

(ロ) 副本部長

- a 副本部長は、副町長がその任に当たる。
- b 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(ハ) 本部付

本部付は、教育長をもって充てる。

(オ) 事務局

- a 事務局は、総務課内に設置し、総務課の職員で構成する。
- b 事務局長は、総務課長をもって充てるものとする。
- c 事務局は、災害応急対策実施のための連絡調整業務を行う。

(カ) 本部員

本部員は、各課(局)長、消防団長及びその他町長が必要と認める者をもって充てる。

(キ) 対策部

対策部は、各課で構成し、それぞれの所掌事務に従い、災害応急対策の実施に当たる。

イ 設置の場所

(ア) 本部の設置場所は、本庁舎とする。なお、本庁舎が使用不可能な場合は、保健福祉センターなわ又は中山支所若しくは大山支所に設置するものとする。

(イ) 本部には、本部の所在を明確にするため「大山町災害対策本部」の標識を掲げる。

ウ 設置及び廃止の基準

(ア) 本部の設置の基準は、本章第5節2 配備体制(1) 配備体制の基準によるものとする。

(イ) 本部は、概ね次の基準により町長が廃止する。

- a 予想された災害に係る危険がなくなつたと認めるとき。
- b 当該災害に係る災害予防及び応急対策が概ね終了したと認めるとき。

なお、必要に応じて、災害警戒本部に切替え、必要な体制を維持するものとする。

エ 設置及び廃止の公表

本部事務局は、本部が設置又は廃止されたときは直ちにその旨を、次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話、防災行政無線、その他の確迅速な方法で周知するものとする。

公表先	方法	担当
町の関係機関	庁内放送、電話、町防災行政無線、口頭、FAX、メール	本部事務局 (総務課)
県危機管理局	電話、県防災行政無線、メール	
琴浦大山警察署	電話、FAX、連絡員	
西部広域消防局	電話、FAX、メール、連絡員	
防災会議構成機関	電話、町防災行政無線、口頭、FAX、連絡員	
隣接の市町村長	電話、県防災行政無線、FAX、メール	
報道機関	電話、口頭、FAX、メール、ホームページ、文書	
住民・一般	町防災行政無線、CATV、ホームページ、電話、メール配信システム(あんしんトリピーメール)、緊急速報(エリア)メール	

オ 本部の任務

本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、町地域防災計画の定めるところにより災害応急対策を実施するものとし、すべての本部員が災害に対する応急処置に全力を尽くすものとする。

本部の実施すべき主な事項は次のとおりである。

- (ア) 災害発生時の対応方針の決定及び関係機関との調整
- (イ) 災害に係る各種情報収集
- (ウ) 緊急輸送路確保のための連絡調整
- (エ) 関係機関への応援要請(要請手続等については、本章第5節「配備及び動員計画」による)

- (オ) 県（現地対策本部）との連絡調整
- (カ) 食糧、生活物資等の調達・供給に係る調整
- (キ) 円滑かつ迅速な災害応急対策のための各種連絡調整
- (ク) 住民の安心安全情報の提供

カ 本部の所掌事務

- (ア) 本部の所掌事務は、別表【所掌事務】のとおりとする。
- (イ) 本部が設置されていないときであっても、各課（局）は、本部の所掌事務に従って災害対策を実施するものとする。
- (ウ) なお、所管が不明確な事務や、部局横断的な対応が必要とされる事務については、総務課長が総合調整を図り、その都度決定するものとする。

別表【所掌事務】

部名	部長	班名	班の編成	所掌業務
総務対策部	総務課長	総務班 (事務局)	総務課 議会事務局	1 災害対策の総合企画に関すること 2 防災会議に関すること 3 本部会議に関すること 4 本部の設置・廃止に関すること 5 本部の運営に関すること 6 本部事務局に関すること 7 本部員の配備動員に関すること 8 各対策部との連絡調整に関すること 9 各支所との連絡調整に関すること 10 県、その他防災関係機関に対する連絡に関する こと 11 県その他防災関係機関に対する被害状況等の報 告に関すること 12 自衛隊、海上保安庁、警察、県、隣接市町村等 に対する応援出動（派遣）の要請に関すること 13 職員の非常招集及び解除に関すること 14 職員の動員及び配備・動員に関すること 15 災害対策資機材の保管、調達に関すること 16 報道機関への対応に関すること 17 国、県等の被災地視察に関すること 18 配車計画及び車両の確保に関すること 19 消防団との連絡調整に関すること
		情報班	総務課 企画情報課 地籍調査課 (総合窓口室) 建設課 (総合窓口室)	1 各対策部からの災害情報の収集及び被害状況の とりまとめに関すること 2 支所管内の災害情報の収集及び被害状況のとり まとめに関すること 3 気象に関する情報の収集及び伝達に関すること 4 災害対策記録、写真等の整備に関すること 5 災害情報、被害状況、災害対策等の広報及び庁 内放送に関すること 6 防災行政無線及び町ホームページに関すること 7 ケーブルテレビ設備に関すること

部名	部長	班名	班の編成	所掌業務
		財務班	総務課 会計課	1 災害対策に必要な財政措置に関すること 2 町有財産の保全及び被害調査に関すること 3 災害時における物資の調達に関すること 4 公務災害補償、被災職員に対する給付及びその他福利厚生に関すること
企画対策部	企画情報課長	企画班	企画情報課	1 災害ボランティアの受付窓口である「大山町ボランティアセンター（社会福祉協議会内）との連絡調整に関すること 2 災害対策に協力する各種団体との連絡調整に関すること 3 災害発生後の開発に関すること 4 ケーブルテレビに関すること
住民対策部	住民生活課長	民生班	住民生活課 税務課 地籍調査課 人権・社会教育課 名和クリーンセンター 中山ふれあいセンター	1 被災家屋（土地）及び居住者の調査把握に関すること（住民生活課、税務課、地籍調査課） 2 捜索、救助に関すること 3 遺体処理及び埋葬等に関すること 4 義援金品の収配に関すること 5 食糧以外の生活必需物資の確保及び配分に関すること 6 災害による廃棄物及び死亡獣畜処理に関すること 7 災害廃棄物の仮置場設置及び管理に関すること 8 仮設トイレの設置及び維持管理に関すること 9 被災納税者の調査及び税の減免等の措置に関すること 10 リ災証明書の発行に関すること 11 日赤奉仕団との連絡調整に関すること 12 その他被災地における民生安定に関すること 13 必要に応じて各対策本部の応援にあたること
土木対策部	建設課長	土木班	建設課	1 道路、河川、橋りょう等公共土木施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること 2 道路の交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制に関すること 3 防災ヘリポート、緊急輸送路、幹線道路の確保に関すること 4 障害物・がれき等の除去に関すること 5 土砂崩れに対する応急措置に関すること 6 土木資材及び水防資材の確保調達に関すること 7 土木関係業者との連絡調整に関すること 8 その他の応急土木対策に関すること
		建築班	建設課	1 公営住宅等建築物の被害調査、報告及び必要な対策に関すること 2 避難所、応急仮設住宅等の建設に関すること 3 建築資材の調達及びあっせんに関すること

部名	部長	班名	班の編成	所掌業務
		建築班		4 被災建築物等応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施に関する事
上下水道対策部	水道課長	上下水道班	水道課	1 上下水道、終末処理場等の被害調査及び必要な対策に関する事 2 飲料水の確保及び供給に関する事 3 水道水の水質検査に関する事 4 応援給水の要請に関する事 5 災害応急及び復旧資材の確保に関する事
産業対策部	農林水産課長	農林水産班	農林水産課 農業委員会 事務局	1 農地、農作物及び農業用施設の被害調査報告並びに必要な対策に関する事 2 農産物被害に対する技術的指導に関する事 3 農産物の防疫に関する事 4 災害用食糧の確保及び配分に関する事 5 被災農家の災害融資に関する事 6 被災地における農産物種苗及び生産資材等のあつせんに関する事 7 林産物、林道、林業用施設及び治山施設等の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事 8 林産物被害に対する技術的指導に関する事 9 貯木、流木の災害対策に関する事 10 災害用木材の調達及び払下げに関する事 11 被災地における林業種苗及び生産資材等のあつせんに関する事 12 被災林業家の災害融資に関する事 13 牧野、牧野施設及び家畜、家畜施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事 14 家畜の防疫に関する事 15 家畜飼料及び飼料作物種子の調査、あつせんに関する事 16 被災農家の災害融資に関する事 17 漁港、漁船、漁具及び水産施設、水産物の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事 18 被災漁家の災害融資に関する事 19 農業協同組合等農林業関係団体との連携に関する事 20 その他の応急対策及び他班に属さないこと
		観光商工班	観光商工課	1 観光施設の被害調査及び必要な対策に関する事 2 災害時における観光客の避難、救助等安全対策に関する事 3 商工業関係の被害調査、報告及び必要な対策に関する事 4 被災商工業者に対する融資に関する事

部名	部長	班名	班の編成	所掌業務
		観光商工班		5 災害対策のための労務者の確保及び災害に関連した失業者の対策に関すること 6 その他応急商工対策に関すること
福祉保健対策部	福祉介護課長	衛生班	福祉介護課 健康対策課 各診療所	1 保健衛生施設並びに医療機関の被害調査、報告及び必要な対策に関すること 2 災害時の病床確保、医療、助産等に関すること 3 医療機関との連絡調整に関すること 4 環境衛生、食品衛生の指導及び劇毒物の安全対策に関すること 5 防疫及び衛生に関すること 6 医薬品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること 7 被災家屋の消毒に関すること 8 医療救護所の設置、医療救護活動に関すること 9 被災者の保健指導に関すること 10 その他応急衛生対策に関すること
		厚生班	福祉介護課 健康対策課	1 災害救助法による救助計画及びその実施に関すること 2 社会福祉施設及び児童福祉施設の被害調査並びに必要な対策に関すること 3 避難所の開設、その維持管理及び避難者の誘導並びに炊き出し等による避難者の援護に関すること 4 日赤救護チーム等応急救助に関する部外機関との連絡に関すること 5 被災者に対する生活の保護に関すること 6 乳幼児、児童の避難及び安全送致に関すること 7 避難行動要支援者に対する支援に関すること 8 災害用食糧及び生活必需品の確保及び配分に関すること 9 必要に応じて各班の応援にあたること
文教対策部	教育次長	園児対策班	幼児・学校教育課 各保育園・所	1 保育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること 2 園児の避難及び安全送致に関すること 3 応急保育に関すること 4 必要に応じて各班の応援にあたること
		学校教育班	幼児・学校教育課 学校給食センター	1 学校教育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること 2 児童及び生徒の安全確認及び避難に関すること 3 教科書、学用品等の調達及び配分に関すること 4 災害時の応急教育に関すること 5 災害時の学校給食に関すること 6 教職員の動員及び確保に関すること 7 避難所等の施設の供与に関すること 8 その他応急文教対策及び他班に属さないこと

部名	部長	班名	班の編成	所掌業務
		社会教育班	人権・社会教育課 公民館 図書館	1 社会教育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること 2 災害活動に協力する婦人団体、青年団等社会教育団体との連絡調整に関すること 3 災害時の文化財の保護に関すること 4 避難所等の施設の供与に関すること 5 その他応急文教対策及び他班に属さないこと
消防団	消防団長	大山町消防団	消防団員	1 地域内の火災、水害その他の災害の予防、警戒、防御に関すること 2 被災者の救急・救護に関すること 3 避難者の誘導に関すること 4 町内巡回警戒に関すること 5 行方不明者の捜索に関すること 6 自主防災組織との連携に関すること 7 救援物資等の運搬に関すること 8 その他本部長が指示する災害応急対策に関すること

キ 関係機関への駐在員派遣要請

本部長は、県、西部広域行政管理組合消防局、琴浦大山警察署等の関係機関と協議し、連絡調整等に必要と認める場合は、本部への駐在員派遣を要請するものとする。

(2) 災害対策本部会議

本部では、災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を適宜開催し、必要な災害対策について協議するものとする。

ア 本部会議の構成

(ア) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(イ) 本部会議の庶務は、事務局が担当するものとする。

イ 本部会議の開催

(ア) 本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集するものとする。

(イ) 本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務課長に申し出るものとする。

ウ 本部会議の協議事項

(ア) 本部の配備体制に関すること。

(イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。

(エ) その他災害対策に関する重要事項

エ 対策実施に当たっての対策部間の連携

本部会議の決定事項については、当該対策を直接実施する部の部員のみならず他のすべての部員が緊密な連絡のもとでその実施を図るものとする。

オ 複合災害発生時の対応

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）が発生した場合は、本部に指揮系統を一本化し、情報の収集・連絡・調整に努めるものとする。



(3) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第5項の規定に基づき、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができるものとする。

ア 現地本部の組織

現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置く。

(7) 現地本部長及び現地本部員

a 現地本部長及び現地本部員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

b 現地本部長は、現地本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 設置の場所

現地本部の設置場所は災害の規模その他の状況により本部長が定めるものとする。

ウ 設置及び廃止の基準

災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるとき設置するものとする。

エ 設置及び廃止の公表

現地本部の設置及び廃止の公表は、本部の設置及び廃止の公表に準ずるものとする。

オ 現地本部の任務

(7) 現地本部は、災害地において本部の事務の一部を行うものとし、その内容については、本部の本部会議において決定するものとする。

(イ) 現地本部長は、災害が大規模で他の防災関係機関等が災害の状況を把握できないと認めるときは、被災地の情報を直接収集・分析し、本部に報告するものとする。

(ウ) なお、情報収集にあたっては、総務対策部情報班と密接な連絡のもとに活動するものとする。

カ 現地本部の運営その他必要な事項は、その都度本部長又は現地本部長がこれを定める。

3 大山町災害警戒本部

(1) 大山町災害警戒本部

町長は、本部が設置されない段階で災害に対する警戒のため必要と認めるときは、大山町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

ア 警戒本部の組織

警戒本部に警戒本部長及び警戒本部員その他の職員を置く。

(7) 警戒本部長

a 警戒本部長は、副町長がその任務に当たる。

b 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

c 警戒本部長が不在等の非常時には、以下の順序により任務を代理する。

第1位：総務課長 第2位：総務課長補佐 第3位：その場における最高責任者

(イ) 事務局

警戒本部事務局職員は、総務課職員とする。

(ウ) 災害対策本部事務局への移行

警戒本部事務局職員は、本部が設置されたときは速やかに本部事務局職員としての任務につくものとする。

イ 設置の場所

警戒本部は、総務課内に置くものとする。

ウ 設置及び廃止の基準

- (7) 警戒本部の設置の基準は、本章第5節「配備及び動員計画」のとおりとする。
- (4) 警戒本部は、概ね次の基準により副町長が廃止する。
  - a 予想された災害に係る危険がなくなつたと認めるとき。
  - b 当該災害に係る災害予防及び応急対策が概ね終了したと認めるとき。
  - c 体制が本章第5節「配備及び動員計画」に定める注意体制又は非常体制に移行した場合。

エ 設置及び廃止の公表

警戒本部を設置したときは、その旨を直ちに各関係課に連絡し、さらに勤務時間内にあつては、全職員に周知するものとする。なお、警戒本部を廃止したときも同様とする。

オ 警戒本部の任務

- 警戒本部の主な任務は以下のとおりとする。
- (7) 気象情報、被害情報等の収集及び関係機関等への伝達
  - (4) 防災行政無線、町ホームページ等による情報提供及び注意喚起
  - (9) 配備体制の移行を視野に入れた災害への警戒・監視

**第5節 配備及び動員計画**

1 目的

この計画は、災害時において災害を防御し、またはその拡大を防止するために防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

2 配備計画

(1) 配備体制の基準

災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、防災活動を推進するためとすべき体制は、別表【配備体制基準】によるものとする。

なお、豪雪時には、別に定める「豪雪対応マニュアル」により対応するものとする。

**別表【配備体制基準】**

種別	本部体制	配備基準	配備内容
注（注意配備体制）	—	1 次の気象注意報の1以上が発表され、総務課長が必要と認めたとき。 (1) 大雨注意報                      (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報                      (4) 大雪注意報 (5) 強風注意報 2 気象警報が発表され、第一配備の指令がないとき。 3 震度3の地震が発生したとき。 4 その他、総務課長が認めたとき。	1 関係各課（局）においては、気象情報等についての収集連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。 2 関係各課（局）においては、第一配備に対する準備を行うものとする。

種別	本部体制	配備基準	配備内容
第一 （警戒体制Ⅰ） 配備体制	災害警戒本部	1 次の気象警報の1以上が発表され、又は発表の前提に至るような状況で、相当の被害が発生することが見込まれると町長が認めたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 高潮警報 (4) 大雪警報 (5) 暴風警報（陸上で最大風速25m/s以上） (6) 暴風雪警報（陸上で最大風速25m/s以上） 2 震度4の地震が発生したとき。 3 その他、副町長が必要と認めたとき。	1 関係各課（局）においては、防災活動に従事するとともに、適宜課長会議等を開き情報連絡を行い、対策を協議するものとする。 2 関係各課（局）においては、第二配備に対する準備を行うものとする。
第二 （警戒体制Ⅱ） 配備体制		1 次の気象情報の1以上が発表され、災害が見込まれるとき。 (1) 土砂災害警戒情報 (2) 記録的短時間大雨情報 2 台風が鳥取県を通過、又は接近し、災害が見込まれるとき。 3 震度5弱の地震が発生したとき。 4 津波注意報が発表されたとき。 5 風水害、大規模事故その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたとき。 6 その他、副町長が必要と認めたとき。	1 災害応急対策の実施に関係する各課（局）においては、情報連絡を密にし、応急対策等を協議のうえ防災活動に従事するものとする。 2 関係各課（局）においては、第三配備に対する準備を行うものとする。
第三 （非常体制Ⅰ） 配備体制	災害対策本部	1 特別警報が発表されたとき。 2 震度5強～6弱の地震が発生したとき。 3 大津波警報又は津波警報が発表されたとき。 4 町全域にわたって風水害、大規模な火事その他異常な自然現象又は重大な人為的災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたとき。 5 その他、町長が必要と認めたとき。	1 関係各課（局）においては、第四配備に対する準備を行うものとする。
第四 （非常体制Ⅱ） 配備体制		1 震度6強以上の地震が発生したとき。 2 町全域にわたって風水害、大規模な火事その他異常な自然現象又は重大な人為的災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたとき。 3 その他、町長が必要と認めたとき。	1 町関係職員は本部組織に従い、各実施対策部は防災活動に従事するものとする。

- (備考) 1 上記の基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、町長が必要と認めたとき適用する。
- 2 本部設置にあたり、町長の判断を求める必要があるときは、総務課長が災害発生状況や予想される被害程度を取りまとめたうえで町長に報告し、町長はそれをもとに決定をするものとする。  
 なお、町長不在の場合は、本章第4節「組織体制計画」3(1)に定める町長権限委譲順位により、設置判断を行うものとする。
- 3 水防本部の配備体制は、風水害対策編第3章第1節「水防計画」の定めるところによる。

3 動員計画

(1) 職員の動員計画

ア 災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制にしたがって、原則として別表【職員の動員計画】のとおりとし、必要に応じて増減を行う等、適切な配備動員を行うものとする。

イ 各所属長は、時間外の緊急対応に備え、注意配備、第一配備、第二配備及び第三配備の動員予定者を、あらかじめ指名しておくものとする。

別表【職員の動員計画】

部署名	動員数				
	注意配備	第一配備	第二配備	第三配備	第四配備
	(注意体制)	(警戒体制Ⅰ)	(警戒体制Ⅱ)	(非常体制Ⅰ)	(非常体制Ⅱ)
総務課	1	3	8	13	全 職 員
会計課			1	2	
議会事務局			1	1	
企画情報課		1	2	5	
税務課			1	6	
住民生活課			1	5	
名和クリーンセンター				1	
建設課	1	2	4	12	
水道課		2	4	6	
地籍調査課			1	3	
農林水産課	1	2	4	13	
農業委員会事務局			1	1	
観光商工課			3	7	
福祉介護課		1	2	6	
健康対策課			2	5	
各診療所					
幼児・学校教育課		1	2	5	
各保育園・所				5(各1)	
ふれあい会館					
各小・中学校					
学校給食センター					
人権・社会教育課			2	4	
各公民館				2	
図書館					
教育研修所					
人権交流センター			1	2	
なかやまふれあいセンター					
中高ふれあい文化センター					
各児童館					
合計	3	12	40	104	

- (備考) 1 上記の基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、町長が必要と認めるとき適用する。
- 2 各所属長は、必要と認める範囲内において、総務課長と協議のうえ動員数を適宜増減することとする。
- 3 警報等巡回パトロール班は、第一配備体制（警戒体制Ⅰ）までは別枠とする。
- 4 防災連絡責任者の任命及び責務
- ア 各課ごとに防災業務連絡の責任者を定めるものとする。防災連絡責任者は資料編資料6のとおりである。
- イ 各課の防災連絡責任者は、主管課等の防災連絡責任者と緊密な連携のもとに、各課（局）の職員の動員に係る連絡調整を行うとともに、災害情報、被害状況等の調査、把握及び各種災害関係情報指示等の発受に関する連絡。

消防団員の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策状況等に応じて本部長（町長）は消防団長に命令することができる。

なお、出動の基準、招集方法等は、本編第2章第10節「消防計画」による。

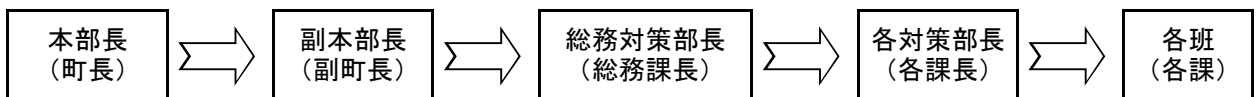
(3) 動員配備の伝達系統及び方法

職員の動員配備は、次の系統により伝達するものとするが、各防災連絡責任者は平素から関係者に対する連絡方法等を考慮しておくものとする。

ア 勤務時間内

- (7) 県防災行政無線、FAX等により気象情報等の通知を受けた場合、総務課長は関係各課（局）に非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話、電子メール等により徹底する。

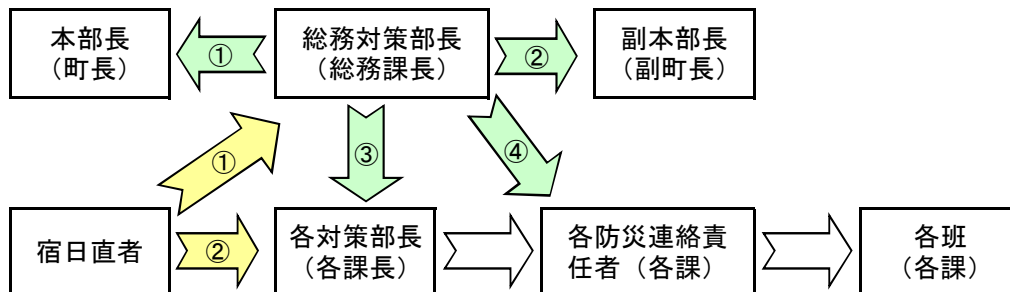
- (4) 各課長は、関係職員に連絡し、あらかじめ定める応急対策業務に従事させる。



イ 勤務時間外

- (7) 本庁舎宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに電話、電子メール等により総務課長（不在のときは総務課課長補佐）に連絡するものとする。（水防に関する警報（大雨洪水警報等）の場合は、建設課長（不在の場合は建設課課長補佐）にも連絡すること。）

- (4) 総務課長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、町長に連絡するとともに、警戒体制への移行、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。



(4) 職員の登庁

ア 登庁の基準

職員は常に気象情報等に注意し、第二配備に該当する気象状況になり登庁の要否が不明である場合、または震度5弱以上の地震が発生し登庁の要否が不明である場合は、課（局）の防災連絡責任者からの連絡を待たず積極的に登庁するよう心がけるものとする。

イ 登庁の場所

登庁する場所は、原則あらかじめ定められた場所とするが、公共交通機関や主要道路等が寸断されるなどし、所定の参集場所に登庁することが困難なときは、最寄りの町施設（本庁、支所等）に参集し、各所属等に状況報告を行うこととする。

ウ 登庁時の留意事項

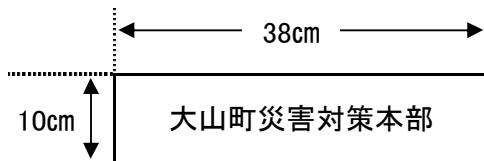
登庁時は、登庁経路における被災状況の把握に努めるものとする。

エ 総務課は、職員の参集状況や安否状況の把握に努めるものとし、必要に応じて各部署に対し、職員の参集状況等についての報告を求めるものとする。

(5) 標識

ア 腕章

災害時において防災活動に従事する町職員は、規則等において別段の定めがある場合のほかは、次の腕章を帯用するものとする。

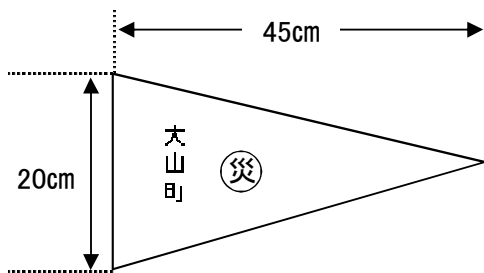


(備考)

地の色彩は白色、文字は赤色とする。

イ 標旗

災害時において使用する本部の車両には、規則等において別段の定めがある場合のほかは、次の標旗をつけるものとする。



(備考)

地の色彩は黄色、文字は黒色とする。

⊕は直径5cmの赤色とする。

(6) 災害対応が長期にわたる場合の動員計画

非常体制の場合、多くの職員を長時間にわたり災害応急対策に従事させる必要があるため、各所属長は職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設けるなど従事職員の適切な交替に配慮するものとする。特に、第四配備の場合は、本部の総力をもって全職員が災害応急対応にあたることとされているが、長期の対応が必要となるため、早期にローテーション計画を作成し、計画的な職員動員を行い、職員の健康に配慮するものとする。

4 平時から職員が講じておくべき対策

(1) 災害時における役割の把握

職員は、災害時初動対応マニュアルにおける各自の役割を把握し、災害時における各自の行動を理解し、必要な対策を平時から講じておくものとする。

(2) 家庭等で被災しないための対策

職員は、それぞれが災害応急対策を行うべき重要な責務を担っていることを理解し、災害時においても必要に応じて確実に登庁できる体制を平時から整えるため、災害時に職員やその家族が被災しないよう次のような対策を講じておくものとする。

ア 住宅の耐震化

イ 家具等の転倒防止対策

ウ 家庭内での備蓄（非常用食糧、飲料水、非常用持ち出し袋、携帯トイレなど）

エ その他、「鳥取県防災HP」及びURLを「鳥取県危機管理HP（<http://www.pref.tottori.lg.jp/31253.htm>）の「家族の防災対策」に記載されていることを参照とした取り組み

(3) 登庁経路の危険度の把握

職員は、登庁経路における危険度（土砂崩れ、ブロック塀倒壊、液状化）を把握し、災害時の通行経路や登庁手段等を検討しておくものとする。

5 職員の派遣及び要請

(1) 町は、職員の状況を把握し、必要な職種別人員数に対して自らの職員の確保が困難な場合は、県西部総合事務所、県又は他の市町村に対し、必要職員の派遣又は応援を要請し、職員の確保を図るものとする。

(2) 迅速かつ円滑に実施するため、町及び県が締結する様々な災害応援協定に基づき派遣又は応援を要請するものとする。

(3) 要請にあたっては、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣（応援）を要請するものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 派遣（応援）が決定・実行された場合、本部長（町長）、派遣（応援）職員の受入体制を整備する。

(5) 職員派遣に係る人件費、旅費等の費用については、協定の定めによるものとするが、原則応援を受けた者が負担するものとする。ただし、応援を受けた者と応援者が協議して定めた場合はこの限りでない。

6 県内市町村への応援

町長は、県内他市町村より直接応援要請を受けた場合、もしくは知事より県内他市町村への応援指示又は調整を受けた場合は、町が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力するものとする。

## 第6節 情報収集伝達計画

### 1 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、気象、水防、消防等災害関係予報、警報を迅速かつ的確に伝達することで必要な注意を促し、被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

### 2 気象警報等の伝達

#### (1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報の種類及び発表基準

鳥取地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報及び気象情報の種類及び発表基準は次のとおりである。

#### ア 特別警報・警報・注意報

##### (7) 大雨特別警報発表基準

大雨特別警報			
規準	雨量基準(mm)		土壌雨量指数基準
	48時間降水量	3時間降水量	
台風や集中豪雨等により数十年(50年)に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	363	132	218

注1 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値を取ったものである。

注2 48時間降水量、3時間降水量、土壌雨量指数いずれにしても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注3 特別警報は、府県程度の広がり度50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

##### (イ) 大雨警報・注意報発表基準

大雨警報			大雨注意報		
雨量基準(mm)		土壌雨量指数基準	雨量基準(mm)		土壌雨量指数基準
平坦地	平坦地以外		平坦地	平坦地以外	
1時間雨量 =70	3時間雨量 =150	114	1時間雨量 =40	3時間雨量 =90	96

※大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。

※土壌雨量指数基準値は1km四方ごとに設定しているが、(イ)の表中の土壌雨量指数基準には、大山町の域内における基準値の最低値を示している。



(ウ) 洪水警報・洪水注意報発表基準

洪水警報				洪水注意報					
雨量基準 (mm)		流域雨量 指数基準	複合基準	雨量基準 (mm)		流域雨量 指数基準	複合基準		
平坦地	平坦地 以外			平坦地	平坦地 以外				
1時間 雨量 =70	3時間 雨量 =150	甲川	13	平坦地1時 間雨量 =60mmかつ 甲川=7	1時間 雨量 =40	3時間 雨量 =90	甲川	9	—
		阿弥陀川	13	—			阿弥陀川	9	—

※洪水注意報における流域雨量指数基準の対象河川は、洪水警報の流域雨量指数基準の対象河川と同様である。

(エ) (7)、(イ)、(ウ)以外の特別警報・警報・注意報発表基準

特別 警報名	発表基準	警報名	発表基準	注意報 名	発表基準	
気象 特別 警報	暴風 特別 警報	気象 警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合	気象 注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合	
	暴風 雪特別 警報		雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合 (雪を伴う。)		風雪 注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合 (雪を伴う。)
	大雪 特別 警報		大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間の降雪の深さが平地で40cm以上、山地で80cm以上と予想される場合		大雪 注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上と予想される場合

※50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。  
※特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

特別警報名	発表基準	警報名	発表基準	注意報名	発表基準
				気象注意報	<p>なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合</p> <p>なだれ注意報 積雪が30cm以上あり、降雪の深さが40cm以上になると予想される場合 又は山沿の積雪が60cm以上あり、次のいずれかになると予想される場合 1. 日最高気温8℃以上（鳥取地方気象台の値） 2. かなりの降雨</p>
				濃霧注意報	<p>濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合</p> <p>視程が陸上100m以下、海上500m以下が予想される場合</p>
				雷注意報	<p>落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合</p>
				乾燥注意報	<p>空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合</p> <p>最小湿度が40%以下で実効湿度が65%以下になると予想される場合</p>
				着雪注意報	<p>着雪によって、通信線や送電線等に被害を受けるおそれがあると予想される場合</p> <p>気温-1℃～+2℃の条件下で24時間降雪の深さが30cm以上が予想される場合</p>
				霜注意報	<p>10月31日までの早霜及び4月1日以降の晩霜等により農作物に著しい被害を受けるおそれがあると予想される場合</p> <p>最低気温3℃以下が予想される場合</p>
				低温注意報	<p>（最低気温）</p> <p>低温によって農作物又は、水道管や道路の凍結等に著しい被害が予想される場合</p> <p>-4℃以下、ただし、山間部で-6℃以下になると予想される場合</p>

※平均風速とは、10分間平均風速を指す。

特別警報名	発表基準	警報名	発表基準	注意報名	発表基準
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 最高潮位が1.3m以上と予想される場合	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 最高潮位が0.9m以上と予想される場合
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合	波浪警報	風浪・うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が6m以上と予想される場合	波浪注意報	風浪・うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が3m以上と予想される場合
		※地面現象警報	大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	※地面現象注意報	大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合
		※浸水警報	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	※浸水注意報	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合

(注)

1 基準の数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係から決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

※この注意報、警報は標題を出さないで、気象注意報、警報に含めて行う。

イ 気象情報

気象情報は、特別警報・警報・注意報と組み合わせて有機的に活用することによって、防災効果を格段に高める機能を有しており、その機能は次の3つの機能に大別される。

(ア) アラーム的機能

特別警報・警報・注意報を発表するには時期尚早であるが、特別警報・警報・注意報に相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関・報道機関あるいは公衆に伝達することが防災上非常に有効であると判断される場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風シナリオ等）。

(イ) 補完的機能

特別警報・警報・注意報文では十分に説明できなかつた重要な気象現象の状態や防災上の注意事項等を具体的に説明するために発表する気象情報、あるいは特別警報・警報・注意報の解除に際し、後遺症的災害が発生する可能性の有無について言及する場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風情報、大雨情報等）。

ウ 記録的短時間大雨情報

大雨警報を発表して警戒を呼びかけている最中に、数年に一度しか現れないような2時間雨量が観測されたとき、重大な災害に結びつく場合が多いことから、「ある地域で記録的な大雨が降っている」という趣旨で発表され、より一層の警戒を喚起するものである。

発表官署	鳥取地方気象台
発表基準	1時間雨量90mm以上

## エ 土砂災害警戒情報

(7) 鳥取地方気象台及び県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判断し、土砂災害の危険度が高まり厳重な警戒を市町村長等へ呼びかける必要があると認められる場合には、両者協議の上、共同で土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。その際、県は、避難勧告等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係ある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じるものとする。

また、町は、住民への情報の伝達について特に留意する。

(イ) また、県は、土砂災害警戒情報を補足する危険度情報等を、インターネット等で市町村や地域住民に迅速に提供する。

対象とする土砂災害	土石流及び集中的に発生する山崩れ、がけ崩れ
発表単位	市町村ごと
発表	大雨警報発表中に実況値及び数時間先までの降雨予測を基に作成した指標（60分積算雨量と土壌雨量指数を組み合わせたもの）が発表基準に達した場合 ※なお、地震により地盤のゆるみが生じた場合等は、必要に応じ「鳥取県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき発表基準を引き下げるものとする。
解除	警戒基準を下回りかつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合及び警戒基準を下回らないが無降雨状態が長時間続いている場合で土壌雨量指数の第2タンク貯留量が降下状況にあるとき。
発表対象市町村	鳥取県内19市町村のうち、対象とする土砂災害が発生するおそれのある17市町（境港市及び日吉津村以外の市町）

## オ 竜巻注意報

鳥取地方気象台は、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在する気象状況にあるとき、雷注意報を補足する情報として、竜巻注意報を発表する。

発表官署	鳥取地方気象台
発表単位	鳥取県
発表条件	観測結果及び指標による総合判断で、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在する気象状況と判断したとき
情報の有効期間	発表時刻から約1時間後（継続が必要な場合は、改めて情報を発表）

## (2) 特別警報・警報・注意報の発表・解除及び気象情報の発表

ア 特別警報・警報・注意報の発表・解除及び気象情報の発表は、鳥取地方気象台が行う。

ただし、鳥取地方気象台が甚大な災害等により機能しない場合は、広島地方気象台が代行する。なお、気象情報のうち土砂災害警戒情報については、県（県土整備部）と鳥取地方気象台が共同して発表する。

イ 二種以上の特別警報・警報・注意報を行った後において、これらのうちの一部の特別警報事項、警報事項又は注意報事項を継続する必要がある場合は、その特別警報、警報、注意報を新たに行って切り替えるものとする。

ウ 一種又は二種以上の特別警報、警報、注意報を行った後において、これらの全部若しく

は一部の特別警報事項、警報事項又は注意報事項を継続するとともに、新たに特別警報事項、警報事項又は注意報事項を追加する必要がある場合は、継続するものと追加するものとを併せて、二種以上の特別警報、警報、注意報を新たに行って切り替えるものとする。

(3) 特別警報・警報・注意報及び気象情報の地域細分

ア 特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表する。ただし、発表する情報量が多くなることから地域を簡潔に表示する目的で「一次細分区域」「市町村等をまとめた地域」を用いる場合がある。なお、気象情報は全県を対象として発表する。

本町は、一次細分区域は「中・西部」、市町村等をまとめた地域は「米子地区」、二次細分区域（市町村等）は「大山町」となる。

(4) 特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達

町長は、関係機関から特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達を受けた時は、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速・的確な方法によって町内の防災関係機関、町民等に周知するとともに、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるものとする。特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民へ周知するための措置をとるものとする。なお、聴覚障害者等に対しては、必要に応じて、区長または最寄りの住民へ依頼して、もしくは消防団員等をして戸別訪問により伝達するものとする。

(5) 町における特別警報・警報・注意報及び気象情報の取扱い

特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達の責任者は総務課長とし、下記により取り扱うものとする。

ア 特別警報・警報・注意報及び気象情報は、勤務時間中は総務対策部で受信し別表の伝達システムにより、関係各機関に伝達するとともに庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係各課はこれに伴う必要な措置を講ずるものとする。

イ 勤務時間外における通信は、当直職員が受信し、これを総務課長又はあらかじめ指名された職員全員に伝達し、関係各課はこれに伴う必要な措置を講ずるものとする。

(6) 特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達及び方法

鳥取地方気象台から発表された 特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達システム及び方法は、別表【特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達システム図】、別表【気象警報等の伝達システム図（通常の伝達が行えない場合の住民への伝達）】のとおりとする。

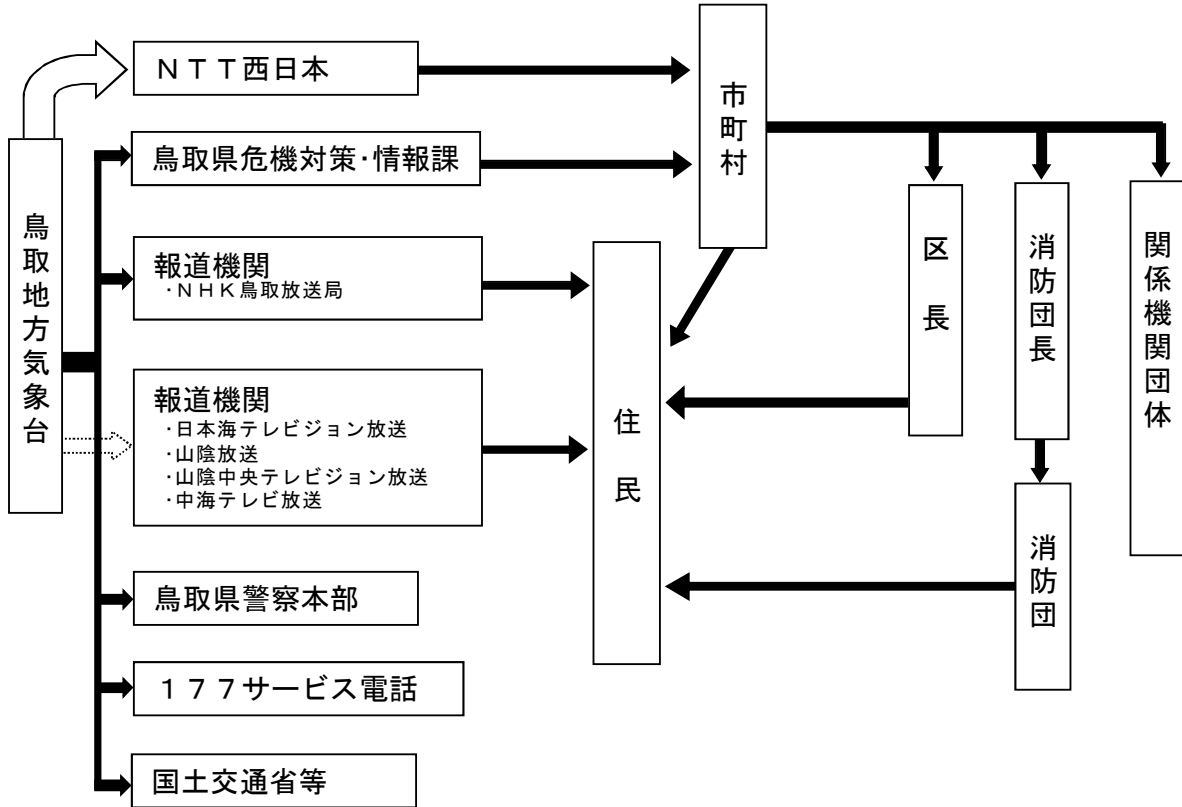
(7) 特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達先

前記のシステムにより町に伝達された特別警報・警報・注意報及び気象情報は、次の方法により関係機関に伝達するものとする。

伝 達 先	伝達方法	住民等への伝達
本庁内各課、出先機関	庁内放送、電話、 庁内LAN	各福祉施設等に対して電話、 FAX（主管課）
教育委員会	庁内電話、庁内放送、 庁内LAN	各学校、保育所その他教育施設に対して 電話、FAX
支所各課、出先機関	電話、庁内LAN	各支所等に対して電話、FAX（主管課）
関係機関・団体	電話、電子メール	
区長	防災行政無線、電話	防災行政無線、電話、必要に応じて口頭
消防団長	電話、IP無線、電子メール、 防災行政無線	各分団長、団員へは電話、IP無線、電子 メール、口頭、防災行政無線

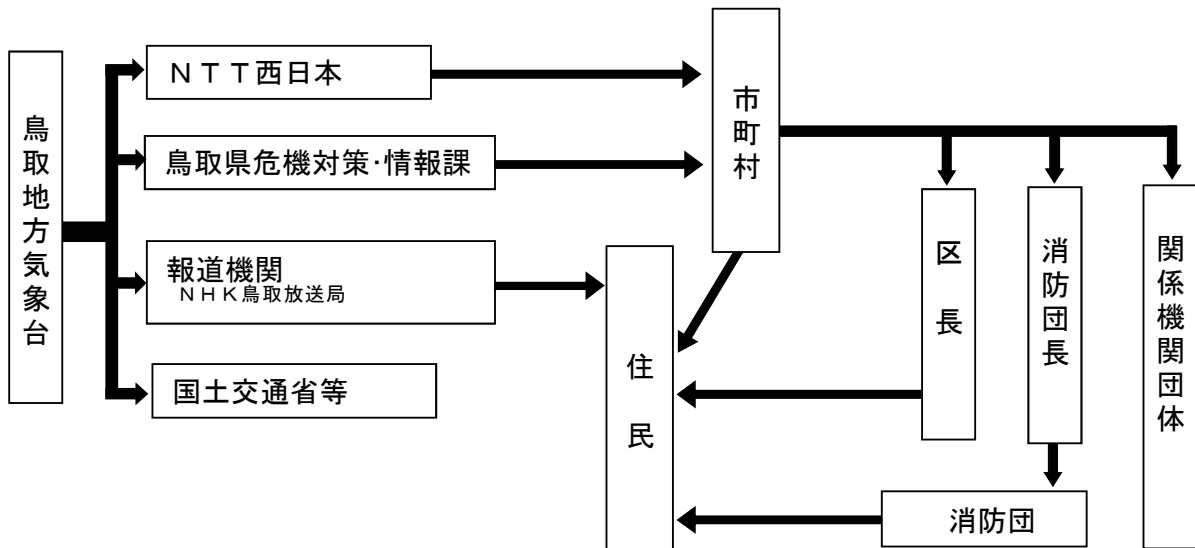
※各伝達先の代表者氏名、連絡方法等は、資料編資料20のとおりである。

別表1【特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図】



※注意報についての一般住民への周知方法は、ラジオ、テレビ等により察知しえる状態が多い。特に必要な場合のみ防災行政無線を利用する。

別表2【気象警報等の伝達系統図（通常の伝達が行えない場合の住民への伝達）】



※通常の伝達が行えない場合は、携帯電話、防災行政無線、伝令等適切な手段により通知する。

3 緊急地震速報、津波警報等、地震、津波情報等の伝達

(1) 津波警報等及び地震情報等の発表並びに伝達

警報等は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、報道機関の協力を得て公衆に周知させるとともに関係機関に通知するものとする。

ア 津波警報等

(7) 津波警報等の発表及び解除は、気象庁又は大阪管区気象台が行う。ただし、気象業法施行令第10条により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない辺すうの地及び災害により適時に受けることができなくなった市町村の長が行う場合がある。

(イ) 鳥取県は、全域が1つの予報区であり、津波予報区の名称は「鳥取県」である。

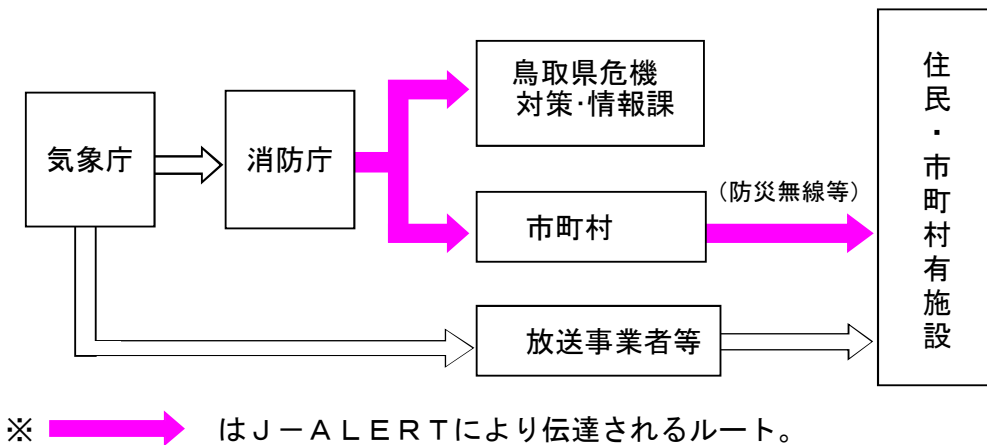
イ 地震情報

地震に関する情報は、気象庁又は大阪管区気象台が行い、鳥取地方気象台は関係機関に伝達する。

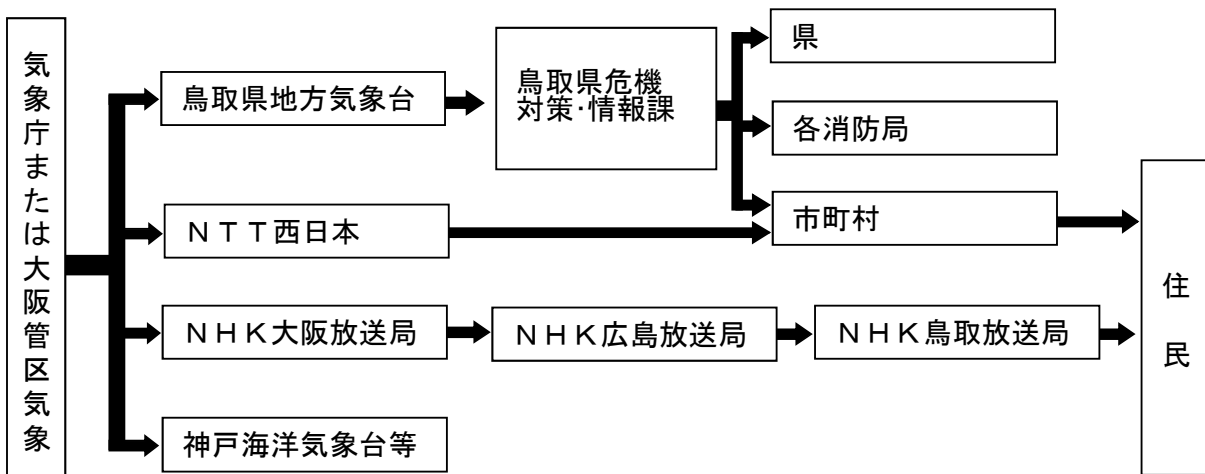
(2) 津波警報等及び地震情報等の伝達系統

気象庁又は大阪管区気象台から発表された津波警報等及び地震情報等の伝達系統及び方法は、別表【緊急地震速報の伝達系統図】、別表【津波警報等の伝達系統図】、別表【津波警報等の伝達系統図（有線電話途絶の場合）】のとおりとする。

別表 3 【緊急地震速報の伝達系統図】

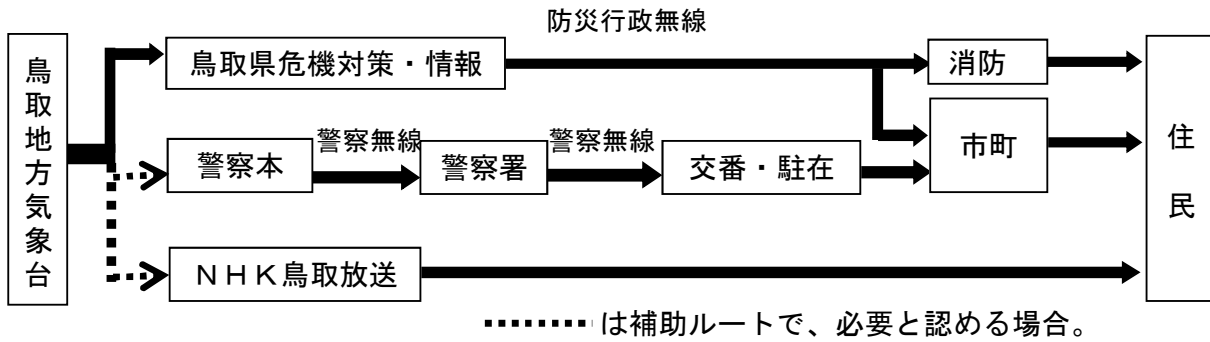


別表 4 【津波警報等の伝達系統図】



※緊急やむを得ない場合に市町村長が行う（気象業務法施行令第10条）津波警報伝達系統は、この図によらず、直接住民に伝達するものとする。

別表5【津波警報等の伝達系統図（有線電話途絶の場合）】



※有線電話途絶の場合は、防災行政無線電話等を使用するものとする。  
 ※通信手段のない場合は、鳥取地方気象台は鳥取県危機対策・情報課に手交する。

(3) 津波警報等及び地震情報等の伝達実施

町は、関係機関からの津波警報等の伝達を受けたときは、直ちにその内容に応じあらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、防災行政無線、広報車等適切な方法によって、所在官公庁及び住民に周知するものとする。

特に、大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民へ周知するための措置をとるものとする。

(4) 町における津波警報等及び地震情報等の取扱い

津波警報等及び地震情報等の伝達の責任者は総務課長とし、下記により取り扱うものとする。

ア 総務課長は、当直職員から津波警戒にかかる連絡を受けた時は、その状況を町長に報告するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。

イ 津波警戒にかかる連絡等の対応については、本章第15節「避難計画」を参照すること。

(5) 地震時における津波警戒の自衛措置

気象庁の行う津波警報等は、地震発生後遅滞なく発表されることになっているが、沿岸地域各市町村においては、津波注意報・警報発表中及び未発表であって震度4以上の地震を感じたときは、津波の早期来襲に備えて次の措置をとる。〔震度4の地震は、つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。また、歩いている人も揺れを感じる。〕

ア 津波の監視

(7) 沿岸地域各市町村においては、津波注意報・警報発表中及び震度4以上の地震発生後少なくとも約30分間は海面の状態の監視を実施する。〔日本海北部で地震が発生した場合、津波の到達には2時間程度かかるので注意が必要である。〕

(4) 沿岸市町村は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任する。

(7) 海面の監視場所は、監視者の安全確保を考慮の上、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定する。

イ 報道の聴取

(7) 沿岸地域各市町村は、津波注意報・警報発表中及び震度4以上の地震発生後少なくとも1時間はNHK放送に注意し、必要に応じ適切な対策講ずるものとする。

(4) 沿岸地域各市町村は、住民がNHK放送や防災広報等を聴取し、自衛措置に努めるよう周知するものとする。

ウ 避難勧告・指示等

海面の監視、報道の聴取により被害を伴う津波の発生が予想される場合は、市町村は住民に対して避難の勧告、指示等必要な処置をとる。



エ 県及び隣接沿岸市町村への連絡

市町村は、津波のため住民に避難勧告、指示をした場合、速やかに県及び隣接沿岸市町村にその旨連絡する。

4 土砂災害発生危険性に関する情報の伝達

(1) 土砂災害の前兆現象などの情報伝達

ア 県（西部総合事務所）は、住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに市町村へ情報の伝達等を行う。

イ 町は、県又は住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに周辺住民への情報伝達を行う。

ウ 町又は県（西部総合事務所）に情報が入った場合は、県及び町で情報共有を行い、状況に応じて共同で点検を実施する。

エ 町は、必要に応じて避難勧告等を発令する。

5 異常現象発見時の措置等

(1) 異常現象の種別

種 別	内 容
竜巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの
異常潮位	天文潮（干潮）から著しくずれ、異常に変動するもの
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きいと認められるもの
なだれ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
その他異常なもの	地すべり、山くずれ、火災等

(2) 発見者の通報手続

ア 異常現象を発見した者は、速やかに町長、警察官又は消防機関へ通報しなければならない。

イ 通報を受けた警察官等は、速やかに町長、警察署長に通報するものとする。

ウ ア又はイにより通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報するとともに関係地域の住民に周知する等必要な措置を講ずるものとする。

- (ア) 鳥取地方気象台
- (イ) 鳥取県西部総合事務所県土整備局
- (ウ) 当該災害に関係ある隣接市町村
- (エ) その他必要と認める関係機関

6 雨量、水位等の収集計画

雨量、水位等の情報については、国、県及びその出先機関、気象台、国土交通省河川情報あるいは隣接市町村の協力を得て、観測記録の収集に努め、関係ある河川の状況を把握する。雨量計は、町内5か所、水位計は町内5か所に設置されているが、今後災害が予想される地区においては、必要に応じ簡易な雨量計及び水位計等を設置するものとする。

7 火災気象通報・火災警報及び水防警報等

(1) 火災気象通報の伝達

鳥取県地域における火災気象通報は、鳥取地方気象台が県（危機管理局）に通報する。

県は、鳥取地方気象台からの通報を受けたときは、直ちにこれを各消防局及び各市町村に対し通報する。

■火災気象通報の通報基準

種類	発表基準
火災気象通報	気象官署において、実効湿度60%以下で、最小湿度40%を下がり、最大風速が7m/sを超える見込みのとき。 平均風速10m/s以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。 (ただし、降雨、降雪時は通報しないこともある。)

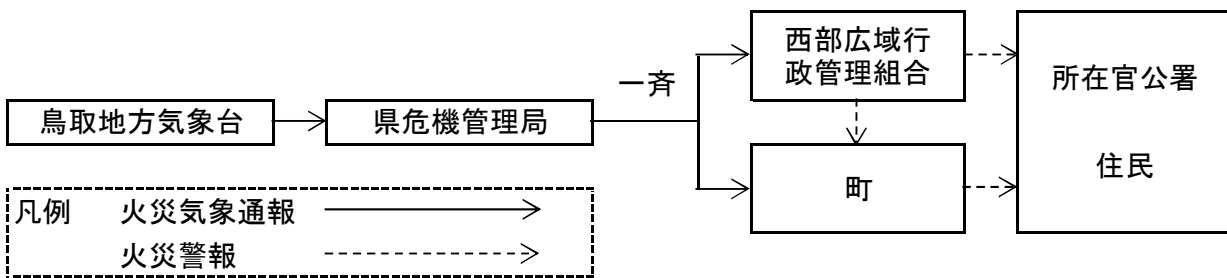
(2) 火災警報の発令

ア 西部広域行政管理組合消防局は、前号の火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

イ 火災警報の発令は、自ら又は町の防災行政無線等を通じて周知する。

(3) 火災気象通報及び火災警報等の伝達系統

火災気象通報及び火災警報等の伝達系統は、次のとおりである。



(4) 火災警報発令中の火の使用の制限

火災警報の発令中は、その区域にある者は、火災予防条例に定めるところにより次のとおり、火の使用を制限される。

ア 山林、原野等において火入れをしないこと。

イ 煙火を消費しないこと。

ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

オ 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(5) 水防警報、洪水予報等の取扱い

風水害対策編第 章「水防計画」に定めるところによる。

8 気象情報等に基づく対応等

町は、警報・注意報及び気象情報等が発表されたときは、住民への伝達に努めるとともに、危険性を勘案して避難勧告等の発令を行うものとする。特別警報が発表されたときは、直ちに住民へ周知するための措置をとるとともに、重大な災害の危険性が著しく高まっていることを勘案して避難勧告等の発令を行うものとする。

9 一般被害等の情報収集及び報告

町による被害情報の収集は、次により行うものとする。

町は、県、琴浦大山警察署、大山消防署その他の機関からも情報収集に努め、的確な初動活動を行うものとする。

(1) 一般被害等の情報収集

収集した次の一般被害等に関する情報については、鳥取県災害情報システムにより県（危機管理局）に報告を行う。

※一般被害等

- ・ 人的被害 ・ 住家被害 ・ 非住家被害 ・ 火災の状況 ・ 罹災世帯数 ・ 罹災者数
- ・ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、指示（緊急）発令の状況
- ・ 避難所の設置状況 ・ 孤立集落関係
- ・ 消防団員出動状況 ・ 災害対策（警戒）本部設置状況
- ・ 避難者の状況（自主避難を含む） ・ 緊急要請があるときの被害状況及び要請内容等
- ・ その他、応急措置を行うに当たり県等の支援が必要となる情報（各種被災地ニーズ）

(2) 実施部被害の情報収集

ア 災害が発生したときは、各対策部の各班は所掌事務に関する被害の状況及び応急措置の概要を調査し、直ちに当該部の部長に報告するとともに、その後の状況についても、逐次報告を行うものとする。

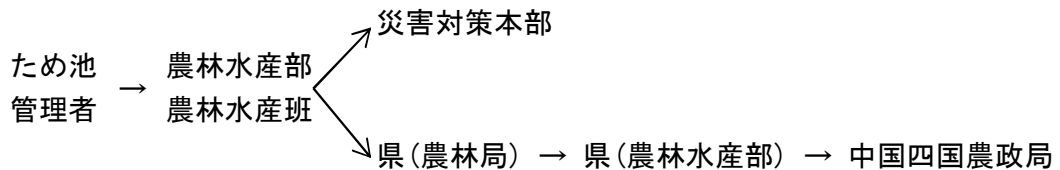
ただし、やむを得ない場合は、総務対策部長を通じ消防団長に依頼できるものとする。

イ 各部長は、総務対策部（事務局）に報告を行い、総務対策部（事務局）は報告を受けた被害の状況等を取りまとめ、本部長（町長）に報告するとともに、被害状況に応じ、県（危機管理局）に報告を行うものとする。

(3) その他関係施設被害の情報収集

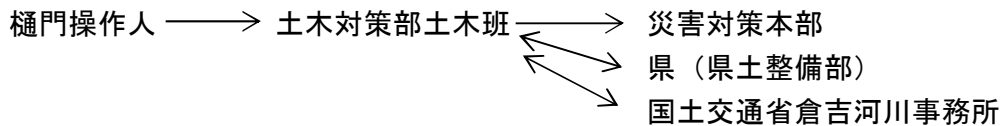
ア ため池

ため池施設被害については、次の系統により被害収集を行う。



イ 樋門

樋門施設被害については、次の系統により被害収集を行う。

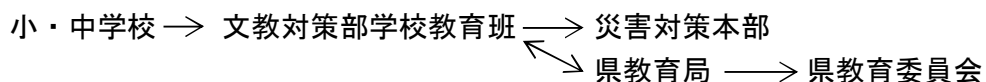


ウ 公共交通機関

公共交通機関の運行状況（異常気象時の乗客の危険回避対策の状況を含む。）等について、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報を収集する。また、必要に応じ、直接問い合わせを行う。

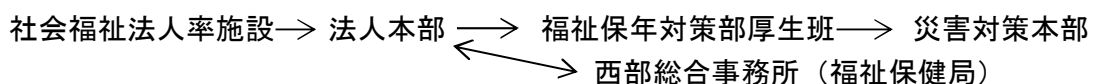
エ 学校

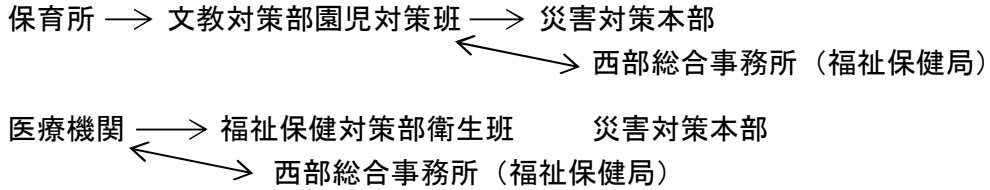
学校施設の被害状況、休校、授業打ち切り、避難情報等の応急対策実施状況等については、文教対策部学校教育班（町教育委員会）からの報告等により情報収集を行う。



オ 福祉保健施設

福祉保健施設学校施設の被害状況、避難情報等の応急対策実施状況等については、福祉保健対策部からの報告等により情報収集を行う。





(4) 情報伝達・共有にあたっての留意事項

- ア 情報の伝達・共有にあたっては、スピードを最優先としてその手段を選択するものとする。
- イ 情報の伝達・共有は、鳥取県災害情報システム、電話、電子メール、FAX、町防災行政無線、町ホームページ等により行う。
- ウ 災害現場の写真を可能な限り撮影し、情報の伝達、共有に活用するものとする。
- エ 避難情報等の住民の身体の安全確保に係る情報の伝達にあたっては、人員の訪問による伝達等、確実かつ情報の重要性が伝わる伝達方法を選択するものとする。

(5) 被害情報等の報告

- ア 町は、災害等が発生した場合、災害対策基本法第53条の第1項の規定に基づき、資料編資料21により被害状況及び応急措置状況等を取りまとめ、速やかに県に報告するとともに、必要なときは、その他の防災関係機関に通報するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接、消防庁に報告する。報告にあたっては、災害報告取扱要領（昭和45年4月消防庁通知）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月消防庁長官通知）による報告と一体的に行うものとする。
- イ 町の一般被害等の報告については、資料編資料22を使用するか、鳥取県災害情報システムにより行うものとする。なお、この計画における被害程度等の認定基準は、法令等に特別の定めがある場合を除き、資料編資料23に準じるものとする。

(7) 即報

町は、「火災・災害等即報要領」に定める即報基準に該当する災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第直ちに、鳥取県災害情報システム、電子メール又はファクシミリ等により県本部事務局（未設置の場合は危機管理局）及び西部支部（西部総合事務所（地域振興局））へ報告するものとする。

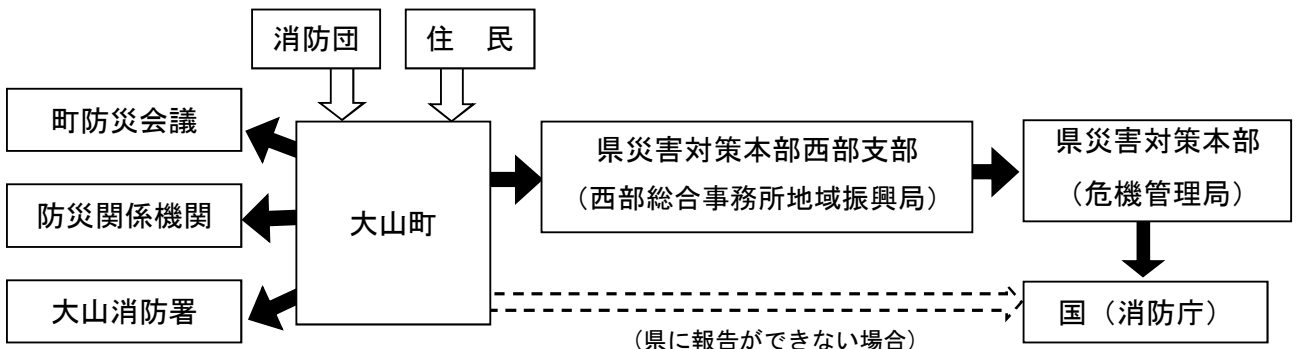
(イ) 中間報告

被害状況及びこれに対する措置の概要を、概ね3時間ごとに報告するものとする。  
 なお、報告の間隔等については、災害の状況に応じ変更することができる。

(ウ) 確定報告

当該災害に係る被害等の最終調査をしたときは、鳥取県災害情報システムにより報告するとともに、各対策部にその写しを配布するものとする。

- ウ 上記に限らず、町の各所掌事務に係る報告は、県の所轄各部課に対し所轄の県地方機関を通じ、所定の様式により行うものとする。



(6) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 町は、火災・災害等即報要領に基づき、当該要領に掲げる基準に該当する火災・災害等について、第一報を原則として覚知後30分以内に、県（県本部事務局（又は危機管理局））又は西部支部（西部総合事務所に報告するものとする。この際、詳細について不明な場合は、分かる範囲で報告し、できるだけ早く報告するよう努める。（県に報告できない場合は、直接消防庁に報告）

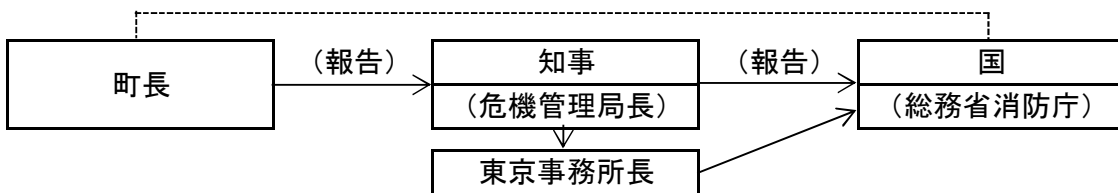
なお、基準に該当しない場合であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告するものとする。

イ 火災・災害等即報要領において定める特に消防庁に直接報告すべき事故等については、消防庁に直接報告するものとする。（アにより、併せて県に対して報告。）

**【火災・災害等即報要領の報告基準】**

種類 (報告者)	即報基準	直接即報基準 (消防庁へ直接報告する事故等)※
災害 (町)	(1) 災害救助法の適用基準に合致するもの (2) 県対策本部又は町対策本部を設置したもの (3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの (4) 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの (5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの (6) 地震（県内で震度5弱以上、人的被害又は住家被害を生じたもの） (7) 津波（津波警報又は津波注意報が発表されたもの、人的被害又は住家被害を生じたもの） (8) 風水害（崖崩れ、地すべり、土石流等、洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等、強風、竜巻などの突風等により、人的被害・住家被害を生じたもの） (9) 雪害（積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの、道積、雪路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの） (10) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	(1) 地震（県内で震度5強以上） (2) 左記（7）、（8）のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

ウ 報告（通報）系統



■ 県への連絡先

鳥取県西部総合事務所 地域振興局西部振興課	電話番号	0859-31-9694
	F A X	0859-31-9639
鳥取県危機管理局危機対策・情報課 (県本部事務局)	電話番号	0857-26-7950
	F A X	0857-26-8137

■ 国（総務省消防庁）への連絡先

	種類	N T T 回線	防災無線	
平日 (9:30~18:15)	電話	03-5253-7527	18-6-8090-5017	中央防災無線
			18-7-9049013	消防防災無線
			17-5-048-500-9049013	地域衛星電話
総務省消防庁 応急対策室	F A X	03-5253-7537	18-6-8090-5043	中央防災無線
			18-7-9049033	消防防災無線
			17-5-048-500-9049033	地域衛星電話
上記以外	電話	03-5253-7777	18-6-8090-5010	中央防災無線
			18-7-9049102	消防防災無線
			17-5-048-500-9049102	地域衛星電話
総務省消防庁 宿直室	F A X	03-5253-7553	18-6-8090-5041, 5045	中央防災無線
			18-7-9049036	消防防災無線
			17-5-048-500-9049036	地域衛星電話

※宿直室の中央防災無線については、宿直室前にある「消防防災・危機管理センター」に設置の F A X を示す。

エ 様式

即報については、資料編資料 2 4 に掲げる第 1 号様式（火災）、第 2 号様式（特定の事故）、第 3 号様式（救急・救助事故等）、第 4 号様式—その 1（災害概況即報、風水害等）、第 4 号様式—その 2（被害状況即報、風水害等）とし、風水害等に係る確定報告については、第 1 号様式（火災）、第 2 号様式（特定の事故）とする。ただし、緊急を要する場合にあっては、本様式にかかわらず最も迅速な方法により報告するものとし、事後速やかに文書で報告するものとする。

1 0 個人情報の取扱い

(1) 安否情報の収集及び提供に係る方針

ア 大規模災害等の多数の被災者が発生した場合、被災者本人による安否情報の家族等への伝達が困難であること、被災者の家族等が被災者の生命身体の安全を保護するために必要であるが、家族等へ早急の個別連絡は困難であること等の理由により、事故の規模が大規模である場合においては被災者の安否情報等の提供・公開の意義は大きい。

イ 町は、被災者本人の同意を得ることが困難であることを踏まえ、災害に応じて個別具体的に、災害の規模が大きく安否情報を公開することが公益に適合すると判断した場合、大山町個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 4 号（個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。）に該当するものとして、安否情報の提供の求め・収集・公表について防災関係機関と検討する。

ウ なお、検討にあたっては、初期段階（氏名・性別・負傷の状況等の最低限の情報）・関係者からの照会に対する情報提供・病院等における家族等への詳細な情報提供の区分に留意する。

エ 安否情報収集にあたっては、個人情報保護の観点から、情報収集機関自ら情報収集要員を医療機関等に派遣して情報収集することを検討する。

オ また、公表を行う場合であっても、個人情報保護法等の趣旨に反することがないように個人情報を適切に取り扱い、最低限の情報の公表に止めるものとする。また、死者に関する情報については、遺族の感情等に十分に配慮して取り扱うことに努める。

(2) 町の災害時における個人情報の取扱方針

町は、災害時における個人情報の取扱いについて、当面以下のとおり運用するものとする。なお、今後運用を行う中で問題点を明らかにしながら、適宜見直しを行っていくものとする。

ア 収集

(ア) 原則個人が特定される情報は収集しない。

(イ) 災害対策基本法に基づき、町が救援活動の調整を行う必要がある場合には、活動に必要な情報のみを収集する。

イ 提供

(ア) 原則個人が特定される情報は提供しない。

(イ) 報道及び第三者に対しては、町が収集した情報に個人を特定するものが含まれていても、個人が特定されない範囲のみで提供する。

(ウ) 大規模災害においては、個人情報の保護の利益よりも公益が上回る場合は、報道及び第三者に対しても、個人が特定される情報を提供するものとするが、その場合であっても、個人情報の保護に十分に配慮し、必要最低限の情報を提供するものとする。

(個人情報の保護よりも公益が上回る例)

大規模災害により、死者又は意識不明者で身元の確認ができないが発生した場合に、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることにより、家族等の安心や本人の生命、身体及び財産の保護に資する場合

ウ 上記の方針に基づいた、災害時の収集提供の具体的項目は次のとおりである。

(○：全部収集・提供、△：一部収集・提供、×：収集・提供しない)

(ア) 人的被害

災害の規模		小規模災害・中規模災害		大規模災害			
町の災害応急活動への関与		不要 (A)		不要 (B)		要 (C)	
発生日時	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
住所等	収集	△	住所及び発生場所 (大字まで)	○	住所及び発生場所	○	住所及び発生場所
	提供	△	〃	△	住所及び発生場所 (大字まで)	△	住所及び発生場所 (大字まで)
性別	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
年齢	収集	△	年代まで	○		○	
	提供	△	〃	△	年代まで	△	年代まで
氏名	収集	△	死亡の場合に限る	○		○	
	提供	△	〃	△	死亡の場合に限る	△	死亡の場合に限る

被災状況	収集	○ 死亡・行方不明・重傷・軽傷の別（症状等を含む。）	○ 死亡・行方不明・重傷・軽傷の別（症状等を含む。）	○ 死亡・行方不明・重傷・軽傷の別（症状等を含む。）
	提供	△ 死亡・行方不明・重傷・軽傷の別まで	△ 死亡・行方不明・重傷・軽傷の別まで	△ 死亡・行方不明・重傷・軽傷の別まで
発生原因	収集	○	○	○
	提供	○	○	○
搬送先 病院	収集	×	○	○
	提供	×	×	○
その他	収集	×	×	○ 被災者について説明する内容（持ち物や服装、身体的特徴など）
	提供	×	×	○ ”

(イ) 住家被害

災害の規模		小規模災害・中規模災害		大規模災害			
町の災害応急活動への関与		不要（A）		不要（B）		要（C）	
発生日時	収集	○	○	○	○	○	○
	提供	○	○	○	○	○	○
発生場所	収集	△ 大字まで	○	○	○	○	○
	提供	△ ”	△ 大字まで	△ 大字まで	△ 大字まで	△ 大字まで	△ 大字まで
所有者名	収集	×	○	○	○	○	○
	提供	×	×	×	×	×	×
破損状況	収集	○ 全壊・半壊・一部破損	○ 全壊・半壊・一部破損	○ 全壊・半壊・一部破損	○ 全壊・半壊・一部破損	○ 全壊・半壊・一部破損	○ 全壊・半壊・一部破損
	提供	○ ”	○ ”	○ ”	○ ”	○ ”	○ ”
浸水	収集	○ 床上・床下	○ 床上・床下	○ 床上・床下	○ 床上・床下	○ 床上・床下	○ 床上・床下
	提供	○ ”	○ ”	○ ”	○ ”	○ ”	○ ”
被害概要	収集	○	○	○	○	○	○
	提供	○	○	○	○	○	○

(ウ) 避難状況

災害の規模		小規模災害・中規模災害		大規模災害			
町の災害応急活動への関与		不要（A）		不要（B）		要（C）	
避難地域	収集	○	○	○	○	○	○
	提供	○	○	○	○	○	○
世帯数	収集	○	○	○	○	○	○
	提供	○	○	○	○	○	○
人数 （総数及び 要配慮者区 分別人数）	収集	△ 総数に限る	○	○	○	○	○
	提供	△ 総数に限る	○	○	○	○	○



避難先 (場所、施設名)	収集	○	○	○
	提供	○	○	○
世帯数	収集	○	○	○
	提供	○	○	○

## 第7節 災害広報・広聴計画

### 1 目的

この計画は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、災害応急対策の実施に当たって得られた情報をいち早く共有することにより、住民の不安を解消するとともに、防災関係機関の災害対策実施を促進し更なる被害の拡大防止を図るため、的確かつ迅速な広報活動及び広聴活動を行うことを目的とする。

### 2 町の広報

#### (1) 広報手段

情報班は、各対策部から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ、他の関係機関、各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、報道機関、関係機関及び住民に対し広報活動を行うものとする。

対象機関	方法・手段
庁内各課	口頭、庁内放送、庁内電話、庁内LAN、町防災行政無線移動系等
各関係機関	口頭、文書、電話、FAX、電子メール、広報車、町防災行政無線、インターネット等
一般住民、被災者	町防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、広報車、口頭、電話、ラジオ、テレビ、あんしんトリピーメール、緊急速報（エリア）メール、Lアラート（公共情報 commons）等
報道機関	口頭、文書、電話、FAX、電子メール、インターネット等
その他必要とする者	口頭、文書、電話、FAX、電子メール、インターネット等

#### (2) 広報事項

各機関、住民等に広報する事項は、次のとおりとする。

ア 気象の状況に関すること。

イ 災害の状況に関すること。

ウ 避難に関すること（避難勧告等の避難情報、収容施設）。

エ 応急対策活動の状況に関すること（救護所の開設、交通機関・道路の復旧、電気・水道等の復旧、電話の利用と復旧）。

オ その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む。）。

（給水、給食、電気・ガス、水道による二次災害防止、防疫、臨時災害相談所の開設、医療情報、安否情報、風評被害防止のための安心・安全情報）

#### (3) 県への要請

町は、必要に応じ、報道機関への資料提供等について県災害対策本部事務局（本部未設置の場合は県危機管理局）に要請するものとする。

### 3 広報の方法

#### (1) 庁内各課

関係部課は、災害情報や被害状況及び応急対策状況等を庁内LAN等を通じて伝達し、一般職員との情報共有を図る。

(2) 各関係機関に対するもの

特に必要がある場合、地域内の公共的機関、各種団体及び重要な施設の管理者等に対し災害情報を連絡する。

(3) 一般住民、被災者に対するもの

住民に的確かつ迅速な情報を届けるため、防災行政無線やホームページ、ケーブルテレビ、広報車などを活用する。

また、特に必要がある場合は鳥取県が報道機関と締結した「災害時における放送の要請に関する協定」に基づき、報道機関への放送要請を行う。

(4) 報道機関に対するもの

報道機関への発表に際しては、報道する事項を総務対策部が取りまとめたうえ、本部長（町長）、副本部長（副町長）、あるいは総務対策部長、又は本部長から特に指名された者が発表することとする。

発表の時期については適宜行うこととするが、時期等についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て行うものとする。なお、必要がある場合は、ラジオ、テレビ等の報道機関への広報協力を依頼するものとする。

4 災害発生前の広報

災害が発生するおそれがある場合、災害の規模、程度、動向、今後の予想等を検討し、事前に対応するため、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、各種伝達方法を用いて必要な関係機関及び一般住民に周知するものとする。

5 広聴活動

災害時には、被災状況や被災者の安否の確認をはじめ、ライフラインの復旧状況、生活必需品や住居の確保、生活支援制度等に関する多様な問い合わせ、相談、要望、苦情が寄せられる。これに速やかに対応するため、町は、次により広聴活動を実施する。

(1) 町における広聴活動

ア 被災者相談窓口の設置

(7) 町は、必要に応じ被災者のための相談窓口を設け、質問・要望事項や苦情を聴取・把握し、その解決を図るものとする。

(イ) また、避難所開設時には、避難所における広聴活動に努めるものとする。

イ 十分な情報がないもの及び他機関の対応が求められるものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。

ウ 問合せを受けた内容については、記録、類型化し、情報の共有に努めるとともに、被災者のニーズ把握に努めるものとする。

(2) 個人情報の取扱い

災害時の安否情報等、個人情報の提供・公開については、大山町個人情報補助条例の趣旨や公益上の必要性から勘案し、適切に取り扱うものとし、本章第6節「情報収集伝達計画」による。

第8節 通信計画

1 目的

この計画は、被災状況等に応じた適切な通信手段を選択し、災害時における各種通信を迅速確実に行うことを目的とする。

2 災害時の通信

(1) 災害時の通信手段

災害時に使用する通信手段は、基本的に次によるものとする。

種 類	使用不能となる場合・特徴等
防災行政無線（地上系）	・ 停電時には非常用電源で機能。
防災行政無線（移動系）	・ 使用不能になりにくい。
防災行政無線（衛星系）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
N T T 加入電話（一般）	・ 輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。 ・ 回線の切断時は不通。停電時は一部不通。
携帯電話（一般）	・ 輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。 （メール通信は比較的有効。） ・ 中継局の設備破損や停電時は不通。 （数時間は予備バッテリー）
衛星携帯電話	・ 一般的に輻輳しにくい。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
N T T 加入電話（災害時優先） 携帯電話（災害時優先）	・ 指定電話のみ使用可。 ・ 一般回線輻輳時に通話制限がかけられにくい。

(2) 衛星携帯電話・無線電話の活用

ア 町災害対策本部の通信体制の確立

(7) 通信途絶時に備え、衛星携帯電話を導入し、町災害対策本部設置時に備え付けるとともに、連絡先を関係機関に周知するものとする。

(イ) N T T 回線の輻輳による通話規制に伴い、庁舎内でも電話が輻輳するおそれがある場合には、災害時優先電話以外を規制することで必要な通信を確保するものとする。

(ウ) 停電時に、庁舎の非常用電源が使用できなくなった場合であっても通信の手段を維持できるよう、小型発電機等により動作可能な通信機を備えるものとする。

イ 情報孤立の解消

災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合は、当該地域の住民と協力して衛星携帯電話の配備等により、情報の孤立の解消に努める。

なお、県から情報孤立の解消のため通信手段の借り受けができるので、必要に応じて要請する。

ウ 通信事業者による通信機器の貸し出し等

通信事業者による携帯電話・衛星携帯電話の貸し出し、公衆電話の臨時設置・無料化等の措置については、関係通信事業者の応急対策計画により、当該事業者に要請する。

エ 災害対策用移動通信機器等及び移動電源車の借受等

総務省（中国総合通信局）においては、非常災害時において災害の応急復旧に必要な通信を用途とする（訓練を含む）「災害対策用移動通信機器」の保守管理等を行う備蓄基地を設け、要請があった場合には迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話M C A等の貸出の要請を行う体制の整備を行っている。

町は、必要に応じこれらの機器及び移動電源車の借受け申請を総務省（中国総合通信局）に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件等は、次のとおりである。

	種類	貸与条件等	台数	備考
中国総合通信局	移動無線機	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	約1,500台	・中国総合通信局を經由し貸出要請を行い、全国にある備蓄基地から搬入。
	移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：要	中型電源車1台 (発電容量100kVA)	・他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。
KDDI 中国総支社	携帯電話		約100台	・電話による要請で調達可能。
	衛星携帯電話		約10台	
NTTドコモ 中国支社	携帯電話		280台（うち鳥取支店30台）	・電話による要請で調達可能。 ・不足した際には本社、他支社より調達
	衛星携帯電話		105台（うち鳥取支店10台）	
ソフトバンク モバイル 中国技術部	携帯電話		40台	・電話による要請で調達可能。 ・広島市からの発送。
	衛星携帯電話		40台	

※電気通信事業者の貸し出し条件等は、各事業者の判断による

(4) 加入電話または電報の優先利用

ア 災害時優先電話の登録

町は、災害時における非常通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳回避のため、町役場、小中学校等施設の電話をあらかじめ災害時優先電話として登録している。

イ 非常通信制度

災害が発生し、または発生するおそれがあり、そのため特に緊急を要する場合に他に適当な方法がないときは、次による非常通信制度を利用するものとする。

(7) 通話、通信内容

天災、地変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、次に掲げる市外通話及び電報については、他の市外通話及び電報に先だって接続及び伝送、配達を行う。

(イ) 気象機関相互間で行う気象に関する報告または警報

(ウ) 水防機関相互間で行う災害に関する通報もしくは警報、または予防のため緊急を要する事項

(エ) 消防機関または災害救助機関相互間で行う災害の予防、救援で緊急を要する事項

(オ) 輸送の確保に直接関係ある機関相互間で行う交通施設の災害の予防、または復旧その他輸送の確保のため緊急を要する事項

(カ) 通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防、または復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項

(キ) 電力供給の確保に直接関係がある機関相互間で行う電力設備の災害の予防、または復旧その他電力の供給の確保に関し緊急を要する事項

(ク) 警察機関相互間で行う秩序維持のため緊急を要する事項

(ケ) 災害に関する異常現象発見者が、災害関係機関に通報するもの

ウ 非常通話及び非常電報の取扱い

(7) 非常通話は、あらかじめ電話取扱局の承諾を受けた番号の加入電話によるものを原則とするが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の加入電話によるものとする

る。通話を請求するときは「非常」の旨及びその必要な理由を電話取扱局へ申し出るものとする。

(イ) 非常電報を発信するときは「非常」と朱書するものとする。

(5) 防災行政無線の利用

災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令等の住民への伝達に、町防災行政無線を利用し、緊急を要する町内の通信連絡を確保する。

(6) その他の専用通信設備の利用

町長が行う警報の伝達及び警告ならびに応急措置の実施に必要な通信で緊急通信を必要とする場合に、公衆通信の通信システムを利用することが不可能なとき、または著しい遅延等特別な理由により利用困難なときには、本地域内にある資料編資料25の各機関が設置する有線電気通信設備又は無線設備を利用するものとする。

(7) 非常無線通信の利用

災害により有線通信が途絶し、その他諸種の事由により、有線通信システムの利用が困難な場合には「中国地方非常通信協議会」加入の各機関が設置している無線局を利用するものとする。

本地域にある機関は、資料編資料26のとおりである。

ア 通信の内容

(ア) 人命の救助

(イ) 災害の救助

(ウ) 交通通信の確保

(エ) 秩序の維持

イ 取扱い

その取扱いについては、下記によるものとする。

ただし、災害対策基本法第57条、第79条に基づくものはこの限りではない。

(ア) 非常無線通信文の作成

a 公衆電報、通信紙または適当な用紙を使用する。

b 電文の冒頭に「非常」と朱書きする。

c あて先には住所、氏名及び電話番号を記載する。

d 文字はカタカナ字、または漢字等の使用による普通文とし、字数は一通200字以内とする。通数については制限しない。

e 発信者の欄には住所、氏名、電話番号を明記すること。

(イ) 発信依頼

もよりの無線局に非常電報を持参して依頼するものとする。

(8) 放送機関に対する放送要請

本部長は、災害の予報もしくは警報または通知に係る事項を関係機関及び住民に、通知、要請、伝達しなければならない場合において、特別の必要があるときは、知事を通じ放送機関に対して放送を要請するものとする。

## 第9節 広域応援計画

### 1 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、町の消防防災力をもってしてはこれに対処できない場合に、町内若しくは町外の自治体及び防災関係機関の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

### 2 町の受入体制の確立

町は、国や関係機関等の応援を受ける場合、必要に応じて庁舎等に連絡要員の受入スペースを確保し、受入体制を確立するものとする。

### 3 災害現場における各機関の連携

災害現場においては、町、県、消防局、消防団、警察等の関係機関・団体及び地域住民が混在し、合同で活動する機会が多いことから、各関係機関・団体の現場責任者は、二次災害の防止に配慮しつつ、消防活動上必要な事項（相互の体制、活動区域及び活動内容等）についての確認に努める等、十分な連携を図るものとする。

### 4 県内自治体への相互応援

(1) 町は、災害応急措置実施のため必要があるときは、災害対策基本法第67条、第68条の規定及び「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき、県及び被災地外の県内他市町村に応援を要請する。

(2) 応援の種類は次のとおり

- ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ウ 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- エ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- オ 被災者を一時収容するための施設の提供
- カ その他特に要請のあった事項

(3) 応援の要請にあたっては、次に掲げる事項を明らかにして応援要請を行う。

ア 応援要請は電話、FAXその他迅速な方法で行うこととし、事後に必ず文書による要請を行うものとする。

イ 応援要請にあたっては次の事項に明確にし、応援が確実迅速にできるようにする。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 応援を必要とする物資、資機材の品名、数量等
- (ウ) 応援を必要とする職種別人員
- (エ) 応援を要する一時収容するための施設の規模
- (オ) 応援場所及び応援場所への経路
- (カ) 応援の期間
- (キ) その他必要な事項

(4) また、特に緊急を要すると判断した場合、要請を待たずに必要な応援を行うものとする。

(被災市町村からの要請があったものとみなす。)

(5) 連携備蓄の応援

ア 発災当初、避難者等が多数発生し物資の供給が必要となることが予想される場合、県（本部事務局又は危機管理局）に必要となる物資の種類及び数量について報告するものとする。

イ 被災市町村を応援する市町村は、原則として県が調整して決定するものとする。

ウ 一定以上の大規模な被害が想定される場合は、連携備蓄物資が災害発生当初において必要となることに鑑み、町の被害が軽微なもの以下と判明した後、県の調整を待たずして、自主的に被災市町村を応援するよう努めるものとする。

(5) 応援費用の負担

応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とするが、応援を受けた被災市町村が経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた市町村から要請があった場合には、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

## 5 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

自衛隊の派遣要請方法等については、本章第13節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによるものとする。

## 6 応援受入体制の確保

### (1) 応援窓口の明確化

町は、応援部隊等との連絡を的確に行うため、町役場に連絡窓口を設置する。

### (2) 受入施設の確保

町は、応援部隊に対して町のヘリポート指定施設を連絡する。また、応援部隊の活動拠点となる施設を選定、確保し、提供する。

### (3) 国土交通省中国地方整備局からの応援受入体制整備

町は、国土交通省中国整備局と、「災害時における情報交換に関する協定書」を締結しており、災害発生時には、現地情報連絡員の派遣や物資の提供があるため、応援受入れの体制を整えておく。

## 第10節 資機材の調達・受援計画

### 1 目的

この計画は、災害に際し、必要な資機材（建設機械、資材）の現況把握、緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

### 2 実施責任者

町及び町内の建設業者等が保有する資機材の現況把握は、本部長（町長）が行う。

### 3 現況把握

町及び町内の建設業者等が保有する資機材の現況は、資料編資料27のとおりである。

### 4 緊急使用のための調達

一時的には町保有のものを利用するが、機械力が不足することが予想される場合は、建設業者等の保有する資機材の借上げを行う。

このため、あらかじめ借上げ順位、手段及び費用負担等についても建設業者等と協議しておくものとする。

### 5 応援要請

町だけでは資機材の十分な確保が不可能な場合は、災害対策基本法第67条、68条及び「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき県あるいは他の市町村に次の事項を明示し、応援要請を行うものとする。

また、その状況によっては、自衛隊の災害派遣要請（本章第13節参照）も考慮する。

なお、「災害時の相互応援に関する協定書」に基づく応援要請の手続等は、協定に定めるところによるものとする。

#### (1) 応援を必要とする理由

#### (2) 資機材の種別、性能、台数

#### (3) 作業内容

#### (4) 就労予定期間（時間）

#### (5) 運転操作員の有無

#### (6) その他必要な事項

## 第11節 消防活動計画

### 1 目的

この計画は、消防施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を風水害その他の災害から保護するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

### 2 消防活動

西部広域行政管理組合消防局、町は、災害発生時に、住民の生命、身体及び財産を早期に保護するため、火災防御、救急、救助活動等を実施する。

#### (1) 実施機関及び活動内容

##### ア 西部広域行政管理組合消防局

消防局は、人員、装備を動員し、次の活動を行う。

- (ア) 情報収集伝達活動
- (イ) 火災防御活動
- (ウ) 救助活動
- (エ) 救急活動
- (オ) 水防活動
- (カ) 住民の避難誘導

##### イ 町

(ア) 町は、消防団を動員し、次の活動を行う。

- a 情報収集伝達活動
- b 火災防御活動
- c 救助活動
- d 水防活動
- e 住民の避難誘導

(イ) 消防団は、大規模な災害が発生し、常備消防の到着が遅れている等の場合、町と併せて県本部事務局（本部を設置していない場合、県防災危機管理局）又は消防局に対して被害情報の提供を行う。

(ウ) また、町は、自主防災組織と連携し、自主防災組織の実施する救助、救援活動を支援するものとする。

##### ウ 自主防災組織、事業所等地域の防災組織

自主防災組織及び事業所等地域の防災組織は、次により自主的に活動を行うものとする。

- (ア) 災害情報を収集し、地域住民や関係者への伝達を行う。
- (イ) 地域内の被害状況を調査し、被害の早期把握に努める。
- (ウ) 地域住民や関係者を、指定された避難所等の安全な場所へ誘導する。
- (エ) 保有資機材を活用し、被災者の救助活動を行う。
- (オ) 地域や事業所の被災状況、避難状況及び救助活動の状況等を町、消防局、警察等へ通報する。
- (カ) 活動を行うときは、可能な限り町、消防局、警察等の防災関係機関と連携を図る。

### 3 消防広域応援計画

#### (1) 広域消防相互応援

ア 西部広域行政管理組合消防局は、保有する消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに相互応援協定に基づき県内の他の消防局等に対して応援を要請する。

イ 応援費用は、各応援協定に定める負担区分により、受援消防局において負担する。

ウ 大規模な火災等により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれない場合に備え、あらかじめ隣県等の消防機関とも消防相互応援協定を締結しておくものとする。



(2) 県への航空消防支援要請

ア 西部広域行政管理組合消防局は、県消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動、火災防御活動、救急活動、救助活動のいずれかの活動が必要と判断したときは、県に対して支援の要請を行う。

消防防災ヘリコプターの運航基準、要請方法等は、本章第25節「ヘリコプターの活用計画」に定めるところによるものとする。

イ 受入体制

支援要請をした消防局は、消防防災航空センターと緊密な連絡をとるとともに、必要に応じて次の受入体制を整えるものとする。

- (ア) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (イ) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配
- (ウ) その他必要な地上支援

ウ 県消防防災ヘリコプターの運航経費は、原則として県が負担する。

(3) 緊急消防援助隊による応援

ア 県への応援要請

西部広域行政管理組合消防局は、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに県（危機管理局）に緊急消防援助隊の出動を要請する。

イ 緊急消防援助隊の活動内容

- (ア) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (イ) 陸上部隊及び航空部隊による消火活動、要救助者の捜索・救助活動及び救急活動
- (ウ) 特殊な災害（毒劇物、大規模危険物災害等）に対応する消防活動及び特別な装備を用いた消防活動
- (エ) 緊急消防援助隊に係る指揮の支援活動
- (オ) その他必要な活動

ウ 緊急消防援助隊調整本部の設置

緊急消防援助隊の出動が決定したときは、西部広域行政管理組合消防局長は、直ちに緊急消防援助隊調整本部の設置準備を行うとともに、「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、受援の体制を整えるものとする。

調整本部の事務は、概ね次のとおりである。

- (ア) 緊急消防援助隊の部隊配備（移動）に関すること。
- (イ) 自衛隊、警察等関係機関との連絡調整に関すること。
- (ウ) 緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動及び後方支援の調整に関すること。
- (エ) 各種情報の集約、整理に関すること。
- (オ) その他必要な事項に関すること。

エ 応援費用の負担

- (ア) 県又は被災地消防局が消防庁に対し応援の要請をした場合は、被災地消防局において負担する。
- (イ) 消防庁長官が緊急消防援助隊の出動を指示した場合は、国がその一部を負担する。

4 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

## 第12節 海上保安庁への応援要請及び応援受入計画

### 1 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合、海上での活動について海上保安庁に協力を要請し、または県からの要請による同庁の協力を受入れ、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

### 2 救援協力の要請と受入れ

#### (1) 救援協力要請

町長は、海上保安庁に救援協力の要請を行う必要があると認めるときは、知事に対し、海上保安庁への救援協力の要請を求めるものとする。

#### (2) 受入体制

町長は、海上保安庁から協力について承諾を得たとき、または知事より救援協力決定の通知を受けたときは、以下のとおり受入体制を整備する。

- ア 必要に応じて受入場所を指定し、土地及び施設管理者と土地等の使用について調整する。
- イ 必要に応じて関係課職員を派遣して、町、県及び海上保安庁等相互間の連絡に当たらせる。

## 第13節 自衛隊災害派遣要請計画

### 1 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生し、人命又は財産の保護のため自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の部隊又は機関（以下「部隊等」という。）の災害派遣を要請する場合、その手続等を定め円滑なる実施を図ることを目的とする。

### 2 実施責任者

災害派遣の要請は、本部長（町長）が知事に対して行う。ただし、緊急時若しくは知事への連絡が不能な場合、本部長は直接部隊へ災害の状況を報告し、事後知事へ報告するものとする。

緊急の場合で本部長が不在等の場合には、次の順位で災害派遣の要請を行う。

第1位 副町長      第2位 総務課長      第3位 その場における最高責任者

### 3 災害派遣要請基準

部隊等の災害派遣要請にあたっては、人命救助及び財産の保護のため行うものとし、概ね次の基準によるものとする。

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
- (2) 町内で大規模の災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (5) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

なお、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合においても予防派遣として、その要請を行うことができる。また、自衛隊は、災害に際して特に緊急を要し、災害派遣要請を待ついとまがないと認めるとき（通信等の途絶により自衛隊の部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、町から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合を含む）は、自衛隊法第83条第2項ただし書きの規定により知事の要請を待たないで部隊を派遣することがある。

### 4 災害派遣の要請手続き

- (1) 本部長は、災害派遣を必要とするときは、資料編資料28に次の事項を記載し、知事（県本

部事務局又は県危機管理局（危機対策・情報課）に部隊等の派遣要請を要求するものとする。ただし、事態が緊迫し、文書で申請 することができないときは、本部長は電話等で知事（県本部事務局又は県危機管理局（危機対策・情報課））に通知し、事後速やかに申請書を提出しなければならない。この際、要請事項が未定の場合であっても、 時機を失することなく県に要請を求めるよう努めるものとする。

なお、知事への連絡が不能な場合は、本部長がその旨及び町域に係る災害の状況を直接部隊に報告し、事後知事へ報告するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 要請先（連絡窓口）については、下表のとおりである。

機関名	所在地	NTT回線	地域衛星電話
		電話番号／	電話番号／
		ファクシミリ	ファクシミリ
鳥取県危機管理局	鳥取県鳥取市東町 1-271	電話 0857-26-7878 FAX 0857-26-8137	
陸上自衛隊第8普通科連隊 (第3科)	鳥取県米子市両三柳 2603	0859-29-2161 内線 235(当直302)	17-5600-11 17-5600-12(当直) 17-5600-19
海上自衛隊舞鶴地方総監部 (防衛部第3幕僚室)	京都府舞鶴市字余部下 1190	0773-62-2250 0773-64-3609 内線 2222又は2223	
航空自衛隊第3輸送航空隊 (防衛部運用班)	鳥取県境港市小篠津町 2258	0859-45-0211 内線 231(当直225)	
自衛隊鳥取地方協力本部	鳥取市富安2丁目89-4	電話 0857-23-2251 FAX 0857-23-2253	
(注意事項)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣の連絡は、陸上自衛隊とともに、海上自衛隊又は航空自衛隊の派遣が想定される場合でも、陸上自衛隊第8普通科連隊（第3科）に対して行うことで足る。</li> <li>・ 自衛隊鳥取地方協力本部に対し、上記の連絡を依頼することができる。</li> </ul>			

## 5 部隊等の活動内容

派遣された部隊等は、主として人命又は財産の保護のため本部長（町長）と緊密に連絡、協力して、支援にあたる。

### (1) 災害派遣の3原則（公共性・緊急性・非代替性）

- ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
- イ 差し迫った必要性があること。
- ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

### (2) 災害派遣の活動基準

- ア 部隊等の活動は、人命救助を第一義的に行うものとする。
- イ 部隊等は、緊急度の高い施設等の最少限の応急復旧のみを行い、その後の一般的な復旧は行わないものとする。
- ウ 部隊等の活動は、公共的な施設などの応急復旧作業に従事し、個人的な整理、復旧作業は行わないものとする。

(3) 災害派遣の活動内容等

災害派遣時における救援活動区分及びその内容は主に次表のとおりである。なお、既往の災害では天幕設営（宿営用天幕の場合、1張が6人用）や入浴支援を行った実績がある。

（災害派遣時に実施する救援活動の一例）

分類	救援活動区分	救援活動の内容
救急救助	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
応急対策	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
	消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する（機雷の除去、陸上において発見された不発弾の除去等を除く）。
避難者支援	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
	物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸し付けし、又は救じゅつ品を譲与する。
その他	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは部隊等を派遣する。

6 部隊等の受入れ措置

(1) 受入準備の設立

知事からの部隊等の災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊等の宿泊所あるいは野営施設、車両、器材等の保管場所の準備。

イ 連絡責任者の指名

本部長は連絡責任者を指名し、派遣部隊等及び県から派遣された職員との連絡にあたらせ、情報の共有に努め、部隊等の活動と支障を来さないようにする。

## ウ 作業計画の樹立

応援を求める作業の内容、所要人員、応急措置に必要な資機材の確保その他必要事項について作業計画をたて、派遣部隊等到着後、速やかに作業開始ができる体制を整えておく。応急措置に必要な資機材は例示すれば次のようなものである。

- (ア) 器具類……スコップ、ツルハシ等土木工具
- (イ) 設備類……夜間照明設備、給水用水槽またはドラム缶、ポリエチレン容器等
- (ウ) 資材類……金網、鉄線、カスガイ、土のう、麻袋、杭、標識資材等

### (2) 派遣部隊等到着後の措置

派遣部隊が到着した場合、連絡責任者は派遣部隊等を目的地に誘導するとともに、派遣部隊等の責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

なお、作業にあたっては、地元住民が積極的に協力するよう指導する。

また、部隊等は災害応急措置を行うものであって、本格的な災害復旧工事は行わないものであることに留意する。

## 7 費用の負担区分

災害派遣に際し要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、町、県及び自衛隊が協議して、その都度決定し協定するものとする。

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、要請した県が負担するものとする。
- (2) 県が負担する経費は、以下のとおりである。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材等（自衛隊装備に係るものを除く）の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

ウ 派遣部隊の救援活動に伴う光熱水料及び電話料等

- (3) 自衛隊が負担する経費は、以下のとおりである。

ア 派遣部隊の食糧費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費

イ 写真用消耗品費

ウ 派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する賠償費

## 8 派遣部隊等の撤収

本部長は派遣の必要がなくなると認めるときは、資料編資料29により知事に派遣部隊等の撤収要請を申請する。ただし、文書による報告に日時を要するときは電話等で要請し、その後文書を提出する。なお、知事あるいは部隊自らの判断で派遣の必要がなくなると認める場合は撤収することができる。

## 9 派遣部隊等に関する報告

本部長は派遣部隊等到着後、次の事項について知事あてに報告するとともにその後についても部隊等の活動状況を逐次知事に報告する。また、部隊等が撤収した後すみやかに資料編資料30に定める部隊等に関する報告書によって知事に報告するものとする。

- (1) 派遣部隊等の長の官職氏名
- (2) 隊員数
- (3) 到着日時
- (4) 従事している作業の内容及び進捗状況
- (5) その他参考となる事項

## 10 災害対処への平素からの取組み

町は、派遣部隊が円滑に救援活動が実施できるよう、平素から次の施設を選定しておくものとする。なお、施設選定の際にはできるだけ避難所指定施設と重複しないよう考慮するものとする。

- (1) 本部事務室
- (2) 宿泊可能な施設
- (3) 車両、資機材等置場
- (4) ヘリポート

11 自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備

(1) 被災地における空中偵察機に対する信号

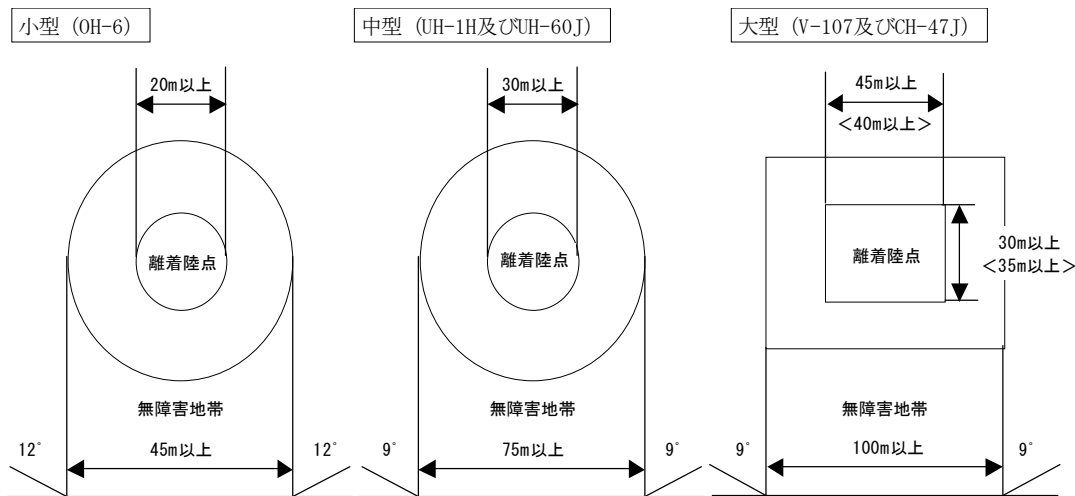
要請者は、自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合は、1m四方（基準）の旗を左右に振り連絡する。

- ア 病人が発生し救助を必要とする場合……………赤旗
- イ 食糧が欠乏し救助を必要とする場合……………黄旗
- ウ 孤立・倒壊家屋のため救助を必要とする場合……………白旗

(2) ヘリコプター発着場の設定

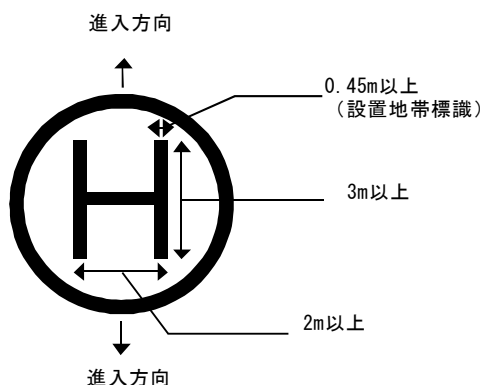
ア ヘリコプターの離着陸のための適地としては、次のとおりである。

- (ア) 地盤が堅固で平坦地（こう配4°～5°以下）であること。
- (イ) 無障害地帯（基準力項）。
- (ウ) 回転翼の回転によってあまり砂じん等が舞い上がらない場所。
- (エ) 大型（CH-47）離着陸地の設定地は、コンクリート・芝地で、250m以内に単幕等飛ばされるものがないこと。
- (オ) 積雪のある場合は、無障害地帯（基準の倍）の除雪または、踏み固める等の準備が必要。
- (カ) 単機着陸のために必要な広さ。



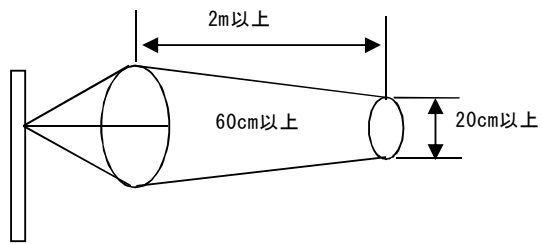
・離着陸点とは、安全容易に設置できるように準備された地点  
 ・無障害地帯とは、離着陸に障害とならない地域

(キ) 標識



・半径2m以上で石灰標示  
 ・積雪時は墨等で明瞭に標示

(ク) 吹き流し（風向指示器）



- ・色は背景と反対色
- ・大きさは標準であり緊急の場合  
は異なってもよい

イ 危険防止の留意事項

- (ア) 離着陸時は、風圧等による危険防止のため、子ども等を接近させないこと。
- (イ) 着陸点付近に物品等遺物を放置しないこと。
- (ウ) 現地に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること。

ウ ヘリコプター発着場

町内でこの基準に合致するヘリコプター発着適地の主なものは、資料編資料18のとおりである。

エ 飛行機による物料投下

飛行場間の空輸を原則とするが、真にやむをえない場合は、天候、地形等を考慮して物料投下することができる。

## 第14節 事前措置計画

### 1 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備・物件等について、必要な限度において事前に予防措置を指示し、又は必要な対策を施すことにより災害の拡大を未然に防ぐことを目的とする。

### 2 指示者

設備又は物件の占有者・所有者又は管理者に対し事前措置の指示は町長が行う。なお、町長の要求に基づいて警察署長、並びに海上保安部、海上保安署の長はこの事前措置の指示ができる。

### 3 事前措置の対象

災害を拡大するおそれがあると認められる設備又は物件は、次のとおりである。

#### (1) 設備

危険物貯蔵所、火薬庫、高圧線、高い煙突、ネオン看板等広告物、がけ崩れのおそれのある土地、農業用ため池、その他不動産的なもの

#### (2) 物件

材木、石油、ガス等の危険物、その他の設備以外の動産的なもの

### 4 事前措置の内容

災害の拡大を防止するため必要な限度において当該設備又は物件の除去、補強及び保安、その他必要な措置を行うものである。

#### (1) 設備

補修、補強、移転、除去、使用の停止等

#### (2) 物件

処理、整理、移動、撤去等

### 5 事前措置の指示基準

#### (1) 時期

事前措置の指示を行う時期は、予警報発表中及び具体的に災害の発生が予想される場合並びに被害が拡大しつつある場合に限る。

なお、事前措置の指示を行う場合は、平素からその実態を把握し、対象の設備、物件の所有者等に対してあらかじめ予告又は警告を行うなどして注意を喚起しておき、災害に際して自主的に措置を行い得るよう事前の指導を行うものとする。

#### (2) 実施方法

原則として資料編資料31の通知をもってあらかじめ指示の予告をしておくものとするが、緊急やむを得ないときは口頭による指示も行うことができる。

なお、事前措置の措置結果については必要に応じ報告の提出あるいは現地調査により確認する。



## 第15節 避難計画

### 1 目的

この計画は、災害時における町長等が行う避難の指示、勧告の基準及び要領を定めて危険区域内の住民及び滞在者等を適切に避難させ、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

### 2 避難勧告等の発出

#### (1) 実施責任者

災害による避難の勧告、指示等は、それぞれの法律に基づき本節2 避難勧告等の発出(3) 避難勧告、指示等の実施責任者及び根拠法令」により行うが、町長は関係機関と連絡を密にし、住民・滞在者の避難の的確な措置を実施するものとする。

なお、小中学校における児童・生徒の集団避難は、町長等の避難措置によるほか、町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指示により、学校長が実施するものとする。ただし、緊急を要する場合、学校長は、町長・教育長の指示を待つことなく実施できる。

#### (2) 避難勧告等の類型

##### ア 立退き避難型の安全確保行動（その場から移動する）

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要援護者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や現在の切迫した状況</li> <li>人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動

##### イ 屋内退避型の安全確保行動（その場にとどまる場合を含む）

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	自宅等の屋内に留まる、建物の2階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）

(3) 避難勧告、指示等の実施責任者及び根拠法令

区分	実施責任者	根拠法令	種類	措置する内容	措置内容
避難準備・高齢者等避難開始	町長	災害対策基本法 第56条	災害全般	災害に関する予警報又は通知に係る事項を関係機関等に伝達する場合で、必要があると認めるとき	予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置
勧告	町長	災害対策基本法 第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたととき	避難のための立退き、立退き先の勧告（知事に報告）
指示（緊急）	町長	災害対策基本法 第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要がある、急を要すると認めたととき	避難のための立退き、立退き先の指示（知事に報告）
	知事	災害対策基本法 第60条	災害全般	上記の場合において町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）	避難のための立退き、立退き先の指示（公示し、町長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を町長に通知）
	警察官 海上保安官	災害対策基本法 第61条	災害全般	1. 同上において町長が指示できないと認めたととき 2. 同上において町長から要求があったとき	避難のための立退き、立退き先の指示（町長に通知）
	知事（その命を受けた 県職員、水防管理者）	水防法 第29条	洪水、高潮	洪水、高潮、津波により危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示（水防管理者のときは、当該区域を所轄する警察署長に通知）
	知事（その命を受けた 職員）	地すべり等 防止法 第25条	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示（当該区域を所轄する警察署長に通知）
	警察官	警察官職務 執行法 第4条	災害全般	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、または危害防止のための措置を命ずる（公安委員会に報告）
	自衛官	自衛隊法 第94条	災害全般	同上の場合において、警察官がその場不在のときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第4条の規定が準用される時	同上（公安委員会に報告）

(4) 避難行動要支援者対策

町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者についての迅速な安否確認等の実施、「避難支援プラン」に基づく避難行動要支援者の迅速・的確な避難支援を実施するものとする。

(5) 避難準備・高齢者等避難開始の発出

町は、避難が必要となるおそれがある場合は、避難行動要支援者の避難に要する時間を考慮し、早めのタイミングで避難行動要支援者及び支援者に対して避難を呼びかけるとともに必要な対策を実施するものとする。

(6) 避難勧告等の発出

ア 河川の氾濫等に係る避難勧告等の参考情報

町は、河川の氾濫等について、水位等の情報に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

(7) 発出の目安となる情報

発出等の目安となる水位情報等については、以下の国土交通省や県がホームページ等で提供している洪水予報河川、水位周知河川（水位情報周知河川）の水位等によるものとするほか、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

●国土交通省「川の防災情報」	インターネットURL	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>
	携帯電話URL	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>
●鳥取県防災情報	インターネットURL	<a href="http://tottori.bosai.info/">http://tottori.bosai.info/</a>
	携帯電話URL	<a href="http://tottori.bosai.info/mobile/">http://tottori.bosai.info/mobile/</a>
●鳥取県河川監視カメラ提供システム	インターネットURL	<a href="http://tottori-kasen.info/">http://tottori-kasen.info/</a>
	携帯電話URL	<a href="http://tottori-kasen.info/index-mobile.htm">http://tottori-kasen.info/index-mobile.htm</a>

(イ) 避難勧告等発令の参考となる水位等（河川等の氾濫）

\* 平成26年9月に改訂された避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに基づき、避難勧告等の判断基準及びその水位の見直しを検討しているところである。見直し検討後は、改訂後のガイドライン（本項において「新基準」という。）の考え方に基づいた判断基準で通用するが、それまでの間は改訂前のガイドライン（本項においては、「旧基準」という。）の考え方に基づいた判断基準を継続する。

a 洪水予報河川（参考）

(a) 旧基準による場合

水位の種別	発出の目安となる避難情報	発表される洪水予報	水防警報
はん濫危険水位（危険水位）	避難指示（緊急）	はん濫危険情報（洪水警報）	出動・指示
避難判断水位（はん濫危険水位）に達する一定時間前の水位）	避難勧告	はん濫警戒情報（洪水警報）	出動・指示
はん濫注意水位（警戒水位）	避難準備・高齢者等避難開始	はん濫注意情報（洪水注意報）	出動・指示
水防団待機水位（指定水位）	—	—	待機・準備

(b) 新基準による場合

水位の種類別	発出の目安となる避難情報	発表される洪水予報	水防警報
水位が堤防を越えるおそれが高い場合（越水・漏水のおそれのある場合） 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊するおそれが高い場合 決壊や越水・漏水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合	避難指示（緊急）	氾濫発生情報（洪水警報）	
はん濫危険水位（特別警戒水位）	避難勧告	はん濫危険情報（洪水警報）	出動・指示
避難判断水位（はん濫危険水位（特別警戒水位）に達する一定時間前の水位）	避難準備・高齢者等避難開始	はん濫警戒情報（洪水警報）	出動・指示
はん濫注意水位（警戒水位）	—	はん濫注意情報（洪水注意報）	出動・指示
水防団待機水位（指定水位）	—	—	待機・準備

b 水位周知河川（水位情報周知河川、参考）

(a) 旧基準による場合

水位の種類別	発出の目安となる避難情報	発表される洪水予報	水防警報
はん濫危険水位（危険水位）に相当する水位	避難指示（緊急）	—	出動・指示
避難判断水位（特別警戒水位）	避難勧告	—	出動・指示
はん濫注意水位（警戒水位）	避難準備・高齢者等避難開始	—	出動・指示
水防団待機水位（指定水位）	—	—	待機・準備

(b) 新基準による場合

水位の種類別	発出の目安となる避難情報	発表される洪水予報	水防警報
水位が堤防を越えるおそれが高い場合（越水・漏水のおそれのある場合） 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊するおそれが高い場合 決壊や越水・漏水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合	避難指示（緊急）	—	
はん濫危険水位（特別警戒水位）	避難勧告	—	出動・指示

水位の種別	発出の目安となる避難情報	発表される洪水予報	水防警報
避難判断水位（はん濫危険水位（特別警戒水位）に達する一定時間前の水位）	避難準備・高齢者等避難開始	—	出動・指示
はん濫注意水位（警戒水位）	—	—	出動・指示
水防団待機水位（指定水位）	—	—	待機・準備

c その他の河川

洪水予報河川及び水位周知河川以外の中小河川、内水等では、浸水等の現地状況や河川、気象状況等を参考に避難勧告等の発出を判断するものとする。

気象状況等	発出の目安となる避難情報
近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い（洪水警報発表）	避難準備・高齢者等避難開始
近隣で浸水が拡大、排水先の河川の水位が高くなり排水ポンプの運転停止水位に到達する見込み	避難勧告
近隣で床上浸水、排水先の河川の水位が高くなり内水河川に排水できずに氾濫した水）排水ポンプの運転停止や水門閉鎖	避難指示（緊急）

(ウ) 水位以外の状況

町長は、その他、水位以外の状況についても勘案し、避難勧告等の発出を判断するものとする。

水位以外の状況	発出の目安となる避難情報
堤防の決壊（破堤）につながるような漏水等の発見	避難勧告
堤防の決壊（破堤）・堤防の決壊（破堤）につながるような大量の漏水や亀裂等の発見など	避難指示（緊急）

(イ) 発出の範囲

- a 避難準備・高齢者等避難開始については、避難支援プランに定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、町が把握している避難行動要支援者のうち浸水想定区域等の危険な地域にあるため早急の避難準備が必要な者
- b 避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた水位等に応じた地域にある者
- c 破堤・溢水等により被害が及ぶおそれがある地域の浸水想定区域にある住家等のある地域にある者
- d 発出にあたっては、浸水想定区域の住家に限らず集落・地域単位で発出を行う

イ 土砂災害に係る避難勧告等の発出

町は、土砂災害について、県土整備部と鳥取地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

(ア) 発出の目安となる情報

発出の目安となる情報については、以下のホームページ等で提供している土砂災害

警戒情報等によるものとするほか、溪流・斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

●鳥取県防災情報

インターネットURL <http://tottori.bosai.info/>  
 携帯電話URL <http://tottori.bosai.info/mobile/>

(イ) 大雨警報及び土砂災害警戒情報による判定の目安

大雨警報及び土砂災害警戒情報における町長の避難勧告等発出の目安は下表のとおりである。

また、避難勧告等の解除にあたっては、大雨警報の土砂災害・洪水・浸水のピーク時間を参考として、現地の安全性を確認の上、解除する。

なお、土砂災害警戒情報は、比較的規模の大きい土砂災害の発生のおそれを示すものであり、発表前もしくは解除後であっても土砂災害が発生するおそれがあることを、情報利用者は十分認識する必要がある。

区分		スネーク曲線	発出の目安となる避難情報
大雨警報 (土砂災害)	レベル1	—	(避難準備・高齢者等避難開始)
土砂災害 警戒情報	レベル2	CLに達すると予測された場合	避難勧告
	レベル3	実況でCLに達し、災害が多発するおそれが高いと認めた場合	避難指示 (緊急)

※スネーク曲線：土砂災害警戒判定図における実況雨量及び1、2時間先予測雨量の推移の線

※CL (Critical Line)：土砂災害警戒判定図における土砂災害警戒情報の基準となる土砂災害発生危険基準線

(ウ) 警戒情報以外の状況

町長は、その他、警戒情報以外の状況についても勘案し、避難勧告等の発出を判断するものとする。

水位以外の状況	発出の目安となる避難情報
近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁りはじめた、量の変化）の発見	避難準備・高齢者等避難開始
近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見	避難勧告
近隣で土砂災害が発生、近隣で土砂移動現象や前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見	避難指示 (緊急)

(エ) 発出の範囲

- a 避難準備・高齢者等避難開始については、避難支援プランに定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、町が把握している避難行動要支援者のうち土砂災害警戒区域、土砂災害危険個所等の危険な地域にあるため早急の避難準備が必要な者及び福祉保健施設
- b 避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた土砂災害危険度情報のメッシュ図に応じた土砂災害警戒区域又は土砂災害危険個所にある地域にある者及び福祉保健施設

- c 土砂災害危険度情報のメッシュ図とその周辺内の土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者及び福祉保健施設
- d 土砂災害の前兆現象を発見した場合にあっては、該当する前兆現象の発見箇所の土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者及び福祉保健施設
- e 発出にあたっては、危険箇所にある住家に限らず、山崖側にある周辺の住家等を含めて発出を行う

ウ 高潮災害に係る避難勧告等の参考情報

町は、高潮災害について、気象庁が発表する高潮に関する気象情報及び台風情報等に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

(7) 避難勧告等の判断の基準となる情報等

気象庁が発表する高潮に関する気象情報及び台風情報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。

なお、町は、具体の発出にあたっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況、水防警報（海岸）の発令状況を総合的に考慮して発出するものとする。

区分	発表される情報
高潮特別警報・警報・注意報	高潮に警戒すべき時間帯、ピーク時の最大水位とその時刻
台風情報	台風の状況に関する情報（台風の中心位置、気圧、最大風速、進路 予想等）

(イ) その他参考情報

町長は、その他、以下の情報についても勘案し、避難勧告等の発出を判断するものとする。

区分	項目
高潮時の危険箇所	海岸付近の低地、湾奥部、V字谷等、急峻な海底地形、河口部（高潮と洪水の両方の危険性）
高潮の危険性がある時	台風の接近・上陸時、満潮時刻及び満潮時刻の前後数時間

(ウ) 発出の範囲

- a 避難準備・高齢者等避難開始については、避難支援プランに定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、町が把握している避難行動要支援者のうち高潮により浸水するおそれのある地域にあるため早急の避難準備が必要な者
- b 避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた高潮により浸水するおそれのある地域にあるため早急の避難準備が必要な者
- c 発出にあたっては、危険箇所にある住家に限らず、沿岸部にある周辺の住家等を含めて発出を行う

エ 高波災害に係る避難勧告等の参考情報

町は、高浪災害について、気象庁が発表する気象注意報及び警報等に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

(7) 避難勧告等の判断の基準となる情報等

気象庁が発表する高浪に関する気象情報及び台風情報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。

なお、町は、具体の発出にあたっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況、水防警報（海岸）発令状況を総合的に考慮して発出するものとする。

区分	発表される情報
波浪特別警報・警報・注意報	波浪に警戒すべき時間帯、最大波高
台風情報	台風の状況に関する情報（台風の中心位置、気圧、最大風速、進路 予想等）

(イ) その他参考情報

町長は、その他、以下の情報についても勘案し、避難勧告等の発出を判断するものとする。

区分	項目
高波時の危険箇所	過去に高浪による被害が生じた箇所、海岸沿いに施設が設置されている箇所、弱堤箇所（土地利用上、地質上）、堤標高箇所

(ウ) 発出の範囲

- a 避難準備・高齢者等避難開始については、避難支援プランに定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、町が把握している避難行動要支援者のうち高波により被害がある地域にあるため早急の避難準備が必要な者
- b 避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた高波により被害がある地域にある者
- c 発出にあたっては、危険箇所にある住家に限らず、沿岸部にある周辺の住家等を含めて発出を行う

オ 津波災害に係る避難指示（緊急）等の発出の基本的な考え方

町は、津波災害について、気象庁が発表する津波警報等に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

(ア) 避難指示（緊急）等の発出の基準となる情報

- a 町は、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」は発出せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発出する。ただし、遠地地震のように津波が到達するまでに相当の時間があるものについては、気象庁が到達予想時刻等を「遠地地震に関する情報」として発表した情報等から、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」の発出を検討する。
- b 町は、停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くとも1分程度の長い揺れを感じた場合においても、津波が起きることを想定して避難指示（緊急）を発出する。

(イ) 避難指示（緊急）等を発出する対象区域

- a 避難指示（緊急）等を発出する対象区域は、平成23年に県が「鳥取県津波対策検討委員会」において作成した津波浸水予測図（津波災害対策編第1章「計画的な津波対策の推進」参照）により、浸水が想定される区域をもとに、町が実情に応じてあらかじめ定めるものとする。
- b 町は、上記 a の津波浸水予測図の想定を超えた浸水被害が発生するおそれがあることを踏まえ、具体の発出にあたっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況、水防警報（海岸）の発令状況を総合的に考慮の上、より安全性が高まるよう、避難指示（緊急）等を発出する対象区域を決定するものとする。



(ウ) 発出に当たっての留意事項

- a 町は、避難指示（緊急）等を発出する際には、住民に対し、津波は局所的に高くなる場合があること及び、想定を越える範囲で浸水が拡大するおそれがあることを併せて周知するものとする。

（参考 気象庁が発表する津波に関する警報等の区分及び、目安となる避難情報）

区分	発表される津波の高さ	発出の目安となる避難情報	沿岸住民に必要な行動
大津波警報	10m超、10m、5m	避難指示（緊急）	速やかな安全な場所（高台）への避難が必要
津波警報	3m		
津波注意報	1m		

カ その他避難勧告等の参考情報

(7) 避難勧告等の発出

- a 町は、その他気象庁が発表する気象等及び気象情報等並びに住民等からの異常情報の通報を参考として、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。
- b 特に、記録的短時間大雨情報については、数年に一度しか現れないような雨量が観測されたときであり、重大な災害に結びつく場合が多いことから、発表のあった地域内及び地域に隣接する市町村は、より一層の警戒に努めるよう、体制を強化するものとする。

(イ) 避難勧告等の判断の基準となる情報等

気象庁等が発表する気象等の警報等及び気象情報等の概要については、本章第6節「情報収集伝達計画」を参照。

(7) 避難勧告等発出時の県への報告

町長は、避難勧告等を発令したときは、災害対策基本法第60条第4項の規定に基づき、次の事項を速やかに県（危機管理局危機対策・情報課）に報告するものとする。

- ・ 避難の勧告、指示の別
- ・ 勧告、指示を行った者
- ・ 勧告、指示を行った日時
- ・ 避難の理由
- ・ 避難の対象地区名、世帯数、人員
- ・ 避難先

(8) 避難勧告等の伝達

ア 町は、避難勧告等を発出したときは、迅速かつ確実な次の最も適切な方法により関係住民等に対しその旨伝達するものとする。

(7) 防災行政無線、町ホームページ、町ケーブルテレビ、緊急速報メール

(イ) 広報車、航空機を活用した広報

町、消防署、琴浦大山警察署等の広報車により巡回広報を行う。また、緊急に避難の必要がある場合、及び交通の途絶等により広報車の利用が困難な場合は、鳥取県の消防防災ヘリコプター等による広報を要請する。

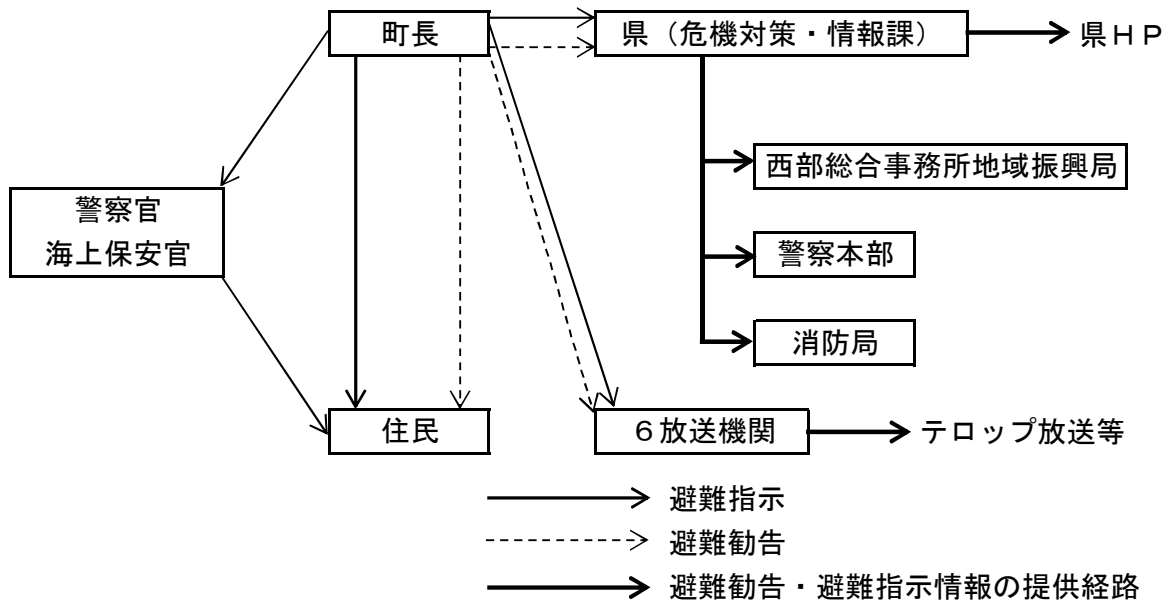
(ウ) 伝達員による戸別訪問

緊急避難を要する異常事態の場合に、避難勧告等を関係世帯に対して周知徹底を図るため、必要に応じて消防団員等の戸別訪問により伝達する。

イ 町が避難勧告等を発出したときは、6放送機関（NHK鳥取・日本海テレビ・山陰放送・山陰中央テレビ・エフエム山陰・中海テレビ）等との申し合わせに基づき、当該情報を

6 放送機関及び県危機管理局に直接ファクシミリ送信することにより、各放送機関にはテロップ放送やアナウンスを、県危機管理局には県ホームページにより住民等に避難情報を伝達するよう依頼するものとする。

避難勧告等の伝達フロー



ウ 避難勧告等発出時の伝達事項は次のとおりとする。

- ・ 区域の範囲
- ・ 想定される危険の種類
- ・ 避難場所
- ・ 避難場所に至る避難経路（具体的に）
- ・ 避難の勧告、指示等の伝達方法
- ・ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- ・ 避難の理由
- ・ 避難に際しての注意事項

(ア) 戸締り及び火の始末

(イ) 家屋の補強、家財道具の安全場所への移動

(ロ) 食糧、水筒、タオル、チリ紙、簡単な着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、通帳、証書類、印鑑等、必要最小限度の物品の携行

(ハ) 服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具の携行

エ 関係機関への連絡

町長は避難の勧告、指示を行ったとき、又は警察官等から勧告、指示を行った旨の通報を受けたときは、必要に応じ次の関係機関に連絡し協力を求めるものとする。

- ・ 鳥取県西部総合事務所 地域振興局
- ・ 鳥取県西部総合事務所 米子県土整備局
- ・ 鳥取県西部総合事務所 農林局
- ・ 鳥取県西部総合事務所 福祉保健局
- ・ 鳥取県西部総合事務所 生活環境局
- ・ 琴浦大山警察署、町内駐在所
- ・ 避難予定の施設の管理者等
- ・ 隣接市町村
- ・ 鳥取県西部広域行政管理組合 消防局
- ・ 町消防団

(9) 避難の勧告、指示（緊急）の解除

ア 解除通知責任者

町長は避難の勧告、指示（緊急）のあった後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難の勧告、指示（緊急）の解除を行うものとする。解除の伝達方法については避難の勧告、指示（緊急）に準じて行う。

なお、町長以外の者が実施したものについては、勧告等の状況をあらかじめ察知するよう努めるとともに、その解除についてもよく協議するものとする。

(10) その他立入制限等の措置

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
立入制限 退去命令	町長	災害対策基本法 第63条第1項	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官 海上保安官	災害対策基本法 第63条第2項	災害全般	上記の場合において 1 町長又は委任を受けた町の吏員が現場にいないとき 2 町長が要求したとき	同上（町長に通知）
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法 第63条第3項	災害全般	町長その他災対法第63条第1項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合	同上（町長に通知）
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法 第21条第1項	洪水、高潮、津波	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法 第21条第2項	洪水、高潮、津波	上記の場合において水防団長が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同上
出入制限 退去命令	消防吏員 消防団員	消防法 第28条第1項	火災	火災について消防警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	消防法 第28条第2項	火災	上記の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上
出入制限 退去命令 火気使用禁止	消防長又は消防署長	消防法 第23条の2第1項	ガス、火薬 危険物の漏えい飛散、流出	火災の発生のおそれ、かつ発生した場合に人命又は財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限又は区域内からの退去命令及び区域内の火気使用禁止
	警察署長	消防法 第23条の2第2項	ガス、火薬 危険物の漏えい飛散、流出	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上

(11) 住民による適切な避難行動の実施

住民は、災害が発生するまでに計画された避難場所への避難を終えることが原則であるが、自然災害においては不測の事態も想定されることから、計画された避難場所に避難することが常に適切とは限らない。災害の状況等に応じて別の場所（自宅又は近隣家屋の上階、近くの高台など）に待避する方が適当な場合もある。事態の進行や災害の状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要となる。

このことについて、避難行動時には下記の点に留意するよう、住民に対してあらかじめ十分に周知を図るものとする。

- ア 道路冠水、台風、夜間など、危険な状況下で避難を強行するようなことにならないよう、避難行動をとる際には、余裕を持って十分安全を確保すること。
- イ 切迫した状況下では、無理をせず生命を守る最低限の行動（自宅や施設内の安全な部屋への移動、最寄りのより安全な場所への避難など）を選択すること。

3 避難誘導方法

(1) 避難経路

避難経路については、災害時の道路状況、安全度等確認のうえ、安全な経路を選び誘導するものとする。

(2) 避難の誘導

避難の誘導は町職員、警察官及び消防団員、その他区長等が行うことになるが、自主防災組織等地域の関係者と協議のうえ、別途誘導責任者、誘導員等を定めておくものとする。

(3) 避難所及び経路の表示

避難所及び経路を当該住民に徹底させるため、防災マップ等の作成配布を行うなど機会あるごとに広報するほか、要所ごとに標札等により標示するものとする。

(4) 避難の順位及び移送の方法

ア 避難の順位

避難させる場合は高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、子ども、病人等避難行動要支援者を優先し、次いで、一般青壮年女子、一般青壮年男子の順で避難するものとする。

また、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するよう努めるものとする。

イ 移送の方法

避難のための立退きは避難者が各個に行うことを原則とするが、自力での避難、立退きが不可能な場合、または避難途中の危険が予想される場合、あるいは診療所等の患者、その他施設の高齢者、子どもの避難については車両、ロープ等の資機材を利用する。

車両等による移送も困難な場合は、消防防災ヘリコプター等による移送を要請する。

ウ 避難行動要支援者への対応措置

町は、避難行動要支援者に関する情報（要配慮者、住居、情報伝達体制、必要な支援内容、支援者等）を平時から管理するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、「災害時要援護者の避難支援ガイド」、「災害時要援護者に配慮した市町村防災マニュアル策定指針」等を参考に具体的な「避難支援プラン」を整備し、これに基づき避難行動要支援者の安否を確認し、避難支援を迅速かつ的確に行うものとする。

また、独居高齢者については区長、民生児童委員等が訪問し、自家用車又は人力等で避難所へ誘導するものとする。

福祉施設入所者については、施設ごとに避難誘導計画を定め、これに基づく避難誘導を行うものとする。

エ 知事及び隣接市町村への応援要請

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において処置できないときは、町長は、知事に避難者移送の要請をするものとする。

なお、事態が緊迫しているときは、町長は、隣接市町村、琴浦大山警察署等と連絡して実施するものとする。

(5) 避難上の留意事項

ア 携行品は、必要最小限度にとどめるものとする。

イ 自動車（自家用車）による避難は、極力自粛するものとする。

ウ 避難場所が比較的遠距離にある場合又は危険を伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するものとする。

エ 避難先の選定にあたっては関係機関と連携し、障害物の除去等を行って、必要に応じて交通規制、障害物の除去等を行って避難路及び避難者の安全を確保する。

4 児童・生徒等の集団避難

保育園（所）及び学校における園児、児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、何よりも児童生徒等の生命、身体、心の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

(1) 実施責任者

教育長が管内児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各学校長、保育園（所）長に対し、各学校、保育園（所）の実情に適した具体的な避難計画を作成させるものとする。

(2) 実施要領

ア 教育長の避難の指示は、町長等の指示によるほか、安全性を考え早期に実施するものとする。

イ 避難の指示等に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険のせまっている学校、保育園（所）から順次指示するものとする。

ウ 児童生徒等の避難順位は、低学年、疾い障がい者等を優先して行うものとする。

エ 学校長は、非常時の登下校時には、登下校経路の主要な地点に教職員を派遣し、安全を確保する。

オ 学校長は、避難が比較的長時間にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において、児童生徒等をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。実施にあたっては、保護者に連絡を取り、迎えに来てもらい引き渡すこととなるが、迎えに来られない場合については、学校で保護を行うものとする。

カ 学校長は、集団避難が必要なときは、町等と連携して速やかに避難行動を開始する。

なお、町は、児童生徒等が帰宅困難な場合に学校や避難所で待機させるときは、「教育関係機関の災害情報収集要領」により、県教育委員会へ報告を行うものとする。

キ 町は、夜間・休日等に地震が発生したときは、発生した地震の程度に応じて、児童生徒等の安否確認を行うとともに、県教育委員会へ報告を行うものとする。

(3) 留意すべき事項

ア 教育長の各学校、保育園（所）への通報、連絡は、迅速確実に行われるよう連絡網を整備しておくものとする。

イ 学校長及び保育園（所）長は、概ね次の事項を計画しておくものとする。

(ア) 災害の種別、程度、場所に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の選定

(ウ) 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等

(エ) 災害種別に応じた児童生徒等の携行品

- (4) 学校長は、災害が発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全確保の観点から、以下の点に留意するものとする。
- ア 予想される災害の種類、時期、程度等についての情報等を常に把握する。
  - イ 必要に応じて臨時休校や授業打ち切り等の措置を講じる。
    - (ア) 「教育関係機関の災害情報収集要領」に定める次の報告系統により、直ちに報告を行う。
      - 学校長→町教育委員会→県西部教育局→県教育委員会（小中学校課）
    - (イ) 措置の内容を速やかに児童生徒等及び保護者に連絡。
    - (ロ) 児童生徒等の下校を伴う場合には、安全確保に努める。
      - なお、対応困難時は町等の関係機関に応援要請を行う。また、帰宅困難な場合に学校で待機させる児童生徒等がいるときは、職員の待機等の措置を講じるものとする。
    - (ハ) 登下校と台風等の襲来が重ならないよう、適切な時期に判断を下す。
  - ウ 校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。
  - エ 文教施設は、避難所、給水所等災害対策の拠点となるため、鍵の管理等の災害発生時の対応について、各学校が教育委員会と協議のうえ、あらかじめ定めておくものとする。
  - オ 児童生徒等が家庭にある場合における連絡網を整備するものとする。
  - カ 学校長及び保育園（所）長は、災害種別に応じた避難訓練を毎年2回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡の体制につき平素から全教職員へ理解を深めておくものとする。

(5) 保育園（所）の避難措置

- ア 保育園（所）については早期の避難準備が必要となることから、町は通常の避難勧告等の発出よりも早い段階での避難情報等の発出に努めるものとする。
- イ また、災害の発生が予期される場合には、早い段階での園児の保護者への引き渡しについて、保育園（所）に指示するものとする。

## 第16節 指定緊急避難場所・指定避難所の開設計画

### 1 目的

この計画は、災害が発生し住家被害の発生及び危険回避のため、住民の避難が必要になった場合において、緊急避難場所及び避難所を適切に開設及び運営することを目的とする。

### 2 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設及び運営

町は、発災時に必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。

なお、事態の切迫した状況下では、計画された指定緊急避難場所等に避難することが適切でなく、自宅や近隣建物の2階等に緊急的に避難することが適当な場合があることに留意すること。

#### (1) 指定緊急避難場所の開設

- ア 発生した災害の種類に応じて、適切な指定緊急避難場所を順次決定するものとする。
  - (ア) あらかじめ指定等された指定緊急避難場所を優先的に使用する。
  - (イ) 風水害については、堤防決壊等の状況及び土砂災害の危険性等を勘案し、必要に応じてあらかじめ指定した指定緊急避難場所以外の緊急避難場所を選定
- イ 町は、避難勧告等を発出したとき並びに災害発生又は災害発生のおそれにより自主避難者があるときは、必要に応じて指定緊急避難場所を開設し、避難者を収容保護するものとする。

- ウ 町は、夜間等に施錠されている施設を指定緊急避難場所として使用するときは、施設管理者とあらかじめ定めた手順により、速やかに指定緊急避難場所の開設を行うものとする。
- エ 町は、指定緊急避難場所を開設したときは、県（県本部事務局又は危機管理局）に直ちに次の事項を報告するものとする。

(7) 指定緊急避難場所開設の日時、場所及び施設名

(イ) 指定緊急避難場所開設数及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(2) 指定避難所の開設

ア 町は、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする必要がある場合には指定避難所を開設するものとする。指定避難所の開設は原則として、災害の発生から7日以内とし、災害救助法が適用され継続実施の必要がある場合は、その期間に県あてに期間の延長を申請するものとする。

なお、地震災害時は、余震等による危険性がないかどうか応急危険度判定を実施した上で行うものとする。

イ 適当な指定避難所が確保できない場合、自衛隊等に応援を求め天幕設置を行うなど、仮収容施設を確保するとともに、その他の施設を確保して避難所を開設するものとする。

ウ 災害救助法適用の場合、以下の項目に留意して県は避難所を確保するものとする。

なお、県が町に権限を委任した場合は町が行う。

(7) 災害救助法による避難所は、原則として、学校、公民館、保健福祉センター等の公共施設等を利用することとされているが、これらの施設で適当な施設が確保できない場合、その他の既存の施設を利用（公の施設については原則無償借り上げ）

(イ) 民営の旅館又はホテル等を借り上げて避難所を設置することも可能（緊急やむを得ない切迫した事情がある場合を除き、県（福祉保健部）は内閣府と連絡調整を図って実施）

(ウ) 既存の建物を確保できない場合、野外に応急仮設建築物の設置又はテント等の設営が可能

(エ) 開設期間が7日間を超えると予想される場合、県（福祉保健部）は内閣府と協議

エ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、避難所の設置・維持について適否を検討するものとする。

(3) 避難所の運営

町は、あらかじめ町が定めた避難所機能・運営基準等に基づき、以下の事項に留意して避難所を運営するものとする。その際、町は、避難所の運営に関し、役割を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ア 避難所の開設にあたっては、2泊以上の宿泊を伴う等長期にわたる避難が予測される場合は、避難者1人当たり建物面積として6㎡（うち有効建物面積3㎡程度）の確保を目安とする。短期避難の場合であっても、最低でも避難者1人当たり1.65㎡のスペースの確保を目安とする。（要介助者については、介助スペースを考慮して、広くスペースを確保）

イ 町は、自治会及び自主防災組織（地域住民等）の協力を得て避難所を運営する。（あらかじめ運営組織及び役割分担が定められている場合、当該分担に従い当該運営組織による運営を支援するものとする。）

ウ 避難所を開設し、避難住民を収容したときは、福祉保健対策部長は直ちに避難所ごとに連絡員として所属職員を配置する。その際、妊産婦、乳幼児、高齢者等の要配慮者のニーズを的確に把握するため、育児や介護経験のある職員の配置を検討するものとする。

また、男女のニーズの違いを踏まえ、男女両性の視点から運営状況がチェックできるよう、避難所運営における女性の参画を推進し、男女共同による避難所運営ができるよう配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

必要と認めるときは避難所の開設、管理、その他について消防団と協議のうえ、連絡員に団員を委嘱することができる。

エ 避難所を開設した場合、連絡員はその維持、管理等のための災害救助法で定める資料編資料32により正確な記録をするものとする。

オ 必要に応じ、避難所の安全確保と秩序の維持のため、警察官を配置するものとする。

カ 自主防災組織等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある日常生活を送るように努めるものとする。

キ 避難所の運営にあたっては、避難者の心のケアやプライバシーの確保、要配慮者に配した生活環境を念頭に置きつつ実施するものとする。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮するものとする。

ク 避難所生活で子どもの心の健康が損なわれないように、子どものためのプレイスペースを設置したり、親やボランティアが子どもの遊び相手となりながら子どもをケアするものとする。

ケ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握、ユニバーサルデザインへの配慮に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師・助産師・看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとする。

コ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用により、避難所の早期解消に努めるものとする。

サ 町及びN T T西日本は、大規模災害時において、被災地の通信の途絶等があった場合、被災者等の通信の確保を目的として、事前設置している特設公衆電話の利用を開始するものとする。

#### (4) 要配慮者対策

町は、鳥取県避難所機能・運営基準（平成19年2月鳥取県災害対策研究会策定）等に基づき、要配慮者の避難生活の支援を的確に実施するものとする。

##### ア 避難先での対策

町は、避難所において、次の事項について十分配慮するものとする。

##### (ア) 要配慮者専用窓口の設置

(イ) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等

(ウ) 要配慮者に配慮したスペースの確保（畳等の設置、妊産婦・乳幼児専用居室の確保、高齢者・障がい者等はトイレに近い場所に専用居室を設定、専用居室が確保できない場合の間仕切り等によるプライバシーへの配慮、介護者を考慮して広くスペースを確保など）

(エ) 避難所等における要配慮者の把握と要望調査



- (オ) 避難所のバリアフリー化への配慮
- (カ) おむつ、簡易トイレ、補装具等生活必需品の配慮
- (キ) 母乳保育を継続するための支援
- (ク) 粉ミルク、哺乳瓶・乳首、やわらかい食品等食事内容の配慮
- (ケ) 手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の協力による避難所での生活支援

イ その他災害時に配慮すべき事項

- (ア) 巡回健康相談や栄養指導等の重点実施
- (イ) 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- (ウ) 仮設住宅の優先的入居
- (エ) 仮設住宅入居者等からの相談、当該者への訪問、安否確認
- (オ) ケースワーカーの配置や継続的な精神面での支援
- (カ) 福祉相談窓口の設置
- (キ) 風邪等の感染症対策
- (ク) 避難所に要配慮者担当を配置（女性や乳幼児のニーズを的確に把握するため、女性の配置を検討）
- (ケ) 障がい者等の多様な者への適切な方法による情報提供
- (コ) 学校教室・保健室の活用、段差の解消、手すりの設置等を検討
- (サ) 介護者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位を付けて対応
- (シ) 食物アレルギーの症状を示すなど食事への配慮が必要な方への対応

(5) 所要物資の確保

- ア 避難所開設及び収容保護のための所要物資は、町長が確保するものとする。
- イ ただし、現地において確保できないときは、町長は物資の確保について知事に要請するものとする。
- ウ 県（県本部事務局又は危機管理局）は、これを確保のうえ、避難所に輸送するものとする。

3 避難所外等での避難生活者への対応

- (1) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (2) 町は、避難所以外で避難生活を送っている者の把握に努め、必要な支援を行うとともに、指定避難所への移動を促すものとする。  
また、避難場所で生活せず食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県（県本部事務局又は危機管理局）への報告を行うものとする。
- (3) また、車内生活等送っている者に対しては、いわゆるエコノミークラス症候群のおそれがあるため、予防用リーフレット等を配布するなどして、早急に避難所への移動を促すとともに、必要に応じて健康診断等を受信させるものとする。
- (4) 対応にあたっては、必要に応じて県・警察の協力を要請するものとする。

4 事業所、社会福祉施設、診療所及び宿泊施設等における避難対策

事業所、社会福祉施設、診療所及び宿泊施設等多数の者が出入りし、勤務し、居住し、又は滞在中の施設の設置者又は管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実、かつ安全に行うため、具体的な避難計画を作成し、町長、消防機関、警察等と緊密な連絡を取り、災害に対処する体制を常に確立し、関係者に周知するとともに、出入者の避難のための行動が円滑に行われるよう措置しておくものとする。

また、施設ごとに次の事項を定め対策の万全を図るとともに、それぞれの施設ごとに定められた回数以上の避難訓練を実施するものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難の指示等の伝達方法
- (4) 避難誘導責任者及び補助者
- (5) 避難誘導の要領及び措置
- (6) 避難に際しての携行品

## 5 避難に伴うペット対策

被災地におけるペットの管理指導は、原則として県が行うものとするが、町は、県から要請があった場合は、協力し、次のとおり対応するものとする。

### (1) ペットの受け入れ体制の整備

町は、避難所へのペットの同伴が可能と判断した場合には、受入体制を整備する。

### (2) 仮設収容施設等の整備

避難所へのペットの同伴ができないため、飼い主との同伴が困難なペットが多数生じるおそれがあり、仮設収容施設の整備が必要であると県が判断し、町へ当該整備の協力要請を行った場合、町は県と協力して対応するものとする。

## 第17節 孤立発生時の応急対策計画

### 1 目的

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が発生した場合の支援及び復旧対策等について定めることを目的とする。

### 2 孤立状況の把握

#### (1) 交通状況の把握

水害等による土砂崩落等や、積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間へき地の集落等においては、食糧、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想されるため、町は、次に掲げる災害等が発生した場合、当該災害により孤立集落が発生していないか点検するものとする。

ア 道路の崩壊

イ 道路への土砂崩れや雪崩の流入

ウ 大雨、大雪に伴う事前通行止め等

#### (2) 通信設備の状況の把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域との通信設備の状況を確認する。（電話、携帯電話、防災行政無線等）

#### (3) 電機、水道等のライフラインの状況の把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域のライフライン等の状況について確認する。（電気、水道、食糧の有無等）

#### (4) 孤立集落に所在する者の状況把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域にある者の状況について確認する。（傷病者の有無、要通院患者の有無、定期的な通院の必要な者の有無等）

#### (5) 孤立状況の共有

町は、孤立集落の発生について把握した場合、鳥取県災害情報システムに入力するとともに、西部総合事務所（地域振興局又は県土整備局）に報告するものとする。

### 3 物理的な孤立の解消

#### (1) 町道に係る交通の復旧

町道等の途絶により孤立が発生した場合、各施設の管理者は、早急の復旧に努める。

(2) 代替交通の確保

孤立が発生した場合、町は、ヘリコプターの手配・林道等の代替道路の確保等、代替手段となる交通を確保する。

(3) 物資の供給

町は、物理的に孤立した場合、物資の供給体制について調整を図り、物資の供給体制を確立するものとする。

(4) 帰宅困難者の支援

町は、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達について、情報の提供、避難所の開設等により支援を行うものとする。

なお、滞在場所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。

(5) ヘリコプターによる緊急輸送

孤立時に急病人が発生し、緊急な医療が必要となる等、緊急の輸送が必要な場合、町及び消防局は、県（危機管理局）にヘリコプターによる緊急輸送の要請、調整及び実施を依頼する。

4 情報孤立の解消

町は、孤立集落との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。

(1) 災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、町は、外部との通信を確保するためにあらかじめ配備した災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、同報系防災行政無線等）を用いて、孤立している集落と連絡をとるものとする。

(2) 集落にあらかじめ災害に強い情報通信設備が配備されていない場合、町は当該地域の住民と協力して衛星携帯電話等の確保・配備により、情報の孤立の解消に努める。

第18節 救出計画

1 目的

この計画は、災害により被害を受けた住民等の救出について、町、県、警察、消防、その他防災関係機関の協力のもと、迅速かつ的確に実施し、住民の生命、身体及び財産を早期に保護することを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

3 活動内容

各実施機関の主な活動内容は次のとおりである。

(1) 町

町は、消防団を動員し、次の活動を行う。

ア 情報収集伝達活動

イ 火災防御活動

ウ 救助活動

エ 水防活動

オ 住民の避難誘導

(2) 西部広域行政管理組合消防局

西部広域行政管理組合消防局は、人員、装備を動員し、次の活動を行う。

ア 情報収集伝達活動

- イ 火災防御活動
- ウ 救助活動
- エ 救急活動
- オ 水防活動
- カ 住民の避難誘導

(3) 自主防災組織、事業所等地域の防災組織

自主防災組織及び事業所等地域の防災組織は、次により自主的に活動を行うものとする。

- ア 災害情報を収集し、地域住民や関係者への伝達を行う。
- イ 地域内の被害状況を調査し、被害の早期把握に努める。
- ウ 地域住民や関係者を、指定された避難所等の安全な場所へ誘導する。
- エ 保有資機材を活用し、被災者の救助活動を行う。
- オ 地域や事業所の被災状況、避難状況及び救助活動の状況等を町、消防局、警察等へ通報する。
- カ 活動を行うときは、可能な限り町、消防局、警察等の防災関係機関と連携を図る。

4 救出の方法

救出活動は、消防機関を主体にした救出班を編成し、救出に必要な車両その他の資器材を準備して、それぞれの状況に応じた救出作業を行う。

なお、救出に必要な機材等の状況は本章第10節「資機材の調達・受援計画」のとおりである。

5 関係機関等への要請

災害が甚大であり、又は特殊災害のため消防機関又は一般協力者の動員のみでは救出困難な事態の場合は、県、警察、隣接市町に次の事項を明示し協力を要請するとともに必要に応じ自衛隊の派遣（本章第13節「自衛隊災害派遣要請計画」）について知事に要請するものとする。

- (1) 協力日時
- (2) 集合場所
- (3) 協力人員
- (4) 搜索範囲
- (5) 搜索予定期間
- (6) 携行品
- (7) その他必要となる事項

6 災害現場における各機関の連携

災害現場においては、町、消防団、消防機関、警察等関係各機関が十分な連携を図り、協力して作業を実施する必要があるため、二次災害の防止に配慮のうえ、救出活動上必要な事項（相互の体制、活動区域及び活動内容）についての情報を相互確認のうえ被災者の救出にあたるものとする。

7 救出の期間

災害発生の日から3日以内を原則とする。ただし、災害の状況により、知事に申請し厚生労働大臣の承認を得て救出期間の延長をすることができる。

8 救出活動に伴う記録

救出活動を実施した場合、その要した費用等について災害救助法施行細則で定める資料編資料33により正確に記録するものとする。

## 第19節 医療（助産）救護計画

### 1 目的

この計画は、災害により、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、町、県その他関係機関が医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全確保を図ることを目的とする。

また、被災地の住民が、自らの健康の維持に努めるとともに、共助による応急手当等を行うことで、真に救護が必要な者に対する医療救護活動が十分に実施できる体制づくりを目指す。

### 2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合は本部長（町長）が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村、県又は鳥取県西部医師会等にこれの実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。

### 3 医療救護活動

- (1) 町は、あらかじめ指定した施設等（学校、地区公民館、その他の避難所、災害現場等）に救護所を設置し、町内医療機関又は鳥取県西部医師会に対し救護班の派遣要請を行うとともに、保健師を派遣する。
- (2) 町は、災害の程度により必要と認めたときは、県（医療救護対策支部）に対して救護班及び保健師の派遣等医療救護活動につき協力要請を行う。
- (3) 町は、救護所における初期治療では対応しきれない中等症患者及び重症患者を、後方医療機関へ搬送する。
- (4) 町は、医療救護活動等の調整を図るため、医療救護班等の派遣調整を担う組織へ参加するものとする。

### 4 医療救護班の概要

医療救護班の業務内容及び構成基準は、概ね次のとおりである。

#### (1) 医療救護班の業務内容

- ア 診療（分娩の介助及び分娩前後の処置を含む）
- イ 処置、手術、その他の治療及び施術
- ウ 薬剤、又は治療材料の支給
- エ 看護
- オ 後方医療機関への患者の収容

#### (2) 医療救護班の構成基準

- ア 医師 1人
- イ 看護師 2人
- ウ 薬剤師 1人
- エ 業務調整員 1人

#### (3) 薬剤師会による薬剤師の派遣

救護班等に薬剤師が不足する場合には薬剤師会所属薬剤師の派遣を受けることとする。

### 5 医療機関、薬剤等の現況

町内の医療機関は、資料編資料34のとおりである。

また、医療、助産に必要な医薬品等の現況は、資料編資料35のとおりである。

### 6 救護活動に伴う記録

救護活動を実施した場合は、災害救助法に定める資料編資料36により正確な記録を行うものとする。

## 第20節 傷病者の搬送計画

### 1 目的

この計画は、災害発生時の傷病者の搬送及びその調整等について定めることを目的とする。

### 2 実施責任者

傷病者等の後方医療機関（救急指定病院等）への搬送は、消防局が実施するが、消防局の救急車が確保できない場合は、町及び救護班等で確保した車両等により、搬送するものとする。

## 第21節 搜索、遺体の処理及び埋葬計画

### 1 目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の搜索、遺体の処理及び埋葬の実施を円滑に行うことを目的とする。

### 2 行方不明者及び遺体の搜索

#### (1) 実施機関

災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合は本部長（町長）が行う。

ア 行方不明者の搜索は町が主体となって行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資器材の応援を要請する。

イ 遺体の搜索は、警察・消防機関等の協力を得て搜索班を編成し搜索に当たるものとするが、被災の程度、搜索の状況により地域住民の応援を得るものとする。

#### (2) 実施の方法

実施の方法及び実施基準等については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて行う。

ア 搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。

イ 初動時においては、救急救助活動と重複した活動となることが予想されるため、相互に連携を図りながら活動する。

#### (3) 応援の要請

町の搜索のみでは搜索の実施が困難であり、かつ隣接市町の応援を必要とする場合、又は遺体が流失等により他市町に漂着していると考えられる場合は、次の事項を明示し、県及び関係市町に対し、搜索の応援を要請する。

##### ア 町内での搜索

(ア) 応援のための人員及び必要資材並びに集合、集積場所

(イ) 搜索予定地域

(ウ) 応援を要する時間

(エ) その他必要な事項

##### イ 他市町での搜索

(ア) 遺体が埋没又は漂着していると予想される場所

(イ) 遺体数及び氏名・性別・年齢・容ぼう・特徴・着衣等

(ウ) その他必要な事項

### 3 遺体の処理

#### (1) 実施機関

遺体の処理は町長が行う。なお、災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部又は一部を要請することができる。

遺体の処理は、捜索班が実施することを原則とするが、必要に応じて町内の医師・住民等の協力を求めて実施する。

(2) 遺体の処理の内容

災害の際に死亡した者について、社会混乱期により、遺体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存又は検案を行うことができない場合に、応急救助としてこれらの処置を実施するものとする。

(3) 遺体の届出

遺体を発見した者は、直ちに本部長（町長）に届け出るものとする。届出を受けた本部長（町長）は、直ちに警察署に届け出るものとする。

(4) 遺体の処理を行う場合

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

町は、遺体の識別等のための処置として遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

イ 遺体安置所の確保

町は、遺体の検案についてはあらかじめ遺体安置所を定めるなどにより、医療救護施設における医療救護活動が阻害されないよう対策を講じる。遺体安置にあたって納棺用の棺、納棺時の供花、ドライアイス等が不足する場合は、県災害対策本部を通じて調達を図る。

ウ 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の期間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日の間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて、埋葬等の処理をするまで保存する。

エ 検視

遺体の検視及び身元不明遺体の確認については、警察機関が町及び県と連携して実施する。

オ 検案

遺体については、県あるいは町の救護班又は一般開業医の医学的検査を受け死因その他について明らかにする。

カ 遺体の引渡し

遺体の身元が判明した場合は、原則として遺族、親族等に連絡のうえ検案後引渡しするものとする。

キ 変死体あるいはその疑いがある場合にあっては、琴浦大山警察署による遺体検視後処理を行うものとする。

ク 災害救助法適用地域の遺体が、同法の適用されない地域に漂着した場合の遺体の処理

本町に災害救助法が適用されていない状況で、同法適用地域より遺体が漂着したときは、同法適用地域が社会的混乱のため遺体の引取りができない場合に限り、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 遺体の身元が判明している場合

a 町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

b 遺体は、漂着地の市町村（本町）において処理されるものとし、その費用については、災害救助法第35条の規定により求償を受けるものとする。

(イ) 遺体の身元が判明していない場合

a 遺体の身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、(ア)と同様に取り扱うものとする。

b 遺体の身元が判明せず、かつ、被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、本部長（町長）が行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理するものとする。

#### 4 応急的な埋葬

##### (1) 実施機関

遺体の埋葬は原則として町長が行う。なお、災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部又は一部を要請することができる。

##### (2) 応急埋葬を行う場合

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

- ア 災害の混乱時に死亡した場合（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）
- イ 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合
  - (ア) 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であること。
  - (イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。
  - (ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないこと。
  - (エ) 埋葬すべき遺族がいなかったり、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

##### (3) 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（町長）が、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。埋葬は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を家族に引渡すこととする。なお埋葬にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ア 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
  - イ 身元不明の遺体については警察機関と連絡し、その調査に当たるとともに、遺体の取扱いについては遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。
  - ウ 棺の調達
    - (ア) 町は、葬祭業者等から棺の調達を行うものとするが、不足する場合には、県に対して県葬祭業協同組合との協定に基づく棺の調達を要請する。
    - (イ) 棺の輸送にあたっては、事情の許す限り当該物資調達先に依頼するものとするが、依頼できないときは、本章第22節「緊急輸送計画」に定めるところにより輸送する。
  - エ 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しないものの埋葬は「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理する。
- ##### (4) 緊急火葬支援体制
- ア 町長は、遺体多数等のため西部広域行政管理組合の火葬場のみで対応できないときは、知事に連絡し他市町に応援を要請する。
  - イ 町長は遺体の搬送について、町のみで対応できないときは、知事の応援を要請する。
  - ウ 「緊急火葬支援体制」の連絡体制等は別図による。

#### 5 海上漂流遺体の捜索

遺体が海上に漂流している場合、又は漂流が予想される場合には県を通じ海上保安部・海上自衛隊等に捜索を要請するものとする。

#### 6 災害救助法が適用された場合の遺体の捜索、処理、埋葬の基準

##### (1) 遺体の捜索

###### ア 捜索を受ける者

行方不明の状態にあるもので、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

###### イ 捜索期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、この期間内に知事に必要最小限度の期間の延長を申請する。



ウ 費用

舟艇その他の搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費とし、その地域における通常の実費とする。

資料編資料37「鳥取県災害救助法施行細則（別表）」を参照のこと。

(2) 遺体の処理

ア 処理を行う場合

災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

イ 処理の方法

(7) 死体の処理は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

- a 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- b 死体の一時保存
- c 検案

(イ) 検案は、原則として救護班によって行うものとする。

ウ 処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

エ 遺体処理に要する費用の限度

遺体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

(7) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、資料編資料38のとおりとする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上についての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は、資料編資料38のとおりとする。（ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額）

(ウ) 検案が救護班によることができない場合は、その地域の慣行料金の額

(3) 遺体の埋葬

ア 遺体の埋葬を行うとき

埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。

イ 埋葬の方法

埋葬は、次に掲げる事項及び品目の範囲内において原則として現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

- (7) 棺（附属品を含む。）
- (イ) 埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む。）
- (ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内とする。

エ 費用の限度額

埋葬のため支出することができる費用は、資料編資料38のとおりとする。

7 遺体の埋葬等のための施設の状況

遺体の埋葬等に関わる施設及び業者の状況は、資料編資料39のとおりである。

8 埋葬及び死体処理の実施のともなう記録

遺体の埋葬及び遺体の処置を実施した場合は、災害救助法に定める資料編資料40により正確に記録するものとする。

## 第22節 緊急輸送計画

### 1 目的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

### 2 緊急輸送の実施

#### (1) 輸送の連絡調整

町は、自らの保有する手段のみでは輸送力が不足する場合、必要に応じ、各輸送機関・団体（鉄道、バス、トラック、航空機、船舶など）に、輸送の応援を求めるものとする。

### 3 輸送力の確保

輸送の方法は災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに災害時の交通施設の状況を総合的に勘案し、次のうち最も適当な輸送方法により実施する。

#### (1) 自動車による輸送

道路が交通不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

##### ア 町有のもの

(ア) 総務部事務局が稼働可能数の掌握、配車を行う。

(イ) 配車については、各部が自動車を必要とするとき、総務部事務局に要請を行う。

##### イ その他のもの

各部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務部事務局は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車の確保を図るものとする。なお、町の所有するもの及び借用可能自動車の状況は、資料編資料41のとおりである。

##### ウ 応援の要請

本部長（町長）は、本町内で自動車の確保が困難な場合又は輸送上他の市町村で自動車を確保することが効率的な場合は、当該市町村又は県に対し、次の事項を明示し応援を要請するものとする。

(ア) 輸送区間及び借上げ期間

(イ) 輸送人員又は輸送量

(ウ) 自動車の種類及び台数

(エ) 集合場所及び日時

(オ) その他必要な事項

#### (2) 鉄道による輸送

道路の被害により自動車輸送ができないとき、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合等で列車による輸送が適当であるときは、総務部事務局はJR西日本（株）の大山口駅、名和駅、御来屋駅、中山口駅、下市駅等に要請を行う。

#### (3) 航空機による輸送

災害のため陸路での輸送ができないとき、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合等で航空機による輸送が適当であるときは、総務部事務局は海上保安部等に要請を行う。

#### (4) 船舶による輸送

災害のため陸路での輸送ができないとき、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合等で船舶による輸送が適当であるときは、総務部事務局は海上保安部等に要請を行う。

#### (5) 人力による輸送

災害のため車両等機動力による輸送が不可能な場合は、労務者による人力輸送を行うものとする。労務者の確保は、本章第36節「労働力供給計画」によるものとする。

#### 4 緊急輸送について

災害規模の拡大に伴い、輸送を行う自動車の車両について、県公安委員会は通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急輸送を行う場合には、次の手続きにより琴浦大山警察署から資料編資料42の「緊急通行車両を証明する標章」及び資料編資料43の「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けるものとする。

##### (1) 明示事項

交付を受ける場合は、次の事項を明示した申請書を提出するものとする。

- ア 番号標に標示されている番号
- イ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）
- ウ 使用者住所、氏名
- エ 通行日時
- オ 通行経路（出発地、目的地）
- カ その他必要な事項

##### (2) 掲示箇所

緊急通行車両の使用者は、「緊急通行車両を証明する標章」を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに「緊急通行車両確認証明書」を携帯するものとする。

#### 5 輸送拠点の設置及び管理

(1) 町は、各施設の管理者と協力して、県外等からの物資の受入れ・保管のための輸送拠点（物資等の仮集積場）を設置する。

- ア 上流の拠点・・・県外等からの物資受入れ（港湾、漁港等）
- イ 下流の拠点・・・町配布前の物資仮置き（公有施設等）

##### (2) 輸送拠点の管理

町は、以下の点に留意して、輸送拠点を管理する。

- ア 輸送拠点において物資在庫管理等を行うため、物流専門家の配置を検討・要請
- イ 輸送の実施に当たって、輸送者は、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保・配備に留意
- ウ 物資の受入集配、対策本部との連絡調整、物資の在庫管理、警備等を担当する職員を確保

#### 6 輸送の原則

- (1) 人、物を提供する者が目的地まで届けることを原則とする。（困難な場合、輸送拠点を設置）
- (2) 自らの輸送力（自動車等）による輸送を原則とし、輸送力の確保が困難な場合は、応援を要請するものとする。
- (3) 輸送にあたっては、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保に努めるものとする。

#### 7 輸送実施に伴う記録

輸送を行った場合には、災害救助法に定める資料編資料44により正確に記録するものとする。

### 第23節 交通路線の確保計画

#### 1 目的

この計画は、災害発生時における応急対策等の実施により円滑な交通手段及び移送手段を確保することを目的とする。

#### 2 交通路線の確保

##### (1) 孤立集落の早期把握

災害の発生によりあらかじめ特定した孤立予想集落への道路が不通となる等、孤立が予想される場合、町は、当該集落への孤立状況を早期に確認・把握するとともに、代替道路等の確保に努める。

その他、孤立集落発生時の応急対策については、本章第17節「孤立発生時の応急対策計画」を参照。

(2) 災害等発生時の交通路線の確保

ア 実施責任者

災害により被災した交通施設は、それぞれ当該施設の管理者において、その重要度、緊急度及び公共性に応じ、関係機関の協力を求めて、迅速な応急措置を実施し、努めて交通の確保を図るものとする。

イ 緊急輸送道路等の情報収集及び連絡調整

(7) 町及び緊急輸送道路等の管理者は、道路管理パトロール実施要領に基づく「異常時パトロール」を速やかに実施し、管理する施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報を収集する。

(4) 町、緊急輸送道路等の管理者及び防災関係機関は、収集した情報を共有し、速やかに緊急輸送道路等の使用、交通規制、応急復旧等について連絡調整を行う。

(7) 町及び緊急輸送道路等の管理者は、速やかに管理する施設の応急復旧、代替路決定などを行う。

ウ 応急対策用資機材の確保

(7) 実施責任者は、手持ち、若しくは地元業者等を通じて確保を図るものとする。

(4) 災害の規模及び状況により、実施責任者相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じて確保するものとする。

(7) 業者の請負に付して工事を行うときは、支給材料を除き、すべて請負業者に確保させるものとする。

エ 町における措置

放置車両や立ち往生車両が発生している場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。また、国及び県から指示を受けた場合、その指示に従うものとする。

第24節 交通規制計画

1 目的

この計画は、交通の混乱の防止、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険箇所の通行による二次災害の防止を目的として公衆用道路の通行の禁止、制限等について定めることを目的とする。

2 規制の実施区分

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	県内又は隣接県若しくは近隣県に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるとき	緊急通行車両以外の車両以外の車	災害対策基本法第76条
公安委員会	同上	県内の道路に災害による道路の破損等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法第4条第1項
警察署長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1か月をこえないもの	同上	道路交通法第5条第1項

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
警察官	同上	災害発生等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法第46条第1項

### 3 災害時における交通規制

#### (1) 道路状況の提供

町は、必要に応じ、以下の事項に留意して、広域的な道路情報等について警察本部に情報提供する。

- ア 道路施設の被害状況
- イ 孤立集落の発生状況
- ウ 緊急時輸送道路等に基づく輸送経路の設定
- エ 中心市街地等における渋滞の発生

(2) 町は、道路等の状況について、関係機関に連絡し、情報を共有する。

## 第25節 ヘリコプターの活用計画

### 1 目的

この計画は、災害が発生した場合、消防防災ヘリコプターを有効に活用して被災状況調査、救援物資搬送等の災害応急対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 2 運航体制

消防防災ヘリコプターは、「鳥取県消防防災ヘリコプター運行管理要綱」及び「鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領」の定めるところにより運航する。

なお、消防防災ヘリコプターの主な活動内容は、次表のとおりである。

活動種別	内容	対応可能期間
情報収集活動	ヘリコプターテレビ電送システム等を活用し、被災地の状況等、災害情報の収集	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
救助活動	ホイスト装置等を活用し、地上部隊が接近困難な場所等での救助、救出	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊
救急活動	交通遠隔地からの患者搬送、高度医療機関への緊急搬送	消防防災・海上保安庁・自衛隊・ドクターヘリ
消火活動	消火バケツ等を活用した空中消火	消防防災・自衛隊
人員、物資輸送	医師、看護師、救助隊等の人員輸送及び飲料水、食料、医薬品等の救援物資輸送	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
その他	ヘリコプターの活用が有効な活動	

### 3 緊急運航の基準

消防防災ヘリコプターは、「公共性」、「緊急性」及び「非代替性」の要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 生活関連及び救援物資並びに人員等の搬送
- (3) 災害に関する情報等の伝達広報活動

- (4) その他、特に消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と運航管理責任者（県危機管理局消防防災航空室）が認める場合

#### 4 応援要請

町域に災害が発生した場合、本部長（町長）又は西部広域行政管理組合消防局長（以下この節において「本部長等」という。）は、県に対して消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請することができる。

##### (1) 応援要請の原則

本部長等は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。

- ア 災害が、町と隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 災害が町及び消防局の消防力等によっては、防御が著しく困難な場合
- ウ その他災害応急対策活動において、緊急性があり、かつ、消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合
- エ その他本部長等が特に必要と判断した場合

##### (2) 応援要請先

要請先	住所	電話番号	F A X 番号
県危機管理局消防防災航空室（消防防災航空センター）	鳥取市湖山町北4丁目344-2	0857-38-8119	0857-38-8127

##### (3) 受入体制

応援要請を行った場合、本部長等は県消防防災航空センターと緊密な連絡をとるとともに、本部長等の定める災害現場等の最高指揮者に消防防災ヘリコプターの運航指揮者と緊密な連絡をとらせるものとする。

また、本部長等は、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ その他必要な地上支援等

## 第26節 食糧供給計画

### 1 目的

この計画は、被害地における被災者及び災害応急対策従事者等のため炊き出し又は現物で給与し若しくは供給する食糧について、必要な食糧の確保とその確実な供給を期することを目的とする。

### 2 実施責任者

被災した住民への食糧の供給は、本部長（町長）が行う。ただし、町だけで対応できないときは町長は、他市町村又は県に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、炊き出し又は食品の供与については知事が行うが、権限を委任された場合にあっては本部長（町長）が行う。

また、発災直後から町の食糧供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄食糧による対応に努める。

### 3 備蓄食糧の供給

- (1) 町は、自ら備蓄する食糧を被災者に対し可能な限りニーズに応じて供給・配分するとともに町内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備するものとする。
- (2) 食糧の供給にあたっては、避難所以外の住民（在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意する。

#### 4 不足分に係る供給要請

町は、備蓄食糧だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

##### (1) 供給対象者数の確認

町は、町内の被災者数、避難所への避難者数等に関する情報を収集、把握し供給対象者数を概算する。

##### (2) 供給食糧の品目及び数量の決定

ア 町は、関係機関との連絡調整を行い、供給する食糧の品目及び必要数を決定する。

イ 供給する食糧は、弁当、おにぎり、米穀、パン（調理パン）、インスタント食品、レトルト食品、乾パンなどから、被災地の実情に応じ選定する。この際、粉ミルク及び離乳食（アレルギー対応食品を含む）、お粥等のやわらかい食品など、要配慮者用の食糧の供給に努める。

##### (3) 供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ決定するものとする。

##### (4) 供給食糧の調達

ア 町内販売業者等から必要な食糧の調達を行う。

イ アによっても必要量が得られない場合には、災害対策基本法第67条、第68条及び相互応援協定により県あるいは県内市町村に対して食糧の供給を依頼する。

(7) 町長は、西部総合事務所農林局を通じ、県に米穀等の必要数量を報告する。

(4) 町長は、通信等の途絶により県と連絡できない場合は、直接農林水産省生産局農産部貿易業務課に供給を要請するものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

生産局農産部貿易業務課の連絡先	TEL 03-6744-1354 / FAX 03-6744-1391
-----------------	-------------------------------------

##### (5) 一時集積（保管）場所の決定

供給物資の輸送先は、基本的には避難所とするが、避難所とは別に食糧の一時的な引受場所を設けて供給を実施することが効果的である場合には、当該一時集積場所をあらかじめ定め、関係機関に周知する。

#### 5 輸送

食糧の輸送は、事情の許す限り当該食糧を供給する者に依頼することとし、町は、輸送日時、輸送先、輸送経路や交通規制に係る情報、引受責任者を輸送実施者に対し連絡し、輸送の円滑な実施を図る。

##### (1) 引受要員の確保

町は、物資の輸送先に引受要員を配備する。町が配備できないときは、県に要員の確保を要請する。

##### (2) 集積場所の確保

町は、当該食糧の引受のためのスペースを確保する。

##### (3) 一時保管

当該食糧を、避難所等に対し即時供給する必要がない場合、又は中継のため一時保管しておく必要がある場合には、保管のための人員及び消費期限等を考慮しつつ保管するものとする。

##### (4) 他の輸送物資との関係

必要な物資を効率的な輸送するために、食糧と他の生活関連物資等と併せて輸送することが適当な場合は、合送を依頼するものとする。

#### 6 配分、炊き出し

##### (1) 配分に係る体制の配置

町は、避難所等におけるそれぞれの配分責任者をあらかじめ定めておくなど町内（集積場所

及び一時保管場所から避難所など)の配分体制を整備する。

(2) 炊き出し要員の確保

町は、炊き出しを実施する場合には、福祉保健対策部厚生班員、文教対策部学校教育班員のほか、自主防災組織、ボランティアや日赤等の支援を考慮して当該炊き出しのための人員を確保する。

(3) 配分、炊き出し等の住民等への周知

町は、食糧の配分や炊き出しを実施する場合には、あらかじめ対象住民に対して周知する。

(4) 要配慮者への優先配分

配分にあたっては、要配慮者に対し、当該食糧が行き渡らないことがないよう特に留意するものとする。

(5) 自衛隊への支援要請

町は、必要に応じて、自衛隊への炊き出し支援を要請する。この場合、本章第13節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによるものとする。

(6) 炊き出し施設

町内における各地域の炊き出し可能施設は、資料編資料45のとおりである。

(7) 炊き出し等の実施に伴う記録

炊き出し等を実施した場合、その状況を資料編資料46により正確に記録するものとする。

7 供給食糧の衛生管理等

町は、供給食糧について、衛生状態に充分留意して管理するものとする。

8 災害救助法が適用された場合における食糧の給与

(1) 給与を受ける者

炊き出しその他による食品の給与は、避難所に收容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者(以下「被災者」という。)に対して行う。

(2) 実施期間の基準

災害発生の日から7日以内とする。被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 費用の種別及び内容の基準

- ア 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。
- イ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、資料編資料47のとおりとする。

## 第27節 生活関連物資供給計画

1 目的

この計画は、被災者に対し供給する被服、寝具その他生活関連物資(以下この節において「救助物資」という。)の確保に努めるとともに、これの適正な給与又は貸与を実施することを目的とする。

2 実施責任者

救助物資の給与又は貸与は、本部長(町長)が行う。ただし、町だけで対応できないときは、町長は、他市町村又は県にこれの実施又は救助物資の応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、権限を委任された場合にあっては本部長(町長)が行う。

また、災害発生直後から救助物資の供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対



応に努める。

### 3 備蓄物資の供出

- (1) 町は、自ら備蓄する救助物資を被災者に対し供給・配分するとともに 町内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備するものとする。
- (2) 救助物資の供給・配分にあたっては、避難所以外の住民（在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意する。

### 4 不足分に係る供給要請、調達

町は、備蓄物資だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

#### (1) 供給対象者数の確認

町は、町内の被災者数、避難所への避難者数等に関する情報を収集、把握し供給対象者数を概算する。

#### (2) 救助物資の品目及び数量の決定

町は、関係機関との連絡調整を行い、供給する被服・寝具・その他生活関連物資の品目及び必要数を決定する。

#### (3) 供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ決定するものとする。

#### (4) 調達先の決定

ア 町内販売業者等から必要な物資の調達を行う。

イ アによっても必要量が得られない場合には、災害対策基本法第67条、第68条及び相互応援協定により県あるいは県内市町村に対して救助物資の供給を依頼する。

### 5 輸送

救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資を供給する者に依頼することとし、町は、輸送日時、輸送先、輸送経路や交通規制に係る情報、引受責任者を輸送実施者に対し連絡し、輸送の円滑な実施を図る。

#### (1) 集積場所の確保

町は、救助物資の引受のためにあらかじめ定めた集積場所を確保する。

#### (2) 引受要員の確保

町は、物資の輸送先に引受要員を配備する。町が配備できないときは、県に要員の確保を要請する。

#### (3) 他の輸送物資との関係

必要な物資を効率的に輸送するために、食糧と他の生活関連物資等と併せて輸送することが適当な場合は、合送を依頼するものとする。

### 6 保管

(1) 当該物資を、避難所等に対し即時供給する必要がない場合、又は中継のため必要がある場合には、一時保管するものとする。

(2) 町長は、救助物資の引継ぎを受け配分するまでの間は、保管場所の選定、警備等十分な配慮をするものとする。

(3) 被災者に対して配分した後の残余救助物資についても前記(1)、(2)と同様とし、県の指示によって処置するものとする。

### 7 緊急調査及び監視

町は、災害時の便乗値上げ等の価格高騰を防止するため、町内商工会等の協力を得て、呼びかけを行う。

## 8 確保及び配分のための必要事項の記録

確保及び配分の状況を把握するため、資料編資料48に定める帳簿を整理し正確に記入し保管しておくものとする。

## 9 災害救助法が適用された場合における救助物資の供給の実施基準

### (1) 給与を受ける者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

### (2) 救助物資給貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事な厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとする。

### (3) 品目

被服、寝具その他生活関連物資の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

### (4) 基準額

救援物資は、資料編資料49に定める基準額の範囲内において、世帯単位で現物により給付する。

## 第28節 給水計画

### 1 目的

この計画は、災害のため飲料水等が枯渇し、又は汚染されて現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、関係機関の協力のもとに飲料水等の供給を図ることを目的とする。

### 2 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、本部長(町長)が行う。ただし、町だけで対応できないときは、町長は、他市町村又は県にこれの実施又は要員、給水資器材の応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、知事が行うが、権限を委任された場合にあっては本部長(町長)が行う。

また、災害発生直後から飲料水等の供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対応に努める。

### 3 飲料水の確保、調達及び配分の措置

#### (1) 飲料水の確保

町は、概ね次の方法により飲料水を供給し、又は確保するものとする。

ただし、一時的な断水や給水制限があった場合を除いては、長期的かつ大量の飲料水の供給が必要となり、自己調達のみでは対応が困難であることが予想されるため、早急に応援要請の是非を検討し、応援要請から応援実施までに要する時間を勘案のうえ、必要に応じて早期に応援要請を行うものとする。

- ア 備蓄倉庫等に備蓄している飲料水を速やかに供給する。
- イ 災害用給水袋を配布する。(調達品)
- ウ 被災地に近い水源地から給水車又は給水タンク等により運搬供給する。
- エ 災害対応自動販売機を設置している場合は、災害時モードに切り替え、飲料水を無償提

供する。

オ 住民に対して節水の励行を呼びかける。

(2) 不足分に係る供給要請

町内で飲料水の供給が困難な場合には、災害対策基本法第67条、第68条及び「災害時の相互応援に関する協定書」及び「災害時における水道及び工業用水道の応急対策事務等に関する基本協定書」に基づき県又は隣接市町等に対して次の事項を明示し、応援要請を行うものとする。

「災害時の相互応援に関する協定書」及び「災害時における水道及び工業用水道の応急対策事務等に関する基本協定書」に基づく応援要請の手続等は、協定に定めるところによるものとする。

ア 給水対象地区、人口

イ 1日の必要量

ウ 水源の要請

(ア) 水源からの給水、運搬について

(イ) 取水日時及び機関

エ 給水機材の要請

(ア) 品目別必要数量

(イ) 必要とする日時及び時間

(ウ) 機材の運搬について

(エ) 集積場所

オ 給水全般に対する要請

(ア) 給水日時

(イ) 給水場所

(ウ) 地区の給水受入体制について

(エ) その他

カ その他必要な事項

(3) 給水用資機材の調達及び技術者の確保

ア 交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておくものとする。

イ 給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

(4) 給水実施に伴う記録

給水を実施した場合、災害救助法に基づく資料編資料50により正確に記録するものとする。

(5) 給水施設の現況

本町における給水施設の現況は、次のとおりである。

区分	施設の名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
上水道	大山町上水道	赤坂、石井垣、上市、岡、栄田、塩津、下市の一部、下甲の一部、住吉、退休寺の一部、高橋の一部、田中、潮音寺、束積、殿河内の一部、長野、羽田井の一部、樋口、松河原の一部、御崎、八重、稲光、上野、神原、清原、国信、荘田、上万、末長末吉、唐王、所子、富岡、中高、長田、平、平木、平田、福尾、坊領、宮内、妻木、保田、安原、飯戸、大山、佐摩、豊房の一部、赤松の一部、前、今在家、押平、加茂の一部、高田の一部、大塚、古御堂の一部、茶畑、富長、名和、御来屋、門前の一部、小竹の一部、西坪、東坪の一部、倉谷の一部、豊成の一部	人 14,855	m <sup>3</sup> 9,330

(6) 応急給水用資器材の保有状況

本町における応急給水用資器材の保有状況は、資料編資料5 1のとおりである。

(7) 留意点等

ア 飲料水が汚染されたと認められるときは、浄水装置等により浄水して供給する。

イ 飲料水に防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、消毒剤等により適切に処理する。

ウ 住民に対して節水の励行を呼びかける。

エ 県及びその他関係機関と連携し、上水道の早期復旧を図る。詳細については本章第4 9節「水道施設応急対策計画」に定めるところによるものとする。

オ 水の供給は、可能な限り、要配慮者、避難所、医療施設、福祉施設、給食施設等緊急性の高いところから優先して供給するものとする。

カ 飲料水の供給にあたっては、避難所以外の住民についても留意する。

キ 給水は県、保健所等の指示に基づき消防機関、自治会長等の協力を求めて上下水道対策部上下水道班が実施する。

4 その他の水の供給

飲料に供しない水の供給については、その用途に応じ、飲料水の供給方法の準用・井戸水、河川、湖沼の水の利用等により行う。(用途の例) 医療、清拭、洗顔、洗濯、トイレ排水等

5 広報

給水を実施する場合には、町、県及びその他関係機関で連携して給水場所及び時間等について広報を実施する。

第29節 トイレ対策計画

1 目的

この計画は、災害発生時における被災者のトイレ確保について定めることを目的とする。

(1) 仮設トイレの設置、維持

(2) 携帯トイレの配付

(3) 既存トイレの復旧、維持

※以下、本節において、次のとおり記載する。

仮設トイレ：設置工事を伴うトイレ（又は比較的大型な可搬式のトイレ）で、バキュームカーによるくみ取りの必要があるもの。【例：イベント用レンタルトイレ等】

マンホールトイレ：防災拠点及び避難所周辺に設置するマンホール一体型のトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要がないもの。

携帯トイレ：小型の据え置きトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要がないもの。

【例：医療用ポータブルトイレ】

又は、携帯可能な蓄便袋の類【例：カー用品の蓄便袋】

既存トイレ：災害発生前から住居、公共用施設等に設置されているトイレ設備。

2 実施責任者

被災地のし尿の収集及び処理並びに携帯トイレの調達及び配付は町が実施するものとする。また、仮設トイレ及びマンホールトイレの設置は、県が保有するものは県が行い、それ以外のものについては町が行う。町が実施する業務について、町のみで処理することが困難な場合は、県又は県内外の市町村に応援を要請するものとする。

3 トイレ対策の留意点

トイレ対策の実施責任者は、次の点に留意して対策を講じるものとする。

(1) 迅速な初動対応

トイレの確保は、被災直後から直ちに必要となるため、被災状況等を見極め、早急に応急対策を行うものとする。

(2) 対応窓口の一本化

トイレの対策は多岐にわたり、状況に応じてとるべき対応が異なる。

また、複数の手段を複合的に行うため、対策の総合調整を行う窓口を上下水道対策部上下水道班に設けるものとする。

(3) 予見に基づく準備

物資の調達や、応援の要請を行う場合、相当の日数を要する可能性があるため、今後必要となる措置をあらかじめ想定し、早期にその対策を講ずるものとする。

特に仮設トイレや携帯トイレについては、風水害等による浸水予測や津波の被害想定（震災対策編第1章第4節「被害想定」）等を踏まえた必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。その際、避難所に避難する者以外の被災者が必要とするトイレの数量についても勘案する必要がある。

また、計画的にし尿収集が実施できるよう、現地の状況や処理場の処理能力等を十分に把握し、必要となる応援要請を早期に講ずるものとする。

(4) 複数手段の活用

特に初動段階では、物資等が不足して十分な対応をとることが困難である。

隙間のない対策を行うため、複数の手段を補完的に使い、その効果を高めるものとする。

(5) 既存トイレの早期復旧

使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとする。（水引き後間もなくのくみ取り収集等）

(6) 利用者への配慮

非常時ではあるが、できる限り利用者のプライバシーを尊重した対策に努めるものとする。

ア 男女別のトイレの確保及び設置

イ 高齢者・障がい者などの要配慮者への対応や、雨天時あるいは夜間に安心して利用できる周辺整備等にもできる限り配慮

4 応援を求める手続き

(1) し尿処理の応援

町がし尿処理の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

ア 処理が所要な地域

イ 期間

ウ 応援を求める人員、機材

エ 応援を求める業務の範囲

オ その他参考事項

(2) 仮設トイレ、携帯トイレ調達の応援

ア 町が仮設トイレ設置の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

(ア) 設置予定地域

(イ) 設置予定期間

(ウ) 必要な台数又は使用する人数

(エ) その他参考事項

イ 町が携帯トイレ調達の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

(ア) 配付予定地域

(イ) 配付予定期間

(ウ) 必要な個数又は必要する人数

(エ) その他参考事項

## 5 し尿処理の実施方法

### (1) 実施組織

町は、し尿の処理を要する地域、数量等に応じ、民間処理業者への委託又は雇い上げ等により、し尿処理班を編成するものとする。

### (2) 収集及び処理の方法

ア し尿の処理は、原則としてし尿処理場で行うものとする。町に関係するし尿処理場の状況は、資料編資料52のとおりである。

イ し尿処理場が機能しないとき等、やむを得ない場合は、町は環境衛生上支障のない方法でし尿処理を行うものとする。

ウ 町は、前記イの場合に備えて、下水道管理者等の関係者と協議のうえ、これらの処理方法、予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

エ 町は、水道や下水道の被害状況、避難所の開設状況、仮設トイレ及びマンホールトイレの設置状況等を把握し、できる限り効率的かつ衛生的な収集及び処理を行う。

## 6 仮設トイレの設置及び維持管理の方法

仮設トイレの設置にあたっては、避難所の規模、立地条件、上水道等の環境に対する影響等を勘案のうえ、被災地のニーズに応じて設置場所を定めるものとする。

また、し尿収集等、設置後の維持管理に支障が生じない場所を選定するものとする。

設置後の簡易な清掃等の日常的な維持管理については、できる限り避難所の生活者が自ら行い、円滑なトイレの使用ができるよう、協力を求めるものとする。

### (1) 町が行う応急対応

ア 町は、避難所開設等に伴う仮設トイレの設置を、避難所の立地条件等を考慮して行うものとする。

イ 町は、仮設トイレを地下水等が汚染しないような場所を選定して設計し、閉鎖に当たっては消毒実施後に埋没するものとする。

ウ 町は、被災地のニーズに応じ仮設トイレを借り上げ、避難所に配置する。

エ 町は、仮設トイレに必要な消耗品の配布を行う。

オ 町は、平素から仮設トイレの借り上げルートを確保しておくものとする。

### (2) 設置の基準

ア 町は、避難所の生活者数、ライフラインの支障の程度、下水道普及等に応じた仮設トイレの必要数量を平素から定め、把握しておくものとする。

イ 仮設トイレの設置の必要が生じた場合、町は、アで定めた必要数量をもとに、仮設トイレの設置計画を決定する。

## 7 携帯トイレの配付及び調達の方法

(1) 被災の状況に応じ、避難所等において携帯トイレの配布を行うものとする。

(2) 被災の状況に応じ、既存トイレが使用不能な住民に対しても携帯トイレの配布を行うものとする。

(3) 町は、携帯トイレに必要な消耗品の配布を行う。

(4) 町は、必要に応じて避難所以外のトイレが使用できない被災者への蓄便袋等を配布する。

(5) 町は、平素から携帯トイレの備蓄を行うとともに、非常時の調達ルートを確保しておくものとする。

(6) 収集した蓄便袋等については、町の分別の区分に従い、町が処理する。

## 第30節 障害物の除去計画

### 1 目的

この計画は、津波、山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれたがれき、土石、竹木及び被災工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに被災者の保護と生活の安全を図ることを目的とする。

### 2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合は本部長（町長）が行う。

- (1) 道路上又は河川上の障害物の除去は、当該道路又は河川の維持管理者がそれぞれ実施するものとする。
- (2) 港湾（漁港）施設に漂流した障害物の除去については、漁港（漁港）施設の管理者が実施するものとする。
- (3) 上記(1)又は(2)以外の場合で、災害によって住居等に運び込まれた障害物の除去は、町が行う。
- (4) 町は、町のみで処理することが困難な場合は、県又は被災地外の市町村にこれの実施又は必要な要員、資器材の応援を求めるものとする。

（参考：廃棄物別の整理表）

廃棄物の種類	処理実施者	備考
生活ごみ	町	・一般的な可燃ごみ、不燃ごみ 等
災害廃棄物	町	・損壊家屋、損壊家具 等
災害廃棄物（土砂等）	町	・家屋等に流入した土砂等
し尿	町	・便槽に蓄積したし尿等
道路、河川の障害物	道路管理者 河川管理者	・道路上に転落した岩石等
港湾施設内の漂流 障害物	港湾施設管理者 漁港施設管理者	・港湾施設内の巨大な流木等 ※港湾施設内に漂着したビニール袋等の非 障害物については、本節により処理

### 3 障害物除去の対象

#### (1) 対象者

- ア 障害物のため当面の日常生活を営むことができない状態であること。
- イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができない者。
- ウ 半壊または床上浸水した住家。
- エ 原則として、当該災害によって住宅が直接被害を受けた者に限る。

なお、対象となる住宅の選定は、本部長が民生児童委員、その他関係者の意見を聞き決定する。（災害救助法が適用され、知事から権限の委任がない場合は調査書を知事あてに提出し、その決定による）

#### (2) 対象物

- ア 日常生活に欠くことができない場所に運び込まれた障害物の除去に限られる。
- イ 汚物の概念にはいるものは、一般的には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定によって除去されるべきであるが、当該汚物が生活上著しく障害になっている場合には、この計画による除去を行うものとする。

#### 4 障害物の除去

##### (1) 実施組織

町は、廃棄物の収集等を行うため土木対策部土木班を編成する。なお、廃棄物の収集等に当たっては、ボランティア等の派遣を考慮すること。

##### (2) 応援を求める手続き

町が県等に障害物除去の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

ア 清掃所要地域

イ 清掃期間

ウ 応援を求める人員、機材

エ 応援を求める業務の範囲

オ その他参考事項

##### (3) 障害物の除去

ア 町は比較的小規模なものについては、土木対策部において処理し、大規模なものについては、消防機関、警察官、海上保安官及び建設業者等の協力を得ながら、速やかに障害物の除去を実施するものとする。

イ 町は、応急対策を行ううえで支障となる被災車両の撤去、移動等について、必要に応じて「災害時における被災車両の撤去等に関する協定」に基づき、日本自動車連盟（JAF）中国本部鳥取支部、山陰ELVリサイクル協議会に支援を要請し、町、県、警察及び道路管理者が連携して実施する。

ウ 町は、港湾（漁港）区域内の漂流障害物であって船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるものについては、境海上保安部、中国地方整備局（港湾空港部又は境港湾・空港整備事務所）と連携を密にし除却する。

エ 除去は原状回復でなく応急的な除去に限る。

オ 道路上又は河川にある障害物については、当該道路又は河川の維持管理者がそれぞれ除去するものとする。

#### 5 除去に必要な機械器具の確保

障害物除去に必要なロープ、スコップ、その他機械器具について、常に必要数量は確保しておくものとする。

#### 6 除去した障害物の集積場所等

(1) 障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、概ね次の場所に集積廃棄又は保管するものとする。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他適当な場所

イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

なお、工作物等を保管したときは、保管を始めた日から15日間その工作物保管場所等を公示する。

ウ 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所

エ 広域避難地として指定された場所以外の場所

(2) 実施者は、集積後に別途処分場への搬入を必要とするものはあらかじめ分別しておく等、当該障害物の最終的な処分方法をできる限り考慮するものとする。

#### 7 障害物の売却及び処分方針

保管した工作物が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、あるいはその保管に不相当な費用又



は手数を要するときは、その工作物を売却し代金を保管するものとする。

売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。

## 8 障害物除去の期間

障害物除去の期間は災害発生の日から10日以内を原則とする。

なお、災害救助法が適用され、この期間内に実施することが困難な場合にはこの期間内に知事あてに期間の延長を申請し、公正労働大臣の承認を得る。

## 9 障害物除去にともなう記録

障害物の除去を行った場合は、災害救助法に定める資料編資料53により正確に記録するものとする。

## 10 生活ごみの処理

(1) ごみの処理は、可燃物、不燃物に区分し、可燃物については原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合はその他の環境衛生上支障にない方法で行うものとする。

町に関係するごみ焼却場は、資料編資料52のとおりである。

(2) 自らの処理能力を超える状況となったときは、県内又は県外の市町村等の応援機関に対し、ごみ処理場への搬送及び処理を依頼する。

(参考：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令)

野外での廃棄物の焼却は原則として禁じられているが、震災、風水害等の災害の予防、応急対策、復旧に必要な最低限の焼却は例外。

## 11 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、前記10及び災害廃棄物対策指針（平成26年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）「第2編 災害廃棄物対策 第2章 災害応急対応 2-6 災害廃棄物処理」を踏まえて実施する。

(参考) 災害廃棄物対策指針（項目抜粋）

第1編 総則 第3章 基本的事項 (4) 対象とする業務と災害廃棄物

### ○ 対象とする災害廃棄物

#### ①地震や津波等の災害によって発生する廃棄物

木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物、津波堆積物、廃家電、廃自動車等、廃船舶、有害廃棄物、その他、適正処理が困難な廃棄物

#### ②被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

生活ごみ、避難所ごみ、し尿

第2編 災害廃棄物対策 第2章 災害応急対応 2-6 災害廃棄物処理

(2) 発生量・処理可能量・処理見込み量

(3) 処理スケジュール

(4) 処理フロー

(5) 収集運搬

(6) 仮置場

(8) 損壊家屋等の解体・撤去

(9) 分別・処理・再資源化

(10) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

(11) 津波堆積物

(13) 災害廃棄物処理事業の進捗管理

## 第3 1 節 防疫計画

### 1 目的

この計画は、災害時にあっては生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等の悪条件が重なり感染症の流行が考えられるため、これを未然に防止するとともに食品衛生、家畜防疫に関し必要な対策を講ずることを目的とする。

### 2 一般防疫

#### (1) 実施責任者

ア 災害時における防疫は、本部長（町長）が実施する。ただし、町が実施できないか、又は実施しても不十分であると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）又は予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき必要な措置は知事が行う。

イ 町の被害が甚大で当該町のみで防疫を実施できない場合は、他市町村又は県（西部総合事務所福祉保健局（米子保健所））にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請することにより実施するものとする。

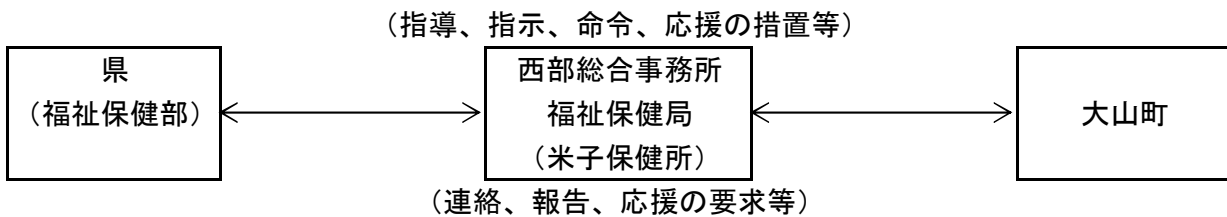
#### (2) 防疫措置の実施体制

災害対策本部未設置の場合にあっては、町防疫対策本部を設置し、これに次の各係を設けるものとする。なお、災害対策本部が設けられた場合は、これを本部に吸収するものとするが、この場合にあっては未設置の場合に準じて実施する。

- ア 総務記録係
- イ 情報連絡係
- ウ 資材係
- エ 消毒係
- オ 給水清掃係（検水調査）
- カ 検病調査係

（備考）係の編成にあたっては、業務の重複を避けるため適宜兼務とすることができる。

#### 対策系統図



#### (3) 防疫業務

##### ア 物件に係る防疫措置

知事の指示に基づき、被災地地域及びその周辺の地域について物件に係る防疫措置の方法を実施する。この場合、溝きよ、公園等の公共の場所を中心として感染症予防のための衛生的処理を実施するものとし、被災家屋及びその周辺は住民等において実施するものとする。実施要領は、感染症法施行規則第16条に定めるところにより実施する。

##### イ 避難所の防疫指導

多数の者が避難した避難所は、衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となることが多いため、次の事項に重点をおいて防疫活動を実施するものとする。

- (ア) 感染症等発生状況調査
- (イ) 物件に係る措置の方法、消毒の実施
- (ウ) 集団給食の衛生管理

(エ) 飲料水の管理

(オ) その他施設内の衛生管理

ウ 患者等に対する措置

(ア) 被災地において、感染症患者又は病原体保有者の発生が予測されるため、県と連携し県内の感染症指定医療機関等の確保と患者又は保菌者の搬送体制の確立を図り、県が行う入院の勧告又は措置が速やかに実施できるようにする。

(イ) 交通途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることができないとき又は困難なときは、県と連携し臨時の医療施設を設けて入院させるものとする。

(ウ) やむを得ない理由により医療機関に入院させることができない患者に対しては、自宅治療とし、排泄物等の衛生処理について厳重に指導し、必要に応じて治療を行うものとする。

エ 消毒方法

(ア) 知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとし、実施要領は感染症予防法施行規則第14条に定めるところによるものとする。

(イ) 消毒の実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い、使用便利のよい場所に配置する。

オ ねずみ族、昆虫等の駆除

(ア) 県の定めた地域内で県の命令に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとし、その実施要領は感染症法施行規則第15条に定めるところによるものとする。

(イ) ねずみ族、昆虫等の駆除の実施にあたっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図る。

カ 生活の用に供される水の供給

県は防疫上必要があると認める場合には、特定被災地について期間を定めて生活の用に供される水の使用停止の指示を行うが、この場合においてはその期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

キ 防疫用薬剤及び器具の確保

消毒剤、薬剤散布用機材の保有状況及び調達先は、資料編資料54のとおりである。

3 食品衛生対策

(1) 指導方法

災害に際しての食中毒の発生を防止するため、県から派遣される食品衛生監視員等と協力し、その指導にあたる。主な指導事項は次のとおりである。

ア 避難所に対するもの

(ア) 手洗の励行、食器の消毒など一般的注意事項の喚起

(イ) 被災者の手持食品、見舞食品について衛生指導

イ 炊き出し施設に対するもの

(ア) 給食用施設の点検

(イ) 給食に用いる原材料、食品の検査

ウ 営業施設に対するもの

被災地における営業施設全般の実状を的確に把握するとともに、在庫食品の検査、製造施設の点検等を厳重に行い、不良食品の供給を防止する。

また、浸水、倒壊、焼失など直接被災した営業施設の再開については、食品衛生監視員の検査を受けた後開業するよう指導する。

(2) 業者団体の活用

災害の規模が大きく食品衛生監視員のみでは十分な監視活動が不可能な場合には、状況によ

り食品衛生協会の協力を求め、食品衛生監視員と緊密な連絡のもとに監視活動に当たるものとする。

(3) 避難所で食中毒が発生した場合の対応

ア 避難場所を管轄する保健所は、食中毒の原因等について調査する。

イ 食事を提供している施設が原因施設と判明したときは、当該製造者に対し、必要な期間、食事の提供を中止させる。この場合、食糧の調達のため県本部へその旨を通知するとともに、県内又は近県の他の業者に依頼し調達するか、それでも不足する場合は、自衛隊に応援要請する等の措置をとる。

ウ 食中毒調査が終了し、再発防止措置が取られた後、業務の再開が可能となった場合は、県本部へその旨を通知する。

4 家畜防疫

(1) 家畜の防疫

ア 災害発生に伴う家畜伝染病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、西部家畜保健衛生所に協力し検査、注射、薬浴又は投薬等の処置を行う。

イ 町は、患畜が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、通行しや断、殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努めるものとする。

第3 2 節 入浴支援計画

1 目的

この計画は、災害のため入浴施設を使用できなくなった被災者等のために、仮設入浴設備の供給など入浴設備を提供し、被災した住民の衛生確保を図ることを目的とする。

2 実施方法

(1) 実施機関

ア 町は、公衆浴場（使用可能な公衆浴場をいう。以下同じ。）に対する浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給を実施する。

イ 被害が甚大で町だけでは実施が困難な場合は、県（西部総合事務所）に入浴対策の支援を要請する。

(2) 実施の方法

町は以下の方法により、入浴支援を行う。

ア 自衛隊の災害派遣による入浴支援が可能であるため、必要に応じて県を通じて要請を求めるものとする。

イ 鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合との協定に基づく浴場の開放や、社会福祉協議会、観光協会等の業種団体による入浴支援に関するボランティアを派遣するものとする。

ウ 公衆浴場の浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給は、概ね次の方法によって行う。

(ア) 浴場用水を被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い取水可能な場所（温泉も含む。）から給水車等により運搬供給する。

(イ) 仮設入浴設備は、必要とする被災地に運搬供給する。

(ウ) 浴場用水が不足する場合は、給水車等を所有する機関に要請して給水を確保するとともに、町は被災地近傍の公衆浴場及び道路が利用可能な場合にあっては、当該公衆浴場へ避難住民の輸送を行い、入浴を支援する。

3 広報

公衆浴場の営業状況や仮設入浴設備の設置場所等については、町及び県、その他関係機関が連携して住民への広報を実施するものとする。

### 第33節 動物の管理計画

#### 1 目的

この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。

本節において、各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

##### (1) ペット

愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。

##### (2) 特定動物

ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。

#### 2 危険動物等の管理対策

##### (1) 特定動物の実態把握

町は、特定動物や危険な逸走動物による人の生命、身体又は財産を侵害を防止するため、県と協力のもと、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。

##### (2) 危険な動物の收容

被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。

##### (3) 收容施設の確保

西部総合事務所の犬管理所を使用するが、收容することができない場合は、県に仮設收容施設の設置を要請する。

#### 3 ペットの管理対策

##### (1) ペットの管理指導

町は、県と協力のもと、飼い主に対しペットの健康管理、飼育方法等を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、町は飼い主を探すための広報活動を行うものとする。

##### (2) ペットの引き取り

被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、收容するものとする。收容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。

##### (3) 收容施設の確保

引き取ったペットは西部総合事務所の犬管理所を使用するが、收容能力を超える場合は、県に仮設收容施設の設置を要請する。

##### (4) 避難に伴うペット対策

避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次により行う。

ア 町は、当該避難所へのペット飼育場所の確保及び受入体制を整備に努める。

イ 飼い主との同行避難が困難なペットが多数生じる場合には、県が整備する仮設收容施設を案内する。

ウ 町は、県、取扱い業者等からペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。

また、使用済みの衛生処理袋については、町において処理も行うものとする。

(5) その他

業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。（各々の業者自らが対応することを原則とする。）

### 第34節 民間団体との協力体制の推進計画

#### 1 目的

この計画は、災害時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、NPO及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図ることを目的とする。

#### 2 民間団体との協働

##### (1) 実施責任者

被災地における民間団体への協力要請は本部長（町長）が実施するものとする。ただし、町で要請を実施できない場合は、県に必要な措置を要請する。

##### (2) 対象団体

- ア 青年団
- イ 女性会
- ウ 自治会（集落）
- エ その他の民間団体

民間団体の現況等は、資料編資料55のとおりである。

##### (3) 協力要請等の順序

ア 町は、各種災害応急対策の実施について、民間団体の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間団体に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間団体に応援協力を求めるものとする。

イ 町は、各民間団体等に協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 作業内容
- (ウ) 従事場所及び就労予定時間
- (エ) 所要人員
- (オ) 集合場所
- (カ) 携行品等
- (キ) その他必要な事項

##### (4) 協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

- ア 被災者及び災害応急対策作業員等に対する炊き出し
- イ 被災幼児の託児、保育
- ウ 被災者救出
- エ 救援物資の輸送、被災者に対する配給
- オ 清掃、防疫活動の応援
- カ 避難所の応援
- キ その他応急対策に必要な事項

#### 3 民間企業との協働

##### (1) 実施責任者

被災地における民間企業への協力要請は県又は本部長（町長）が実施するものとする。

(2) 対象団体

- ア 県及び町との応援協定締結事業所
- イ その他、災害時に県、町の防災活動に協力可能な事業所

(3) 協力要請等の順序

- ア 町は、各種災害応急対策の実施について、民間企業の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間企業に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間企業に応援協力を求めるものとする。
- イ 町は、民間企業の協力を求めるときは、あらかじめ協定等で定めている場合を除き、次の事項を示して要請するものとする。
  - (ア) 応援を必要とする理由
  - (イ) 作業内容
  - (ウ) 従事場所及び就労予定時間
  - (エ) 所要人員
  - (オ) 集合場所
  - (カ) その他必要事項

(4) 協力活動の基準

- 災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。
- ア 初期消火や人命救出・救護活動
  - イ 救援活動に必要な資機材・車両などの提供
  - ウ 避難者への水や食糧、生活関連物資の提供
  - エ 避難場所等の提供
  - オ その他応急対策に必要な事項

第35節 ボランティアとの協働計画

1 目的

この計画は、被災地域におけるボランティア活動について、関係団体と相互に協力し、ボランティアが円滑に活動できる環境を整えることを目的とする。

※以下、本節において、次のとおり記載する。

鳥取県社会福祉協議会 ・ ・ ・ 「県社協」 大山町社会福祉協議会 ・ ・ ・ 「町社協」

2 実施責任者

ボランティアの受入・派遣については、町社協、県社協、県及び県医師会が行う。

なお、ボランティアの受入、派遣にあたっては、実施責任者はその作業ごとの安全衛生の確保、危険の回避等については最大限の注意を払うものとする。

(参考：災害に関連する各種ボランティアの整理表)

種類	活動内容	派遣団体等	備考
生活支援ボランティア	被災者への様々な生活支援や、日常生活復帰のための支援活動等	1 町社協が募集・受付する災害ボランティアの参加希望者を登録・派遣 2 日赤鳥取県支部から赤十字奉仕団を派遣	本節による

種類	活動内容	派遣団体等	備考
医療救護ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	1 日赤鳥取県支部から赤十字医療救護班を派遣	本節による
		2 医師会が募集・受付する医療関係者等を登録・派遣	
		3 県看護協会に登録した災害時派遣ナースを派遣	本章第19節「医療(助産)救護計画」参照
清掃ボランティア	廃棄物の収集、分別等	町社協が募集・受付する災害ボランティアの参加希望者を登録・派遣	本章第30節「障害物の除去計画」参照 大規模事故対策編第3章第4節「海上災害応急対策」参照
通訳ボランティア	避難所等における手話通訳、外国語通訳等	町社協が募集・受付する災害ボランティアの参加希望者を登録・派遣	本章第16節「指定緊急避難場所・指定避難所の開設計画」参照
入浴支援ボランティア	仮設浴場の設置、湯の提供等	観光協会等の業種団体からの申し出等があった場合に限る。	本章第32節「入浴支援計画」参照
被災建築物応急危険度判定	建物の倒壊等の危険性を調査し、建物使用の可否を判定	県建築士事務所協会から、県地震被災建築物応急危険度判定士として登録された民間判定士を派遣	本章第38節「地震被災建築物の応急危険度判定」参照
被災宅地危険度判定	宅地の被害状況を迅速的確に把握し、危険性を判定	被災宅地危険度判定士(被災宅地応急危険度判定業務調整員を含む。)として認定登録された土木・建築等の技術者を派遣	本章第39節「被災宅地の危険度判定」参照
土木防災・砂防ボランティア	被災情報の通報、被害拡大防止の助言、応急措置への対応等の支援	県土整備部等OB技術職員を対象に登録	自発的又は県からの要請に応じて活動を行う。
動物救護ボランティア	被災動物等の保護、救護活動	緊急災害時動物救護本部等の協力を得て現地本部が募集・受付するボランティアの参加希望者を登録・派遣	本章第33節「動物の管理計画」参照

### 3 ボランティアの受入及び派遣

#### (1) 町

ア 町社協と連携し、町災害ボランティアセンターの設置、運営(ボランティアの受付、派遣)を支援する。

イ 必要に応じ、県に対してボランティアに関する広域的な調整を要請する。

#### (2) 町社協

ア 被災地となった場合

(ア) 町及び県社協と連絡調整のうえ、町災害ボランティアセンターを立ち上げ、災害ボランティアの募集、受付及び派遣を行う。この際、円滑なボランティア活動のため、町内の交通、ライフライン等に関する情報をボランティアに提供する。

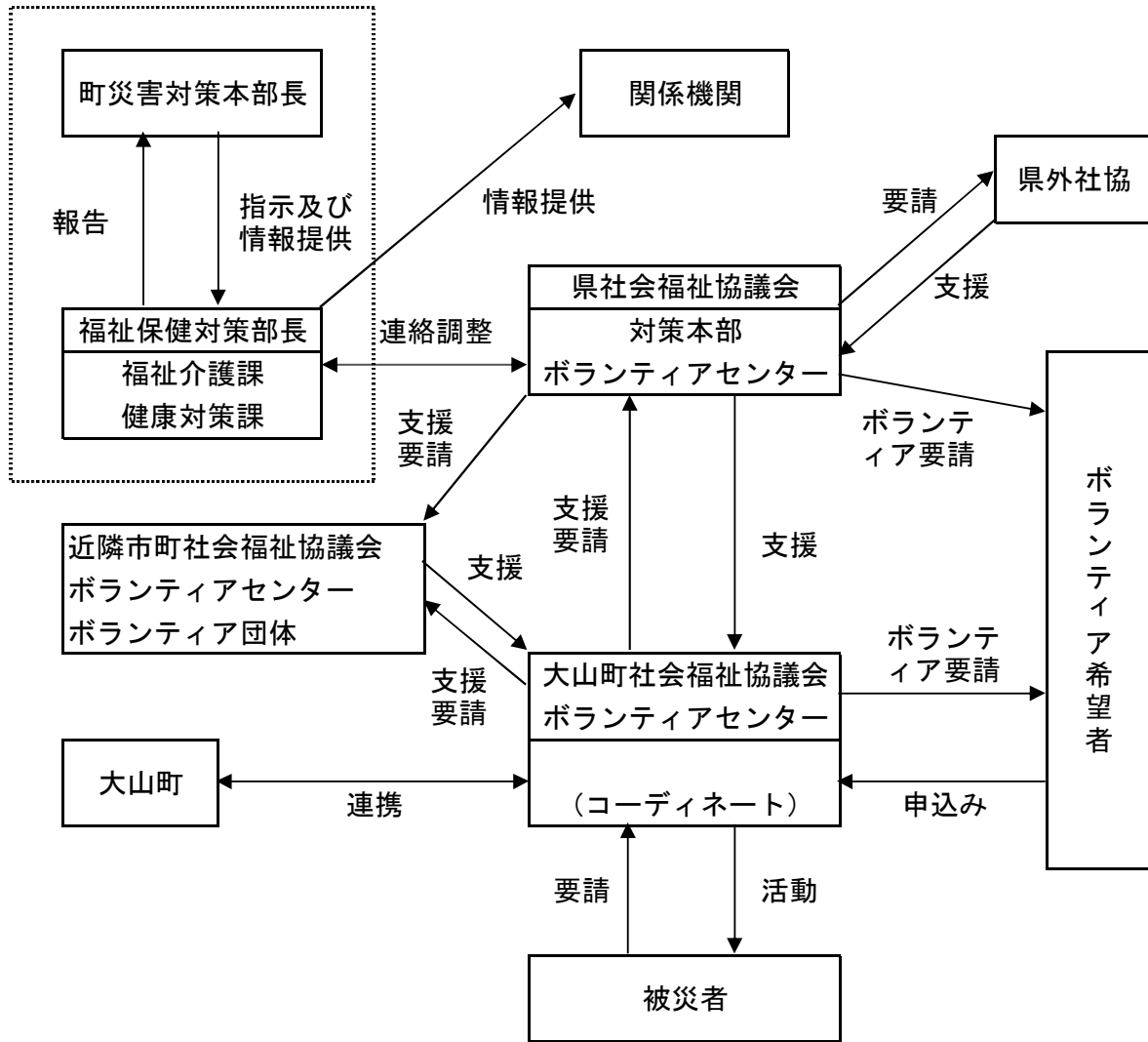
(イ) ボランティアが不足する場合は、近隣の市町村社協や県社協に派遣要請を行う。

イ 被災地外の場合

被災市町村の社協、あるいは県社協からの派遣要請を受け、災害ボランティアを募集、派遣する。



ボランティア受入体制図



4 医療救護ボランティアの受入等

町は、町の医療救護活動の実施状況、救護所の設置状況等を速やかに西部総合事務所福祉保健局等関係機関に報告を行うとともに、医師等が不足する場合には、鳥取県西部医師会等に対してあらかじめ登録している医療救護関係ボランティア及び随時受付けたボランティアの派遣を要請するものとする。

5 赤十字奉仕団への協力要請等

(1) 町は、赤十字奉仕団の応援協力を必要とするときは、日赤鳥取県支部に応援協力の要請を行う。

日赤鳥取県支部連絡先 (日本赤十字社鳥取県 支部事業推進課)	電 話	0857-22-4466、0857-26-8367 (夜間・休日) 090-7998-9372 (緊急携帯電話)
	ファクシミリ	0857-29-3090

(2) 町は、協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 作業内容
- ウ 従事場所及び就労予定時間
- エ 所要人員
- オ 集合場所
- カ その他必要事項

## 第36節 労働力供給計画

### 1 目的

この計画は、災害応急対策を迅速的確に実施するため、町職員の労力だけでは十分その効果をあげることが困難な場合に、必要な労務者及び技術者の動員を円滑に行い、もって災害対策の万全を図ることを目的とする。

### 2 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者等の動員については本部長（町長）が行う。

### 3 労務者等の確保

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保については、次の措置により行うものとする。

- (1) 災害応急対策を実施するために必要な労務者の動員
- (2) 公共職業安定所等のあっせん供給による労務者の動員
- (3) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (4) 緊急時等における従事命令等による労務者等の強制動員

### 4 労務者が行う業務の例

- (1) 被災者等の避難誘導
- (2) 医療、助産のための移送
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救済用物資の整理、輸送
- (6) 遺体の搜索、処理（埋葬を除く）

### 5 労務者雇用の期間

それぞれの救助の実施が認められる期間

### 6 労務者等の雇用

町関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは労務者を雇用し災害応急対策にあたるものとする。

#### (1) 雇用手続

各対策本部が労務者を必要とする場合、次の事項を明示し産業対策部を通じて、関係機関に依頼し雇用するものとする。

- ア 雇用の理由
- イ 所要職種別人員
- ウ 作業内容
- エ 雇用期間
- オ 就労場所
- カ 賃金の額
- キ その他必要な事項

#### (2) 賃金の支払い

賃金の基準については、原則として同地域における同種の職種に支払われる額を基準として災害の特殊事情を考慮のうえ本部長（町長）が決定する。

その支払いについては各対策本部が負担し、日々作業終了後現地で支払うものとする。

### 7 労務者等の応援要請

町内での動員では、労務者が不足する場合は次の事項を明示し、県あるいは隣接市町村に応援の要請を行うものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 所要職種別人員数
- (3) 作業内容
- (4) 作業期間
- (5) 就労場所
- (6) 賃金の額
- (7) その他必要な事項

8 応援要請による技術者等の確保

自ら技術者等の確保が困難な場合は、次により関係機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図るものとする。

(1) 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請

指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合には、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由（業務内容）
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(2) 知事に対する職員の派遣要請及び指定行政機関等の職員のあっせん要請

知事に対し職員の派遣を要請する場合及び指定行政機関、指定地方行政機関又は他市町村の職員の派遣に係るあっせんを要請する場合には、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。

- ア 派遣又はあっせんを要請する理由（業務内容）
- イ 派遣又はあっせんを要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣又はあっせんについて必要な事項

9 従事命令等による労務者の強制動員

(1) 災害応急対策のため緊急に必要な場合には、各法律に基づく強制命令により労務者の確保を図るものとする。

各法律に基づく命令の種類、執行者は次のとおりである。

命令区分	執行者	根拠法律	対象作業	対象者
従事命令	知事	災対法第71条第1項	災害応急対策事業 (救助法に基づく救助を除く応急措置)	1 災対法及び救助法による知事の従事命令(災害応急対策及び救助作業)  (1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木及び建築技術者 (4) 大工、左官、とび職 (5) 土木及び建築業者並びにこれらの従事者 (6) 地方鉄道業者及びその従事者 (7) 軌道業者及びその従事者
	町長	災対法第71条第2項		
協力命令	知事	災対法第71条第1項		
	町長	災対法第71条第2項		

命令区分	執行者	根拠法律	対象作業	対象者
				(8) 自動車運送業者及びその従事者 (9) 船舶運送業者及びその従事者 2 災対法及び救助法による知事の協力命令(災害応急対策及び救助作業)救助を要する者及び近隣の者
従事命令	知事	救助法第24条	災害救助作業(救助法に基づく救助)	
協力命令	知事	救助法第25条		
従事命令	町長	災対法第65条第1項	災害応急対策作業(全般)	町、区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
	警察官	災対法第65条第2項		
	海上保安官			
従事命令	消防吏員	消防法第29条第5項	消防作業	火災の現場付近にある者
	消防団員			
従事命令	水防管理者	水防法第24条	水防作業	区域内に居住する者、又は水防の現場にある者
	消防団長			
	消防機関の長			

(注) 災対法とは災害対策基本法、救助法とは災害救助法の略称である。

(2) 従事命令等の執行

ア 従事命令等の執行に際しては必要最小限度によるものとする。

イ 従事命令等の執行に際しては、法令等に定める令書を交付するものとする。

(3) 損害補償

従事命令又は協力命令によって災害応急対策に従事し、そのことによって死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者又はその遺族等に対しては、県「災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例」により損害を補償する。

その他の損害補償は、次の法律に基づき行われる。

ア 消防法 第36条の3

イ 災害救助法 第29条

ウ 水防法 第45条

エ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律

オ 海上保安官に協力した者等の災害給付に関する法律

10 労働力供給に伴う記録

労務者の動員、職員の派遣及び従事命令等により応急対策要員を確保したときは、資料編資料56により正確に記録するものとする。

## 第37節 宅地・建物の被災判定の総則

### 1 目的

この計画は、災害時において宅地建物に係る危険性の判定、及びり災証明書の発行に係る総則的事項を定めることを目的とする。

### 2 被災判定の総則的事項

#### (1) 被災判定の区分

##### ア 地震被災建築物応急危険度判定（災害発生後、できるだけ早急に実施）

(ア) 応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施され、建築物を対照とする場合には、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部材の落下等の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、人命に係わる二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。

(イ) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」の3つに分類され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者等にもその建築物の危険性について情報提供を行うため、判定した建築物の出入口等の見やすい場所にステッカーで表示される。

(ウ) 建築物のほか、擁壁の傾きや宅盤の亀裂等、宅地の危険性を判定する制度もある。

(エ) なお、この調査は、り災証明書の発行や、被災建築物の恒久的な使用の可否を判定するために行うものではない。

##### イ 被災度区分判定（災害発生後、建築物の復旧対策検討のために実施）

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又は、より詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。

##### ウ 被害認定〔り災証明〕（災害発生後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

(ア) 被害認定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とし、認定基準に基づいた被害調査結果に基づき、住民からの請求に応じて町がり災証明を発行する。

(イ) り災証明は、記載された住家全壊、住家半壊等の被害の程度が、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給、その他各種支援策と密接に関連している。

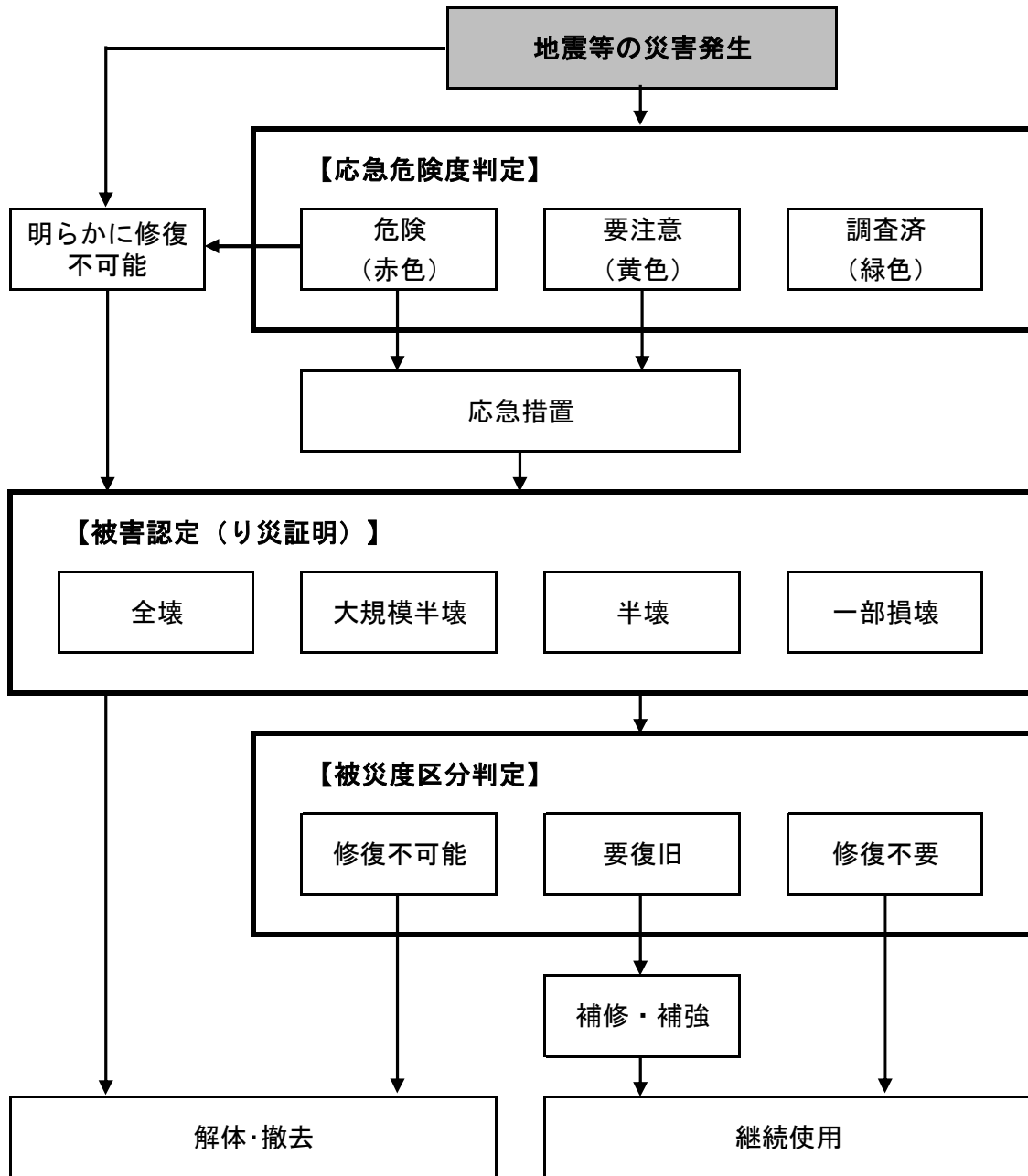
【被災判定の一覧】

区分	地震被災建築物応急危険度判定		被害認定（り災証明）		被災度区分判定	
実施目的 ・概要	余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等による二次災害から住民の安全を確保するために建築物への立ち入り等の可否等を判定		災害救助法や被災者生活再建支援法による支援金の受給等の公的援助や、保険金の請求や税金の控除などの措置を受けるため、被災した事実を証明		応急危険度判定において「危険」及び「要注意」と判定された建築物、その他被害が生じた建築物について実施し、これらの建築物の恒久復旧前の一時的な継続使用や恒久復旧後の長期使用（恒久使用）のための補修・補強等の要否を判定	
法的根拠	規定なし		災害対策基本法第90条の2		規定なし	
実施者	県、町		町長		建物所有者	
主な支援組織等	（一社）鳥取県建築士会		県、（一社）鳥取県建築士事務所協会		建物所有者と建築設計事務所が契約を締結して実施	
調査料	無料		無料		有料	
判定結果の意味等	危険	建物に立ち入ること、近づくことは危険で、立ち入る場合は専門家に相談の上、応急措置後に実施	全壊	居住のための基本的機能を喪失	復旧不要	継続使用
	要注意	建物に立ち入る場合は十分注意し、応急的に補強する場合は専門家に相談が必要	半壊	居住のための基本的機能の一部を喪失 (損害割合20～49%)	要復旧※	復旧（補修・補強）計画を作成し、補修又は補強を実施 ※損傷程度で細分分析
			大規模半壊	同じ (損害割合40～49%)		
調査済	建物の被災程度は小さいと考えられ、使用可能	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の破損	復旧不可能	解体・撤去	
結果の表示等	「判定ステッカー」を建築物の出入口等の認識しやすい場所に貼付		り災証明書を発行		調査報告書	
参考となる基準・手順等	・被災建築物応急危険度判定マニュアル（（財）日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会） ・地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県））		・災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府） ・「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県））		・震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（（財）日本建築防災協会）	

(2) 「応急危険度判定」と「被害認定（り災証明）」は、実施目的と判定基準が異なることに注意する必要がある。（例えば、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、「全壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。）

(3) 被災判定の実施フローは次のとおりである。

【被災判定の実施フロー】



※ 被害認定（り災証明）と被災度区分判定の実施順序は状況によって異なる。

3 宅地建物の被災判定の留意点

宅地建物の被災判定の実施責任者は、地祇の点に留意して対策を講ずるものとする。

(1) 迅速な初動対応

特に応急危険度判定は、二次災害防止のため直ちに必要になるため、建築士等の協力を受けつつ、早急に調査を行うものとする。

また、調査実施に先立ち、調査対象家屋等の考え方（抽出型か、ローラー的に実施か）等の基本的な調査計画を早急に定めるものとする。

(2) 窓口の一本化

被災判定を行う時期が異なるものや、判定対象物（宅地と建物）の違い、認定業務と証明書発行業務といった業務の違い等によって対応窓口は異なると考えられるが、各々の業務には密接な関連性があるため、必要に応じて総合調整を行う窓口を設けたり、対応窓口同士で情報の共有化に努める等、効率的かつ住民の視点に立った体制を執るものとする。

### (3) 適切な判定の実施

被災判定に当たっては、町内は当然のことだが、できる限り県全域においても同一の基準で実施し、住民に対して不公平感を与えることのないよう努めるものとする。

落下のおそれがある構造物等、判定に疑義が生じる部分については、随時判定方法のすり合わせを行い、実施機関での情報共有に努めるものとする。

特に、被害認定に当たっては、その結果によって被災者が享受できる支援策の種類・程度に違いが出ることを十分留意のうえ、性急すぎることをないよう、適正な判定を行うものとする。

### (4) 住民への配慮

被災地における判定業務では、家屋等の被災に伴い、倒壊等の危険性や当面の身の置き場、将来的な経済負担等について不安を抱えている住民と接する機会が多いと考えられるが、これらの住民は専門家が来たことである程度の不安が解消さえる面があるため、人心の安定を図る意味も含め、できる限り早く調査を行うよう努めるものとする。

### (5) 応援者への配慮

建築士等の支援を求める場合、被災地内の居住者である建築士等は被災者でもあることから、できる限り過度の負担をかけないように、被災地外からの応援を求める等の配慮を行うものとする。

また、土地勘がない者であっても効率的に調査ができるよう、調査位置を明示した住宅地図等を配付する等、可能な範囲で事前準備を行うものとする。

## 第38節 地震被災建築物の応急危険度判定

### 1 目的

この計画は、地震時において被災した建築物に係る危険性を早期に判定する「応急危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止することを目的とする。

### 2 地震被災建築物の応急危険度判定の実施

地震被災建築物の応急危険度判定は、建築物の所有者等からの要請及び、危険と思われる建築物について県及び町が実施し、主として外観調査により判定を行うものとする。

#### (1) 実施体制

町は、地震等により応急危険度判定が必要であると判断したときは、応急危険度判定実施本部を設置し、県に報告を行うとともに、判定士の派遣等の支援要請を行う。

#### (2) 制度の趣旨の周知

実施に当たっては、必要に応じて制度の趣旨を記載したリーフレットを配付する等し、以下の点等について住民に十分な説明を行い、混乱を招かないよう努める。

ア リ災証明発行のための被害認定とは異なること。

イ 建築物の恒久的使用の可否を判定するものではないこと。

## 第39節 被災宅地の危険度判定

### 1 目的

この計画は、災害時において宅地に係る危険性を早期に判定する「被災宅地危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止し、住民の安全確保を図ることを目的とする。

### 2 被災宅地危険度判定の実施

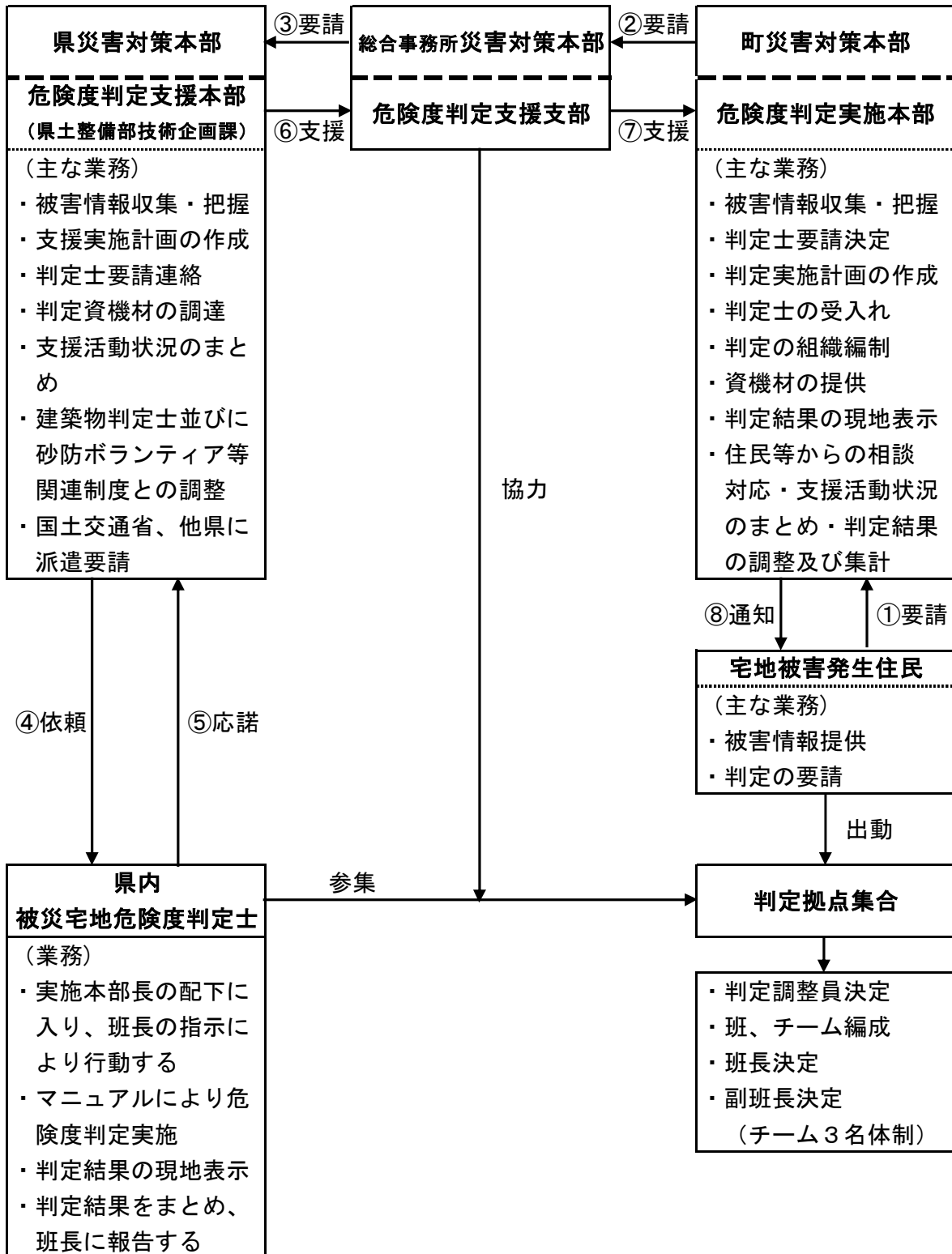
#### (1) 実施体制

ア 町は、地震等により被災宅地危険度判定が必要であると判断したときは、町災害対策本部に危険度判定実施本部を設置する。



- イ 危険度判定実施本部は、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると認めるときは、被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施する。
- ウ 被災宅地危険度判定の実施に当たっては、判定活動を円滑に進めるため、判定実施計画を作成する。
- エ 町は、必要に応じて県に対し被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の派遣等の支援要請を行う。

### 被災宅地危険度判定 実施フロー



※被災宅地危険度判定士には、必要に応じて被災宅地危険度判定業務調査員を含む

## 第40節 被害認定及びり災証明書の発行

### 1 目的

この計画は、災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する「被害認定（り災証明）」を実施することで、災害による被害規模を速やかに把握し、被災者生活再建支援法及び鳥取県被災者住宅再建支援条例の適用の可否及び被災者が各種の支援策を受ける際に必要となるり災証明書の発行を、遅延なく実施することを目的とする。

### 2 被害認定の実施

#### (1) 実施主体

被害認定に係る現地調査及びり災証明書の交付は、町が実施する。

#### (2) 実施体制

ア 住宅の被害認定業務に係る住家の調査を行うため、建築士の派遣を必要とするときは、県（生活環境部）に派遣要請を行う。

イ 建築士の派遣を受けるに当たっては、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会と委託契約を締結する。

ウ 現地調査に基づく被害認定の結果を、住民からの求めに応じてり災証明書として交付する。

#### (3) 調査基準等

ア り災証明書により証明される被害程度の認定基準は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という。）等に従って判断することとする。

イ 被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって判定を行うものとする。運用指針において、判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「半壊に至らない」の4区分（「全壊」、「大規模半壊」及び「半壊」の認定基準は、下表のとおり）。

被害の程度	認定基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

### 3 リ災証明書の発行

リ災証明書は、台風などの被害にあった方が保険金の請求や税の減免などで災害事実の証明が必要なときに、町が被害状況を調査・確認の上、発行する。

#### (1) リ災証明書の発行根拠等

リ災証明書は、災害救助法による各種施策や税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める自治事務として、被災者支援制度に幅広く活用されることを目的に、町長又は消防署長が証明を行う。

リ災(被災)証明書の様式は、資料編資料57のとおりである。

## 第4-1節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

### 1 目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損によって居住できなくなった世帯に対して、応急住宅の建設及び応急修理をほどこし、生活再建の場を確保することを目的とする。

### 2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合あるいは、災害救助法が適用されない場合にあっては本部長(町長)が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。

### 3 住宅の応急仮設(災害救助法適用の場合)

#### (1) 対象者

ア 住家が全壊、全焼又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力をもってしても、住宅を得ることができない者

#### (2) 建設戸数及び入居者の決定

知事が町長の意見を聴いて決定する(町長に権限を委任した場合は、町長が行う)。

本部長(町長)は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象者順位を定め、知事に入居選定のための調査書を提出する。

なお、町営住宅への入居については、大山町営住宅条例(平成17年条例第174号)の規定に基づき、災害により住宅が滅失した者には、公募を問わず、優先的に入居させるものとする。

#### (3) 建設用地の選定

ア 用地の選定・確保は町が行う。

イ 用地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所として、公共用地等を優先して選定し確保する。学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

ウ 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題がおこらないよう十分協議のうえ選定する。

エ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

#### (5) 福祉仮設住宅の建設

応急仮設住宅は、高齢者等を複数人収容し、老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)とすることができる。

#### (6) 応急仮設住宅の規模及び費用の限度

応急仮設住宅の規模及び費用の限度は、資料編資料58のとおりとする。

(7) 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工することを原則とする。ただし、20日以内に着工できないときは、知事に申請し、厚生労働大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長するものとする。

(8) 応急仮設住宅の管理及び供与期間

管理は本部長（町長）が、知事の委託を受けて行うものとする。

被災者に供与できる期間は、その工事が完了した日から2年3か月以内を原則とするが、特殊事情により存続する場合は、必要に応じ一般の低家賃住宅としての措置を講ずる。供与に当たっては、本部長は、入居者から入居期間等を記した入居誓約書の提出を受けたのち入居させるものとする。入居中も住宅のあっせん等を積極的に行い、早い機会に他の住宅へ移転させるよう措置する。

(9) 応急仮設住宅建設に伴う記録

応急仮設住宅を建設した場合には、災害救助法施行細則に定める資料編資料59によりその記録を正確に行うものとする。

(10) 応急仮設住宅建設の留意事項

ア 被災集落ごとに仮設住宅を設ける等、既存の地域コミュニティの確保に配慮する。

イ 一定規模以上の仮設住宅の集落ごとに集会場を整備し、巡回相談や健康相談等の拠点とするとともに、仮設住宅におけるコミュニティの維持増進を図るものとする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

エ ウの施設の1施設当たりの規模及び設置のため支出することができる費用は、知事が別に定める。

オ 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、入居者のコミュニティの形成及び促進に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

カ プレハブ応急仮設住宅及び木造による応急仮設住宅の建設も含めた複数の供給体制により、迅速な応急仮設住宅の整備を図るものとする。

ク 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

4 住宅の応急修理（災害救助法適用の場合）

(1) 対象者

災害により住家が破損し、居住することができない者のうち、特に必要と認められる者に対して行う。

ア 住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では応急修理のできない者

(2) 応急修理の実施方法

ア 修理家屋の選定は、知事が町長の意見を聴いて決定する（町長に権限を委任した場合は、町長が行う）。

本部長（町長）は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象家屋の順位を定めて、調査書を知事に提出する。

イ 修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分のみを対象とする。

(3) 修理の基準等

修理の基準等、詳細については、その都度定めるものとする。

(4) 費用の限度

住宅の応急修理は現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、資料編資料60のとおりとする。

なお、同一住宅に2つ以上の世帯が居住している場合は1世帯とみなす。

(5) 応急修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完成するものとする。なお、災害救助法が適用され、この期間中に実施困難な場合には、この期間内に知事に延長を申請する。

(6) 住宅の応急修理に伴う記録

住宅の応急修理を行った場合、災害救助法に定める資料編資料61により正確に記録するものとする。

5 災害公営住宅の建設

(1) 町は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じて公営住宅を建設するものとする。

(2) なお、以下に該当する場合には、災害により滅失した住宅の戸数の3割以内について、3分の2の国の補助を得ることができる（公営住宅法第8条）。

ア 地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が以下に該当するとき

- (ア) 被災地全域で500戸以上
- (イ) 一市町村の区域内で200戸以上
- (ウ) 区域内の住宅戸数の1割以上

イ 火災による住宅滅失戸数が以下に該当するとき

- (ア) 被災地全域で200戸以上
- (イ) 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上

6 建設資機材及び建設業者

町が保有する建設機械等は、資料編資料27のとおりであるが、不足する場合に備えて応急復旧に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくとともに、災害発生時には対応が可能な業者を再度確認するものとする。

また、建設業者等が不足するときは、県又は他市町村に協力を求めるものとする。

町内の建設業者は、資料編資料62のとおりである。

第42節 住宅再建対策計画

1 目的

この計画は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者住宅再建支援金を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興を促進し地域の維持と再生を図ることを目的とする。

2 鳥取県被災者住宅再建支援条例の適用

(1) 条例適用の要件

ア 対象となる自然災害

- (ア) 県内で10戸以上の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの
- (イ) 1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (ウ) 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の崩壊のおそれのある被害が発生した自然災害

イ 支給対象（国の被災者生活再建支援法による支給対象を除く）

- (ア) 全壊世帯の居住に代わる住宅の建設又は購入
- (イ) 全壊世帯の居宅の補修
- (ウ) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
- (エ) 大規模半壊世帯の居宅の補修
- (オ) 半壊世帯の居宅の補修
- (カ) その他、知事が参加市町村に協議して定める事業

※住宅の建設又は購入にあつては、被災した市町村と同一の市町村に建設又は購入した場合に限る。

(2) 支給条件

下記の表に示す条件の範囲内で支給される。

区分	完了期間	申請期間	交付限度額（単数世帯）
上記 イ支給対象 (ア)の場合	3年	2年	300万円（225万円）
〃 (イ)の場合			200万円（150万円）
〃 (ウ)の場合			250万円（187.5万円）
〃 (エ)の場合			150万円（112.5万円）
〃 (オ)の場合	2年	1年	100万円（75万円）
〃 (カ)の場合	知事が参加市町村に協議して別に定める。		

(3) 鳥取県被災者住宅再建支援条例の適用事務

町は、住宅の被害認定、被災者の住宅再建等の事業計画を取りまとめ県に提出等を行う。

3 大山町被災者住宅再建支援事業助成条例の適用

自然災害により住宅に著しい被害を受けた者に、被災者住宅再建支援金を交付することにより、町が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図る。

なお、大山町被災者住宅再建支援事業助成条例は、資料編資料63のとおりである。

(1) 条例適用の要件

ア 対象となる自然災害

被災者生活再建支援法第2条第1号に規定する自然現象により生ずる被害のうち、次のいずれかに該当するものであって、町長がその被害について支援金を支給する必要があると認めて指定したもの

- (ア) 県内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの
- (イ) 世帯数の大幅な減少による被災地域における地域社会の崩壊又は町の著しい財政悪化を招くおそれのあるもの

(2) 支給対象世帯

ア 当該自然災害により居住する住宅が全壊した世帯

イ 当該自然災害により居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

エ 自然災害によりその居宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。）（大規模半壊世帯）

(3) 交付条件

ア 対象世帯、交付額

住宅再建の態様等に応じて、定額を支給する。

対象事業	完了期間	対象世帯	申請期間	交付額
1 全壊世帯の居宅に代わる住宅(町内に設置されるものに限る。)の建設又は購入(当該建設又は購入について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)	3年	全壊世帯	2年	300万円(単数世帯については、225万円)
2 全壊世帯の居宅の補修(当該補修について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)				200万円(単数世帯については、150万円)
3 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅(町内に設置されるものに限る。)の建設又は購入	3年	大規模半壊世帯	2年	250万円(単数世帯については、187.5万円)
4 大規模半壊世帯の居宅の補修				150万円(単数世帯については、112.5万円)
5 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯	1年	補修に要する経費100万円(単数世帯については、75万円)を限度とする。
6 前各項に掲げるもののほか、町長が定める事業	町長が定める期間	町長が定める世帯	町長が定める期間	町長が定める額

4 住宅関連施策

町、県及び関係機関は、災害により被災した町民のために県、市町村等が行う住宅関連の措置・制度の県民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。

第43節 文教対策計画

1 目的

この計画は、災害により文教施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合において、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置することを目的とする。

2 実施責任者

文教施設の被災は、直接児童、生徒に重大な影響を及ぼすので、応急措置については第一次的には学校長が、第二次的には町教育委員会が実施するものとする。

3 災害に関する予報、警報及び警告等の把握、伝達

災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

#### 4 避難措置について

学校において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、本章第15節「避難計画」に定める避難計画に基づいて、速やかに避難する。

また、町から避難所等の開設の要請を受けた学校にあっては、町と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力するものとする。

#### 5 応急教育実施計画

##### (1) 休校措置

###### ア 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される場合、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じ休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、必要な注意事項を十分に徹底させるとともに次の安全措置をとるものとする。

(ア) 地区別の班編成等によって上級生の引率等による集団下校を行う。

なお、必要に応じ教職員がこれに付き添うなどの措置をとる。

(イ) 危険箇所の明示及び下校路の指定等の措置

###### イ 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線、CATV網、電話連絡網、広報車の利用等確実な方法で各児童生徒等に徹底させるものとする。

##### (2) 文教施設の応急復旧対策

文教施設が被害を受けたときは、速やかに被害状況を調査把握し、次の措置を講ずるものとする。

ア 学校長は、所管する施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置を実施するとともに、速やかに町教育委員会に報告し、必要な指示を受けるものとする。

イ 町教育委員会は、災害の実状に応じ、応急復旧の実施計画を樹立し、速やかに応急復旧を行うものとする。

##### (3) 応急教育の実施場所

授業実施のための校舎等の確保は、災害の規模、被害の程度によっておおむね次の方法によるものとする。

###### ア 校舎の一部が利用できない場合

簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を行うとともに、被災のため使用できない教室に代えて特別教室、体育館等を利用し、応急教育を行う。

###### イ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

被害が甚大で教育施設が使用できない場合は、収容人員等を考慮のうえ、公民館、その他公共施設を利用するほか、隣接学校の校舎等の利用又は民有施設の借上げを行う。

###### ウ 激甚な災害の場合

広範囲にわたる激甚な災害によりア又はイの措置が講ぜられない場合は、応急仮校舎を建設する。

###### エ 教育施設のあつせん依頼

町に適当な施設がない場合は、次の事項を明示し、県あるいは隣接市町に対してあつせん要請するものとする。

(ア) 通学範囲

(イ) 生徒数

(ウ) 就学期間

##### (4) 応急教育の方法

学校長は、文教施設及び児童生徒の被災の状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業等の措置を講ずることになるが、授業時間数については極力その確保に努める。



## (5) 教職員確保措置

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を把握し、確保する。

### ア 臨時参集

教員は、原則として各所属の学校に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

#### (7) 参集教員の確保

各学校においては、責任者を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

#### (イ) 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人員等については、あらかじめ定める報告系統により県教育委員会に報告する。

#### (ウ) 県教育委員会からの指示

県教育委員会においては、(イ)で報告された人数、その他の情報を総合判断し、町教育委員会に対し、教員の配置等適宜指示連絡を行うので、これらの指示を受けた場合には、町教育委員会は、速やかに各学校長へ連絡する。

#### (エ) 児童生徒への臨時的対応

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教職員をもって児童生徒の安否確認、生活指導にあたらせ、状況に応じて臨時授業を実施する。

### イ 退職職員の活用

災害により教職員の確保が困難で、平常授業に支障をきたす場合は、退職職員を臨時に雇用するなど対策をたてる。

## 6 登下校時の措置

登下校時の措置については、本章第15節「避難計画」に定めるところによる。

## 7 給食の措置

給食施設が被災したときは、次の事項に留意し適切な措置を行うとともに早期の開始に努力するものとする。

- (1) 被害状況（調理関係職員、給食施設設備、給食用保管物資等）を早期調査し、把握するとともにその対策を行うこと。
- (2) 災害地に対する学校給食用物資の補給調整
- (3) 衛生管理、特に食中毒等の事故防止を厳重にする。
- (4) 状況によっては給食の一時中止の措置をとることも考慮する。

## 8 保健衛生の管理

学校の保健衛生については、町教育委員会は、次の事項に留意し、適切な措置を行う。

- (1) 校舎内外の清掃、消毒
- (2) 飲料水の使用
- (3) 児童、生徒の保健管理及び保健指導
- (4) 児童、生徒の精神面に係る配慮（こころのケア）

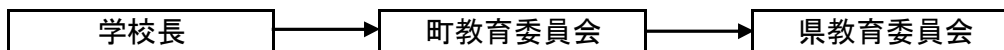
## 9 学用品の給与

### (1) 教科用図書の供給あっせん

#### ア 教科用図書被災状況の報告

(7) 小中学校においては、学校長は、児童生徒の教科用図書の被災状況を調査の上、町教育委員会に報告するものとする。

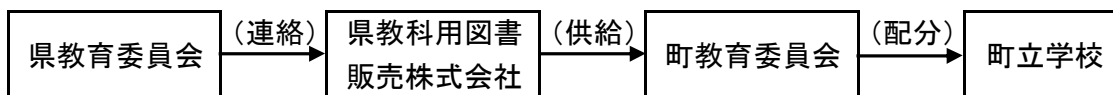
- (イ) 町教育委員会は、町内の教科用図書の被災状況を取りまとめ、県教育委員会に報告するものとする。



イ 教科用図書の調達

- (ア) 県教育委員会は、県内の教科用図書の被災状況を取りまとめ、教科用図書販売会社に対し、県教育委員会及び町教育委員会への教科用図書の供給について連絡するものとする。

- (イ) 県教育委員会及び町教育委員会は、供給を受けた教科用図書を、それぞれが所管する学校に配分する。



(2) 学用品の給与に伴う記録

学用品の給与を行った場合には、災害救助法に定める資料編資料64により正確に記録するものとする。

10 災害救助法の適用の場合の学用品の給与

(1) 支給対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により教科書及び学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して支給する。

(2) 支給品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 学用品給与の期間

災害発生の日から教科書については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、必要最小限度の期間を延長することができる。

(4) 費用の限度

学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

文房具及び通学用品の給与のため支出することができる費用は、資料編資料65のとおりとする。

## 第4 4 節 農林水産業災害応急対策計画

### 1 目的

この計画は、災害時に農作物、水産資源等に関する被害が発生し、又は発生したおそれがある場合の対策を定め、農林水産業被害を最小限に留め、その安定生産に寄与することを目的とする。

### 2 農作物、水産資源等の一般的な応急対策

#### (1) 事前予防措置

台風その他の災害が予想される場合、各作物については、事前措置の徹底を図り、被害を最小限にとどめる。

#### (2) 被害状況の把握

農作物、水産資源等に災害が発生したおそれがある場合、産業対策部農林水産班は速やかに被害情報の収集及び状況把握に努め、応急対策及び復旧復興対策の必要性を検討するものとする。（被害情報の収集については、本章第6節「情報収集伝達計画」を参照）

#### (3) 資機材の確保

農作物、水産資源等に災害が発生又は発生したおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、関係機関と協議のうえ、応急対策機材や資材が確保されるよう連絡調整を行い、被害防止に努める。

### 3 再作付対策

町は、被害によって再作付を必要とする場合には、県に種子の配布等応急対策の実施を要請する。

### 4 耕地等災害

町、県、その他農林業関係機関は、災害により耕地の地盤や農業用水路、林道等に被害が生じた場合、応急的な復旧や被害の拡大防止措置を講じるものとする。その際、恒久的な復旧の必要性や、転作の可能性も勘案し、耕作者・林業者の意思を尊重しつつ、適切な対策の実施に努めるものとする。

### 5 病虫害防除対策

災害によって病虫害の発生が予想される場合には、次による対策を講ずるものとする。

#### (1) 実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、区域内の農作物の災害及び病虫害の発生状況等を早期に把握するとともに、県（病虫害防除所）に緊急報告するものとする。

#### (2) 防除の指示及び実施

町は、県から具体的な防除の実施の指示を受け、緊急防除班を編成して短期防除を実施するものとする。

#### (3) 防除の指導

町は、特に必要と認める場合には、県に現地の特別指導及び救援防除を要請するものとする。

#### (4) 農薬の確保

町は、災害により緊急に農薬確保の必要が生じた場合、県に要請するものとする。

#### (5) 防除機具の確保

町及び農業団体等は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。

## 第45節 生活再建対策計画

### 1 目的

この計画は、災害により被災した住民のために町、県等が行う生活確保対策、及び事業経営安定のための措置について定めることを目的とする。

### 2 措置・制度の住民への周知

町、県及び関係機関は、これらの措置・制度の住民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。なお、被災者生活支援に関する情報については、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるとともに、町外に避難した被災者に対しても、町及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援、サービスを提供するものとする。

### 3 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

### 4 生活再建対策

#### (1) 被災者生活再建支援法の適用

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

#### ア 法適用の要件

##### (ア) 対象となる自然災害

- a 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した県内市町村における自然災害
- b 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内市町村における自然災害
- c 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害  
※ただし、①a又はbの市町村を含む県内で5世帯以上の全壊が発生した人口10万人未満の市町村、②aからcに隣接している人口10万人未満で全壊5世帯以上の市町村については適用がある。
- d a若しくはbの市町村を含む県又はcの県が2以上ある場合に、5世帯以上の全壊が発生した人口10万人未満の市町村、及び2世帯以上の全壊が発生した5万人未満の市町村

#### イ 支給対象世帯

- (ア) 住宅が全壊した世帯
- (イ) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (ウ) 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）
- (エ) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

#### ウ 大規模半壊世帯の判断基準

住家半壊の基準	左のうち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

エ 浸水等による住宅被害認定の取扱い

家屋の床材等は一度浸水すると本来の機能を喪失し、居住の快適性を著しく阻害する場合が多いことから、被害認定にあたっては、次のとおり被災者生活支援法の弾力的な運用を図る。（平成16年10月内閣府通知に基づくもの）

- (7) 畳が浸水し、壁の全面が膨張し、さらに浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等は、一般的に、大規模半壊又は全壊に該当することになるものと考えられる。
- (4) 半壊であっても、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合は、被災者生活再建支援法第2条第2号ロに基づき、「やむを得ず解体」するものとして、全壊と同様に取り扱う。

オ 支給条件

(7) 対象世帯、支給額

住宅再建の態様等に応じて、以下の①と②の合計額（定額）を定額（渡し切り）方式で支給

	世帯人数	支援金（単位：万円）			
		① 基礎額	②住宅再建方法		
			建設・購入	補修	賃借
全壊世帯	複数	100	200	100	50
	単数	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複数	50	200	100	50
	単数	37.5	150	75	37.5

(4) 対象経費

用途の限定なし

カ 被災者生活再建支援法の適用事務

(7) 県

被災者生活再建支援法が適用となる災害の内閣府等への報告や、市町村から取りまとめた支給申請書の被災者生活再建支援法人への提出等を行う。

(4) 町

住宅の被害認定、り災証明書等被災者の申請に必要な書類の発行や支給申請書のとりまとめと県への提出等を行う。

(7) 申請期間

a 住宅建設・購入等を行う世帯への支援金（上記オ(7)②）・・・災害発生後37月以内

b その他の経費（上記オ(7)①）・・・災害発生後13月以内

※ただし、都道府県は、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が上記の申請期間中に申請できないやむを得ない事情があると認めるときは、申請期間を延長することができる。

(2) その他の生活支援対策

ア 生活支援対策

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害見舞金の支給	住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対して見舞金を支給（同一原因による災害により、10世帯又は40人以上が被害を受けた場合） ＜見舞金上限額＞ 5万円	県（福祉保健課）
災害弔慰金の支給	災害により死亡した者の遺族に支給（住所地の市町村から支給） ＜受給遺族＞ 配偶者、子、父母、孫、祖父母 ＜支給額＞ 生計維持者が死亡した場合 500万円 その他の者が死亡した場合 250万円 ＜対象災害＞ 自然災害 ・ 1市町村で住居が5世帯以上滅失 ・ 3以上の市町村で住居が5世帯以上滅失（県全域で支給） ・ 県内で災害救助法適用（県全域で支給） ・ 2以上の都道府県で災害救助法を適用（国内全域で適用）	住所地の市町村 県（福祉保健課）
災害障害見舞金の支給	災害により精神又は身体に障がいを受けた者に支給（住所地の市町村から支給） ＜受給者＞ 重度の障害を受けた者（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ間接以上切断等） ＜支給額＞ 生計維持者 250万円 その他の者 125万円 ＜対象災害＞ 自然災害（災害弔慰金に同じ）	住所地の市町村 県（福祉保健課）
災害援護資金の貸付	災害救助法の適用の場合において、災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付（市町村から貸付） ＜受給者＞ 災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 ＜限度額＞ 350万円 ＜対象災害＞ 県内で災害救助法が適用された災害	住所地の市町村 県（福祉保健課）
生活福祉資金の貸付	低所得世帯、障がい者世帯（身体障がい者世帯、知的障がい者世帯、精神障がい者世帯）、高齢者世帯の方が、災害により被害を受けたことにより臨時に必要となる資金を貸与 ＜貸付限度額の目安＞ ・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 150万円 ・ 住宅の補修等に必要となる経費 250万円	県社会福祉協議会 住所地の市町村社会福祉協議会 県（福祉保健課）

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
被災地の高齢者等の生活支援  (平成12年鳥取県西部地震における措置の概要)	被災されたひとり暮らし高齢者、障がい者、母子家庭の母などで自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市町村が自宅での生活が可能となるよう支援する場合に、その一部を県費助成 <上限助成額> 1世帯あたり10万円 (特認20万円) ボランティアを活用して実施した場合 1世帯あたり5万円 (特認10万円)	県(長寿社会課 (福祉保健課))
生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付	低所得世帯、障がい者世帯(身体障がい者世帯、知的障がい者世帯、精神障がい者世帯)、高齢者世帯の方で、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用 (火災等被災によって生活費が必要なとき) <貸付限度額> 10万円 ※災害の規模により、貸付他対象要件が緩和される場合があります。	県社会福祉協議会 住所地の市町村社会福祉協議会 県(福祉保健課)
母子父子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母又は父子家庭の父(母子家庭又は父子家庭となって7年未満)に生活資金として貸与 <生活資金> 月額10.3万円(貸付期間 2年間 限度、償還期限 8年以内)	県(青少年・家庭課)
「震災・心の健康ホットライン」	心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対してメンタルケア相談を実施	県(健康政策課)
医師・保健師による健康相談	要請のあった市町村で、医師、保健師による健康相談を実施	県(健康政策課)
子どもの心の相談窓口	心のケアを必要とする児童・生徒に対して、児童相談所の電話や訪問により児童心理司、臨床心理士等が相談実施	県(青少年・家庭課) 県教委(小中学校課・体育保健課)
図書の貸し出し支援	被災地にある図書館へ図書館司書、事務員を派遣し、被災された方への図書貸し出しについて支援を実施	県教委(県立図書館)

イ 授業料などの負担の軽減

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
県税の免除	不動産取得税、個人事業税の減免措置を実施	県(税務課)
県立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災によって資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以下にある世帯に属する生徒の授業料を免除 <全壊・半壊> 全額免除 <上記以外の被害> 半額免除	県教委(高等学校課) 県(教育・学術振興課) 県(医療政策課)

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の支給	り災により経済的に修学が困難な方に対して、教科書等を支給	県教委（高等学校課）

ウ 農林水産業金融

- (7) 農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会又はその他の金融機関が被害を受けた農林漁業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あつせん
- (イ) 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- (ロ) 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧等資金の融資あつせん
- (ハ) 株式会社日本政策金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の既往貸付資金に係る貸付期限の延期等の措置
- (ニ) その他（平成12年鳥取県西部地震における主な措置）

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が経営の安定維持のために必要な資金を借り入れた場合に、借り入れ後6年間に限り金利負担と保証料負担をゼロ	県（経営支援課）
水産業復興支援緊急対策資金の利子補給等	漁業者、水産加工業者、漁協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、加工業者、漁協などの金利負担と信用保証料負担の軽減を図る。	県（水産課）
林業改善資金の貸付	被災された森林所有者の方に対して貸与する被害森林の整備に必要な資金について無利子 <貸付限度額> 120万円／ha (貸付期間5年)	県（林政企画課）

エ 商工業金融

- (7) 中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府及び政府系金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼する。
- (イ) 金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請する。
- (ロ) 市町村、商工団体を通じ、国、県及び政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。
- (ハ) 鳥取県災害等緊急対策資金等の貸付けを優先的に行う。
- (ニ) 平成12年鳥取県西部地震における主な措置

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
特別資金の貸付 ・ 利子補給金 ・ 信用保証料軽減補助金	被害を受けた企業を支援するための特別資金を貸付。（利子及び信用保証料を6年間0%とする） <貸付限度額> 5,000万円（償還期限10年）	県（企業支援課）
県商工制度融資の償還猶予	被災を受けた中小企業が災害の前に県制度融資を利用し、約定どおり返済している場合、必要に応じて償還猶予を実施	県（企業支援課）



名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
中小企業経営健全化資金の貸付	手形決済や商品仕入れに要する経費に対して、 運転資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 5,000万円（償還期限7年）	県（企業支援課）
中小企業設備資金の貸付	設備の更新・修繕等に要する経費に対して、設 備資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 5,000万円（償還期限12年）	県（企業支援課）
小口無担保保証融資	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 ＜貸付限度額＞ 1,500万円（信用保証0.6%）	県（企業支援課）
同和地区中小企業特別融資	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 ＜貸付限度額＞ 1,500万円（信用保証0.5%）	県（企業支援課）
小規模企業者等設備資金の貸付	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化 を図るための設備導入にかかる経費を貸与 ＜貸付限度額＞ 4,000万円（償還期限7年）	県（企業支援課）
小規模企業者等設備貸与	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化 を図るための設備の割賦販売及びリースを実施 ＜貸付限度額＞ 6,000万円（割賦払期間7年、 リースは3～7年）	県（企業支援課）
中小企業ハイテク設備貸与	中小企業を対象に経営基盤の強化又は経営革新 を行うための設備の割賦販売を実施 ＜貸付限度額＞ 8,000万円（割賦払期間7年）	県（企業支援課）

## 5 その他の生活確保対策

町、県及び関係機関は、災害を受けた地域の民生を安定させるため、上記のほか被災者に対して次の対策を講ずるものとする。

- (1) 被災者に対する職業のあっせん（職業安定法）
- (2) 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等預金者に対する非常払渡し、郵便はがき等の無償交付（保険事務の非常取扱要綱、為替貯金非常取扱規程、災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する省令）
- (3) 小災害被災者に対する見舞金の給与（小災害被災者に対する見舞金給与要綱）
- (4) 大規模災害発生時に、私人間の紛争が多発するおそれがある場合に、必要に応じて法律・土地家屋の専門家による調停について専門家団体に要請（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等）
- (5) 被災児童、災害等への援護
  - ア 県（福祉保健部）による災害により父母や保護者を失い孤児となった児童の児童養護施設、乳児院等の児童施設への入所措置を実施
  - イ 県（福祉保健部、教育委員会）、市町村による福祉相談等の児童や保護者のメンタルケア対策の実施
  - ウ 市町村による父子家庭・母子家庭になった世帯等の児童保育の支援（緊急入所枠の活用、入所手続きの簡素化等）

## 6 日本銀行による応急金融対策

- (1) 通貨の円滑な供給の確保
  - ア 日本銀行は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、その確保のため必要な措置を講ずる。
  - イ 日本銀行は、被災金融機関の早期の営業開始やその継続性確保に関し、鳥取財務事務所等関係機関と協議のうえ、金融機関に対し、必要な要請を行う。

## (2) 金融特別措置の実施

日本銀行は、被災者の便宜を図るため、鳥取財務事務所等関係機関と協議のうえ、金融機関に対し、次のような金融上の措置を適切に講じるように要請する。

- ア 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- イ 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- ウ 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、これを担保とする貸付けにも応ずること。
- エ 災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話合いのうえ、取立てができるようにすること。
- オ 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- カ 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- キ 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- ク 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- ケ 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
- コ ア～ケにかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- サ 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

## (3) 金融特別措置に対する広報

日本銀行は、金融特別措置の実施について上記(2)コ、サの要請を行うほか、報道機関等と協力して速やかにその周知徹底を図る。

## 第46節 健康及びこころのケア対策計画

### 1 目的

この計画は、被災者の健康及びこころのケア対策について定めることを目的とする。

### 2 実施責任者

- (1) 町は、被災者が心身ともに健康を保つことができるよう努めるものとする。
- (2) また、巡回相談の実施等により被災者と接する場を設け、心身の手当が必要な者を早期発見し、その回復に万全を期するものとする。

### 3 住民に対する健康相談等

#### (1) 巡回健康相談等の実施

- ア 町は、医師・保健師による避難所等への巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- イ 町だけで対処できないときは、他市町村又は県に保健師等の派遣要請を行うものとする。
- ウ 医師・保健師が不足する状況においては、介護ヘルパーの協力を得るなどにより、必要な体制の確保に努めるものとする。
- エ 町は、巡回健康相談を行うに当たり、重点的に訪問することが必要な者の状況の把握に努めるものとする。
- オ インフルエンザ等の流行予防のため、避難所において予防リーフレット等の配付を行う。

#### (2) 児童生徒への対応

町は、学校における健康相談活動を実施するものとする。

#### 4 こころのケア対策

##### (1) 県への保健師等の派遣要請

町は、被災者に対するこころのケアについては、発災後長期間にわたり実施する必要があり、従事する職員の不足が考えられるため、県に保健師等の派遣要請を行うものとする。

##### (2) 日本赤十字社への協力

町は、日本赤十字社が被災地に派遣する「こころのケアチーム」に協力するものとする。

##### (3) こころのケアに関する情報提供

町は、県と連携して、日本赤十字社の「こころのケアチーム」の派遣への協力及び情報の提供を行う。

##### (4) 児童生徒変の対応

町教育委員会は、被災児童に対するメンタルケア対策を実施するものとし、状況に応じて、専門家を学校に派遣するものとする。

##### (5) 子どものこころのケアチームの編成

県及び関係機関が連携して子どものこころのケアチームを編成し、避難所や保育所の巡回、避難所に相談室の常設、相談電話を開設するなどにより、子どもの相談に対応する。

また、避難所において「遊び」や「読み聞かせ」などを取り入れたこころのケアを実施する。

### 第47節 義援金・義援物資受入・配分計画

#### 1 目的

この計画は、災害に際し支援者から送られた義援金・義援物資を被災者に配分し、災害により被害を受けた被災者の生活を支援することを目的とする。

#### 2 義援金の受入れ及び配分

##### (1) 義援金の受入れ

災害救助法が適用された場合又は被災者に対する義援金の受入れを必要とする場合は、日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、NHK鳥取放送局、県（福祉保健部）等関係機関は必要に応じて協力して募集方法、期間等を定めて募集を行うものとする。

##### (2) 義援金の配分

県内外各地の支援者から送られた義援金を適正に配分するため、日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、県社会福祉協議会、NHK鳥取放送局、県等関係機関で構成する災害義援金配分委員会を設置し、義援金の配分について協議・決定するものとする。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなど迅速な配分に努めるものとする。

##### ア 協議・決定事項

- (ア) 義援金の保管
- (イ) 援金の配分方法、配分基準、配分時期
- (ウ) 義援金の使途
- (エ) その他必要な事項

##### (3) 義援金受入れの広報

関係機関は、円滑な義援金の受入れを行うため、相互に連携してホームページや報道機関を通じた住民広報に努める。

#### 3 義援物資の受入れ及び配分

町は、本章第26節「食糧供給計画」、第27節「生活関連物資供給計画」、第28節「給水計画」の調達体制に準じて、義援物資の受入れ及び配分を行う。

なお、その際、次の事項に留意するものとする。

(1) 物資受入れの基本方針

- ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- イ 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。
- ウ 物資の梱包は、単一の物資について行うものとする。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包すると、仕分け等の余分な手間が必要となるため、そうした梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとする。

(2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

ア 災害時には、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。

そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。

イ なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

(3) 受入体制の広報

町は、円滑な義援物資の受入のため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

- ア 必要としている物資とその数量
- イ 義援物資の受付窓口
- ウ 義援物資の送付先、送付方法
- エ 個人からは、原則義援金として受付
- オ 一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、町は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努める。

## 第48節 LPガス応急対策計画

### 1 目的

この計画は、災害時におけるLPガスの供給確保及びLPガス施設の早期復旧を図ることを目的とする。

### 2 実施責任者

県LPガス協会は、その必要度、緊急度及び公共性に応じ迅速な復旧活動を実施して、LPガス供給の確保を図る。

### 3 LPガスの応急供給

町は、LPガスの応急供給の必要性を認めたときは、「緊急用LPガスの調達に関する協定書」に基づき、県LPガス協会に直接又は県を通じてLPガスの供給要請を行うものとする。

## 第49節 水道施設応急対策計画

### 1 目的

この計画は、風水害等により水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して水道施設の早期復旧により飲料水等生活用水の確保を図ることを目的とする。

### 2 実施責任者

水道管理者（町長）は、災害により水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、応急復旧を行うものとする。

また、町で対処できないときは、「災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定書」に基づき他市町村又は県等に応援を要請する。

### 3 応急対策

水道管理者（町長）は、速やかに次の措置をとるものとする。

- (1) あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により要員を確保する。
- (2) 直ちに水源地、浄水場、配水池、管路の被害状況の調査、点検を実施する。
- (3) 応急復旧に必要な資機材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。
- (4) 緊急度に応じ速やかな応急復旧を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の水道事業者に応援を要請する。
- (5) 施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。また、水道施設の復旧には相当の期間を要する可能性が高いことから、各家庭での節水協力などについても併せて広報を行う。

## 第50節 下水道施設応急対策計画

### 1 目的

この計画は、風水害等により下水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して下水道施設の早期復旧を図るとともに、二次災害の発生を防止することを目的とする。

### 2 実施責任者

下水道管理者（町長）は、災害により下水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては応急復旧を行うものとする。

### 3 応急対策

下水道管理者（町長）は、速やかに次の措置をとるものとする。

- (1) あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制による要員を確保する。
- (2) 直ちに管きょ・ポンプ場・終末処理場の被害状況の調査、点検を実施する。
- (3) 応急復旧に必要な資機材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。
- (4) 緊急度に応じ速やかに応急復旧を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の下水道管理者に応援を要請する。
- (5) 施設復旧に際しては相当の期間を要する可能性が高いが、下水道施設台帳等の活用により可能な限り早期の復旧に努めるものとする。
- (6) 施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。



## 第4章 災害復旧計画

災害復旧・復興計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業対策の計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して作成し早期実施を図るものとする。

### 第1節 公共施設災害復旧計画

災害復旧対策として町で実施するものは、概ね次の計画によるものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画  
(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号))
  - (1) 河川災害復旧事業計画
  - (2) 海岸災害復旧事業計画
  - (3) 砂防設備災害復旧事業計画
  - (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - (5) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
  - (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
  - (7) 道路災害復旧事業計画
  - (8) 港湾災害復旧事業計画
  - (9) 漁港災害復旧事業計画
  - (10) 下水道災害復旧事業計画
  - (11) 公園災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画  
(農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号))
- 3 都市災害復旧事業計画  
(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)
- 4 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画  
(水道法(昭和32年法律第177号)、下水道法(昭和33年法律第79号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号))
- 5 社会福祉施設災害復旧事業計画  
(生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、売春防止法(昭和31年法律第118号))
- 6 公立学校施設災害復旧事業計画  
(公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号))
- 7 公営住宅災害復旧事業計画  
(公営住宅法(昭和26年法律第193号))
- 8 公立医療施設災害復旧事業計画  
(医療法(昭和23年法律第205号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号))
- 9 その他の災害復旧計画

## 第2節 災害復興計画

### 1 目的

この計画は、速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、著しい被害を受けた被災地域の円滑な社会経済活動及び被災者の生活安定を一刻も早く推進することを目的とする。

### 2 災害復興の進め方

災害復興においては、被災地域の再建は、都市構造や地域産業基盤の改変を要し、住民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となることから、応急対策の段階から復興計画の策定に着手するものとし、これを迅速かつ効果的に実施するために、おおむね次の手順で行うものとする。

#### (1) 復興対策組織・体制の整備

ア 被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制から災害復興の体制へ円滑に移行できるよう、町は必要に応じて災害復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。

イ 災害復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。

ウ 災害復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

#### (2) 復興基本方針の決定

町は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。

#### (3) 復興計画の策定

ア 町は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに、計画的に復興を進めるものとする。

イ 計画作成に当たっては、関係機関と調整を図りながら、既存の他の計画・事業等との整合性を図りつつ実施するものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。

ウ 復興計画の策定準備段階に当たっては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、必要に応じて次の取り組みを実施する。

(ア) 被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等への意見募集

(イ) 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

(ウ) 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

エ 復興計画の構成例を以下に示す。

(ア) 基本方針

(イ) 基本理念

(ウ) 基本目標

(エ) 施策体系

(オ) 復興事業計画 等

想定される事業分野（生活、住宅、保健・医療、福祉、教育・文化、産業・雇用、環境、都市及び都市基盤等）

#### (4) 復興事業の実施

町は、復興事業の実施当たっては、住民の合意を得つつ、国、県、他市町村の密接な連携・調整のもと、円滑な事業遂行に努めるものとする。

#### (5) 復興事業の点検

復興事業の推進は長期にわたることから、町は、復興事業の実施中又は実施後において、定期的に住民生活の復興状況やニーズとの乖離等について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更又は支援事業の実施を行うものとする。



#### (6) 分野別緊急復興計画の策定

上記に記載する復興計画のほか、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要かつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、復興計画の策定と平行して、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。

### 3 留意事項

町は、計画的な復興を進めるために、次の事項に留意するものとする。

#### (1) 事前復興対策（復興手順の明確化、基礎データの整備）

災害復興に当たっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な作業を処理する必要があるため、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備等事前に確認、対応が可能なものについてはあらかじめ把握しておくものとする。

#### (2) 住民の合意形成

地域復興の主体はその地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業、施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。この際、女性や高齢者の視点等、多様な視点が反映されるよう、意見反映の方法に配慮する必要がある。

また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

#### (3) 技術的、財政的支援の要請

町は、円滑な復興対策が実施できるよう、必要に応じて県に対して技術的、財政的支援等を要請するものとする。

### 4 資金計画

町は、災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとする。措置の概要は次のとおりである。

(1) 災害関係経費に係る資金需要を迅速、的確に把握する。

(2) 一時借入金及び起債の前借等により、災害関係経費を確保する。

(3) 地方交付税の繰上げ交付を国へ要請する。

(4) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。

(5) 激甚災害が発生した場合には、災害状況をすみやかに調査、把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づく激甚災害にかかる財政援助措置」による激甚災害として指定されるよう資料の整備、関係機関への要望等その措置を行う。

### 5 暴力団の復旧・復興事業への参入の実態把握と排除

町は、復旧・復興事業への暴力団等の参入・介入を防ぐため、平素から公共工事等における暴力団排除規定を整備するとともに、災害時応援協定における暴力団排除条項の規定整備に努めるものとする。

